

第3期

高知県

教育振興基本計画



改訂版



令和3年3月
高知県教育委員会

第3期高知県教育振興基本計画の改訂にあたって

今年度からスタートした第2期教育等の振興に関する施策の大綱（第2期教育大綱）及び第3期高知県教育振興基本計画（第3期基本計画）においては、第1期の教育大綱・第2期の基本計画の基本理念を継承しつつ、それぞれの取組の成果と課題を踏まえ、「チーム学校の推進」や「厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実」などのさらなる強化を図るとともに、「デジタル社会に向けた教育の推進」を新たに加えた6つの基本方針と「不登校への総合的な対応」「学校における働き方改革の推進」の2つの横断的な取組のもと、114の事業を積極的に推進してまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の臨時休業や「学校の新しい生活様式」の徹底など、学校や子どもたちを取り巻く環境は大きく変わることとなり、学校現場においては、児童生徒の心身のケアに配慮しながら、感染拡大防止対策や授業時間数の確保、行事の精選などに取り組んでいただきました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中であっても、子どもたちが安定した学校生活を送りながら、調和のとれた知・徳・体を育み、生きる力を身につけることができるよう、知事と教育委員会とが協議を重ね、第2期教育大綱が令和3年3月に改訂されました。この改訂を踏まえ、事業の実施計画等を加えたうえで、第3期基本計画についても改訂を行ったところです。

今回の改訂では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、

- ①デジタル技術を活用した「学校の新しい学習スタイル」の構築
- ②多様な子どもたちの社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実
- ③不登校への重層的な支援体制の強化
- ④系統的な体力・運動能力の育成に向けた取組強化
- ⑤きめ細かな指導体制の整備と学校における働き方改革

の5つの柱を中心として取組の強化を図っていくこととしています。

特に、「学校の新しい学習スタイル」の構築では、新型コロナウイルス感染症への対応にも有効な1人1台タブレット端末を活用し、授業や放課後学習等に活用できるデジタル教材などを備えた県独自の「学習支援プラットフォーム」の運用を4月から開始することとしており、個々の学ぶ力を引き出し、主体的・対話的で深い学びを実現するとともに、ICTの活用による「学校における働き方改革」を推進します。

また、コロナ禍により経済情勢が厳しさを増す中、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るために、多様な子どもたちの社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育を充実させてまいります。具体的には、中学校段階から、職業に必要な能力・資格や進学時の経済支援制度を理解し、自立に向けた進路が選択できるように進路指導を充実することや、スクールソーシャルワーカーと市町村児童福祉担当部署との連携強化などに取り組んでまいります。

県教育委員会としては、今回の改訂を踏まえた施策を効果的に実施し、基本理念の実現や新型コロナウイルス感染症にしっかりと対応していくため、各学校や市町村教育委員会と緊密に連携し、また、保護者や地域の皆様にご理解をいただきながら、本県の教育の質の向上を図ってまいります。

第3期高知県教育振興基本計画（改訂版） 目次

第1章 第3期高知県教育振興基本計画の策定について	1
1 第3期計画の位置付け	
2 第3期計画の期間	
3 第3期計画の進捗管理	
第2章 高知県の教育等の現状と課題	2
1 第2期高知県教育振興基本計画（H28～R元年度）に基づく取組の成果・課題	
（1）第2期高知県教育振興基本計画の概要	
（2）基本目標の達成状況	
（3）5つの取組の方向性に基づく主な施策の分析・評価	
2 子どもたちの知・徳・体の状況について	
3 社会の状況	
（1）人口減少、少子化、高齢化の進行	
（2）児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について	
（3）新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響について	
（4）子どもたちを取り巻く厳しい環境について	
（5）デジタル技術の進展と超スマート社会の到来	
（6）参考：主な国の教育改革の動き	
第3章 基本理念と基本目標	24
1 基本理念 ～目指すべき人間像～	
2 基本目標（知・徳・体）	
第4章 基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組	27
1 概要	
2 各基本方針・横断的取組の概要	
第5章 基本方針ごとの施策	35
基本方針 チーム学校の推進	
- 1 チーム学校の基盤となる組織力の強化	36
- 2 チーム学校の推進による教育の質の向上	43
基本方針 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実	
- 1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実	54
- 2 特別支援教育の充実	61
基本方針 デジタル社会に向けた教育の推進	
- 1 先端技術の活用による学びの個別最適化	64
- 2 創造性を育む教育の充実	68
基本方針 地域との連携・協働	
- 1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興	71
- 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	74
基本方針 就学前教育の充実	
- 1 就学前教育・保育の質の向上	77
- 2 親育ち支援の充実	80
基本方針 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保	
- 1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり	82
- 2 文化財の保存・活用	86
- 3 児童生徒等の安全の確保	87
横断的取組	
1 不登校への総合的な対応	90
2 学校における働き方改革の推進	95
第6章 事業実施計画	99
1 事業一覧	100
2 事業実施計画	106
参考資料	223

第1章 第3期高知県教育振興基本計画の策定について

1 第3期計画の位置付け

この第3期高知県教育振興基本計画（以下「第3期計画」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものです。

第3期計画では、平成28年3月策定の第2期高知県教育振興基本計画に基づく取組の成果や課題、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき令和2年3月に定められた本県の「第2期教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第2期大綱」という。）の内容等を踏まえて、高知県教育委員会が所管する施策の具体的な事業計画（何を、いつ、誰が、どのような形で実施していくのか）までを定めました。

2 第3期計画の期間

第3期計画の期間は、第2期大綱の期間に合わせて、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

3 第3期計画の進捗管理

第3期計画に掲げた施策の進捗状況等については、第3章の基本目標の達成状況や第5章の施策群ごとの指標を毎年度点検・検証しながら、高知県教育振興基本計画推進会議において協議、確認を行います。

なお、第3期計画に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 第2期高知県教育振興基本計画（H28～R元年度）に基づく取組の成果・課題

（1）第2期高知県教育振興基本計画の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により平成27年度から設けられた総合教育会議において、本県の教育課題の解決に向けた真に有効な対策を打ち出すため、知事と教育委員会が議論を積み重ねたうえで、平成28年3月に「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第1期大綱」という。）が策定されました。県教育委員会では、この第1期大綱の内容を踏まえるとともに、「教育振興基本計画検討委員会」において教育関係者等のご意見をお聞きしたうえで、より具体的な事業計画等を盛り込んだ「第2期高知県教育振興基本計画」（以下「第2期計画」という。）を平成28年3月に策定しました。

この第2期計画については、毎年度、PDCAサイクルによる進捗状況のチェックを行うとともに国の教育改革の動向等も勘案して見直しを行うこととしており、平成28年度から令和元年度までの4年間、3度の改訂により施策の充実・強化を図りながら、基本理念の実現に向けて取組を推進してきました。

第2期高知県教育振興基本計画（H28～R元年度）

基本理念 ～目指すべき人間像～

- ・学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
- ・郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

基本目標

< 知の分野 >

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

< 徳の分野 >

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する
- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

< 体の分野 >

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

5つの取組の方向性

チーム学校の構築

厳しい環境にある子どもたちへの支援

地域との連携・協働

就学前教育の充実

生涯学び続ける環境づくり

(2) 基本目標の達成状況

第2期計画（H28～R元年度）の基本目標の状況は以下のとおりです。

基本目標の結果（R2.3月時点）

< 知の分野 >

- ・ 小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
 - ▶ R元年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）
小学校：国 + 0.2 算 + 1.7 中学校：国 - 2.0 数 - 1.7 英 - 3.6
- ・ 高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
 - ▶ 学力定着把握検査結果（R元年度3年生4月）：24.2%
- ・ 高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする
 - ▶ H30年度卒業生に占める進路未定者の割合：5.5%

< 徳の分野 >

- ・ 生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する
 - ▶ H30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（ ）は全国平均）
1,000人あたりの不登校児童生徒数：小・中 20.9人（16.9人）高 17.1人（16.3人）
1,000人あたりの暴力行為発生件数：小・中・高 10.5件（5.5件）
中途退学率：高 1.7%（1.4%）
- ・ 全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る
 - ▶ R元年度全国学力・学習状況調査結果（肯定的な回答をした割合（ ）は全国平均との差）
「自分には、よいところがあると思う」小学校 82.7%（+1.5）中学校 73.6%（-0.5）
「将来の夢や目標を持っている」小学校 84.4%（+0.6）中学校 74.3%（+3.8）
「学校のきまり（規則）を守っている」小学校 90.7%（-1.6）中学校 96.3%（+0.1）

< 体の分野 >

- ・ 小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる
 - ▶ R元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（数値はT得点（全国平均=50）
小学校：男子 49.3 女子 50.0 中学校：男子 49.9 女子 48.8

(3) 5つの取組の方向性に基づく主な施策の分析・評価

第2期計画の主な施策の検証結果の概要を、取組の方向性ごとに以下にまとめます。

チーム学校の構築	
概要	<p>学校の組織力を高めながら、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実等を図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進</p>
これまでの主な取組と成果	<p>学校の組織マネジメント力の強化 →各学校の学校経営計画に基づく組織マネジメントに対するアドバイザーの訪問指導等により、検証・改善のサイクルへの理解が進み、学力向上などの成果につながった学校が増加 ・学校経営アドバイザーによる全小・中学校への訪問指導・助言：各校年2回以上 ・学校支援チームによる高等学校への訪問指導・助言（H30～）：35校 年4回以上（管理職対象）</p> <p>学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築 →「教科のタテ持ち」や「教科間連携」を導入した中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善の取組が充実。小学校には令和元年度より「メンター制」を導入 ・中学校：学校規模に応じたOJTの仕組み（「教科のタテ持ち」、「教科間連携」等）を全校に導入（R1） ・小学校：経験豊富な教員が助言者として若年教員を指導しながらチームで学び合う「メンター制」を導入（指定校25校）（R1）</p> <p>高等学校における基礎学力の定着に向けた組織的な取組の充実 →学校支援チームによる訪問指導の実施等により、公開授業や研究協議の機会が増加し、授業改善に対する教員の意識が向上 ・学校支援チームによる訪問指導・助言（H30～）：35校 延べ698回訪問（R1） ・学習支援員の配置（進学に重点を置く5校除く、市立含む）：30校 延べ78名（R1）</p> <p>生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築 →校内支援会の実施率やSC等の外部専門家の活用率等も増加しており、支援を要する児童生徒への組織的かつ計画的な支援が充実 ・校内支援会 月1回以上実施率：小85.3% 中87.9% 高72.2%（R1） ・校内支援会における専門家の活用率：小100.0% 中99.1% 高100.0%（R1）</p> <p>体育授業の改善・健康教育の充実 →副読本や指導教材の活用による授業改善や教員の指導力向上に向けた研修会の充実、指導主事による課題校への訪問等の取組により各学校における体育・健康教育の取組が充実 ・健康教育副読本の活用率：小100% 中100% 高100%（R1）</p> <p>特別支援教育の充実 →小・中・高等学校において「個別の指導計画」等を活用した組織的・継続的な支援が充実 ・「個別の指導計画」の作成率：小81.4% 中69.1% 高60.3%（R1）</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな時代に必要となる教育の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの充実や、そのためのOJTの充実、教員の働き方改革の推進など、各学校におけるチーム学校としての組織マネジメント力の一層の向上が必要 ・少しでもリスクがあると思われる児童生徒の情報が校内支援会にあがり、早期支援の実施につながる仕組みの充実が必要 ・障害の状態の多様化が見られる中、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上、より早期からの指導・支援の体制づくりが必要

厳しい環境にある子どもたちへの支援	
概要	<p>就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援し、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を徹底</p>

これまでの主な取組と成果	<p>保護者の子育て力向上のための支援の充実</p> <p>→ほぼ全ての園で基本的な生活習慣の定着に向けた取組が行われており、「早寝早起き朝ご飯」を意識して取り組む保護者が増えたと感じている園が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣の重要性に関する保護者の理解促進に向けた取組 保育所・幼稚園等における保護者対象の学習会の開催率：99.3%（R1） 生活リズムカレンダー等を活用した園の取組の実施率：99.7%（R1） <p>保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実</p> <p>→保育所・幼稚園等で保育者や地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを進める多機能型保育支援事業実施園では、民生委員等地域と連携した活動が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機能型保育支援事業実施箇所数：H28 2 か所 R1 13 か所 各園で段階を踏んで事業内容の充実を図れるよう、補助要件を3段階に分けて設定（R1） <p>放課後等における学習の場の充実</p> <p>→ほぼ全ての小・中学校区で放課後等の学習支援が実施されるようになり、学力に課題のある児童生徒への個別の支援が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等学習支援員の配置：小学校 111 校 231 名、中学校 70 校 204 名（R1） ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室における学習支援実施率：98.1%（R1） <p>専門人材、専門機関との連携強化</p> <p>→心の教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザー等を配置したことにより、さまざまな問題に対し適切に対応し、解決まで寄り添うための機能が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の教育センターへの高度な専門性を持つ SC・SSW の配置：H28 5 名 H29～R1 7 名 ・心の教育センターの相談支援受理件数（来所・出張・巡回相談）：H27 269 件→R1 413 件 <p>→不登校対策チームの派遣により、各学校における取組状況や課題を迅速かつ適切に把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校出現率の高い学校への訪問、支援（各学校2回以上）：22 校（R1） <p>欠食がみられる子どもへの支援</p> <p>→食事提供活動を行う団体・学校は、徐々にではあるが増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア等による食事提供活動への支援 食事提供活動を行うボランティアの募集・決定、食材及び食育資料の提供など 食事提供活動の実施状況：H29 3 団体、4 校 R1 8 団体、10 校
--------------	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した活動の充実に向け、多機能型保育支援事業の実施園を拡大していくことが必要 ・不登校児童生徒をはじめ、支援が十分届いていない児童生徒や保護者への支援機能の強化が必要
----	---

	地域との連携・協働
概要	家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進や活動の充実など、学校と「 地域との連携・協働 」を積極的に推進

これまでの主な取組と成果	地域との連携・協働の推進 →地域学校協働本部やコミュニティ・スクール、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合が増加 ・地域学校協働本部設置校数：小 168 校、中 98 校、義務 2 校（R1） ・コミュニティ・スクール導入校数：61 校（R1） ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率（小学校）：96.3%（R1）
	地域全体で子どもを見守る体制づくり →地域学校協働本部の活動への民生・児童委員の参画率が増加するとともに、子どもの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」の設置数も着実に増加 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合：98.4%（R1） ・高知県版地域学校協働本部（H29～）の設置数：126 校（小 88 校、中 38 校）（R1）

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい環境にある子どもたちの見守り体制のさらなる強化が必要 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援の充実が必要
----	---

	就学前教育の充実
概要	専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「 就学前教育の充実 」に向けた取組を推進

これまでの主な取組と成果	保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立 →平成 28 年に「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を策定し、その活用について管理職研修や各園への訪問支援等を通じて周知・啓発を行ってきたことにより、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法に関する保育者の理解が促進 ・ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合：62.6%（R1）
	保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化 →キャリアアップ研修の実施等により研修受講者が増加傾向にあり、職責に応じた専門性や実践力の向上に向けた保育者の意識が向上 ・ステージ研修の受講園の割合：基礎研修 55.6%、主任・教頭研修 67.0%、所長・園長研修 65.0%（R1）
	保幼小の円滑な接続の推進 →ほとんどの小学校区において、保幼小の円滑な接続を図るためのカリキュラムの作成が完了 ・接続期カリキュラムの作成率：保育所・幼稚園等 94.0%、小学校 100%（R1）

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・指針・要領に沿った指導方法の確立に向けて、各園における組織的・計画的な保育の実践及び改善の取組の継続が必要 ・保幼小の円滑な接続に向け、地域の実態に応じた接続期カリキュラム等の実践・改善が必要 ・親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んだが、日常的・継続的な実践は不十分
----	--

	生涯学び続ける環境づくり
概要	社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするため、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備

これまでの主な取組と成果	<p>新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実</p> <p>→オーテピア高知図書館は、県民の「知りたい、学びたい」に応える情報拠点として、多くの方が利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーテピア開館後の状況（R1 累計）：来館者数 1,775,834 人、個人貸出数 1,780,360 冊 <p>南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進</p> <p>→県立学校施設の構造体の耐震化については、平成 30 年度で全て完了。平成 28 年度から取り組んだブロック塀の改修は令和元年度に完了。体育館（避難所）の非構造部材の耐震対策は、令和元年度から工事が本格化し概ね計画どおり進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の耐震対策 <ul style="list-style-type: none"> ブロック塀の改修：対象 36 校 H28～R1：36 校完了 体育館の天井材等の落下防止及びガラス飛散防止対策：対象 40 校 H28～R1：17 校完了 <p>県立学校の振興の推進（中山間地域の小規模校の学習環境の充実）</p> <p>→中山間地域の小規模高等学校において遠隔教育システムの活用が進んできており、実施した補習等は受講した生徒からも好評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校間をつないだ遠隔教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> 教育課程に位置付けた教科・科目の授業や補習、県内外の学校との生徒交流、教員研修での活用（7 校） ・教育センターを配信拠点とした遠隔教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の小規模高等学校における遠隔教育システムの活用：全 10 校で活用（R1） 各校のニーズに応じて進学補習講座等を実施 <p>教育の情報化の推進</p> <p>→県立学校及び市町村（小・中学校）に統合型校務支援システムを導入し、教員の働き方改革の推進に加え、小・中・高の校種間でのデータ連携など児童生徒の個別指導に活用できる基盤システムを構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムの導入状況 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校：H29 全校導入完了 市町村（小・中学校）：R1 26 市町村に導入（R2 全市町村に導入）

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたって学び続ける環境づくりに向け、県民の多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、情報提供機能の強化が必要 ・ヘルメットの着用など、自転車の安全利用に対する子どもたちの意識のさらなる向上が必要 ・校務支援システムの多様な機能の活用による校内の業務改革や、蓄積される学力データの学習指導への活用など、効果的な活用を徹底していくことが必要
----	--

2 子どもたちの知・徳・体の状況について

(1) 知の状況について

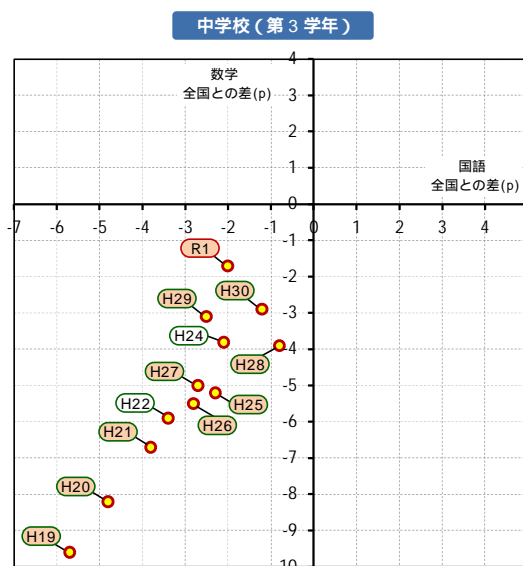
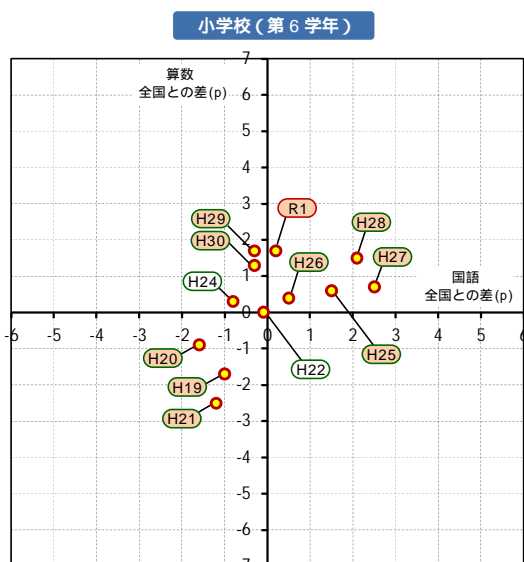
小・中学校の学力の状況について

小・中学校の学力の状況は、全国学力・学習状況調査が始まった平成 19 年度からは改善傾向にあります。

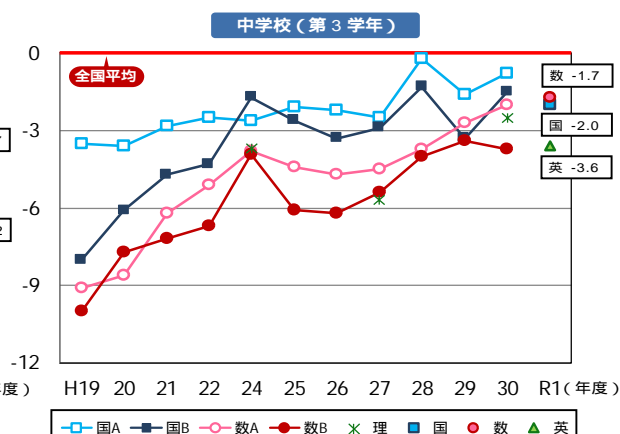
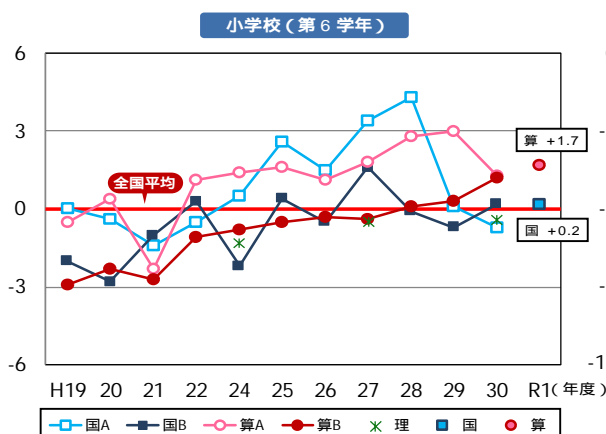
小学校は、近年、国語の知識・技能の定着に伸び悩みが見られますが、令和元年度の調査結果では引き続き全国上位に位置しています。中学校は、国語・数学ともに改善傾向を維持し、令和元年度の調査結果では全国平均まであと一歩という状況にあります。英語については全国平均との差がやや大きくなっています。

全国学力・学習状況調査結果(H19～R1年度)

本県と全国の平均正答率の差



本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)



平成 22・24 年度は抽出調査、平成 23 年度は東日本大震災の影響により、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施
令和 1 年度は、A 問題(主として「知識」に関する問題)と B 問題(主として「活用」に関する問題)を一体的に問う調査となった。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による全国学力・学習状況調査の中止に伴い、高知県学力定着状況調査の結果より子どもたちの知の状況を把握することとしました。その結果、小・中学校ともに、多くの教科で前年度と同等もしくは、それ以上の平均正答率となっており、前年度と同水準といえます。

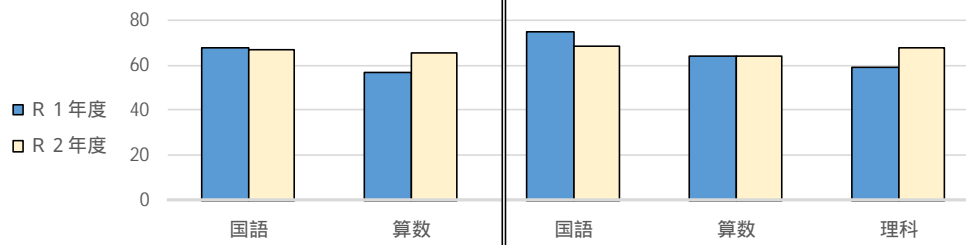
なお、目的に応じて複数の情報から正しい情報を根拠として読み取り、原因や結果を説明したり、解決方法の構想を立てたりすることに課題が見られました。

高知県学力定着状況調査結果（R1，R2年度）

本県の平均正答率

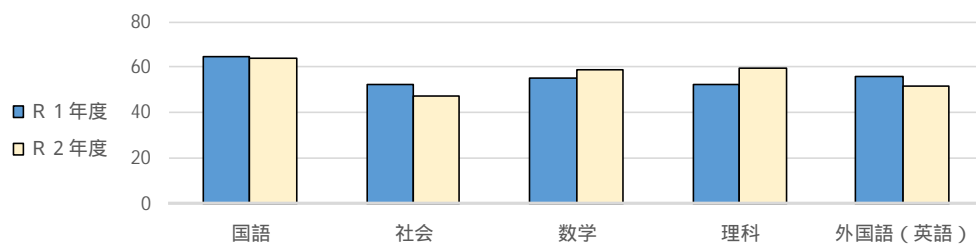
小学校

学年		小学校第4学年		小学校第5学年		
教科		国語	算数	国語	算数	理科
正答率 (%)	R1年度	67.5	56.7	75.3	64.3	59.1
	R2年度	66.7	65.8	68.2	64.0	67.9

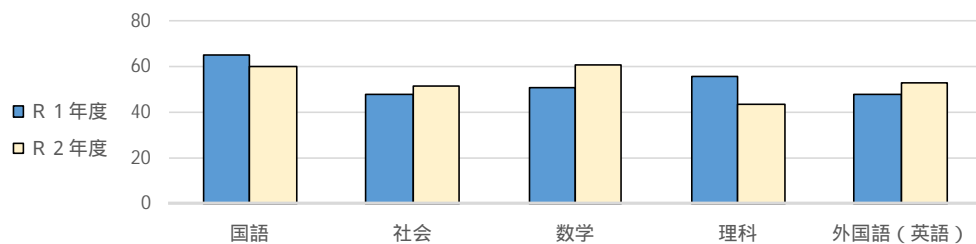


中学校

学年		中学校第1学年				
教科		国語	社会	数学	理科	外国語（英語）
正答率 (%)	R1年度	64.4	52.6	54.9	52.5	56.2
	R2年度	64.2	47.6	58.5	59.9	51.3



学年		中学校第2学年				
教科		国語	社会	数学	理科	外国語（英語）
正答率 (%)	R1年度	65.2	47.7	50.5	55.8	47.5
	R2年度	59.8	51.3	60.5	43.6	52.9



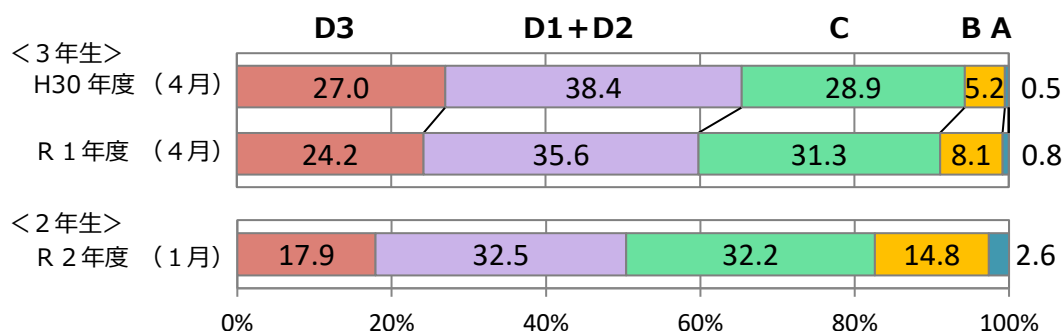
②高等学校の学力について

公立高等学校の学力の状況は、学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く県立高等学校 29 校のものをみると、学習内容が十分定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下、「D3層の生徒の割合」という。）は、令和2年度2年生1月実施で17.9%となっており、前年度の3年生4月実施の参考値と比べ減少しています。

令和2年度2年生（R1年度入学生）の傾向を教科別にみると、国語と英語については、高校での学習範囲の出題の割合が増加する2年生6月にD3層の生徒の割合が増加し、その後、2年生1月では、国語でD3層の生徒の割合が若干増加していますが、英語では例年同様減少しています。また、数学はほぼ例年どおりの動きとなっています。

■学力定着把握検査結果

◇2年生1月の3教科総合の結果（H30, R1年度3年生（4月）は参考値）

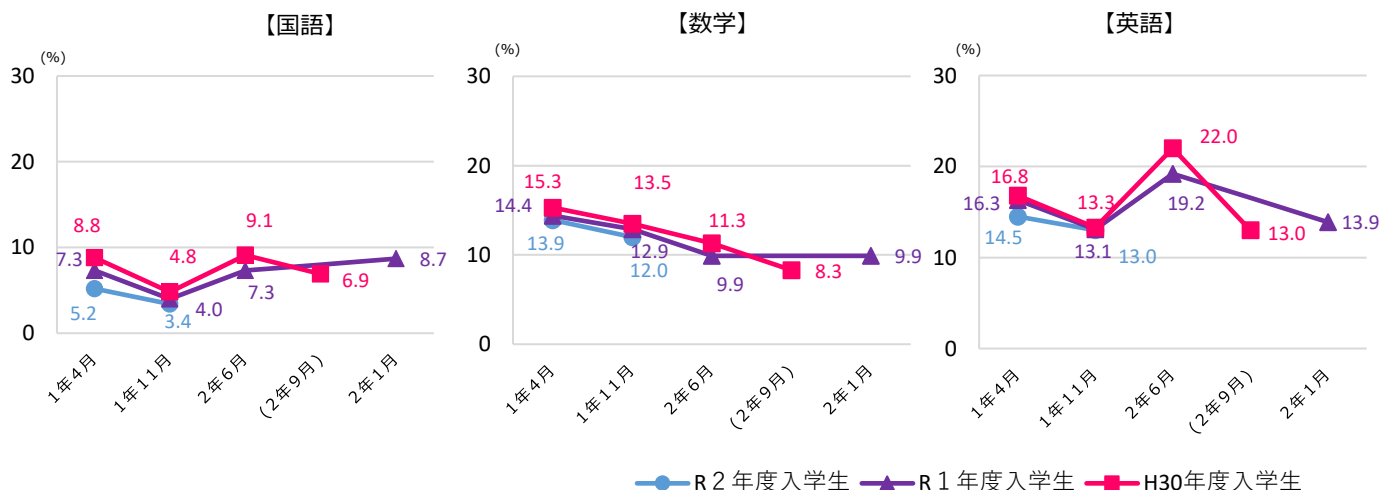


※数値は学力定着把握検査Ⅰ（29校）の結果（その他7校では別検査を実施）

※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり（なお、学力定着把握検査Ⅰにおける学習到達ゾーンの最高値はA2であり、A1～S1は存在しない）

学習到達ゾーン (GTZ)	進路選択肢	
	進学	就職
Sゾーン	S1～S3 難関大学合格レベル（最難関大学はS1）	上場企業等の大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
Aゾーン	A1～A3 国立大学合格レベル	
Bゾーン	B1 公立大学合格レベル（一般入試）	
	B2～B3 国公立大学の推薦入試に合格可能で、私立大学の一般入試では選択肢が広がるレベル	
Cゾーン	C1～C3 私立大学・短期大学・専門学校の一般入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
Dゾーン	D1 上級学校に進学することはできるが、授業についていけず、苦勞する学生が多い	就職試験に必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をするうえで支障が出ることが多い 筆記試験が課される企業では不合格になることが多い
	D2	
	D3	

◇教科別にみたD3層の占める割合の推移（2年生）



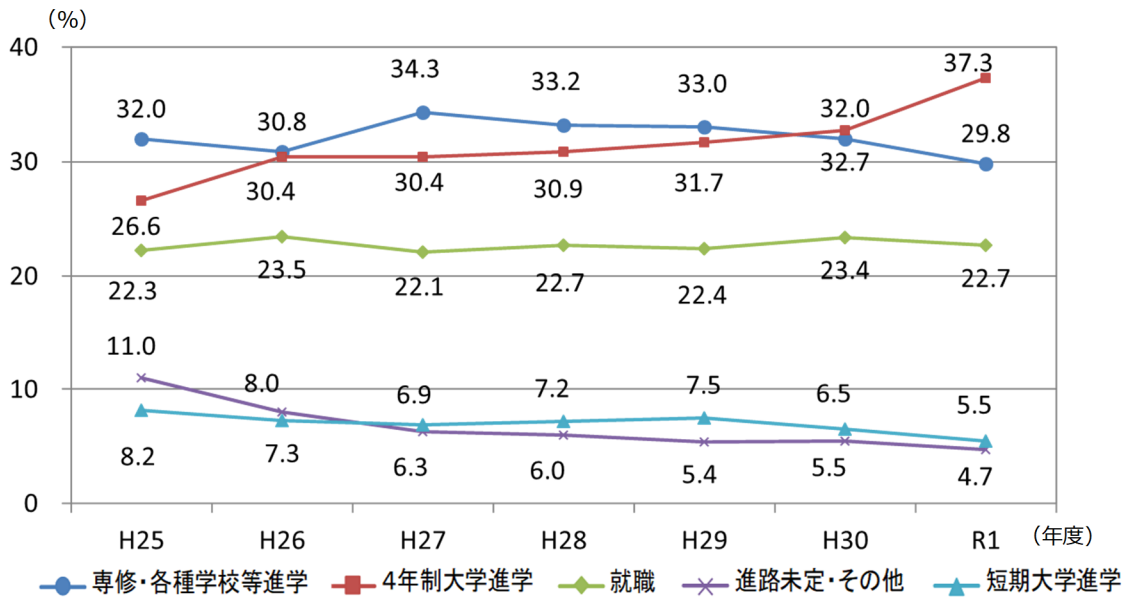
県高等学校課調査（国の「高校生のための学びの基礎診断」の認定を受けた測定ツールを活用）

公立高等学校卒業者の進路の状況については、進路未定で卒業する生徒の割合は減少傾向にあり、平成 25 年度の 11.0%から令和元年度は 4.7%と半減以上しています。

4 年制大学の進学者の割合は、徐々にではありますが着実に増加しており、令和元年度は 37.3%となっています。

さらに、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、近年は 60%を超えています。

公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の進路状況

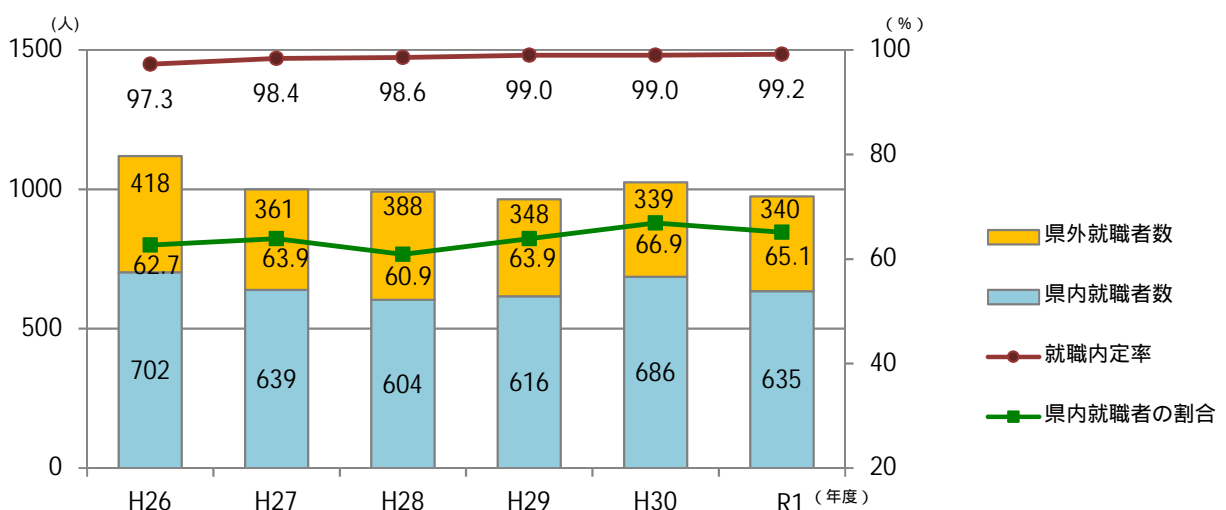


※就職率・進学率は、公立高校卒業生全体に占める割合

進路未定には、具体的な進学・就職先が未定の生徒、パート・アルバイト等の生徒も含む

県高等学校課調査

公立高等学校卒業者（全日・定時制）の就職の状況



県高等学校課調査

(2) 徳の状況について

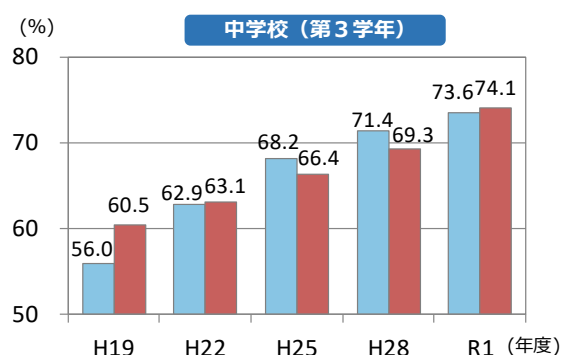
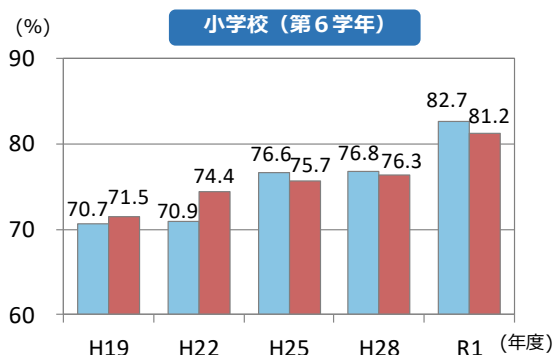
全国学力・学習状況調査（児童・生徒質問紙調査）において、肯定的な回答を行った児童生徒の割合は、いずれの項目においても平成19年度の調査結果と比較して、小・中学校ともに増加しています。

しかしながら、「将来の夢や目標を持っている」で肯定的な回答を行った児童生徒の割合は、全国平均を上回っているものの、やや減少してきています。

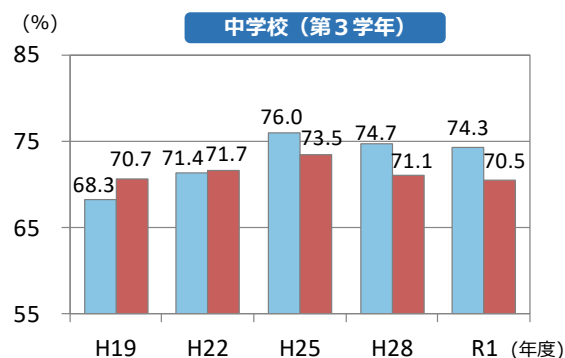
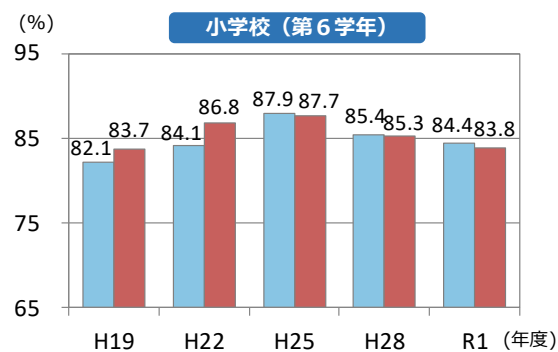
■全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査結果抜粋（H19,22,25,28,R1年度）

※各質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合（%）

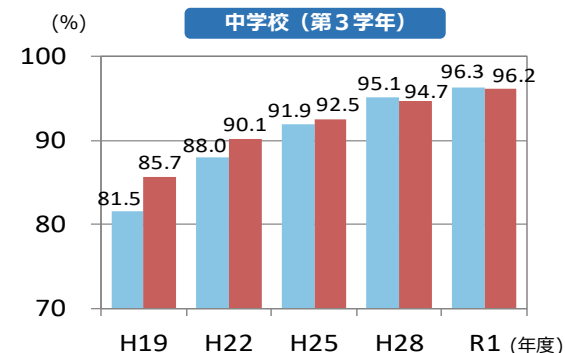
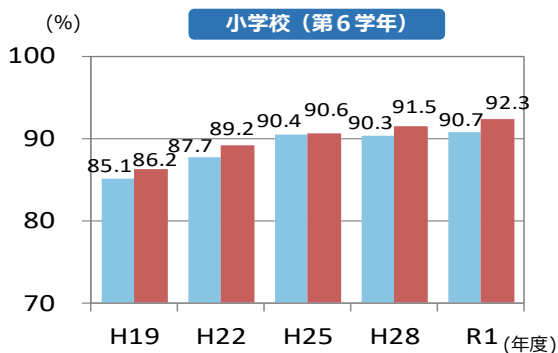
◇自分にはよいところがある



◇将来の夢や目標を持っている



◇学校のきまり（規則）を守っている



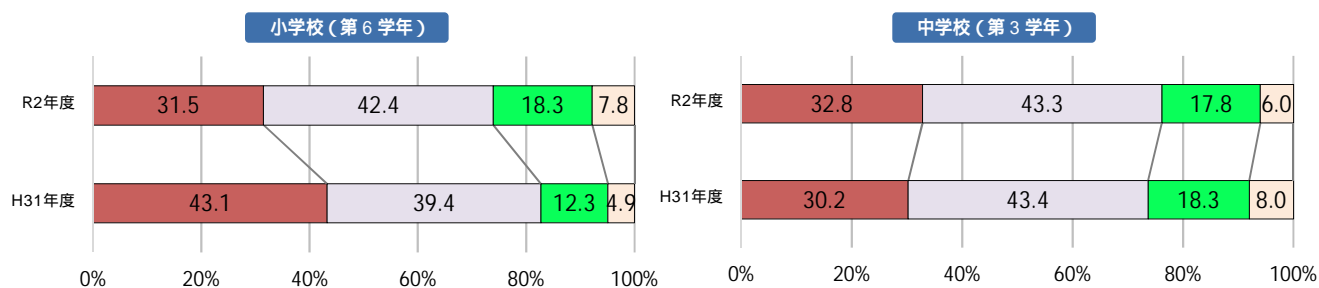
令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による全国学力・学習状況調査(児童・生徒質問紙調査)の中止に伴い、高知県児童生徒学習状況調査の結果より子どもたちの徳の状況を把握することとしました。その結果、調査実施時期が異なるため、単純に経年比較はできないものの、小学校では全ての項目において、肯定的な回答を行った児童の割合が減少しています。また、中学校は、同水準といえます。

令和2年度高知県児童生徒学習状況調査(R2.11月実施)結果

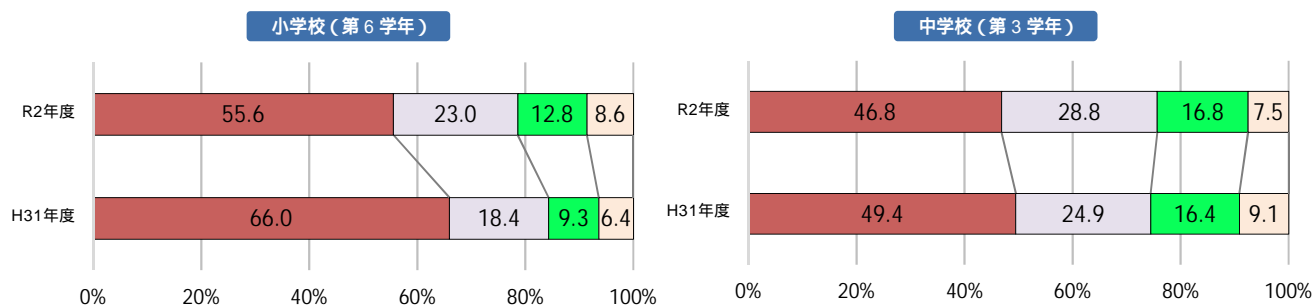
比較年度のH31年度は、全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査(H31.4月実施)結果

1 当てはまる 2 どちらかといえば、当てはまる どちらかといえば、当てはまらない 当てはまらない

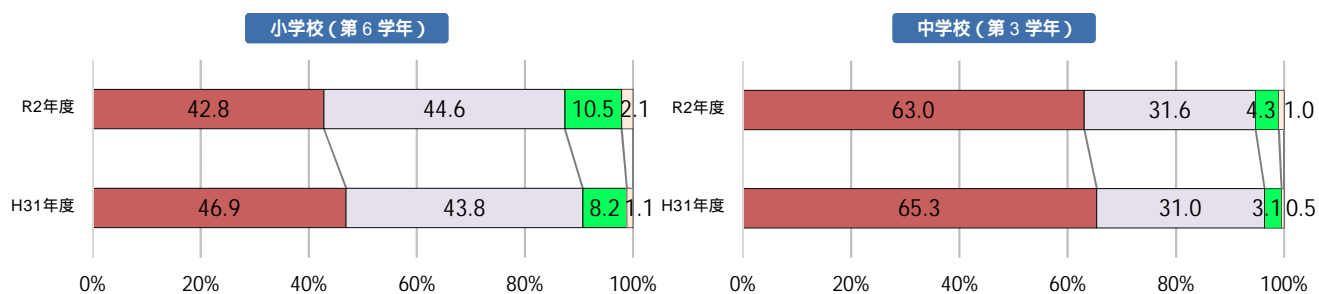
自分にはよいところがある



将来の夢や目標を持っている



学校のきまり(規則)を守っている



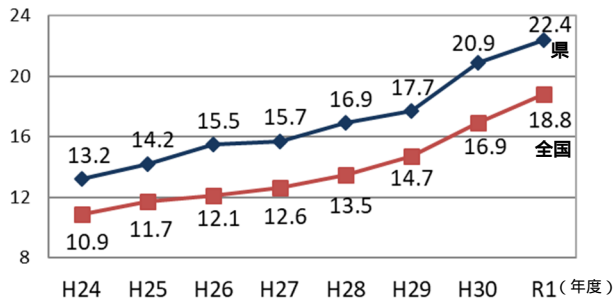
生徒指導上の諸課題の状況については、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果をみると、1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小・中学校は、高知県、全国ともに増加しています。高等学校も、平成28年度以降増加傾向にあります。

高校生（国公立）の中途退学率は、全国平均を上回っているものの、近年は着実に減少しています。

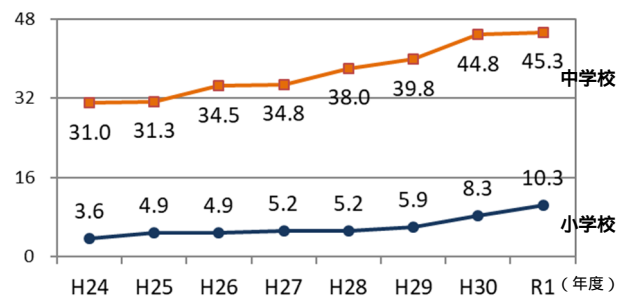
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（H24～R1年度）

不登校 数値は1,000人あたりの不登校児童生徒数（人）

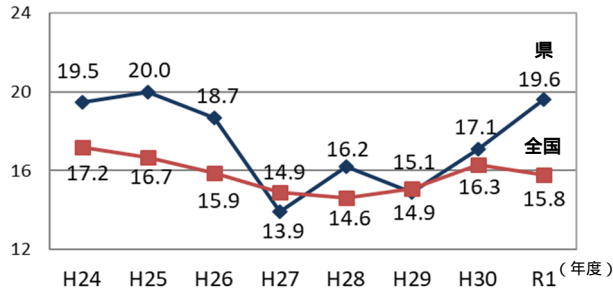
小・中学校（国公立）



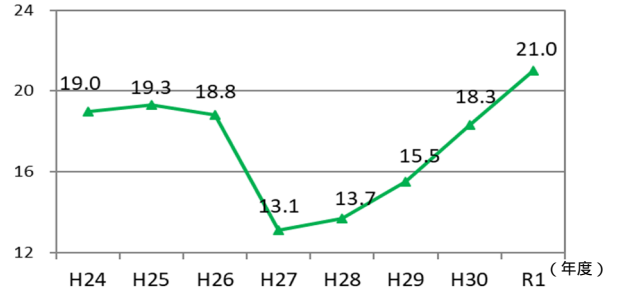
高知県国公立小・中学校（校種別）



高等学校（国公立）

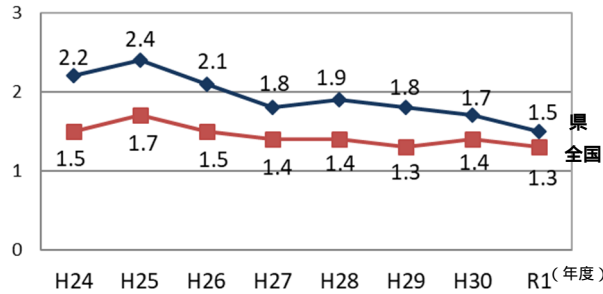


参考 高知県公立高等学校

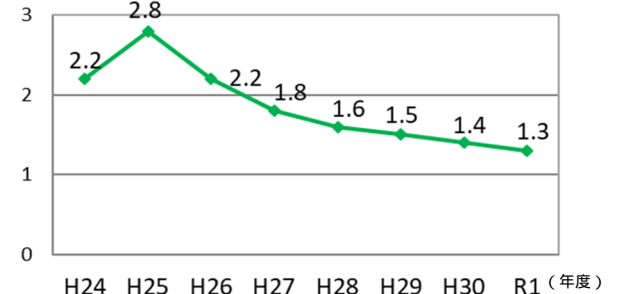


中途退学 数値は%

高等学校（国公立）

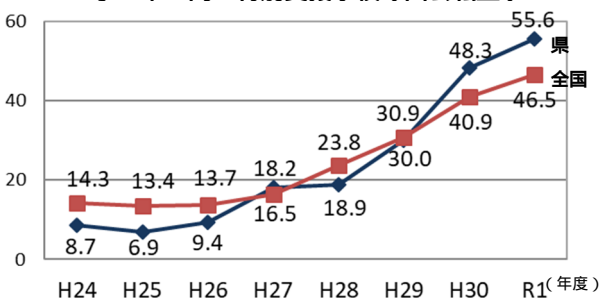


参考 高知県公立高等学校



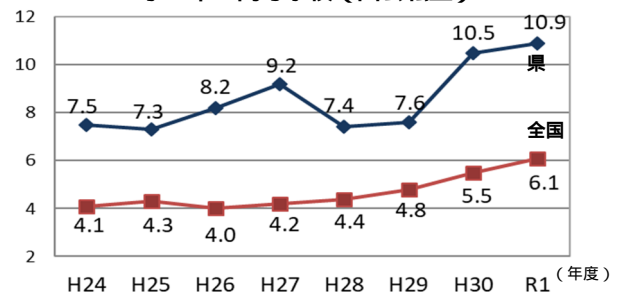
いじめ 数値は1,000人あたりの認知件数

小・中・高・特別支援学校（国公立）



暴力行為 数値は1,000人あたりの発件数

小・中・高等学校（国公立）



(3) 体の状況について

小・中学校の体力・運動能力については、平成 20 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は改善傾向にあります。

平成 27 年度の小学校は全国平均を上回ったことから、前大綱では全国上位を目標としていましたが、計画の期間（H28～R1 年度）においては、小・中学校、男女ともにほぼ全国水準に達したものの、継続的に全国平均を上回るまでには至っていません。

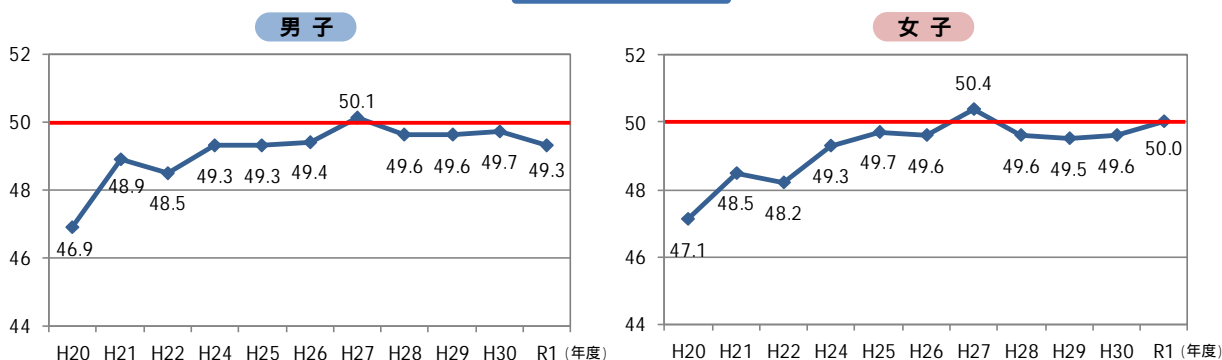
また、令和元年度総合評価で D E 群の児童生徒の割合は、小・中学校ともに、男子は 30% を超えています。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H20～R1 年度）

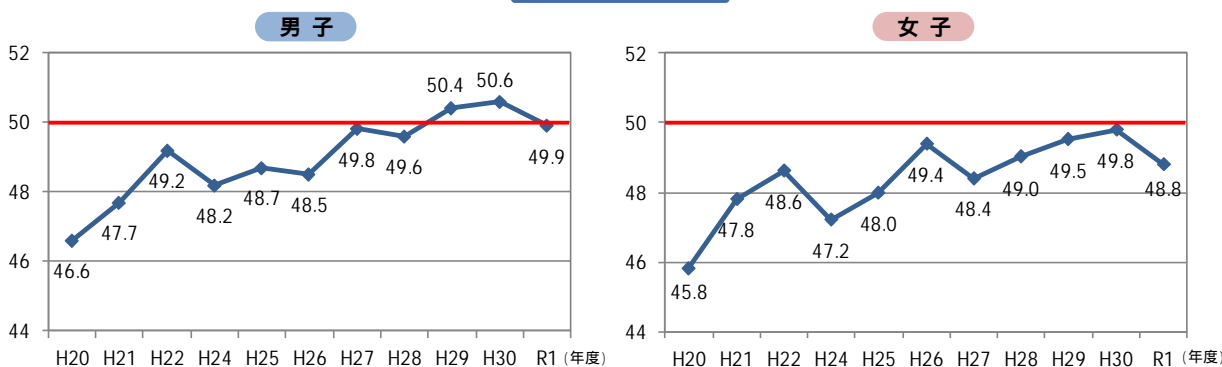
体力合計点（8 種目の実技の総合点）の推移

平成 23 年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施
数値は T 得点（全国平均 = 50）

小学校（第 5 学年）



中学校（第 2 学年）

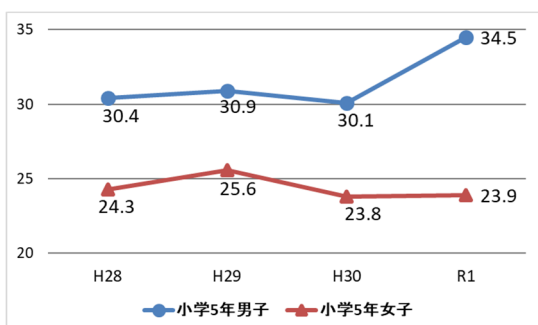


全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

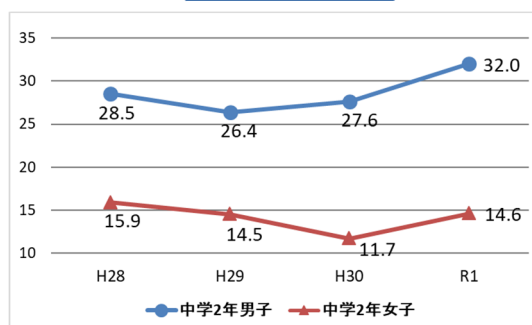
総合評価で DE 群の児童生徒の割合の推移（H28～R1 年度）

総合評価：体力テスト合計得点のよい方から ABCDE の 5 段階で評定した体力の総合評価

小学校（第 5 学年）



中学校（第 2 学年）



令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止に伴い、高知県体力・運動能力、生活実態等調査の結果より子どもたちの体の状況を把握することとしました。その結果、調査期間（6～12月）は異なるものの、小学校の体力合計点は、ほぼ前年度と同水準となっており、中学校では男子が0.7ポイント、女子が1.2ポイントの低下がみられました。

D E 群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値と比べると、小学校女子では減少していますが、小学校男子、中学校男女は増加しています。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（R1年度）

高知県体力・運動能力、生活実態等調査結果（R2年度）

体力合計点（8種目の実技の総合点）県結果の比較

小5	R1 (4～7月調査)	R2 (6～12月調査)
男子	53.0	52.9
女子	55.6	55.7

中2	R1 (4～7月調査)	R2 (6～12月調査)
男子	41.6	40.9
女子	48.9	47.7

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H28～R1年度）

高知県体力・運動能力、生活実態等調査結果（R2年度）

総合評価でD E 群の児童生徒の割合 県結果の比較（H28～R1年度の平均値、R2年度）

小5	H28～R1 過去4年間の平均値	R2 (6～12月調査)
男子	32%	35%
女子	24%	22%

中2	H28～R1 過去4年間の平均値	R2 (6～12月調査)
男子	29%	30%
女子	14%	16%

R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、全国調査中止

R2年度の県（任意）調査の対象者は、全種目実施者：小5：2,406名（46.0%）、中2：2,713名（63.4%）

3 社会の状況

(1) 人口減少、少子化、高齢化の進行

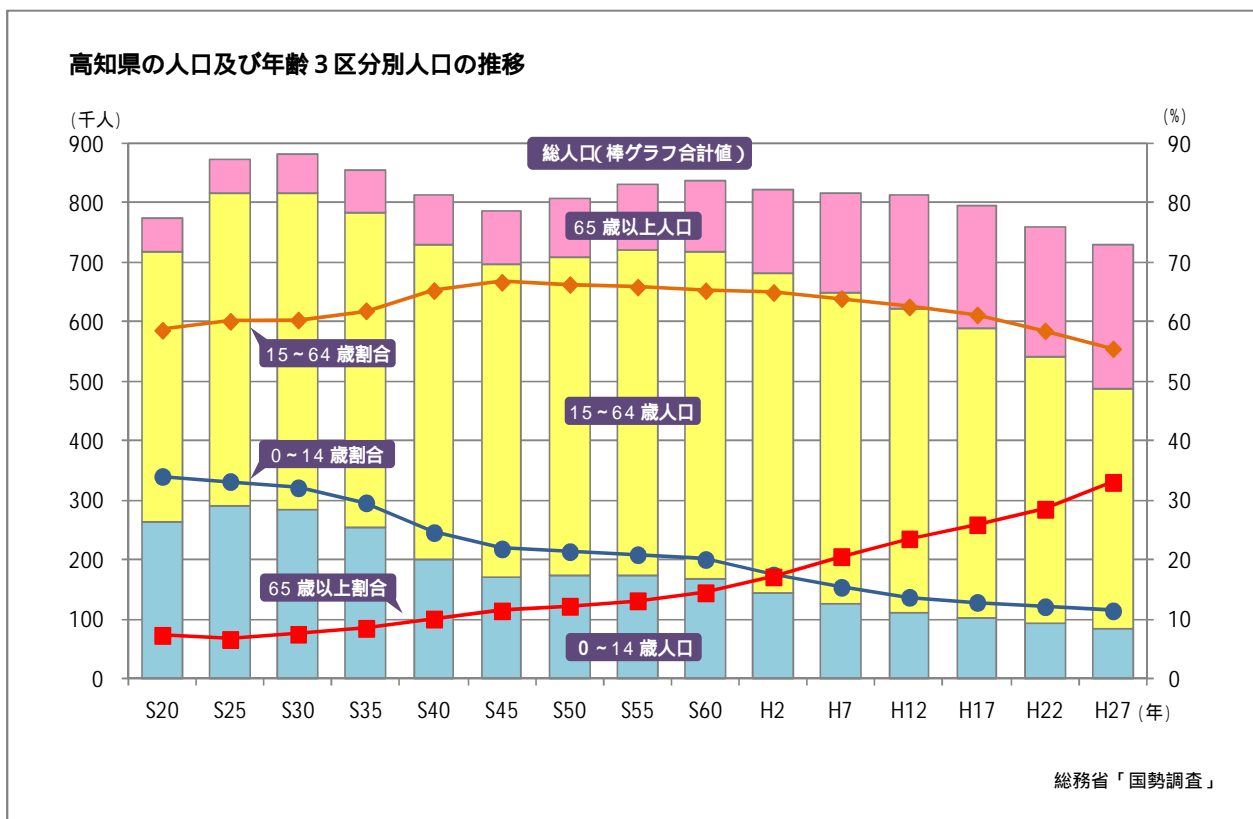
本県の人口は、国勢調査によると、昭和31年の88万3千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出等の影響により減少をはじめ、昭和45年に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少等の影響により昭和61年に再び減少に転じ、平成27年には約72万8千人となっています。県の人口推計によると、令和2年10月1日時点で69万人を割り込みました。

本県では、平成2年から、全国に約15年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として多くの若者が県外に流出し、若い女性の数そのものが減少したこと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下が挙げられます。

また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成13年から続いており、特に、15～24歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約10年先行して高齢化が進んでいます。

「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、さらなる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。



(2) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

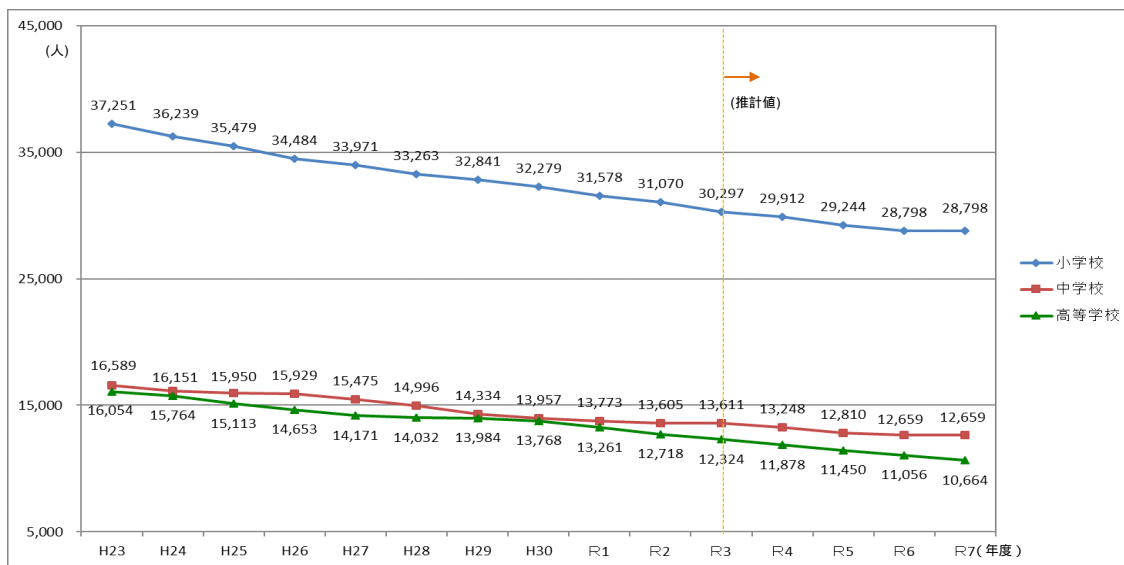
少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成 23 年に 69,894 人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、令和 2 年 5 月現在、57,393 人まで減少しています。さらに令和 7 年には約 50,900 人まで減少することが予測されています。

児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校（義務教育学校含む）の数は、平成 23 年から令和 2 年までの 10 年間で 34 校減少しています。

県立学校については、平成 26 年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、前期実施計画（平成 26～30 年度）においては、高知国際中学校・高等学校、須崎総合高等学校の開校、後期実施計画（平成 31～令和 5 年度）においては高等学校 2 校の統合や中山間地域の学校の振興策を推進しています。

児童生徒数がさらに減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移



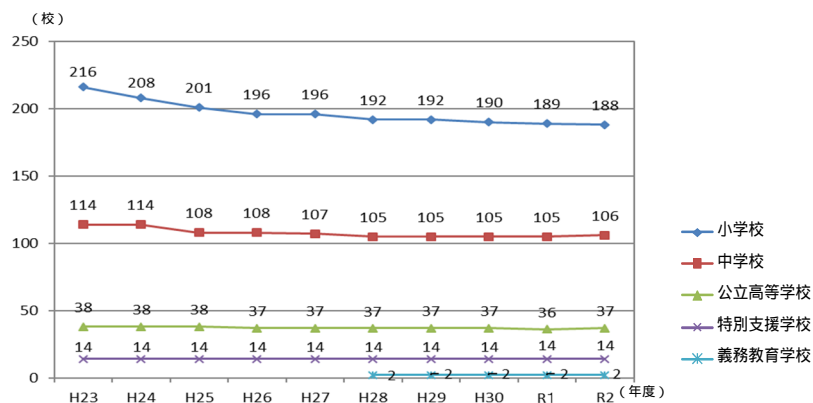
小・中学校について

数値は各年度 5 月 1 日現在の児童生徒数
令和 3～7 年度は令和 2 年 5 月 1 日現在の児童生徒数を基にした推計値

高等学校について

数値は全日制、定時制、通信制（併修生含む）の及び専攻科総生徒数
（各年度 5 月 1 日現在の生徒数）
令和 3～7 年度は令和 2 年 5 月 1 日現在の生徒数を基にした推計値

公立小・中・高・特別支援学校数の推移 休校数は除く



県小中学校課・高等学校課・特別支援教育課調査

(3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響について

学校の臨時休業について

令和2年3月、本県では、文部科学省からの臨時休業措置の要請を受け、県立学校では3月4日から春休みまでを臨時休業としました。また、各市町村立小中学校においても、市町村の実態等に沿って学校を臨時休業としました。

さらに4月には、国より全国に「緊急事態宣言」が発出されたことから、学校における感染拡大の防止を最優先に考え、再度の臨時休業を実施しました。

学校の長期の臨時休業に伴い、臨時休業時のデジタル技術を活用した学習支援や学校再開後の児童生徒の心身のケア、授業時数の確保、教職員の負担軽減等の課題解決に向けた取組が必要となりました。

(図書館や博物館、青少年教育施設等も新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館を実施)

学校の臨時休業中の対応について

学校の臨時休業期間中の児童生徒の居場所の確保や心身のケアは緊急性のある課題であり、本県では、児童生徒やその保護者等の状況について、教職員間で共通理解を図るとともに、児童生徒の状況把握をきめ細かに行うなど適切な支援を行いました。また、自宅で過ごすことが困難な児童への対応や、スクールカウンセラー等による電話相談などの相談体制を充実し、児童生徒へ適切な支援に取り組んできました。

さらに、県教育センターホームページに「家庭学習支援動画ライブラリー」を開設し、指導主事等が作成した授業動画を配信するなど家庭学習支援を進めました。

学校の再開後の対応について

学校再開後は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき「学校の新しい生活様式」を踏まえた学校運営の徹底を続けるとともに、県教育委員会で定めた「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の対応方針」に沿って、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障の両立を目指し取組を進めています。

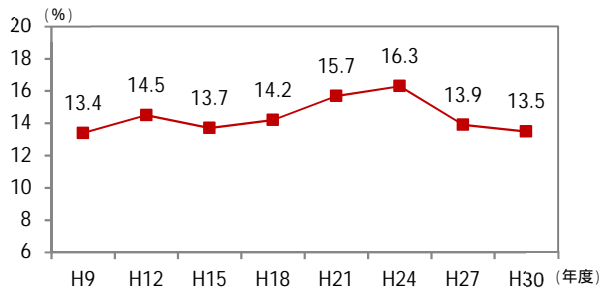
(4) 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

厚生労働省の調査によれば、平成30年の日本の子どもの貧困率は13.5%であり、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合はさらに高いことが推測されます。(ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の貧困率の約4倍と厳しい状況にあります。)さらにはコロナ禍において、経済面でより厳しい家庭が増えることが懸念されています。

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着や不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

県では、こうした厳しい環境にある子どもたちへの支援を喫緊の課題と捉え、令和2年3月に策定した「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」に基づき、保護者への生活・就労面での支援や子どもの学びの場・居場所の確保など、子どもの発達や成長の段階に応じた支援策を推進しています。

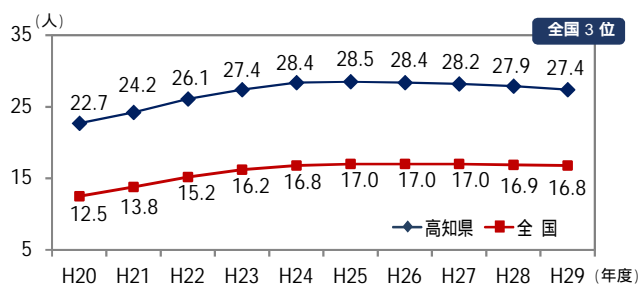
子どもの貧困率の推移（全国平均）



17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子供の割合

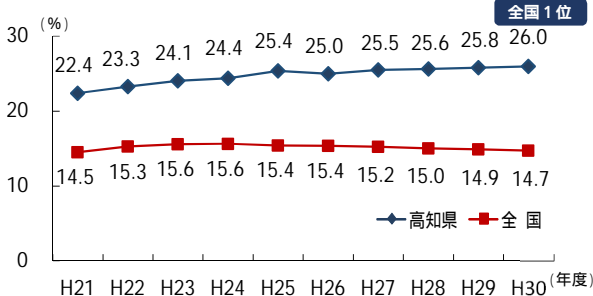
厚生労働省「国民生活基礎調査」

生活保護被保護実人員（人口千人当たり）の推移



総務省「社会生活統計指標」

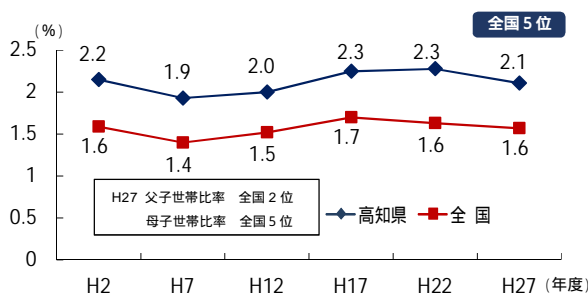
就学援助率の推移



就学援助率 = 要保護・準要保護児童生徒数合計 / 公立小中学校児童生徒総数

文部科学省「就学援助実施状況調査」

ひとり親世帯比率の推移



ひとり親世帯比率 = ひとり親世帯数 / 総世帯数

総務省「国勢調査」

(5) デジタル技術の進展と超スマート社会の到来

I o T やロボット、ビッグデータ、A I 等をはじめとする技術革新の進展により、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が急速に進んでいます。こうした先進技術の活用により、新たな価値を創出し、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することのできる「超スマート社会 (Society 5.0)」の到来が予想されています。

この超スマート社会においては、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測されており、近い将来、多くの職種がA I等に代替される可能性があるという指摘もあります。

本県においても、最先端のデジタル技術を活用し、県内のあらゆる分野の課題解決、開発されたシステムの地産外消、I T・コンテンツ関連企業の集積を図る「高知版 Society5.0」の実現に向けて取組を推進しています。

こうした新しい社会に対応するため、教育を通じて、I C Tを主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められます。

I o T : Internet of Things の略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることにより実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする要素技術の総称

ビッグデータ : インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ

A I : 人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータ等の人工的なシステムにより行えるようにしたもの

超スマート社会 (Society 5.0) : 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

(6) 参考：主な国の教育改革の動き

第3期教育振興基本計画

平成30年6月に、国における第3期の教育振興基本計画が閣議決定されました。

本計画は、第2期教育振興基本計画で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、人生100年時代、超スマート社会(Society5.0)の到来など、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものであり、文部科学省は、本計画に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間で、教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化することを政策の中心に据えて、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など5つの基本的な方針に沿ってさまざまな施策を推進しています。

平成29・30年改訂 学習指導要領

令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面实施、また、令和4年度から高等学校で年次進行の実施となる改訂学習指導要領では、基本理念として、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会とが共有し、各学校で、子どもたちに必要な資質・能力等を教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されています。

育成を目指す資質・能力は「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に整理され、その育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善や、学校全体として教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立することなどが求められています。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3年1月に、中央教育審議会において、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」が取りまとめられ、文部科学大臣に提出されました。

答申では、現代社会を、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」とし、その時代の中で一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であるとされています。そして、子どもたちに必要な資質・能力が身につくようにするために、「教育振興基本計画の理念(自立・協働・創造)の継承」、「GIGAスクール構想の実現」、「新学習指導要領の着実な実施」、「学校における働き方改革の推進」を柱とし、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させることなどが示されました。

あわせて、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための改革の方向性に沿った施策を推進することなどが求められています。

<改革の方向性>

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力のある学校教育を実現する

GIGAスクール構想の加速化

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度末から令和2年度当初において学校の臨時休業が続いたことを踏まえ、文部科学省では1人1台端末の早期実現や、家庭でもインターネットに繋がるモバイル通信機器の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速させることで、再度の臨時休業等においても、ICTの活用により全ての子どもたちに学びを保障できる環境を早急を実現するよう、令和5年度末までとしていた導入計画を、令和2年度内に完了する計画の前倒しがされました。

学校における働き方改革

文部科学省が行った平成28年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月80時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の3割、中学校で6割存在していることが明らかになりました。平成29年6月に、中央教育審議会は文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問されたことを受けて、さまざまな議論を進め、平成31年1月に答申を行いました。また、同月、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し公表しました。その後、令和元年12月には、上限に関するガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、学校における働き方改革が一層推進されることになりました。この改正により、公立学校の教員勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされ、令和2年4月1日から施行されている。あわせて、令和3年4月1日から地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用が可能になりました。

令和2年度に文部科学省は、迅速な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等間双方の負担軽減を図るため、押印の省略や学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を推進しています。

幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)、「幼児教育・高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月関係閣僚合意)等を踏まえ、幼児教育の重要性に鑑み、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することを目指して、令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月から幼児教育・保育の無償化の制度が始まりました。この制度により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもたちの利用料が無料となっています。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保

平成 28 年 12 月に、不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間等に授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されました。

この法律に基づき、文部科学省は、「不登校児童に対する効果的な支援の推進」や「夜間中学の設置の促進」など、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を平成 29 年 4 月に策定するとともに、令和元年 7 月には、それまでの取組の現状・課題及び対応の方向性をまとめた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表するなど、各自治体における施策の一層の推進に向けた取組を進めています。

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念 ～目指すべき人間像～

第2期計画では、下記の2つを基本理念として掲げ、その実現に向けて施策を推進してきました。この基本理念、目指すべき人間像は、先述した超スマート社会（Society5.0）の到来等が予測されている今後の社会においても変わらないものであり、一層重要であると考えられることから、第3期計画においても継承することとします。

(1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

グローバル化や情報化、少子・高齢化が急速に進むなど、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むことが必要です。

<知・徳・体の育成すべき力>

知：基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲

徳：社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性

体：生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣

こうした知・徳・体の調和がとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、家庭の保護者や地域、学校、市町村教育委員会、県教育委員会等が、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子どもたちに身につけさせていかなければなりません。

このため、1つ目の基本理念を「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」の育成とします。

(2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

我が国では、先の見えない変化の激しい時代の中で、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材が求められています。

特に少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには、文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められています。

このため、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」の育成を2つ目の基本理念とします。

2 基本目標

基本理念の実現に向けた第4章の「基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組」に基づく取組の基本目標として下記の目標を設定するとともに、その達成に向けた取組の進捗や施策の成果・課題を把握するため、それぞれの目標に測定指標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理を徹底します。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止に伴い、基本目標に係る測定指標を一部変更し、子どもたちの知・徳・体の状況を把握しました。(P9,13,16参照)

(1) 知の分野の目標

子どもたちが社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる、基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲を育む

<測定指標>

小・中学校

全国学力・学習状況調査において、

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

H31(R元)年度全国学力・学習状況調査結果(数値は全国平均正答率との差)

小学校:国語 +0.2 算数 +1.7 中学校:国語 -2.0 数学 -1.7

- ・小・中学校ともに、全ての評価の観点で正答率を全国平均以上とする

H31(R元)年度全国学力・学習状況調査結果

評価の観点		小学校	中学校
国語	国語への関心・意欲・態度	60.4 (+2.8)	74.9 (-1.6)
	話す・聞く能力	73.2 (+0.9)	69.1 (-1.1)
	書く能力	55.6 (+1.1)	81.5 (-1.1)
	読む能力	82.3 (+0.6)	70.2 (-2.0)
	言語についての知識・理解・技能	52.5 (-1.0)	63.4 (-4.3)
算数 ・ 数学	数学的な考え方(小)	63.1 (+0.9)	51.1 (+0.1)
	数学的な見方や考え方(中)		
	数量や図形についての技能(小)	76.3 (+2.7)	58.5 (-5.4)
	数学的な技能(中)		
	数量や図形についての知識・理解(小)	72.5 (+2.4)	69.1 (-2.2)
	数量や図形などについての知識・理解(中)		

()は全国平均正答率との差

高等学校

高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を10%以下とする

R2年度学力定着把握検査結果(高校2年生1月):17.9%

(県立高等学校のうち進学に重点を置く学校を除いた29校の平均)

高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下とする

R元年度卒業生に占める進路未定者の割合:4.7%

(2) 徳の分野の目標

社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育む

<測定指標>

児童生徒質問紙調査における道徳性等（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など）に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる

H31（R元）年度全国学力・学習状況調査結果

「自分には、よいところがあると思う」： 小学校 82.7%（+1.5）中学校 73.6%（-0.5）

「将来の夢や目標を持っている」： 小学校 84.4%（+0.6）中学校 74.3%（+3.8）

「学校のきまり（規則）を守っている」： 小学校 90.7%（-1.6）中学校 96.3%（+0.1）

各質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合（（ ）は全国平均との差）

生徒指導上の諸課題（不登校、中途退学）の状況を全国平均まで改善させる

R元年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

・千人あたり不登校児童生徒数：小中 22.4人(全国 18.8人)、高校 19.6人(全国 15.8人)

・中途退学率：1.5%(全国 1.3%)

不登校については、不登校児童生徒が抜かりなく学校内外の関係機関等（医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSWなど）による個に応じた必要な支援を受けられるよう、「横断的取組1 不登校への総合的な対応」の指標を設定（P.94）

(3) 体の分野の目標

生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を身につけさせる

<測定指標>

全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、

・小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る

R元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(数値はT得点(全国平均=50))

小学校：男子 49.3 女子 50.0

中学校：男子 49.9 女子 48.8

・総合評価でDE群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値から3ポイント以上減少させる

総合評価：体力テスト合計得点の良い方からABCDEの5段階で評定した体力の総合評価

過去4年間の平均値：H28～R元年度における高知県のDE群の割合の平均値

小学校：男子 32% 女子 24%

中学校：男子 29% 女子 14%

第4章 基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組

1 概要

第3章の基本理念や基本目標の実現に向けて、これまでの取組の分析結果や社会の動向等を踏まえたうえで、第3期計画において重点的に進めていく必要がある取組について、6つの基本方針に整理するとともに、喫緊の課題の解決に向けて横断的に推進する取組を、2つの横断的取組として再構成し位置付けています。これらの基本方針、横断的取組に沿って施策を推進します。

基本方針

チーム学校の推進

- 1 チーム学校の基盤となる組織力の強化
- 2 チーム学校の推進による教育の質の向上

基本方針

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

- 1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実
- 2 特別支援教育の充実

基本方針

デジタル社会に向けた教育の推進

- 1 先端技術の活用による学びの個別最適化
- 2 創造性を育む教育の充実

基本方針

地域との連携・協働

- 1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興
- 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

基本方針

就学前教育の充実

- 1 就学前教育・保育の質の向上
- 2 親育ち支援の充実

基本方針

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

- 1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり
- 2 文化財の保存・活用
- 3 児童生徒等の安全の確保

横断的取組 1

不登校への総合的な対応

横断的取組 2

学校における働き方改革の推進

2 各基本方針、横断的取組の概要

基本方針

チーム学校の推進

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上させていくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症療法的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

このため、第1期大綱では、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進してきました。

その結果、多くの学校において、学校経営計画に基づく校長を中心とした組織マネジメントの実践力が高まるとともに、教員同士の学び合いの仕組みによる授業改善や外部の専門家を活用した組織的な生徒指導等の取組が充実してきています。

一方、各学校において、これからの時代に必要となる資質・能力の育成に向けた学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革、増加する若年教員の育成等に取り組むうえで、チーム学校の取組はますます重要になってきます。

このため、全ての学校において、組織的に課題に対応し、協働的に学び合い、教育の質を高めていくための取組が自律的・継続的に実施されるよう、チーム学校の取組をさらに推進します。

基本方針

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、不登校や虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

県では、こうした厳しい環境にある子どもへの支援の徹底を図るため、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない対策を推進してきました。

これまでの取組により、放課後等の学習機会の充実や、地域全体で子どもを見守る体制の整

備等に一定の成果が見られますが、生徒指導上の諸課題等の状況を見ると、依然として多くの子どもが多様な課題を抱えており、家庭環境や学校生活に複合的な課題を抱えている子どもも少なくありません。また、コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中、家庭の経済状況により学びや就職が希望どおりにならないなど、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。

このため、社会的自立に向けた支援の充実など貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するとともに、全ての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、厳しい環境にある子どもへの支援の充実を図ります。

また、特別支援教育については、近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒数の増加や、障害の状態の多様化が見られる中、教職員の専門性の向上や、より早期からの指導・支援の体制づくりが求められます。

このため、発達障害を含めた全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築に向けて、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

基本方針

デジタル社会に向けた教育の推進

技術革新が急速に進む中で、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が進んでいます。教育分野においても、AIやビッグデータ等の新しい技術の活用が進んでおり、これまでの学校教育の在り方も大きく変化していくことが予想されます。

現在の一斉一律を前提とした授業の中では、理解が十分でなく授業についていけない児童生徒や内容が平易すぎると感じている児童生徒への対応、個々の児童生徒の興味・関心に沿った授業の実施といった点で課題があります。

また、中山間地域の小規模の高等学校等においては、就職から難関大学への進学まで、生徒の進路希望や興味・関心に応じた多様な指導に課題が見られる場合もあります。

こうした課題に対応し、児童生徒一人一人の進度や能力、興味・関心に応じた学びの実現を図るため、1人1台整備されたタブレット端末等の活用による習熟度に応じた個別学習や遠隔教育システムによる授業配信など、先端技術を最大限に活用することで新しい教育方法の開発を図るとともに、その普及に向けた取組を推進します。

また、「超スマート社会(Society 5.0)」の到来等により、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測される中、本県においても、「高知版 Society5.0」の実現に向けて、最先端のデジタル技術の活用により各分野の課題解決を図るとともに、新たな産業創出や地場産業の高度化を推進していく取組が進んでいます。教育においても、デジタル社会に対応できる素養を育むことや、AI技術等を活用し新たな価値創造をもたらす人材を育成していくことが求められています。

このため、全ての児童生徒が、新しい時代に対応するための基盤となる情報活用力や思考力等を身につけることができるよう、各学校におけるプログラミング教育や理数系科目の教育の充実を図るとともに、AIやビッグデータ等を活用して新たな価値の創造や社会課題の解決を図る人材の育成に向けた高大連携の取組など、デジタル社会に対応する人材の育成を図ります。

基本方針

地域との連携・協働

地域社会とのさまざまな関わりを通じて、子どもたちにこれからの時代に必要な力や地域への愛着・誇りを育むとともに、地域コミュニティの核として魅力のある学校づくりを進めるためには、学校と地域との連携・協働の体制の構築が不可欠です。

特に、中山間地域をはじめ、多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、地元の人々や企業と連携して地域の課題解決に取り組む学習を推進するなど、学校と地域との連携・協働により、その地域ならではの教育を展開していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

また、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもを見守り育てていく体制の整備も必要です。近年の家庭環境の多様化に伴い、子どもと向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいることや、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、地域が家庭や子どもを見守り支える機能が低下していることが指摘されています。他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教職員だけの対応には限界があります。

こうした状況を踏まえ、県では、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進等の取組を積極的に進めており、多くの学校で体制の整備が進んできましたが、厳しい環境にある子どもの見守り機能の強化など、取組の一層の充実が求められます。

このため、中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興や、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制の充実に向けて、「地域との連携・協働」をさらに推進します。

基本方針

就学前教育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

このため、第1期大綱では、県内のどこにいても質の高い教育・保育を受けることができる環境の実現を目指し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の普及や園における組織マネジメント力の強化、保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上、保幼小の円滑な接続の推進などに取り組んできました。

こうした取組により、各園における教育・保育の質は着実に向上してきていますが、特別な支援を要する子どもへの対応や、子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援等の充実が求められる中、各園において、個々の保育者はもとより、園としての組織的な対応力を一層高めていく必要があります。加えて、就学前と小学校との教育内容の違いに子どもが十分適応できないことなどを原因として授業が成立しないといった状況も依然として見られます。

このため、全ての保育所・幼稚園等において、専門的で高度な知見に基づく質の高い教育・保育の実践や小学校との連携、日常的な親育ち支援が充実することを目指し、今後も引き続き、就学前教育の充実を図ります。

基本方針

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱まってきています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

これまでの取組により、オーテピア高知図書館をはじめ、生涯学び続けるための環境の整備は一定進んできていますが、全ての県民が、急速な技術革新に伴う社会の変化や、平均寿命の伸長等によるライフサイクルの変化に対応するための知識や技能を身につけることができるよう、学びの機会の一層の充実が必要です。

このため、誰もが生涯を通じて学び、学んだ成果を地域等において発揮できるとともに、地域や世代間で学びを共有できる場が充実し、こうした場を通じて新たな学びが生まれる社会の実現に向けて、生涯学習・社会教育の推進、多様なニーズに対応した教育機会の提供など生涯学び続ける環境づくりをさらに推進します。

また、今後高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。あわせて、台風・大雨や土砂災害等の気象災害の発生に加え、猛暑による熱中症や登下校時の交通事故の増加など、学校を取り巻く環境が変化しています。

さまざまな自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、全ての学校等において子どもの発達段階や地域の特性に応じた防災を中心とした安全教育や安全確保のための取組の充実を図るとともに、学校施設等の耐震化の促進など、安全・安心な教育基盤の確保のための取組を引き続き推進します。

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

県ではこれまで、不登校の未然防止を図るため、児童生徒の自尊感情を育む開発的な生徒指導や、児童生徒にとって安心安全な居場所づくり、児童生徒が主体的に取り組む活動を通じた仲間づくりなどを推進してきました。

また、厳しい環境にある児童生徒への支援の充実を図るため、スクールカウンセラーの全公立学校への配置やスクールソーシャルワーカーの全市町村への配置を行うとともに、登校することができない児童生徒への訪問支援を行うアウトリーチ型のスクールカウンセラーを、県内の全 11 市の教育支援センターに配置するなど、支援体制の充実を進めてきました。さらに不登校をはじめ厳しい環境にある児童生徒に対して、的確なアセスメントに基づいて組織的に支援ができるよう、スクールカウンセラー等の専門人材を活用した校内支援会を全ての学校で実施しています。

しかしながら、本県の不登校の出現率は全国平均より高く、近年不登校児童生徒数は増加する傾向にあります。また、不登校児童生徒の背景や要因も複雑化、多様化してきており、学校だけでは対応できない状況も見られ、県、市町村、医療、福祉等の関係機関が連携した総合的な取組をさらに推進していく必要があります。

このため、これまでの取組も含め、未然防止・初期対応・自立支援のカテゴリーに分けて不登校への対策を整理し、学校においては不登校の未然防止に向けて、魅力ある授業づくり、学校づくりをさらに推進するとともに、早期発見・早期対応のための学校の体制を強化します。また、不登校等児童生徒の状況にあわせた ICT 等を活用した学習支援等が可能となる体制を整備し、学校や社会とのつながりを確保するとともに、学校復帰、社会的自立に向けた抜かりのない支援ができるよう、市町村と連携して教育支援センターの機能強化を推進します。さらに、心の教育センターによる取組をこれまで以上に強化し、学校、教育支援センター、心の教育センターの三層構造での重層的な支援を推進します。

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

「子どものために」という強い使命感や責任感から、学習指導のみならず、児童生徒に関わるあらゆる業務に献身的に対応する中で、年々学校や教員の役割が増大してきました。また、大量退職に伴う若年教員の採用、学習指導要領改訂に伴う総授業時数や部活動の指導時間の増加により、教員の長時間勤務が常態化しています。

文部科学省が行った平成 28 年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月 80 時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の 3 割、中学校で 6 割存在していることが明らかになりました。平成 31 年 1 月には、中央教育審議会におけるさまざまな議論を踏まえ、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申が示され、また、正規の勤務時間以外の時間において上限の目安時間を「月 45 時間、年間 360 時間」とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」も示されました。その後、令和元年 12 月には、上限に関するガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されるなど、こうした国の動向にあわせ、

本県においても働き方改革に関するさまざまな取組を一層推進していく必要があります。

本県における教員の時間外在校等時間の平均時間（令和2年6月～12月、校務支援員配置の小学校23校、中学校12校）は、小学校では43時間19分、中学校では55時間7分となっています。また、同期間において時間外在校等時間が45時間を超えた教員の割合は、小学校では44.6%、中学校では60.7%、県立学校の令和2年4月～11月までの8ヶ月における同割合は、8.2%となっています。

このように、依然として長時間勤務の状況にあることから、今後も教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導などの子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう、市町村教育委員会や学校等と連携しながら、学校における働き方改革の取組を推進します。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた施策の体系図

基本理念

学ぶ意欲にあふれ、心豊かであぐましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

子どもの成長

学びに向かう力
思考力・判断力・表現力
知識・技能
知の分野

他者と協働する力
自己肯定感・規範意識
徳の分野

基本的な生活習慣
健やかな体力
体の分野

知・徳・体の調和のとれた生きる力

6つの基本方針

チーム学校の推進

- 1 チーム学校の基盤となる組織力の強化
- 2 チーム学校の推進による教育の質の向上

厳しい環境にある子どもへの支援や子ども多様性に応じた教育の充実

- 1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実
- 2 特別支援教育の充実

デジタル社会に向けた教育の推進

- 1 先端技術の活用による学びの個別最適化
- 2 創造性を育む教育の充実

地域との連携・協働

- 1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興
- 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

就学前教育の充実

- 1 就学前の教育・保育の質の向上
- 2 親育ち支援の充実

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

- 1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり
- 2 文化財の保存・活用
- 3 児童生徒等の安全の確保

6つの基本方針に関わる横断的な取組

- 1 不登校への総合的な対応
- 2 学校における働き方改革の推進

第5章 基本方針ごとの施策

基本方針 -1 チーム学校の基盤となる組織力の強化

全ての学校において、校長のリーダーシップのもとで教育目標の実現や課題の解決を図るための組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。そのうえで、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指して教員同士が主体的に学び合い指導力を高め合うとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用しながら、組織的・協働的に取組を進める「チーム学校」としての体制をさらに強化します。

対策 -1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【現状・課題】

- ・学校経営計画に基づき組織的に取り組むことへの意識は高まってきたものの、PDCAサイクルによる取組の進捗管理や検証・改善の内容の質には、まだ課題が見られます。

【対策のポイント】

- ・各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的・効率的に行われるよう、学校組織の在り方検討委員会の報告（令和2年1月）も踏まえ、管理職等を対象とした研修の充実を図るとともに、各学校への訪問指導等により、学校経営計画に基づく実践を支援します。

【主な取組】

管理職の組織マネジメント力の向上に向けて、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした体系的な研修プログラムのさらなる充実を図ります。また、中堅教諭が研修プログラムの一部を受講できる機会を増やすことなどにより、マネジメント力を有するミドルリーダーを計画的に育成します。

＜具体的な事業＞ 管理職等育成プログラム

全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、PDCAサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組みます。こうした取組を支援するため、小・中学校に対しては各教育事務所の学校経営アドバイザーが、また、県立学校に対しては「学校支援チーム」が学校を訪問し、学校経営や授業改善に関して管理職への具体的な指導・助言を行います。

＜具体的な事業＞ 学力向上のための学校経営力向上支援事業
マネジメント力強化事業(学校経営計画の充実)

各市町村教育委員会における学校事務の共同実施組織の拡大により、事務による教員の支援機能を一層強化するとともに、共同実施組織の事務職員の異動を活性化することにより、配置された事務職員が組織的な意思決定、事務処理手法等を学べる機会を増やします。また、県内全ての公立学校事務職員が、その専門性を生かして主体的・積極的に学校経営に参画できるよう、事務職員の標準的職務内容の明確化を図るとともに、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ 学校事務体制の強化

学校における働き方改革に向けた組織マネジメント力の向上を図るため、管理職等を対象とした研修の実施や、他の自治体等の好事例の周知とあわせて、市町村教育委員会や学校の取組の進捗管理を行うことにより、各学校における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日の設定などの取組をさらに促進します。

< 具体的な事業 > 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

個々の児童生徒への指導・支援の充実に向けた学校組織体制の改善・強化を図るとともに、「学校の新しい生活様式」を踏まえた「学校の新しい学習スタイル」を支えるきめ細かな指導体制を整備するため、小学校全ての学年で少人数学級を実現します。また、中学校においても効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実に要望を行います。

学校現場の負担軽減のため、県教育委員会の調査や照会、事業、研修等について精選を行い、削減や簡素化を図るとともに、各学校における行事や業務の見直しに向けた取組に対し、先進的な事例の情報提供などにより支援を行います。

< 具体的な事業 > 業務の効率化・削減

【対策の指標】

対策 -1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合）	・小：41.1% ・中：51.9% (R2 年度 11 月県調査)	全国平均 ・小：37.3% ・中：33.9% (R1 年度 4 月調査)	・小：40%以上 ・中：40%以上 かつ全国平均以上
学校経営計画の年度末評価結果がB（目標を概ね達成）以上の高等学校の割合	86.2%	71.0% (R1 年度)	100%

対策 -1-(2) 教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築

【現状・課題】

- ・複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する「教科のタテ持ち」や、小規模校における教科の枠を越えて教員同士が学び合う「教科間連携」を導入してきた中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善や授業力向上のための取組が進んできています。
- ・小学校では、組織的・協働的な学校づくりに向けた取組が各学校に任されており、組織的なOJT機能が弱い学校が見られます。
- ・県立学校では、主幹教諭の配置により円滑な組織運営につながっていますが、人材育成の面では十分な成果が得られていません。

【対策のポイント】

- ・全ての学校において、学校種や学校規模に応じたOJTの仕組みを構築することにより、教員の資質・指導力の向上や授業改善等に向けた各学校の組織的・協働的な取組を推進します。

【主な取組】

小・中学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、経験豊富な教員がメンター（助言者）として若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を拡充します。

また、全ての中学校において、学校規模や教員の配置に応じて「教科のタテ持ち」や「教科間連携」、あるいは、その両方を組み合わせさせた取組を実施し、教員同士の学び合いによる組織的・協働的な授業改善等の取組を推進します。

<具体的な事業> 組織力向上推進事業

高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、主幹教諭の配置の拡充を進めるとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、若年教員の指導に携わる仕組みを構築します。

<具体的な事業> 主幹教諭の配置拡充

【対策の指標】

対策 -1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合）	・小：49.5% ・中：56.5% (R2 年度 11月県調査)	全国平均 ・小：47.9% ・中：42.0% (R1 年度 4月調査)	・小：50%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上
主幹教諭等を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合	83.3%		100%

対策 -1-(3)	地域との連携・協働の推進
------------------	---------------------

【現状・課題】

- ・地域学校協働本部やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合は増加しており、地域の大人と子どもたちとの交流が地域の活性化につながる事例も見られます。
- ・子どもたちに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校だけの対応には限界があり、地域ぐるみで子どもを見守り育てていく体制の一層の充実が求められます。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもを見守り育てる取組を進めます。

【主な取組】

地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。

<具体的な事業> コミュニティ・スクール推進事業

学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部の取組を推進し、地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全確保、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等のさまざまな地域学校協働活動を支援します。【後掲】

<具体的な事業> 地域学校協働活動推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
コミュニティ・スクールを導入している小・中学校の割合	24.0%	全国導入率 30.7%	100%
地域学校協働本部の設置率(小・中学校)【後掲】	94.1%	全国平均 60.3%	100%
保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合(「よく参加している」と回答した割合)	・小:59.1% ・中:34.9% (R1年度)	全国平均 ・小:64.6% ・中:38.2% (R1年度)	・小:70%以上 ・中:50%以上 かつ全国平均以上

対策 -1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充

【現状・課題】

- ・学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、学校外の専門人材を活用しながらチーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。

【対策のポイント】

- ・学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

相談支援体制の充実・強化を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。【後掲】

<具体的な事業> スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立など、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるようにします。【後掲】

<具体的な事業> 放課後等における学習支援事業

高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。【後掲】

<具体的な事業> 学習支援員事業

各学校における部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員の派遣や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置を進めます。

【後掲】

<具体的な事業> 運動部活動指導員配置事業
文化部活動指導員・支援員の活用

学校に教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員を配置し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。

<具体的な事業> 校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)配置事業

学校で発生するいじめをはじめとする生徒指導上の問題について、法律の専門家である弁護士(スクールロイヤー)を学校等に派遣し、その専門的知識・経験をもとに、法的側面から学校を支援する体制を整えます。

<具体的な事業> いじめ防止対策等総合推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(4)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
校内支援会において専門家の見立てをもとに支援方法等が決定されている学校の割合【後掲】	・小:98.4% ・中:99.1% ・高:94.4%		・小:100% ・中:100% ・高:100%
放課後等における学習支援の実施校率【後掲】	・小・中:98.3% ・高:90.3% 高は31校対象	・小・中:98.6% ・高:96.7% 高は31校対象 (R1年度)	・小・中:100% ・高:100%
運動部活動指導員を配置した部活動において運動部活動指導員が単独で指導した部活動時間の割合 高知県運動部活動ガイドラインで示した部活動時間が上限(11h/週。高等学校において校長が認めた場合は16h/週)	・中:36.4% ・高:43.6% (12月現在)	・中:27.5% ・高:29.9% (R1年度)	・中:50%以上 ・高:50%以上
校務支援員配置校における教員の時間外在校等時間の削減率(配置の前年度から令和5年度までの期間の対前年度比)の平均が3%以上の学校の割合	・小:57.9% ・中:66.7% R2新規配置校 7校を除く		・小:100.0% ・中:100.0%

対策 -1-(5) 質の高い教員の確保・育成

【現状・課題】

- ・教員の大量退職・大量採用時代を迎える中で、近年の民間企業等の採用状況が好転していることなどにより、全国的に教員採用候補者選考審査における採用倍率が低下傾向にあり、受審者の確保が困難な状況があります。
- ・経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっている状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。

【対策のポイント】

- ・教員採用候補者選考審査の実施方法や広報の工夫、資質・指導力の向上に向けた採用前後の研修の充実など、質の高い教員の確保・育成のための取組を推進します。

【主な取組】

本県が求める資質や能力を有する教員の確保に向け、教員採用候補者選考審査の受審者を増やすため、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県外での説明会等の開催など、積極的に広報活動を行います。

< 具体的な事業 > 大量採用時代を見据えた教員の確保

早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施するとともに、臨時的任用教員等を対象とした研修の機会の充実を図ります。

< 具体的な事業 > 採用候補者への啓発(採用前研修)

若年教員の実践的指導力を育成するため、初任者から採用3年目までの若年前期に集中して研修を実施します。また、学校組織の一員としての自覚を促し、組織運営に参加できるよう、学校組織マネジメントに関する研修内容の充実を図ります。

< 具体的な事業 > 若年教員育成プログラム

中堅教員の実践的指導力及びチームマネジメント力の向上を図るため、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりや、効果的なOJTの手法等に関する研修の充実を図ります。

< 具体的な事業 > 中堅教諭等資質向上研修

学校の力をもう一段高めるため、高知大学教職大学院や国が実施する中央研修等に現職教員を計画的に派遣することにより、本県の教育課題の解決に向けた取組を先導できる中核教員の育成を図ります。

< 具体的な事業 > 大学等との連携の強化(高知大学教職大学院との連携)
学校の力を高める中核人材育成事業

【対策の指標】

対策 -1-(5)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
高知県公立学校教員採用候補者選考審査における採用予定数の充足率(採用数/採用予定数)及び採用倍率(受審者数/採用数)	[充足率] ・小:117% ・中:121% [採用倍率] ・小:7.1倍 ・中:9.3倍	[充足率] ・小:106% ・中:112% [採用倍率] ・小:7.7倍 ・中:10.3倍 (R1年度)	[充足率] ・小:100%以上 ・中:100%以上 [採用倍率] ・小:3.0倍以上 ・中:3.0倍以上
「高知県教員育成指標」で求められる資質・能力を身につけるための「自己の達成規準」の達成状況	・自己評価:3.1 ・校長評価:3.2 3年経験者研修	・自己評価:3.1 ・校長評価:3.2 3年経験者研修 (R1年度)	・自己評価:3.1以上 ・校長評価:3.1以上 4段階評価

基本方針 -2> チーム学校の推進による教育の質の向上

児童生徒に知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むために、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、自ら課題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に物事の本質を探究する授業づくりを組織的に推進します。

また、全ての教育活動を通じて、道徳教育やキャリア教育、児童生徒の良さを引き出す生徒指導や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組をチーム学校として組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成、社会性の育成等を図り、生徒指導上の諸課題の予防・解決に努めます。

対策 -2-(1) 教員の教科等指導力の向上<小・中学校>

【現状・課題】

- ・組織的に授業改善に取り組む学校は増えてきているものの、学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現には至っていません。

【対策のポイント】

- ・教員主導の授業から児童生徒が能動的に授業に臨む授業へと改善を図り、主体的・対話的で深い学びを実現するため、教員が「いつでも・どこでも・だれでも」学べる機会を数多く設けることにより、学校全体で組織的に教科指導力の向上を図る取組を推進します。

【主な取組】

小・中学校における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの充実、ICTを効果的に活用した授業の推進を図るため、参加者が主体的・協働的に国語や算数・数学をはじめとする各教科と複式授業において、授業づくりのプロセスを学ぶことができる「授業づくり講座」を実施し、教員が自ら学び続け、ともに高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進します。

<具体的な事業> 「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト

児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、拠点となる学校を設け、言語活動を中心とした授業モデルを発信していくことで教員の指導力を向上させるとともに、教員の英語力を高める研修の実施や1人1台タブレット端末による県が作成した英語教育用教材の活用促進等により、授業改善を推進します。あわせて、ICTを活用した授業と家庭学習のサイクル化により、英語教育の強化を図ります。

<具体的な事業> 英語教育強化プロジェクト

教員の理科の指導力の向上を図るため、各地域において授業改善等の取組を推進する中核教員を大学との連携により養成・育成するとともに、実践交流や研修の機会を設けることにより、その活動を支援します。

<具体的な事業> 理科教育推進プロジェクト

県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市の「学力向上推進室」に県から指導主事等を派遣するとともに、県と市の教育委員会が定期的に情報共有や協議する場を設け、高知市内の小・中学校に対する訪問指導体制の充実・強化を図ります。

<具体的な事業> 学力向上に向けた高知市との連携

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合(「よく行った」と回答した学校の割合)	・小:36.8% ・中:42.6% (R2年度 11月県調査)	全国平均 ・小:22.2% ・中:20.8% (R1年度 4月調査)	・小:50%以上 ・中:50%以上 かつ全国平均以上
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと回答した児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合)	・小:33.9% ・中:38.2% (R2年度 11月県調査)	全国平均 ・小:33.0% ・中:29.3% (R1年度 4月調査)	・小:50%以上 ・中:50%以上 かつ全国平均以上
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思うと回答した児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合)	・小:36.7% ・中:43.2% (R2年度 11月県調査)	全国平均 ・小:30.3% ・中:28.3% (R1年度 4月調査)	・小:50%以上 ・中:50%以上 かつ全国平均以上

対策 -2-(2) 基礎学力定着に向けた取組の充実<高等学校>

【現状・課題】

- ・第2期計画に基づくこれまでの取組により、各学校における組織的な授業改善等の取組が進み、基礎学力の定着に課題のある生徒の割合の減少につながっているものの、義務教育段階の学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数います。

【対策のポイント】

- ・生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るため、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、学校支援チームによる学校訪問等の活動を強化し、授業改善を図っていきます。

【主な取組】

各学校において、全国的に導入される「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合を測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進します。あわせて、学校支援チームによる各学校への訪問・支援を強化し、教科会の充実等により組織的な授業改善の取組がさらに広がるよう教員の意識改革を促進します。

<具体的な事業> 学力向上推進事業

高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。

<具体的な事業> 学習支援員事業

【対策の指標】

対策 -2-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
授業において「学習のねらいが示され」「生徒が自ら考え、発表したり、振り返る場面が設定されている」など、授業改善が図られている教員の割合	83.8%		70%以上

対策 -2-(3) 多様な学力・進路希望に対応した指導の充実<高等学校>

【現状・課題】

- ・高等学校に入学する生徒の学力や進路希望が多様化する中、就職や進学を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が求められます。

【対策のポイント】

- ・生徒の学習意欲を高め、進路実現に向けた学力の向上を図るとともに、進学や就職を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

【主な取組】

希望する職業に必要な専門的な知識・技能や豊かな人間性を生徒に身につけさせることで、生徒の将来の進路実現の可能性を広げるために、講師の派遣や適切な教材の提供などを通して資格取得を支援します。

<具体的な事業> 21 ハイスクールプラン

大学進学を希望する生徒への指導の充実に向けて、指導力に定評のある県外の教員や学習塾の講師を招へいし、模範授業の見学や研究協議等を行う研修の実施などにより、教員の教科指導力や進学に関する指導力の向上を図ります。

<具体的な事業> 教科指導力向上事業

就職を希望する生徒への支援の充実を図るため、卒業生の就職状況の情報収集や分析を行うとともに、就職アドバイザーを配置し、求人開拓や就職に関する個別支援を行います。

<具体的な事業> 就職支援対策事業

グローバルに活躍できる人材を育成するため、推進校における探究型学習及び英語教育に関するグローバル教育プログラムの開発・実践や、国際的な視野を持って思考力・判断力・表現力等を育成する国際基準の教育プログラムである国際バカロレアの取組を、高知国際中学校・高等学校において推進します。

< 具体的な事業 > グローバル教育推進事業

高知県産業教育審議会からの答申のもと、生徒の資質・能力の育成、教員の指導力の向上、関係機関との連携、専門高校の魅力化を柱とし、カリキュラムの工夫や教育内容の改善、教員研修の実施、施設・設備の整備など、これからのデジタル社会に対応した産業教育の充実を図ります。

< 具体的な事業 > 産業教育指導力向上事業

【対策の指標】

対策 -2-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
公立高校卒業生に占める国公立大学進学者の割合	12.1% (R1年度卒)	12.6% (H30年度卒)	15%以上
公立高校卒業生の就職内定率(全・定・通)	99.2% (R1年度卒)	99.0% (H30年度卒)	99%以上

対策 -2-(4)

規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実

【現状・課題】

- ・ 道徳科の授業の質的転換を図るための研修と地域ぐるみでの道徳教育の推進に両輪で取り組んできたことにより、児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）が高まっています。
- ・ 暴力行為や小・中学校の不登校、中途退学が全国平均を上回る状況にあります。生徒指導上の諸課題の改善には、児童生徒が人権感覚を身につけたり、共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えたりすることにより、規範意識や自尊感情を育むことが必要です。

【対策のポイント】

- ・ 各学校において、全ての教育活動を通じて、道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成を図ります。

【主な取組】

児童生徒に道徳性を育むため、全ての小・中学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図るとともに、参観日等における道徳授業の公開や副読本の家庭での活用など、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進します。

< 具体的な事業 > 道徳教育協働推進プラン

一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」に基づき、人権教育主任のマネジメント力や教職員の人権感覚の向上を図るための研修の充実や、指定校における実践の成果の普及などの取組を推進することにより、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。

<具体的な事業> 人権教育推進事業

【対策の指標】

対策 -2-(4)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
特別の教科 道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合）	・小：43.9% ・中：51.5% (R2 年度 11 月県調査)	全国平均 ・小：42.1% ・中：34.0% (R1 年度 4 月調査)	・小：60%以上 ・中：60%以上 かつ全国平均以上
個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を年間計画に位置づけ、実施している学校の割合	・小：55.8% ・中：69.4% ・高：59.2%		・小：100% ・中：100% ・高：100%

対策 -2-(5) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実

【現状・課題】

- ・児童生徒が学習に主体的に取り組む態度を養うためには、児童生徒自身が自分の将来や学ぶことの意義について考える場面や、知的好奇心・探究心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動を多く取り入れることが必要です。
- ・社会生活を営むうえで基礎となる能力や態度が十分身につかないまま高等学校を卒業する生徒が一定数います。

【対策のポイント】

- ・児童生徒の目的意識の醸成や社会性の育成に向けて、小・中・高等学校を通じたキャリア教育や、探究的な学習活動のさらなる充実を図ります。

【主な取組】

社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の成長や変容を自己評価できる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図ります。

<具体的な事業> キャリア教育強化プラン

高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学・企業見学等の機会の充実を図ります。

<具体的な事業> キャリアアップ事業

社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。

<具体的な事業> 主体的・探究的な学びの充実(主権者教育、地域協働学習)

社会で人と人との関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図ります。

<具体的な事業> ソーシャルスキルアップ事業

【対策の指標】

対策 -2-(5)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している学校の割合	・小:100% ・中:100% ・高:100%	・小:98.4% ・中:94.4% ・高:11.4% (R1 年度)	100%
公立高校卒業後、就職した生徒の就職後 1 年目の離職率	11.3% (H31.3 月卒)	13.8% (H30.3 月卒)	10%以下
3年生4月の進路希望未定の生徒の割合	4.5% (R2.5 月)	5.2% (R1 年度)	3%以下

対策 -2-(6) 生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化

【現状・課題】

- ・各学校においては、生徒指導上の諸課題への対応を図る校内支援会等が組織的に行われるようになってきましたが、未然防止の観点で組織的・計画的に取組を進めていくことについては弱さがみられます。
- ・児童生徒の言動等の変化に教職員が気づけないことや、気づいていても組織で共有できずに対応が遅れてしまうことなどにより、問題が深刻化する場合があります。

【対策のポイント】

- ・小・中・高等学校の連携による情報共有の強化や、開発的な生徒指導の推進など、生徒指導上の諸課題の未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、初期の段階での児童生徒の情報共有や校内支援会を中心とした組織的な対応の充実等により、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図ります。
- ・いじめの事案に対し、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、チーム学校として迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

【主な取組】

小・中学校の指定校において、開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。

<具体的な事業> 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

管理職や関係教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等を定期的で開催し、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織的な対応を行うことを徹底します。

<具体的な事業> 校内支援会サポート事業

生徒指導が未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。

<具体的な事業> 生徒指導主事会(担当者会)

児童生徒の状況に応じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）や養護教諭等が連携し、入学生の情報を共有することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。

<具体的な事業> 生徒指導主事会(担当者会)

各小・中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整等を担う不登校担当者(特に不登校の出現率の高い学校には不登校担当教員を配置)を位置付け、担当者を中心とした早期発見・早期対応の取組が行われるよう、学校の体制を強化します。また、県教育委員会の「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、具体的な指導・助言を行います。

<具体的な事業> 不登校担当教員配置校サポート

各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校内のいじめ対策組織を中心とした、いじめ防止、早期発見、早期対応の取組の徹底を図ります。また、県民総ぐるみでいじめ防止等の取組を推進するために作成した「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用により、学校や保護者、地域、関係機関が連携した取組の充実を図ります。

<具体的な事業> いじめ防止対策等総合推進事業

【対策の指標】

対策 -2-(6)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
開発的な生徒指導(生徒指導の3機能)を進めることにより、「学校に行くのは楽しい」(小・中学校)、「学校生活は充実している」(高等学校)と肯定的に回答した児童生徒の割合	・小:85.8% ・中:79.5% (H31年度) ・高:87.6% (R2年度6月)	全国平均 ・小:85.8% ・中:81.9% (H31年度)	・小:90%以上 ・中:85%以上 ・高:90%以上
「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を教職員、保護者、地域の方々に対して実施した学校の割合	・教職員対象:96.3% ・保護者・地域対象:90.2%		・教職員対象:100% ・保護者・地域対象:80%以上
校内支援会において、専門家の見立てをもとに支援方法等が決められている学校の割合	・小:98.4% ・中:99.1% ・高:94.4%		・小:100% ・中:100% ・高:100%
不登校担当教員(者)が、児童生徒の出欠状況等早期支援につながる情報を毎日管理職に報告している学校の割合	・小:89.5% ・中:83.4%		・小:100% ・中:100%

対策 -2-(7)

健康・体力の向上

【現状・課題】

- ・小・中学校の体力・運動能力は全国水準を維持しているものの、全国平均を継続的に上回るまでには至っておらず、運動習慣も十分に定着しているとは言えません。
- ・朝食欠食や睡眠不足、運動不足など、望ましい生活習慣の未定着から、肥満や痩身など、健康面に課題がある児童生徒の増加が指摘されています。

【対策のポイント】

- ・小・中学校では、質の高い体育・保健体育授業の実現に向けて、教員の授業力向上を図るとともに、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、運動好きな児童生徒を育てます。
- ・高等学校では、スポーツへの興味・関心を高める取組等を推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツに関わることができる生徒を育てます。
- ・チーム学校として健康教育の充実に取り組む体制づくりを進めるとともに、健康教育に関する研修や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

児童生徒の体力・運動能力向上のため、就学前の取組と連携した小中学校9年間の体力・運動能力向上プログラムの作成・活用などにより、計画的・継続的・合理的に体力要素を高めるとともに、こうちの子ども健康・体力支援委員会で事業検証等を行い、系統的な体力・運動能力の育成を図っていきます。

<具体的な事業> こうちの子ども健康・体力向上支援事業

体育・保健体育授業の質を向上させるために、体育授業の中核となる教員の育成や小学校体育専科教員の配置、外部指導者の派遣、指導力向上に関する研修会の実施、指導主事等による指定校や要請校への訪問指導等を通して、授業改善の取組を推進します。

<具体的な事業> 体育授業の質的向上対策

令和4年度全国高等学校総合体育大会の開催を契機に、高校生が大会に出場「する」、開催準備・運営で大会を「支える」、大会を「みる」など、さまざまな関わりを通して個々のスタイルでスポーツに触れ、関わりを深めていく取組を進めます。

<具体的な事業> 令和4年度全国高等学校総合体育大会推進事業

健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に考え、健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、がん教育や性教育、食育など、家庭や地域と連携した健康教育の充実を図ります。

<具体的な事業> 健康教育充実事業

【対策の指標】

対策 -2-(7)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 <小・中学校>	・小男: 9.8% ・小女: 14.7% ・中男: 10.4% ・中女: 26.0% (R1年度)	全国平均 ・小男: 7.7% ・小女: 13.0% ・中男: 7.1% ・中女: 19.4% (R1年度)	全国平均以下
週1日(30分以上)、運動・スポーツをする生徒の割合 (学校の体育の授業を除く) <高等学校>	53.0%	52.3% (R1年度)	全国平均以上 (全国の18・19歳のスポーツ実施率)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	・小男: 80.4% ・小女: 81.2% ・中男: 79.6% ・中女: 73.1% ・高男: 75.6% ・高女: 79.4% (R1年度)	全国平均 ・小男: 82.2% ・小女: 82.3% ・中男: 81.6% ・中女: 78.2% (R1年度) 高等学校は 全国調査なし	・小・中: 全国平均以上 ・高: 85%以上
肥満傾向児の出現率	・小男: 13.5% ・小女: 10.4% ・中男: 10.2% ・中女: 9.9% (R1年度)	全国平均 ・小男: 11.1% ・小女: 8.2% ・中男: 8.6% ・中女: 6.7% (R1年度)	全国平均以下

対策 -2- (8) 部活動の充実と運営の適正化

【現状・課題】

- ・生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていない部活動が見られます。
- ・生徒の減少が進む中山間地域の学校では、部活動の種類が限定されることや単独で大会に出場できない部があることが課題となっています。
- ・生徒にとって望ましい部活動環境の構築と、学校における働き方改革の観点から、部活動の運営の適正化を図る必要があります。

【対策のポイント】

- ・指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へい等により、部活動のさらなる充実を図ります。
- ・「高知県運動（文化）部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動（文化）部活動の方針」に基づく、部活動の運営の適正化を一層推進するとともに、新しい部活動の在り方を検討するなど、環境整備に取り組みます。

【主な取組】

高等学校の運動部活動の充実及び競技力の向上を図るため、県立高等学校に競技用具の購入や強化事業にかかる経費の支援を行います。

<具体的な事業> 県立学校運動部活動活性化事業

運動部活動の運営の適正化のため、「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい運動部活動の推進を図ります。

また、顧問教員等の指導者には、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため、体育主任研修会や県外の優秀な講師を招へいした研修会を開催します。

<具体的な事業> 運動部活動の運営の適正化

各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動にかかる負担を軽減するために、高知県スポーツ指導者バンクの活用や地域スポーツハブ等との連携により、単独での部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員の配置をさらに拡充します。

<具体的な事業> 運動部活動指導員配置事業

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づく取組として、地域部活動の実践研究や合同部活動の取組を進めていきます。

<具体的な事業> 運動部活動の運営の適正化

文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい文化部活動の推進を図ります。

また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の文化部活動にかかる負担を軽減するために、単独での指導や引率ができる文化部活動指導員の中学校への配置や、専門的な指導力を有した文化部活動支援員の高等学校への派遣を行います。

< 具体的な事業 > 文化部活動指導員・支援員の活用

【対策の指標】

対策 -2-(8)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
「高知県運動部活動ガイドライン」に明記した休養日及び練習時間を遵守している中学校()における部活動の割合 運動部活動指導員を配置している学校	・休養日：100% ・練習時間：81.0% (9月末現在)		・休養日：100% ・練習時間：100%
「県立学校に係る運動部活動の活動方針」に明記した休養日及び練習時間を遵守している高等学校における部活動の割合	・休養日：84.5% ・練習時間：87.6% (9月末現在)		・休養日：100% ・練習時間：100%

基本方針 -1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたち一人一人に応じた支援の充実を図るため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、地域や専門機関等との連携・協働体制を県内全域で構築しながら、就学前から高等学校までの切れ目のない支援を推進します。

また、子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するなど、社会的自立に向けた支援の一層の充実・強化を図ります。

対策 -1-(1) 社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実

【現状・課題】

- ・ コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。
- ・ 経済的に厳しい家庭の子どもの中には、具体的な支援につなげていないケースや、保護者を含めた家庭生活のサポートが必要なケースがあります。

【対策のポイント】

- ・ 子どもたちが「経済的自立」を意識した将来の進路目標をできるだけ早期に認識し、そのために必要な学力や職業能力、社会性等を身につけて希望の進路を実現できるよう、キャリア教育や進路指導の充実を図ります。
- ・ 経済的に厳しい家庭の子どもたちを支援につなげ、社会で自立できる進路に導いていくために、校内支援体制を強化するとともに、福祉保健部署との連携強化を図ります。

【主な取組】

生徒が将来の目標を早期に認識できるよう、多様なロールモデルの提示やキャリア・パスポートの効果的な活用の仕組みづくりなど、キャリア教育の充実を図ります。

- < 具体的な事業 > キャリア教育強化プラン
キャリアアップ事業

生徒が将来の自立に向けた進路を選択できるよう、中学校の段階から、職業に必要な能力や資格、進学・就職時の経済支援制度、各高等学校の学習活動などの情報を生徒と保護者にわかりやすく提供するなど、進路指導のさらなる充実を図ります。

- < 具体的な事業 > 産業教育指導力向上事業
高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業

厳しい環境にある子どもを早期に発見し支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー等の専門性の活用や確実な情報共有などにより、校内支援体制の強化を図ります。また、学校だけでは発見しづらい厳しい環境にある子どもの早期把握と支援に向け、スクールソーシャルワーカーと各市町村の児童福祉担当部署との定期的な情報共有や相互連携により支援体制の充実を図ります。

- < 具体的な事業 > スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

保育所・幼稚園等において、厳しい環境にある子どもや保護者への早期の支援ができるよう、スクールソーシャルワーカーや親育ち・特別支援保育コーディネーター等と連携した支援の充実や「高知版ネウボラ」との連携強化を図ります。

高知版ネウボラ：妊娠期から子育て期までの家庭を対象として、妊娠・出産・子育てに関する関係機関によるネットワークを構築することにより、必要な支援サービスを切れ目なくつなぐ高知県独自の仕組み

<具体的な事業> 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)
 スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

対策 -1-(2) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実

【現状・課題】

- ・家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。
- ・核家族化や少子化等により地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りや細やかな支援の充実が求められています。

【対策のポイント】

- ・保育所・幼稚園等と家庭、地域等との連携による、多様な課題を抱える保護者の子育て力の向上に向けた支援の充実を図ります。

【主な取組】

地域ぐるみでの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など、さまざまな交流事業が展開されることを支援します。

<具体的な事業> 多機能型保育支援事業

配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。

<具体的な事業> 保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)

厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。

<具体的な事業> 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を支援します。

<具体的な事業> スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

【対策の指標】

対策 -1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
子育て支援体制の拡充に取り組む園の数・割合	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放又は子育て相談の実施率: 96.6% ・多機能型保育支援事業の実施箇所数: 20 箇所 		<ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放又は子育て相談の実施率: 100% ・多機能型保育支援事業の実施箇所数: 40 箇所
保育所等における家庭支援の計画・記録の作成率	93.9%	89.6% (R1年度)	100%

対策 -1-(3) 放課後等における学習の場の充実

【現状・課題】

- ・学力が未定着である子どもの中には、家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられていない子どもも多くいます。

【対策のポイント】

- ・小・中・高等学校の各段階において学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、地域の方々の参画を得て、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、放課後等の学びの場の充実を図ります。

【主な取組】

小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立など、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるようにします。

<具体的な事業> 放課後等における学習支援事業

高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。【再掲】

<具体的な事業> 学習支援員事業

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】

<具体的な事業> 新・放課後子ども総合プラン推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
放課後等における学習支援の実施校率	・小・中:98.3% ・高:90.3% 高は31校対象	・小・中:98.6% ・高:96.7% 高は31校対象 (R1年度)	・小・中:100% ・高:100%

対策 -1-(4) 相談支援体制の充実・強化

【現状・課題】

・子どもたちに関わる課題が複雑化・多様化する中で、生徒指導上の諸課題などの解決を図っていくためには、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等の相談に広く対応できる体制の整備が必要です。

【対策のポイント】

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重点配置や専門性の向上、心の教育センターの機能や相談支援体制の強化により、子どもや保護者のニーズに対応した重層的な支援を実現します。

【主な取組】

相談支援体制の充実・強化を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。

<具体的な事業> スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットフォームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行います。

<具体的な事業> スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修

県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちや保護者の相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ＆トータルな支援を行います。

<具体的な事業> 心の教育センター相談支援事業

児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりに向けて、心の教育センターの土曜日・日曜日の開所や県東部・西部地域での相談室の整備など、相談支援体制を強化します。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等による指導・助言など、学校や教育支援センター等における相談支援の質的向上に向けた支援の充実に図ります。

< 具体的な事業 > 心の教育センター相談支援事業

不登校等児童生徒に対して、学校、教育支援センター、心の教育センターによる重層的な支援体制を確立するとともに、不登校等児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保及び個に応じた最適な学びを保障するために、校内適応指導教室を設置し、ICTを活用した学習支援の実践研究を推進します。

< 具体的な事業 > 不登校支援推進プロジェクト事業

不登校児童生徒や家庭学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保のために、指定地域の教育支援センターを中心としたICTの活用による自主学習等の研究推進に対して支援の充実に図ります。

< 具体的な事業 > 不登校支援推進プロジェクト事業

【対策の指標】

対策 -1-(4)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
心の教育センターによる教育支援センターでの支援会・ケース検討会等の実施率 教育支援センター22ヶ所(R1)	95.5% (2月末)	40.9% (R1年度)	100%
校内支援会において専門家の見立てをもとに支援方法等が決定されている学校の割合[再掲]	・小:98.4% ・中:99.1% ・高:94.4%		・小:100% ・中:100% ・高:100%

対策 -1-(5) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけの対応には限界があります。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実に図るとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。【後掲】

<具体的な事業> 地域学校協働活動推進事業

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】

<具体的な事業> 新・放課後子ども総合プラン推進事業

地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲】

<具体的な事業> コミュニティ・スクール推進事業

朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできるなどの実践力を育むために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進します。

<具体的な事業> 食育推進支援事業

【対策の指標】

対策 -1-(5)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合	68.3%		100%

対策 -1-(6) 経済的負担の軽減

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。
- ・令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、その対象は満3歳以上の子どもと満3歳未満の住民税非課税世帯の子どもであり、満3歳未満児を養育する保育利用世帯の多くは経済的な負担を感じています。

【対策のポイント】

- ・高等学校における就学のための経済的支援や、多子世帯を対象とした保育料の軽減等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

高等学校において、経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学支援金の支給により、授業料の軽減を図るとともに、低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費等の授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。
また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与をさらに進めます。

<具体的な事業> 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業

18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。

<具体的な事業> 多子世帯保育料軽減事業

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援します。
また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。【後掲】

<具体的な事業> 新・放課後子ども総合プラン推進事業

基本方針 -2 特別支援教育の充実

発達障害を含めた全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築を推進し、通級の学級、通級による指導（障害に応じた特別な指導）特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」における学びの質を高めるなど、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

対策 -2-(1) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

【現状・課題】

- ・発達障害等特別な支援が必要な子どもの増加や障害の状態の多様化がみられる中、個々の状況に応じた適切な指導・支援の充実が求められます。
- ・連続性のある「多様な学びの場」における学びの充実に向けて、特別支援学級担任や通級による指導担当教員は、障害に応じた特別な指導を実施する教員として、より高い専門性が求められています。

【対策のポイント】

- ・「多様な学びの場」を担う教員をはじめ、全ての保育者、教員の専門性の向上を図るとともに、保育所・幼稚園等、学校における組織的な指導・支援の体制の充実・強化を図ります。

【主な取組】

保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修や個別の指導計画作成に向けた支援等を行います。

<具体的な事業> 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上

小・中学校において、発達障害等のある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、教育事務所の特別支援教育地域コーディネーター等による訪問支援等により、校内の支援体制や個別の指導・支援の内容、校種間の引き継ぎ等について指導・助言を行うとともに、特別支援学級や通級による指導を担当する教員の専門性の向上に向けて、連絡協議会や研修会を実施します。

<具体的な事業> 小・中学校における切れ目のない支援体制の構築推進

高等学校において、通級による指導を中心に発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るため、教職大学院と連携した研究の実施、実践事例の収集、指導担当教員間のネットワークの構築などの取組を推進します。

<具体的な事業> 高等学校における特別支援教育の推進

発達障害等の特別な支援が必要な児童生徒への指導・支援を充実させるため、全ての教職員の専門性の向上に向けた研修を行います。

< 具体的な事業 > 特別支援教育セミナー

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
ユニバーサルデザインについて、県が示す5つの重点事項()を全ての教室で実践している学校の割合 県が作成する「すべての子どもが『分かる』『できる』授業づくりガイドブック」の内容にもとづいて示される、例えば「授業のめあてを提示する」といった具体的取組	・小:96.3% ・中:96.3% ・高:76.7%		・小:100% ・中:100% ・高:100%
「個別の指導計画」が作成され、校内支援会や職員会議における情報共有のもと、組織的な指導・支援が実施されている幼児児童生徒の割合	・保幼:61.9% ・小:78.8% ・中:67.9% ・高:87.0%		・保幼:100% ・小:100% ・中:100% ・高:100%
「個別の指導計画」が必要な幼児児童生徒のうち、「個別の教育支援計画」や「引き継ぎシート」等のツールを活用して引き継ぎが行われた児童生徒の割合(第1学年)	・保幼 小:73.6% ・小 中:76.7% ・中 高:49.1%	・保幼 小:73.9% ・小 中:84.2% ・中 高:21.7% (R1 調査結果)	・保幼 小:100% ・小 中:100% ・中 高:80%以上

対策 -2-(2)

特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実

【現状・課題】

- ・障害の重度・重複化等により、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の教育的なニーズが多様化しています。
- ・近年、県立知的障害特別支援学校の生徒の一般企業への就職率は全国平均を超えています。が、個々の生徒の進路希望の実現に向けた取組の一層の充実が必要です。
- ・県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、施設等の大規模化及び狭あい化が課題となっています。

【対策のポイント】

- ・特別支援学校において、教員の専門性の向上及び組織的な指導・支援の充実を図るとともに、地域の小・中・高等学校の取組を支援するセンター的機能の向上を図ります。
- ・障害のある子どもが自分の地域での生活基盤を形成できるよう、居住地域の小・中学校における学習機会の充実を図ります。
- ・「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」からの提言(R元.12月)を基に、関係市町村とも連携し、施設整備等の具体化を図ります。

【主な取組】

特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、1人1台タブレット端末等のICT機器を日常的に活用した指導・支援の充実に取り組みます。また、Web会議システムを活用して各特別支援学校間をつなぎ、教員同士が専門性を共有

することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。

<具体的な事業> 学習指導要領の理念に基づいた学校経営力アップ事業

特別支援学校教員の幅広い専門性の向上に向けて、免許法認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許状の保有率向上につなげます。また、特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士や言語聴覚士など、外部の専門家を配置・派遣します。

<具体的な事業> 特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに理解し合うため、特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校等に副次的な籍(副籍)を置き、特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流や特別支援学校のある地域との交流及び共同学習、居住地校交流等を推進します。

<具体的な事業> 特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業

児童生徒の社会的・職業的自立に向け、現場実習先及び進路先の開拓を行うとともに、福祉・労働機関と連携した就労支援など、障害や特性に応じた進路指導を充実させます。また、目標に向かって学習する意欲の向上や、望ましい職業観を育むため、外部専門家を活用した授業改善や、特別支援学校技能検定を実施します。

<具体的な事業> キャリア教育・就労支援推進事業

病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、「高知県立特別支援学校再編振興計画(第二次)」に基づき、病弱特別支援学校の移転開校を含めた再編、高等部の職業コースの開設、通級による指導の充実、訪問教育の充実等の取組を推進し、病弱教育を一層充実させます。

<具体的な事業> 病弱特別支援学校の再編振興に向けた取組の推進

知的障害特別支援学校において児童生徒数が増加し、施設等が大規模化及び狭あい化している状況などについて、関係市町村とも連携を図りながら、将来を見据えた改善・解消の方策を具体化し、安全・安心な教育環境の実現に取り組みます。

<具体的な事業> 知的障害特別支援学校の狭あい化等への対応

【対策の指標】

対策 -2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
授業等において、毎日1回以上ICTを活用している児童生徒の割合	-		100%
5領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)	59.8% (R2.5.1 現在)		100%
特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率	52.9% (R3.3 月)	50.6% (R2.3 月)	90%以上

基本方針 -1 先端技術の活用による学びの個別最適化

急速に発展するICTやAI等の先端技術を有効に活用し、学習機会の地域間格差の解消や、児童生徒一人一人の興味・関心に応じた学びを実現するため、ICTを活用した双方向型の授業の配信やAIによる個別最適化学習等の新たな教育手法の開発・普及を図るとともに、その基盤となる学校のICT環境の整備を推進します。

対策 -1-(1) ICTやAI等の先端技術の活用

【現状・課題】

- ・ 中山間地域等の小規模高等学校では総じて教員数が少なく、生徒の多様な進路希望に対応した教育課程の編成や学習指導が困難な場合があります。
- ・ 現在の学校教育は、理解が十分でない児童生徒と、学習内容を平易と感じる児童生徒が混在する中での一斉授業が原則であり、個々の習熟度に応じた最適な学習指導が難しい状況が見られます。
- ・ 「学校の新しい生活様式」に対応し、新型コロナウイルス感染症対策と日常の学習活動の充実との両立を図り、子どもたち一人一人の学ぶ意欲や力を引き出すことが求められています。

【対策のポイント】

- ・ 遠隔教育システムによる授業配信や、ICTの活用による習熟度に応じた個別学習など、先端技術を活用した新たな教育方法の開発と普及・展開を図ります。
- ・ 非対面・非接触の活動にも有効な1人1台タブレット端末や学習支援プラットフォームの活用により、個々の学ぶ力を引き出し主体的・対話的で深い学びを実現する「学校の新しい学習スタイル」の実現を目指すとともに、教員のICT活用指導力を高めていきます。

【主な取組】

全ての小規模高等学校において生徒が希望する進路を実現するため、教育センターを配信拠点とした遠隔授業等の対象校を拡充し、受講者が少ないなどの事情で開講できなかった科目について、教育センターから各学校に同時双方向型の授業を配信します。また、進学補習や資格試験のための講座など、生徒の多様な進路希望に対応した補習等の配信を行います。

< 具体的な事業 > 遠隔教育推進事業

特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、1人1台タブレット端末等のICT機器を積極的に活用した指導・支援の充実に取り組みます。また、Web会議システムを活用して各特別支援学校間をつなぎ、教員同士が専門性を共有することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。【再掲】

< 具体的な事業 > 学習指導要領の理念に基づいた学校経営力アップ事業

生徒一人一人のつまずきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、ICT教育拠点校を中心に、エドテックを活用した指導方法の実践研究を行います。さらに、その研究成果を県内全域に展開し、ICTを効果的に活用した授業改善を進めていきます。

エドテック (Edtech): Education (教育) と Technology (技術) を組み合わせた造語

<具体的な事業> ICT活用による個別学習プログラムの研究

1人1台タブレット端末を活用しながら個々の理解に合わせて段階的に学習を進められるデジタル教材や、一人一人の学習定着度を把握し学習指導に活用できるスタディログ等を組み合わせた「学習支援プラットフォーム」により、個々の強みを伸ばし、つまずきをサポートする個別指導を実践します。

<具体的な事業> 学習支援プラットフォームの活用促進

教員のICT活用指導力を向上するため、年次研修において体系的な研修プログラムを開発し実践するとともに、すべての教員を対象にICTの効果的な活用に関する研修を実施します。また、これらの研修を担う県教育委員会指導主事対象の研修会を開催します。

<具体的な事業> 教員のICT活用指導力の向上

ICTを効果的に活用している他県の先進自治体に教員を派遣するとともに、国が実施する情報化指導者養成研修に指導主事等を派遣し、学校現場におけるICTの活用に関する専門性の向上や、組織的なICT教育の取組を推進します。

<具体的な事業> 学校の力を高める中核人材育成事業

県立学校における1人1台タブレット端末を活用したICT教育を推進するため、導入時の技術的な支援を行うGIGAスクールサポーターを県教育委員会事務局内に配置するとともに、日常的なICTの活用を支援するICT支援員を県立学校に配置し、各学校における円滑な導入及び運用を支援します。また、市町村立学校におけるICT支援員確保の仕組みを構築するとともに、子どもたちへの関わりなど学校活動に関する研修等の実施等により、各学校での支援体制の整備に取り組みます。

<具体的な事業> ICT支援員等の確保促進及び資質向上のサポート

【対策の指標】

対策 -1-(1)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
小規模高等学校における遠隔教育システム活用校数	11校	10校 (R1年度)	14校
授業等においてICTを効果的に活用していると回答した教員の割合	68.8%		70%以上
県及び各市町村等において策定したICT活用計画を達成している割合 (対象:県、34市町村、1学校組合)	-		100%

対策 -1-(2) 学校の ICT 環境の整備

【現状・課題】

- ・ I C T や A I 等を活用した学習指導を推進するためには、児童生徒が自在に使用できる P C 端末に加え、さまざまなインターネット教材等に一齐接続できる安定した情報通信基盤が必要ですが、各学校の整備状況には差が見られます。
- ・ I C T を活用して教職員の業務の効率化等を図るため、県立高等学校に続き市町村立小・中学校にも統合型校務支援システムの導入を進めてきましたが、特別支援学校においても速やかに導入を図る必要があります。

【対策のポイント】

- ・ これからの時代の学びや業務の削減・効率化に欠かせない I C T 機器や各種システムを、児童生徒や教員が自在に活用できる教育環境の実現に向けて、学校の I C T 環境の整備を迅速かつ計画的に進めます。

【主な取組】

教育における I C T の活用を推進するため、現状・課題を踏まえて、高等学校及び特別支援学校高等部における生徒の 1 人 1 台タブレット端末等の整備を迅速に行い、外部人材等を活用して、授業で活用するための通信ネットワーク環境の整備を進めます。

<具体的な事業> 学校の ICT 環境整備(G I G A スクール構想の実現)

児童生徒が一人一人の進度に応じて動画や A I 教材等を活用できる次世代型の教育に対応するため、各教室に高速大容量の双方向通信を可能とする無線 L A N ネットワーク環境を整備するとともに、各学校のインターネット接続回線を集約型から直接インターネットへ接続する方式に変更し、安定した通信を確保するなど、県立学校の情報通信環境の拡充を図ります。

<具体的な事業> 学校の ICT 環境整備(G I G A スクール構想の実現)

全ての公立学校において、教職員の成績処理や指導要録作成等の業務の効率化に加え、全校種間や学校間の情報共有と引き継ぎの徹底、児童生徒の学習指導や生徒指導を効果的に行うため、県内統一の統合型校務支援システムの活用を推進します。

<具体的な事業> 校務支援システムの導入・活用促進

デジタル社会において、児童生徒に情報の適正かつ安全な利用や I C T 機器の使用と健康との関わりへの理解をはじめとする情報モラルを確実に身につけさせるため、保育活動や教育課程に位置付けた情報モラル教育をさらに充実します。

<具体的な事業> 学校の ICT 環境整備(G I G A スクール構想の実現)

基本的な生活習慣向上事業

健康教育充実事業

人権教育推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
県立学校における GIGA スクールネットワークの整備率(移転・統合校を除く) GIGA スクールネットワークの水準(10Gbps 以上で接続可能な LAN ケーブル等)	100%		100%
小・中学校における1人1台タブレット端末の整備率	82.0%		100% (R3年度中)
高等学校(特別支援学校高等部)における1人1台タブレット端末の整備率	-		100% (R3年度中)
統合型校務支援システムを日常的に活用している教員の割合(県立・市町村立)	[グループウェア] 県立:81.6% 市町村立:69.4%(12月) [校務支援機能] 市町村立:32.8%(12月)		100%

基本方針 -2 創造性を育む教育の充実

超スマート社会（Society5.0）の到来を見据え、全ての児童生徒が、新たな時代の基盤となるデジタル技術を理解し情報活用力や論理的な思考力を身につけることができるよう、プログラミング教育や理数系科目等の教育内容を充実します。

また、A I等の高度なデジタル技術を活用し、社会においてさまざまな課題の解決や新たな価値の創造などに力を発揮できる人材の育成に向けて、高等学校と大学との連携や教員のICT活用力の向上を図る取組を推進します。

対策 -2-(1) プログラミング教育の推進

【現状・課題】

- ・ 小学校におけるプログラミング教育（令和2年度から必修）の具体的な指導については、授業の実践事例が少ないことなどから、各学校における取組状況や教材の準備に差が見られます。

【対策のポイント】

- ・ 速やかな実践につながる具体的な研修や情報教育の推進を担う中核教員の育成などにより、全ての小学校における効果的なプログラミング教育の普及及び定着を図ります。

【主な取組】

各小学校においてプログラミング教育の推進役を担う全ての情報教育担当教員を対象に、タブレットを活用した模擬授業や教材を使ったPC操作体験等を通じて具体的な指導方法の理解を深める研修を実施し、全ての小学校での速やかな実践を推進します。また、全校の実践事例を収集し、校務支援システムにおいて情報発信を行うことにより、教員がさまざまな教科にプログラミング教育を展開できる環境を整えます。

<具体的な事業> プログラミング教育における授業力向上

小学校におけるICTを活用した授業やプログラミング教育の推進及び充実を図るために、民間の養成プログラムを活用し、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員を計画的に養成します。

<具体的な事業> プログラミング教育における授業力向上

教材が未整備の学校においても効果的な授業実践や校内研修を実施できる環境を確保するため、県内4カ所の教科研究センターに貸出用のロボット教材等を整備します。また、企業や大学等と協働して開催するICT活用フォーラムにおいて、最先端の教材の活用方法や指導方法について体験的に学び、教員のICT活用指導力を高める環境を提供します。

<具体的な事業> プログラミング教育の体制整備

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
「高知県 ICT 活用ハンドブック」に掲げた発達段階の目標を踏まえ、プログラミング教育を実践した学校の割合	60.6%		100%

対策 -2-(2)	AI 人材育成のための教育の推進
------------------	-------------------------

【現状・課題】

- ・超スマート社会（Society 5.0）の支え手として、AI等の先端技術を活用し社会におけるさまざまな課題の解決や新たな価値の創造に活躍できる人材の育成が求められています。

【対策のポイント】

- ・デジタル社会で活躍できる人材の育成に向けて、大学等と連携した高度で専門的な学習内容の研究に取り組むとともに、新しい社会に対応しうる情報活用力や課題解決力を生徒に身につけさせるための学習の充実や、教員の指導力向上を目指します。

【主な取組】

高度なデジタル技術を活用し、AIやデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向け、モデルとなる高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の魅力を高め、専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できる環境を整備します。

<具体的な事業> 高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実

社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。【再掲】

<具体的な事業> 主体的・探究的な学びの充実(主権者教育、地域協働学習)

教員のICT活用指導力を向上するため、年次研修において体系的な研修プログラムを開発し実践するとともに、すべての教員を対象にICTの効果的な活用に関する研修を実施します。また、これらの研修を担う県教育委員会指導主事対象の研修会を開催します。【再掲】

<具体的な事業> 教員のICT活用指導力の向上

ICTを効果的に活用している他県の先進自治体に教員を派遣するとともに、国が実施する情報化指導者養成研修に指導主事等を派遣し、学校現場におけるICTの活用に関する専門性の向上や、組織的なICT教育の取組を推進します。【再掲】

<具体的な事業> 学校の力を高める中核人材育成事業

【対策の指標】

対策 -2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
高大連携によるデジタル社会に対応した教育システムの構築	連携大学・高等学校の決定		R4年度より本格実施

基本方針 -1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、その地域ならではの教育を展開していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

このため、中山間地域における次世代の特色ある学校づくりや地域の特色を生かした高等学校の魅力化の取組など、行政・学校・地域の連携・協働により、各地域の教育の振興に向けた取組を推進します。

対策 -1-(1) 中山間地域における多様な教育機会の確保

【現状・課題】

- ・中山間地域では、児童生徒数の減少に伴い、学校統合を余儀なくされている地域が増えてきています。
- ・中山間地域等の小規模の高等学校では、生徒数が少ないために教科・科目の選択肢の確保や社会性を育む集団活動などの面で課題がみられます。

【対策のポイント】

- ・中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、高等学校の魅力と特色ある学校づくりを推進します。

【主な取組】

中山間地域の教育振興を図るために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して次世代の特色ある学校づくり（義務教育学校等）を目指す市町村教育委員会を支援することにより、学校と地域との連携・協働によるチーム学校としての教育活動を充実させ、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

<具体的な事業> 中山間地域における特色ある学校づくり推進事業

中山間地域等の高等学校の魅力化に向けて、探究型学習や課題研究など地元市町村や企業と連携した学習内容の充実や、優秀な指導者の招へい等による部活動の充実・強化を図るとともに、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。また、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。【後掲】

<具体的な事業> 高等学校の魅力化・情報発信の推進

全ての小規模高等学校において生徒が希望する進路を実現するため、教育センターを配信拠点とした遠隔授業等の対象校を拡充し、受講者が少ないなどの事情で開講できなかった科目について、教育センターから各学校に同時双方向型の授業を配信します。また、進学補習や資格試験のための講座など、生徒の多様な進路希望に対応した補習等の配信を行います。【再掲】

<具体的な事業> 遠隔教育推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
中山間地域の高等学校のうち、令和元年度と比較して入学人数が増加した学校数	10 校中 0 校		10 校中 10 校
小規模高等学校における遠隔教育システム活用校数【再掲】	11 校	10 校 (R1年度)	14 校

対策 -1-(2) 県立高等学校再編振興計画の着実な推進

【現状・課題】

- ・高等学校教育等の内容の維持・向上に向けて、多様な教育活動ができる適正規模の学校の維持や魅力ある学校づくりが求められます。

【対策のポイント】

- ・県立高等学校再編振興計画に基づき高等学校の統合、高台移転や学校の魅力化の取組等を着実に推進します。

【主な取組】

県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づき、中山間地域等の高等学校の魅力化に向けて、探究型学習や課題研究など地元市町村や企業と連携した学習内容の充実や、優秀な指導者の招へい等による部活動の充実・強化、ICTの活用による学習環境の整備を図るとともに、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。また、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。

- ＜具体的な事業＞ 高等学校の魅力化・情報発信の推進
遠隔教育推進事業
学校の ICT 環境整備 (GIGAスクール構想の実現)

安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を着実に推進します。

- ＜具体的な事業＞ 施設整備事業 (県立高等学校再編振興計画)

高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合完了に向けた取組など、引き続き対応が必要な県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」の取組を着実に推進します。

- ＜具体的な事業＞ 県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組

【対策の指標】

対策 -1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
中山間地域の高等学校のうち、令和元年度と比較して入学者数が増加した学校数【再掲】	10 校中 0 校		10 校中 10 校
県立学校における GIGA スクールネットワークの整備率(移転・統合校を除く)【再掲】 GIGA スクールネットワークの水準(10Gbps 以上で接続可能な LAN ケーブル等)	100%		100%

対策 -1-(3)	県と市町村教育委員会との連携・協働の推進
------------------	-----------------------------

【現状・課題】

- ・県内の広域的な課題などについて特に責任を負う県教育委員会と、各市町村内の公立小・中学校等の教育活動や教職員の日常的な取組に対する責任を負う市町村教育委員会が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して教育水準を向上させていく必要があります。
- ・各市町村で教育課題の状況が異なる中、人的及び財政的な制約により、単独での課題への対応が困難な市町村も見られます。

【対策のポイント】

- ・県教育委員会と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、本県教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

【主な取組】

県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や全ての市町村教育委員会で構成されている高知県市町村教育委員会連合会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。

< 具体的な事業 > 市町村教育委員会との連携・協働

第 2 期大綱及び第 3 期計画に掲げる基本目標や基本方針等を踏まえ、各市町村がそれぞれの教育課題の解決に向けて推進する自主的・主体的な取組を、県教育委員会と市町村教育委員会が協議したうえで教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

< 具体的な事業 > 教育版「地域アクションプラン」推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
教育版「地域アクションプラン」推進事業における各市町村による事業検証結果において目標を達成できた割合	100% (R1年度)	98.6% (H30年度)	100%

基本方針 -2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きていく力を身につけていくため、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる仕組みを構築します。

また、保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、子どもが育つ基盤である家庭の教育力の向上に向けた支援に取り組みます。

対策 -2-(1) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいますが、地域の教育力の低下に伴い、支え合いの仕組みが弱くなっています。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけの対応には限界があります。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部の取組を推進し、地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全確保、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等のさまざまな地域学校協働活動を支援します。

<具体的な事業> 地域学校協働活動推進事業

地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。

<具体的な事業> 地域学校協働活動推進事業

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。

<具体的な事業> 新・放課後子ども総合プラン推進事業

地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲】

<具体的な事業> コミュニティ・スクール推進事業

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
地域学校協働本部の設置率(小・中学校)	94.1%	全国平均 60.3%	100%
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率(小学校)	96.3%		100%
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合【再掲】	68.3%		100%
コミュニティ・スクールを導入している小・中学校の割合【再掲】	24.0%	全国導入率 30.7%	100%

対策 -2-(2) 家庭教育への支援の充実

【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいます。
- ・保護者の不規則な生活習慣による子どもたちへの影響が指摘されています。

【対策のポイント】

- ・保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、家庭教育力の向上に向けた取組を支援します。

【主な取組】

教育行政、学校、保護者が、協働して地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対応していくため、各地区においてPTAの研修会等を開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげていきます。また、保幼小中高の連携した活動が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、関係者の取組を支援します。

<具体的な事業> PTA 活動振興事業

保護者等を対象とした子育て講座など市町村が行う家庭教育支援の取組を支援します。また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣します。

<具体的な事業> 家庭教育支援基盤形成事業

保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、より多くの保護者に良好な親子関係についての理解を広げるため、就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施などにより、参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。【後掲】

< 具体的な事業 > 親育ち支援啓発事業

子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。【後掲】

< 具体的な事業 > 基本的な生活習慣向上事業

【対策の指標】

対策 -2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合 ('当てはまる'、'どちらかといえば当てはまる'と回答した割合)	・小:77.8% ・中:73.3% (R1年度)	全国平均 ・小:80.5% ・中:76.0% (R1年度)	全国平均以上
「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合 「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合 ('している'、'どちらかといえばしている'と回答した割合)	[寝ている] ・小:81.1% ・中:79.6% [起きている] ・小:90.3% ・中:92.8% (R1年度)	全国平均 [寝ている] ・小:81.4% ・中:78.0% [起きている] ・小:90.6% ・中:92.8% (R1年度)	[寝ている] ・小:85%以上 ・中:85%以上 かつ全国平均以上 [起きている] ・小:95%以上 ・中:95%以上 かつ全国平均以上

基本方針 -1 就学前の教育・保育の質の向上

保育所・幼稚園等において、園評価の適切な実施などを通じて、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力の向上を図り、県内のどこにいても、質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めることにより、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

対策 -1-(1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底

【現状・課題】

- ・保育所・幼稚園等において、園内研修等の機会や園評価の適切な実施が十分でなく、保育所保育指針・幼稚園教育要領等(H29～)を踏まえた教育・保育の実践につなげていない園があります。

【対策のポイント】

- ・各保育所・幼稚園等における質の高い教育・保育の実現に向けた組織的な取組を推進するため、訪問指導や研修等を通じて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」の活用促進や園内研修の充実を図ります。
- ・県の保育者育成指標と国が示す「保育士等キャリアアップ研修」を連動させた研修の充実等により、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上を図ります。

【主な取組】

保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえて、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援や教育センターでの基本研修等の場において、活用方法の周知・徹底を図ります。

また、幼保支援アドバイザーや指導主事の直接訪問等により、ガイドラインを全ての園において活用し、保育実践に生かされるよう取り組みます。

<具体的な事業> 園内研修支援事業

管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有したうえで、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」を活用した研修の実施や、幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。

<具体的な事業> 園評価支援事業

保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、基本研修やキャリアアップ研修を教育センターを中心として実施し、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組みます。

<具体的な事業> 基本研修

返還免除制度のある保育士修学資金等を貸し付け、保育士資格取得を目指す学生等を支援することにより、保育士確保に努めます。

<具体的な事業> 保育士等人材確保事業

保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修や個別の指導計画作成に向けた支援等を行います。【再掲】

<具体的な事業> 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上

【対策の指標】

対策 -1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合	74.2%	62.6% (R1 年度)	100%
教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合	・新規採用保育者研修: 50.0% ・主任・教頭研修: 74.5% ・所長・園長研修: 69.0%	・新規採用保育者研修: 55.6% ・主任・教頭研修: 67.0% ・所長・園長研修: 65.0% (R1 年度)	・新規採用保育者研修: 80%以上 ・主任・教頭等研修: 80%以上 ・所長・園長研修: 80%以上

対策 -1-(2) 保幼小の円滑な連携・接続の推進

【現状・課題】

- ・ほとんどの小学校区で、保幼小の円滑な接続に向けた接続期カリキュラムの作成が進んだ一方で、子どもの経験や育ちをつなぐ組織的・計画的な保幼小の連携・接続が十分に行われていません。

【対策のポイント】

- ・市町村教育委員会、保育所・幼稚園等や小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、各地域における保幼小接続期カリキュラム等の実践・改善の取組を促進します。

【主な取組】

「高知県保幼小接続期実践プラン」を基に各市町村教育委員会が開催する小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者を対象とした研修会や、保幼小の連絡会・交流活動により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実践・改善されるよう支援します。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に普及します。

<具体的な事業> 保幼小連携・接続推進支援事業

厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。【再掲】

<具体的な事業> 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を支援します。【再掲】

<具体的な事業> スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

【対策の指標】

対策 -1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
保幼小の連絡会、子どもの交流活動の実施率(それぞれ年3回以上実施)	[連絡会] ・保・幼等:49.5% ・小:55.7% [交流活動] ・保・幼等:42.6% ・小:50.6%	[連絡会] ・保・幼等:72.0% ・小:65.3% [交流活動] ・保・幼等:76.2% ・小:77.7% (R1年度)	[連絡会] ・保・幼等:100% ・小:100% [交流活動] ・保・幼等:100% ・小:100%

基本方針 -2 親育ち支援の充実

乳幼児期におけるよりよい親子関係の構築を図るため、保育所・幼稚園等において、親の子育て力を高めるための「親育ち支援」が日常的・継続的に行われるよう、園全体で親育ち支援に取り組む体制づくりを進めます。また、子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保護者を対象とした学習会等の開催や基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

対策 -2-(1) 保育者の親育ち支援力の強化

【現状・課題】

- ・保育所・幼稚園等において、親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んでいますが、日常的・継続的な実践までには至っていない状況にあります。

【対策のポイント】

- ・保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村の課題に応じて親育ち支援を推進する中核となる保育者（親育ち支援地域リーダー）や、園内の親育ち支援を推進する担当者（親育ち支援担当者）を中心に組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

【主な取組】

保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。

< 具体的な事業 > 親育ち支援啓発事業

親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域で学べる仕組みづくりを支援します。また、親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進します。

< 具体的な事業 > 親育ち支援保育者スキルアップ事業

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
親育ち支援における園内の研修計画作成率	48.5%	53.9% (R1年度)	100%
親育ち支援担当者の配置率	100%	87.5% (R1年度)	100%

対策 -2-(2)	保護者の子育て力向上のための支援の充実
------------------	----------------------------

【現状・課題】

- ・核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的な生活習慣の未定着につながっている場合が多くあります。

【対策のポイント】

- ・良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修を充実させます。
- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

【主な取組】

保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、より多くの保護者に良好な親子関係についての理解を広げるため、就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施などにより、参加しやすい環境を整えとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。

<具体的な事業> 親育ち支援啓発事業

子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

<具体的な事業> 基本的な生活習慣向上事業

【対策の指標】

対策 -2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末 の目標数値
夜 10 時までに寝る幼児の割合 (3 歳児)	95.1%	81.9% (R 1 年度)	95%以上
親育ち支援担当者の配置率〔再掲〕	100%	87.5% (R 1 年度)	100%

基本方針 -1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

県民の誰もが生涯にわたって学ぶことができ、その学びの成果がさまざまな場面で発揮できることは、地域や社会に好影響をもたらします。

このため、生涯学習・社会教育の取組を「学ぶ」「生かす」「ひろがる」「支える」それぞれの視点から強化し、生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくりを進めます。

対策 -1-(1) 知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進

【現状・課題】

- ・社会教育を担う団体や人材の基盤が弱ってきています。
- ・県内では、県や市町村のほか民間や大学も含め、多様な講座や教室が開催されていますが、こうした学びの場の情報提供が十分ではありません。
- ・地域の課題解決に生かせる学びや、さまざまな理由で適時に学ぶことができなかつた方の学び直しなど、県民の多様な学びのニーズに応える必要があります。

【対策のポイント】

- ・生涯にわたって学び、その成果を地域社会に生かすことができる「知の循環型社会」を目指して、多様な学びの機会の提供、学びを地域に還元できる仕組みの充実、学びを共有できる場の充実、知の循環を支える基盤の充実といったそれぞれの取組を進めます。

【主な取組】

社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援します。

<具体的な事業> 社会教育振興事業

子どもの生きる力を育成するために、小学校や青少年教育団体等が、青少年教育施設や地域施設を活用して行う森林環境学習や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援します。また、体験活動の場や機会の充実に向けて、地域学校協働活動参加者等を対象とした研修を実施することにより、自然体験学習を推進することができる人材を育成します。

<具体的な事業> 自然体験活動の推進

青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供します。

<具体的な事業> 青少年教育施設振興事業

高知市が設置する「高知みらい科学館」の運営支援を通じて、県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興を進めます。

<具体的な事業> 高知みらい科学館運営事業

県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、市町村や関係機関等と連携した啓発イベント等を開催するなど、高知県教育の日「志・とさ学びの日」を広く周知・啓発するための取組を推進します。

<具体的な事業> 志・とさ学びの日推進事業

地域の方々の経験や学びを社会に還元する場として、また、子どもたちの学びを、参画する大人の新たな学びにつなげる場として、放課後子ども教室や地域学校協働本部における地域学校協働活動を推進します。また、県民一人一人がニーズや希望に応じて学び、その成果が発揮できるよう、市町村や民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談機能を強化します。

<具体的な事業> 生涯学習活性化推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
社会教育主事を配置している市町村数	13 市町村	13 市町村 (R1年度)	26 市町村
保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合(よく参加していると回答した割合)【再掲】	・小:59.1% ・中:34.9% (R1年度)	全国平均 ・小:64.6% ・中:38.2% (R1年度)	・小:70%以上 ・中:50%以上 かつ全国平均以上
県立青少年教育施設の利用者数(青少年)	159,182 人 (R1年度)	159,547 人 (H30 年度)	172,000 人以上
生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数	50,758 件 (2月末)		55,000 件/年

対策 -1-(2)

オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

【現状・課題】

- ・オーテピア高知図書館が地域を支える情報拠点として、県民の資料要求に応え、暮らしや仕事の中でのさまざまな課題の解決に役立つことができるよう、サービスの提供体制のさらなる充実が求められています。
- ・県民がそれぞれの地域で読書をし、役立つ情報が得られるよう、県内全域の読書・情報環境の一層の充実が必要です。

【対策のポイント】

- ・オーテピア高知図書館において、社会状況の変化等にも対応できる新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供や、司書の専門性や能力を高めることにより、課題解決支援サービスの充実に取り組みます。
- ・県内全域の読書・情報環境の充実に向け、高知県図書館振興計画(平成30年7月策定)に基づく取組を進めます。
- ・子どもたちに小さい頃から図書に親しむ習慣を身につけてもらうため、第三次高知県子ども読書活動推進計画(平成29年2月策定)に基づく取組を進めます。

【主な取組】

県民の知的ニーズに応え、課題解決ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供、研修等の充実による司書の専門性の向上、関係機関と連携したサービスの提供、情報リテラシーの向上支援等に取り組むとともに、県民に広く周知するための効果的な広報活動を行います。また、電子図書館サービスの充実やデジタル資料のホームページでの公開、Webコンテンツの提供など、非来館型サービスの充実を図ります。

情報リテラシー：必要な情報の探し方や得た情報を客観的に判断し、自己の目的に適合するように活用する能力

<具体的な事業> 図書館活動事業

県民に身近な市町村立図書館等の充実に向けて、図書への協力貸出しや職員を対象とした研修の実施などにより、市町村立図書館等の運営や人材育成を支援します。

<具体的な事業> 図書館活動事業

県内全域の図書館等の振興に向け、市町村に図書館の有用性を周知するとともに、子どもたちに小さい頃から読書に親しむ習慣を身につけてもらうため、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組めます。

<具体的な事業> 読書活動推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
県民一人当たりの図書貸出冊数	4.4 冊 (R1 年度)	全国平均 5.4 冊 (H30 年度)	4.9 冊以上
県立学校、市町村立図書館等への協力貸出冊数	32,301 冊 (R1 年度)	22,245 冊 (H30 年度)	35,000 冊以上
オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数	37,914 件 (R1 年度)	30,041 件 (H30 年度)	30,000 件以上
児童・生徒が家や図書館で普段(月～金)全く読書をしていない割合	・小:16.1% ・中:31.0% (R1 年度)	全国平均 ・小:18.7% ・中:34.8% (R1 年度)	全国平均を3ポイント以上下回る

対策 -1-(3) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

【現状・課題】

- ・進路未定のまま中学校を卒業した方や高等学校を中途退学した方、さまざまな理由により義務教育を受けられなかった方、本国で義務教育を受けていない外国籍の方など、必要な時期に十分に学ぶことができなかった方がいます。
- ・高等学校中途退学等により社会的に自立することに困難な事情を抱えている若者がいます。

【対策のポイント】

- ・社会的自立に困難を抱える若者に対する修学・就労に向けたきめ細かな支援や、公立中学校夜間学級の円滑な運営及び充実により、県民の多様なニーズに応じた学びの場を提供します。

【主な取組】

さまざまな背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保するため、個々の生徒の学習状況に応じた教材の選定や指導方法の工夫を行い、学ぶ喜びを実感できる教育環境を整備するとともに、公立中学校夜間学級（夜間中学）の教育活動の充実を図ります。

<具体的な事業> 中学校夜間学級教育活動充実推進事業

進路未定のまま中学校を卒業又は高等学校を中途退学した方や、ニートやひきこもり傾向にある若者及び就職氷河期世代（概ね40歳代）のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方など、社会的自立に困難を抱える方々に対し、「若者サポートステーション」を核にして、修学や就労に向けた支援を行います。

<具体的な事業> 若者の学びなおしと自立支援事業

社会人で学び直しを希望する人など、多様な学びのニーズに対応するため、聴講生制度の拡充など、定時制高等学校における学びの機会の確保と拡充を図ります。

<具体的な事業> 定時制教育の充実

【対策の指標】

対策 -1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
若者サポートステーション利用者の進路決定率(単年度)	38.1% (2月末)	46.6% (R1年度)	40%以上

基本方針 -2 文化財の保存・活用

文化財の適切な保存と調査研究を進めることにより、文化財の価値の維持と向上に努め、後世に伝えていきます。また、その活用を図ることにより、県民が文化財についての理解を深めたり、地域の歴史を身近に感じたりする機会を充実させるとともに、地域の活性化にもつなげていきます。

対策 -2-(1) 計画的な文化財の保存・活用の促進

【現状・課題】

- ・文化財の価値を後世に伝えるための対応が十分ではありません。
- ・過疎化、少子・高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっています。
- ・文化財の保存と継承を図るため、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が増してきています。

【対策のポイント】

- ・文化財の保存と活用の取組を進めていく共通の基盤となる高知県文化財保存活用大綱（令和3年3月策定）に基づき、市町村に対し、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組む体制が整うよう、アクションプランである文化財保存活用地域計画の策定を促します。
- ・上記の大綱・計画に基づき、県内の文化財の保存と活用を推進します。

【主な取組】

地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むため、高知県文化財保存活用大綱に基づき、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けた取組を支援します。

また、文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。

<具体的な事業> 文化財の保存と活用の推進

高知城の重要文化財建造物の保存のため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、火災や南海トラフ地震等の災害に備えるための取組を進めます。

<具体的な事業> 高知城の保存管理と整備の推進

埋蔵文化財を通して文化の振興や地域への愛着を高めるため、埋蔵文化財の発掘調査を円滑に実施し出土遺物を埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに、市町村と連携し地域の歴史や文化を知る機会を設けるなど、埋蔵文化財の保護と活用を推進します。

<具体的な事業> 埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
高知城の入場者数	314,894人(うち「チームラボ高知城光の祭」入館者39,320人、小・中・高校生33,449人)(R1年度)	349,677人(うち「チームラボ高知城光の祭」入館者69,031人、小・中・高校生35,158人)(H30年度)	280,000人以上(うち小・中・高校生36,000人以上)

基本方針 -3 児童生徒等の安全の確保

さまざまな自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、学校等における防災を中心とした安全教育と安全管理の充実を図るとともに、南海トラフ地震等に備えた施設等の整備を進めます。

また、老朽化が進行する学校施設等について、安全・安心で快適な教育環境を整備し長く使い続けるために、効率的な維持管理と予防保全的な改修工事等による施設整備を推進します。

対策 -3-(1) 防災を中心とした安全教育・安全管理の充実

【現状・課題】

- ・南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風や大雨等による気象災害が激甚化しており、本県でも被害が懸念されています。
- ・全国で子どもの尊い命が奪われる交通事故・事件等が発生しており、本県においても毎年、子どもが巻き込まれる交通事故や不審者事案が発生しています。

【対策のポイント】

- ・学校における安全教育として、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、積極的に安全な社会づくりに参加し貢献できるような安全に関する資質・能力を育成します。
- ・学校における安全管理として、安全で安心な学校環境の整備や、子どもたちの安全を確保するための組織的な取組を一層充実させます。

【主な取組】

子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進します。

<具体的な事業> 防災教育推進事業

登下校時の安全確保に向けて、子どもたち自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関等と連携した学校安全の取組の強化・充実を図ります。

<具体的な事業> 登下校の安全対策の促進

子どもたちの発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成30年10月19日条例第52号)に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を促進するなど登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図ります。

<具体的な事業> 自転車ヘルメット着用推進事業

【対策の指標】

対策 -3-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
<p>発達の段階に応じて設定した、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能(別途設定する)を身につけ、それを確認できる授業や訓練が実施されている学校の割合</p>	<p><防災授業> ・小:98.4% ・中:97.2% ・高:88.2% ・特:71.4% (速報値) <訓練> ・小:96.3% ・中:93.5% ・高:79.4% ・特:100% (速報値) 新型コロナウイルス感染症の影響等により実施できなかった学校があった</p>		<p>・小:100% ・中:100% ・高:100% ・特:100%</p>
<p>スクールガード(学校安全ボランティア)や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全対策について家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができている小学校の割合</p>	100%		100%

対策 -3-(2) 南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進

【現状・課題】

- ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、台風や大雨、土砂災害等の気象災害も頻発する中、施設への被害を最小限に止め、子どもたちの安全・安心を確保する必要があります。
- ・地域の避難所に指定されている学校施設等について、発災後も避難所として機能を維持できるように、非構造部材等の耐震対策が必要となっています。

【対策のポイント】

- ・学校施設等の耐震化や防災機能の強化を推進します。

【主な取組】

市町村立小・中学校等における耐震対策や防災機能の強化等の促進により、災害に強い学校施設等の整備を推進します。県立学校では、発災時に地域の避難所になる学校体育館の天井材の落下防止や窓ガラス飛散防止等の非構造部材等の耐震化を進めます。

<具体的な事業> 学校施設の安全対策の促進

南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への財政的支援を行います。

<具体的な事業> 保育所・幼稚園等の施設整備の促進

安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を着実に推進します。【再掲】

< 具体的な事業 > 施設整備事業(県立高等学校再編振興計画)

【対策の指標】

対策 -3-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
学校施設等の耐震化率	・保・幼等:96.9% ・公立小・中:98.3% ・公立高・特:100%	全国平均 ・公立小・中:99.4% ・公立高・特:99.0%	・保・幼等:100% ・公立小・中:100% ・公立高・特:100%
県立学校体育館の非構造部材等の耐震化率 (対象:40校)	90.0% (R3.3 月末予定)	42.5% (R1年度)	100%

対策 -3-(3) 長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進

【現状・課題】

- ・築年数が40年を超える学校施設や青少年教育施設が数多くあり、早期の老朽化対策が課題となっています。
- ・従来の改築による整備方針では、次々と建て替え時期を迎え、多額の費用負担が短期間に集中することから、財政負担の平準化を図るために計画的な整備が必要です。

【対策のポイント】

- ・「高知県立学校施設長寿命化計画」(平成29年12月策定)に基づき、県立学校施設の長寿命化改修を実施します。
- ・県立青少年教育施設・設備の計画的な改修・修繕を進めます。

【主な取組】

児童生徒等にとって安全、安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」に基づき、築40年を経過している学校施設の改修等に取り組みます。

< 具体的な事業 > 学校施設の長寿命化改修による整備の推進

青少年教育施設利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、利用者の意見を踏まえながら、優先度の高いものから計画的に施設・設備の改修や修繕を進めます。

< 具体的な事業 > 青少年教育施設の整備

【対策の指標】

対策 -3-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
学校施設の長寿命化改修の実施	・設計:3棟		(累積数) ・基本設計:14校 ・設計:5棟 ・工事:5棟

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

不登校の未然防止を図るため、児童生徒が学校が楽しいと実感できるような魅力ある学校づくりを推進するとともに、初期対応のための組織強化や校内支援会のさらなる充実を図り、校内の支援体制を強化します。

また、不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援が抜かりなく行われるよう、学校と専門機関等との連携・協働体制を構築しながら、重層的な相談支援体制を強化します。

取組 1-(1) 不登校の未然防止と初期対応

【現状・課題】

- ・児童生徒理解に基づいた学級経営、授業づくりを、組織的・協働的に進めていく必要があります。
- ・教員の不登校に対する認識や不登校対応の知識、経験が十分でない場合があります。
- ・学校における初動体制の仕組みや不登校支援に必要な情報収集など、系統立った対処方法が十分に確立されていない場合があります。

【取組のポイント】

- ・学校全体で組織的に学習指導と生徒指導の一体化を図り、教員の教科等指導力や児童生徒理解・不登校対応力を向上させることにより、不登校を生じさせない学級・学校づくりを進めます。
- ・学校における早期の情報共有による支援体制を構築することにより、兆しの見えた初期の段階でのチーム支援の強化を進めます。
- ・個に応じた指導支援が切れ目なく引き継がれるよう、校内の支援体制のさらなる充実・強化を図ります。

【主な取組】

未然防止の取組や校内支援会の実施など、不登校に対する組織的な取組を学校経営計画に位置付け、P D C Aサイクルを回し、学校全体で組織的に取り組みます。また、若年教員の研修や「メンター制」、「教科のタテ持ち」等の教員同士が学び合う仕組みにより、教員の教科指導力や生徒指導力を高めていきます。

< 具体的な事業 > 組織力向上推進事業

児童生徒に社会の中で多様な人々と互いに尊重し合う社会性や他者への思いやりや規範意識などの道徳性を育むため、教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育を進めます。

< 具体的な事業 > 道徳教育協働推進プラン
人権教育推進事業

小・中学校の指定校において、開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。

<具体的な事業> 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

生徒指導が未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。

<具体的な事業> 生徒指導主事会(担当者会)

「『高知家』いじめ予防等プログラム」における児童生徒対象の「自己肯定感育成プログラム」や「人間関係づくりプログラム」の組織的・計画的な実施や、ソーシャルスキルトレーニングなど社会で必要なコミュニケーション能力や社会性を育む取組を通して、児童生徒の自尊感情や人間関係を築く力を育てます。

<具体的な事業> いじめ防止対策等総合推進事業
 ソーシャルスキルアップ事業
 青少年教育施設振興事業

児童生徒が目的意識を持って学校生活を送ることができるよう、小・中・高等学校を通じたキャリア教育や、地域と学校が協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。

<具体的な事業> キャリア教育強化プラン
 キャリアアップ事業
 地域協働学習の推進

各小・中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整等を担う不登校担当者(特に不登校の出現率の高い学校には不登校担当教員を配置)を位置付け、担当者を中心とした早期発見・早期対応の取組が行われるよう、学校の体制を強化します。また、県教育委員会の「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、具体的な指導・助言を行います。

<具体的な事業> 不登校担当教員配置校サポート
 校務支援システムの導入・活用促進

学校等の相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置や就学前の子どもや保護者に対する助言や指導等を保育者と連携して行う取組を支援します。

<具体的な事業> スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>
 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

管理職や関係教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等を定期的に開催し、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織的な対応を行うことを徹底します。

<具体的な事業> 校内支援会サポート事業

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットフォームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行います。また、校内支援会を運営する教員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる合同研修会を実施し、相談支援の連携強化を図ります。

<具体的な事業> スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修

不登校の未然防止には、就学前の早い段階から関係機関と連携した支援が重要であるため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。

<具体的な事業> 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

発達障害等特別な支援が必要な幼児児童生徒に対し就学前から高等学校卒業に至るまで適切な指導・支援が行われるよう保育者や教員の体系的な研修を充実するとともに、外部専門家や地域の人材の力を活用した組織的・協働的な取組を行い、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図ります。

<具体的な事業> 小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進

特別支援教育セミナー

高等学校における特別支援教育の推進

特別な支援を要する子どもへの対応力の向上

保育所・幼稚園等において、子どもとの関わり方や基本的生活習慣の定着等、子育てに関する啓発や子育て相談活動の充実を図るとともに、保護者との関わり方や支援の仕方について保育者の理解を深め、親育ち支援力の向上を図ります。

<具体的な事業> 親育ち支援啓発事業

親育ち支援保育者スキルアップ事業

基本的生活習慣向上事業

地域による子どもたちの見守り機能を強化した「高知県版地域学校協働本部」の推進や保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入促進を図ることにより、地域と連携した特色ある教育活動を充実し、安心して教育が受けられる魅力ある学校づくりを進めます。

<具体的な事業> 地域学校協働活動推進事業

コミュニティ・スクール推進事業

取組 1-(2)	社会的自立に向けた支援の充実
-----------------	-----------------------

【現状・課題】

- ・学校において外部の専門人材を効果的に活用した組織的な支援体制を強化していくことが必要です。
- ・不登校児童生徒やその保護者が気軽に安心して相談できる環境が十分に整っていない状況にあります。
- ・学校以外の関係機関等において、不登校児童生徒の社会的自立に向けた個別支援をさらに充実させる必要があります。
- ・ひきこもり傾向にある児童生徒やその保護者等に対して、積極的に専門的な支援をするための学校外の体制強化を図る必要があります。

【取組のポイント】

- ・不登校児童生徒やその保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、教育、心理、福祉等のそれぞれの専門的な視点からの多角的に見立てる仕組みを推進し、組織的な支援体制を強化します。

【主な取組】

相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。

<具体的な事業> スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

児童生徒の状況に応じた適時適切な支援が行われるよう、各学校において専門人材を活用した効果的な校内支援会を実施するとともに、必要に応じて心の教育センターや福祉、医療等の関係機関と連携して児童生徒の支援を行う仕組みづくりを推進します。

<具体的な事業> 校内支援会サポート事業

児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりに向けて、心の教育センターの土曜日・日曜日の開所や県東部・西部地域での相談室の整備など、相談支援体制を強化します。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等による指導・助言など、学校や教育支援センター等における相談支援の質的向上に向けた支援の充実を図ります。

<具体的な事業> 心の教育センター相談支援事業

不登校等児童生徒に対して、学校、教育支援センター、心の教育センターによる重層的な支援体制を確立するとともに、不登校等児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保及び個に応

じた最適な学びを保障するために、校内適応指導教室を設置し、ICTを活用した学習支援の実践研究を推進します。

<具体的な事業> 不登校支援推進プロジェクト事業

不登校児童生徒や家庭学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保のために、指定地域の教育支援センターを中心としたICTの活用による自主学習等の研究に対して支援の充実を図ります。また、放課後や夜間等の多様な学びの場や体験活動の機会の充実を図ります。

<具体的な事業> 不登校支援推進プロジェクト事業
青少年教育施設振興事業

家庭の経済状況を背景として休みがちになる児童生徒も一定数いることから、経済的な理由で就学が困難な家庭を対象とした経済的支援や教育費の負担軽減を図ります。

<具体的な事業> 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業

進路未定のまま中学校を卒業又は高等学校を中途退学した方や、ニートやひきこもり傾向にある若者及び就職氷河期世代（概ね40歳代）のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方など、社会的自立に困難を抱える方々に対し、「若者サポートステーション」を核にして、修学や就労に向けた支援を行います。

<具体的な事業> 若者の学びなおしと自立支援事業

【取組の指標】

横断的取組1の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
1,000人あたりの新規不登校児童生徒数	・小: 5.6人 ・中: 21.9人 ・高: 15.9人 (R1年度)	全国平均 ・小: 4.5人 ・中: 17.9人 ・高: 11.4人 (R1年度)	全国平均以下
90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等(医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSWなど)の相談や支援を受けている児童生徒の割合	-	全国平均 ・小: 80.7% ・中: 70.6% (R1年度)	・小: 100% ・中: 100%
不登校児童生徒のうち、出席扱いの日数を除くと欠席日数が30日未満となる児童生徒の割合	-		・小: 50.0% ・中: 50.0%

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導等の子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう市町村教育委員会や学校等と連携し、学校における働き方改革の取組を推進します。

取組 2-(1) 学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革

【現状・課題】

- ・ 統合型校務支援システムの導入により勤務時間を管理する環境は整いましたが、システムが十分活用されておらず勤務時間管理が徹底されていない学校があります。
- ・ 教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識して限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つことが必要です。

【取組のポイント】

- ・ 各教育委員会において策定する「学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」に基づき、管理職のマネジメント実践により、勤務時間管理の徹底のほか、在校等時間を意識したメリハリのある働き方を進めます。
- ・ 限られた時間を有効に活用し、より効果的で効率的な教育活動を行うことができるよう、管理職や教職員を対象とした研修の実施や好事例の紹介などにより、教職員一人一人の働き方に関する意識改革の取組を推進します。

【主な取組】

学校現場における統合型校務支援システムを活用した勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定等の取組をさらに促進します。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革
校務支援システムの導入・活用促進

管理職のマネジメント力を高めるための研修や管理職と取組推進役となる職員との合同研修の実施など、教職員一人一人の働き方に関する意識改革を進めます。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

各市町村教育委員会及び各学校が行う取組の進捗状況を確認し、取組の検証を行うとともに、他県や推進校等での先進的な事例の収集・情報提供を行います。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

学校組織体制の改善・強化を図るとともに、「学校の新しい生活様式」を踏まえた「学校の新しい学習スタイル」を支えるきめ細かな指導体制を整備するため、小学校全ての学年で少人数学級を実現します。また、中学校においても効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を行います。

＜具体的な事業＞ 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

学校事務に関する企画・調整を一元的に行う共同学校事務室による共同実施体制を強化するため、設置の拡充を図るとともに、学校全体の組織マネジメント力の強化や教員の業務負担の軽減につなげるため、事務職員の標準的職務内容の明確化を図り、学校経営への参画の拡大を進めます。

<具体的な事業> 学校事務体制の強化

長期休業期間中の休日の確保のための一つの選択肢として、「1年単位の变形労働時間制」を活用し、教育職員が休日のまとめ取りができるよう環境を整えるとともに、長期休業期間における研修や業務の見直し・縮減などの取組を進めます。

<具体的な事業> 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

取組 2-(2) 業務の効率化・削減

【現状・課題】

- ・部活動ガイドラインに沿った取組の実施や研修等の見直しなど、教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組の実施によって一定の成果は見られるものの、長時間勤務の抜本的な改善には至っていません。

【取組のポイント】

- ・教職員の専門性が求められる業務の精選やICTの活用により、業務の効率化に取り組みます。
- ・これまで学校が担ってきた業務を整理し、学校が担うべき業務とスクールカウンセラーなど専門性をもった外部人材や、事務職員等と連携・分担すべき業務、保護者・地域等の協力により分担すべき業務など、役割分担の明確化・適正化を進めます。

【主な取組】

各学校において、統合型校務支援システムの効果的な活用を促進することにより、指導要録や学習評価等の電子化や教材等の情報共有など、校務に係る業務の効率化・削減を図ります。

<具体的な事業> 校務支援システムの導入・活用促進

テストの採点や成績処理に係る自動採点システムを県立学校に導入するとともに、給与支給の事務処理に係る諸手当・年末調整システムを市町村立学校に整備し、教職員の業務の削減及び効率化を図ります。

<具体的な事業> 業務の効率化・削減

各学校において、長時間勤務の要因であり、負担感が大きいとされる部活動について、県や市町村の部活動ガイドライン等に沿った休養日や活動時間等の適正な計画を立てるとともに、着実に実施することを徹底します。あわせて、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づく取組として、地域部活動の実践研究や合同部活動の取組を進めていきます。

<具体的な事業> 運動部活動の運営の適正化
文化部活動指導員・支援員の活用

学校現場の負担軽減を図るため、県教育委員会の調査や照会、事業等について精選を行い、削減や簡素化に取り組みます。

<具体的な事業> 業務の効率化・削減

教員が学校で児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行います。また、集合研修とオンデマンドやライブ配信によるオンライン研修のベストミックスを図るとともに、遠隔教育システムを活用した教育センターと県東部・西部の会場での双方向配信による研修を拡充し、移動時間の短縮に取り組みます。

<具体的な事業> 業務の効率化・削減

各学校において、学校行事や業務の精選、効率化、縮減に向けた取組が推進されるよう、他県や推進校での先進的な事例の収集・情報提供などによる支援を行います。

<具体的な事業> 業務の効率化・削減

取組 2-(3) 専門スタッフ・外部人材の活用

【現状・課題】

・必ずしも教員が担わなくてもよい業務に、専門スタッフ・外部人材を活用することで、教員の負担感の軽減や個々の児童生徒への指導・支援の充実につながっています。

【取組のポイント】

・教職員の負担感の軽減や長時間勤務の縮減に向けて、専門スタッフ・外部人材の配置拡充を進めます。

【主な取組】

教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげるため、教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員の配置拡充を図ります。

<具体的な事業> 校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)配置事業

教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員(文化部)や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置拡充を図ります。

<具体的な事業> 運動部活動指導員配置事業

文化部活動指導員・支援員の活用

子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築するため、心理や福祉に関する専門的な見地から学校・教員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャル

ルワーカー等の配置を進めます。

<具体的な事業> スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業

各学校が放課後等を実施する補充学習を支援するため、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を進めます。

<具体的な事業> 放課後等における学習支援事業
学習支援員事業

保護者や地域の方等が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもを見守り育てる体制が構築されることにより、教員が教育活動により一層力を注ぐことができるよう、地域学校協働本部の活動内容の充実及びコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入促進を図ります。

<具体的な事業> 地域学校協働活動推進事業
コミュニティ・スクール推進事業

学校で発生するいじめをはじめとする生徒指導上の問題について、法律の専門家である弁護士(スクールロイヤー)を学校等に派遣し、その専門的知識・経験をもとに、法的側面から学校を支援する体制を整えます。【再掲】

<具体的な事業> いじめ防止対策等総合推進事業

県立学校における1人1台タブレット端末を活用したICT教育を推進するため、導入時の技術的な支援を行うGIGAスクールサポーターを県教育委員会事務局内に配置するとともに、日常的なICTの活用を支援するICT支援員を県立学校に配置し、各学校における円滑な導入及び運用を支援します。また、市町村立学校におけるICT支援員確保の仕組みを構築するとともに、子どもたちへの関わりなど学校活動に関する研修等の実施等により、各学校での支援体制の整備に取り組みます。【再掲】

<具体的な事業> ICT支援員等の確保促進及び資質向上のサポート

【取組の指標】

横断的取組2の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
時間外在校等時間の上限時間である月45時間以内、年360時間以内を遵守できた教員の割合 (ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合は、月100時間未満、年720時間以内)	時間外在校等時間が月45時間以内の教員の割合 ・小:28.4% ・中:16.7% (校務支援員配置校(35校) R2.4~R3.1月) ・高:66.8% ・特:97.9% (全校、R2.4~R3.1月)		・小:100% ・中:100% ・高:100% ・特:100%

第 6 章 事業実施計画

1 事業一覧

チーム学校の推進

- 1 チーム学校の基盤となる組織力の強化

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	1	管理職等育成プログラム	教セ
	2	学力向上のための学校経営力向上支援事業	小中
	3	マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	高等
	4	学校事務体制の強化	教福・教セ
	5	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福
	6	業務の効率化・削減	教福
(2) 教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築	7	組織力向上推進事業	小中
	8	主幹教諭の配置拡充	高等
(3) 地域との連携・協働の推進	9	コミュニティ・スクール推進事業	小中
	後	地域学校協働活動推進事業	生涯
(4) 外部・専門人材の活用の拡充	後	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権
	後	放課後等における学習支援事業	小中
	後	学習支援員事業	高等
	後	運動部活動指導員配置事業	保体
	後	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
	10	校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教福
	後	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
(5) 質の高い教員の確保・育成	11	大量採用時代を見据えた教員の確保	教福
	12	採用候補者への啓発（採用前研修）	教セ
	13	若年教員育成プログラム	教セ
	14	中堅教諭等資質向上研修	教セ
	15	大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	教政
	16	学校の力を高める中核人材育成事業	教政

- 2 チーム学校の推進による教育の質の向上

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 教員の教科等指導力の向上 <小・中学校>	17	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	小中
	18	英語教育強化プロジェクト	小中
	19	理科教育推進プロジェクト	小中
	20	学力向上に向けた高知市との連携	小中
(2) 基礎学力定着に向けた取組の充実 <高等学校>	21	学力向上推進事業	高等
	22	学習支援員事業	高等
(3) 多様な学力・進路希望に対応した指導の充実 <高等学校>	23	21ハイスクールプラン	高等
	24	教科指導力向上事業	高等
	25	就職支援対策事業	高等
	26	グローバル教育推進事業	振興
	27	産業教育指導力向上事業	高等
(4) 規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実	28	道徳教育協働推進プラン	小中
	29	人権教育推進事業	人権
(5) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実	30	キャリア教育強化プラン	小中・高等
	31	キャリアアップ事業	高等
	32	主体的・探究的な学びの充実（主権者教育、地域協働学習）	高等
	33	ソーシャルスキルアップ事業	高等
(6) 生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化	34	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権
	35	校内支援会サポート事業	人権・心セ
	36	生徒指導主事会（担当者会）	人権
	37	不登校担当教員配置校サポート	人権
	38	いじめ防止対策等総合推進事業	人権

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(7)	健康・体力の向上	39	こうち子ども健康・体力向上支援事業	保体
		40	体育授業の質的向上対策	保体
		41	令和4年度全国高等学校総合体育大会推進事業【新規】	保体
		42	健康教育充実事業	保体
(8)	部活動の充実と運営の適正化	43	県立学校運動部活動活性化事業	保体
		44	運動部活動の運営の適正化	保体
		45	運動部活動指導員配置事業	保体
		46	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

- 1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実	再	キャリア教育強化プラン	小中・高等
		再	キャリアアップ事業	高等
		再	産業教育指導力向上事業	高等
		後	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業	高等
		後	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権
		後	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
		後	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保
(2)	保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実	47	多機能型保育支援事業	幼保
		48	保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	幼保
		49	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
		50	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保
(3)	放課後等における学習の場の充実	51	放課後等における学習支援事業	小中
		再	学習支援員事業	高等
		後	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
(4)	相談支援体制の充実・強化	52	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権
		53	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ
		54	心の教育センター相談支援事業	心セ
		55	不登校支援推進プロジェクト事業【新規】	人権
(5)	地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	後	地域学校協働活動推進事業	生涯
		後	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
		再	コミュニティ・スクール推進事業	小中
		56	食育推進支援事業	保体
(6)	経済的負担の軽減	57	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業	高等
		58	多子世帯保育料軽減事業	幼保
		後	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯

- 2 特別支援教育の充実

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	59	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ
		60	小・中学校における切れ目のない支援体制の構築推進	特支
		61	高等学校における特別支援教育の推進	特支
		62	特別支援教育セミナー	教セ
(2)	特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実	63	学習指導要領の理念に基づいた学校経営力アップ事業	特支
		64	特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	特支
		65	特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業	特支
		66	キャリア教育・就労支援推進事業	特支
		67	病弱特別支援学校の再編振興に向けた取組の推進	特支
		68	知的障害特別支援学校の狭あい化等への対応	特支

デジタル社会に向けた教育の推進

- 1 先端技術の活用による学びの個別最適化

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	I C T や A I 等の先端技術の活用	69	遠隔教育推進事業	教セ
		再	学習指導要領の理念に基づいた学校経営計画力アップ事業	特支
		70	I C T 活用による個別学習プログラムの研究	高等
		71	学習支援プラットフォームの活用促進 【新規】	教政
		72	教員の I C T 活用指導力の向上	教セ
		再	学校の力を高める中核人材育成事業	教政
		73	I C T 支援員等の確保促進及び資質向上のサポート 【新規】	教政
(2)	学校の I C T 環境の整備	74	学校の I C T 環境整備 (G I G A スクール構想の実現)	教政・高等
		75	校務支援システムの導入・活用促進	教政
		後	基本的な生活習慣向上事業	幼保
		再	健康教育充実事業	保体
		再	人権教育推進事業	人権

- 2 創造性を育む教育の充実

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	プログラミング教育の推進	76	プログラミング教育における授業力向上	教政・小中
		77	プログラミング教育の体制整備	教政・教セ
(2)	A I 人材育成のための教育の推進	78	高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	高等
		再	主体的・探究的な学びの充実 (主権者教育、地域協働学習)	高等
		再	教員の I C T 活用指導力の向上	教セ
		再	学校の力を高める中核人材育成事業	教政

地域との連携・協働

- 1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	中山間地域における多様な教育機会の確保	79	中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	小中
		後	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興
		再	遠隔教育推進事業	教セ
(2)	県立高等学校再編振興計画の着実な推進	80	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興
		再	遠隔教育推進事業	教セ
		再	学校の I C T 環境整備 (G I G A スクール構想の実現)	教政・高等
		81	施設整備事業 (県立高等学校再編振興計画)	振興
(3)	県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	82	県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	振興
		83	市町村教育委員会との連携・協働	教政
		84	教育版「地域アクションプラン」推進事業	教政

- 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	85	地域学校協働活動推進事業	生涯
		86	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
		再	コミュニティ・スクール推進事業	小中
(2)	家庭教育への支援の充実	87	PTA活動振興事業	生涯
		88	家庭教育支援基盤形成事業	生涯
		後	親育ち支援啓発事業	幼保
		後	基本的な生活習慣向上事業	幼保

就学前教育の充実

- 1 就学前の教育・保育の質の向上

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底	89	園内研修支援事業	幼保
	90	園評価支援事業	幼保
	91	基本研修	幼保・教セ
	92	保育士等人材確保事業	幼保
	再	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ
(2) 保幼小の円滑な連携・接続の推進	93	保幼小連携・接続推進支援事業	幼保
	再	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
	再	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保

V - 2 親育ち支援の充実

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 保育者の親育ち支援力の強化	94	親育ち支援啓発事業	幼保
	95	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保
(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実	再	親育ち支援啓発事業	幼保
	96	基本的生活習慣向上事業	幼保

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

- 1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進	97	社会教育振興事業	生涯
	98	自然体験活動の推進	生涯
	99	青少年教育施設振興事業	生涯
	100	高知みらい科学館運営事業	生涯
	101	志・とさ学びの日推進事業	教政
	102	生涯学習活性化推進事業	生涯
(2) オープン高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	103	図書館活動事業	生涯
	104	読書活動推進事業	生涯
(3) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	105	中学校夜間学級教育活動充実推進事業	高等・小中
	106	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯
	107	定時制教育の充実	高等

- 2 文化財の保存・活用

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 計画的な文化財の保存・活用の促進	108	文化財の保存と活用の推進	文化
	109	高知城の保存管理と整備の促進	文化
	110	埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進	文化

- 3 児童生徒等の安全の確保

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 防災を中心とした安全教育・安全管理の充実	111	防災教育推進事業	学安
	112	登下校の安全対策の促進	学安
	113	自転車ヘルメット着用推進事業	学安
(2) 南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進	114	学校施設の安全対策の促進	学安
	115	保育所・幼稚園等の施設整備の促進	幼保
	再	施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	振興
(3) 長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進	116	学校施設の長寿命化改修による整備の推進	学安
	117	青少年教育施設の整備	生涯

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 不登校の未然防止と初期対応	再	組織力向上推進事業	小中
	再	道徳教育協働推進プラン	小中
	再	人権教育推進事業	人権
	再	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権
	再	生徒指導主事会（担当者会）	人権
	再	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
	再	ソーシャルスキルアップ事業	高等
	再	青少年教育施設振興事業	生涯
	再	キャリア教育強化プラン	小中・高等
	再	キャリアアップ事業	高等
	再	地域協働学習の推進	高等
	再	不登校担当教員配置校サポート	人権
	再	校務支援システムの導入・活用促進	教政
	再	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保
	再	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権
	再	校内支援会サポート事業	人権・心セ
	再	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ
	再	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
	再	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	特支
	再	特別支援教育セミナー	教セ
	再	高等学校における特別支援教育の推進	特支
	再	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ
	再	親育ち支援啓発事業	幼保
	再	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保
	再	基本的な生活習慣向上事業	幼保
	再	地域学校協働活動推進事業	生涯
再	コミュニティ・スクール推進事業	小中	
(2) 社会的自立に向けた支援の充実	再	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権
	再	校内支援会サポート事業	人権・心セ
	再	心の教育センター相談支援事業	心セ
	再	不登校支援推進プロジェクト事業 【新規】	人権
	再	青少年教育施設振興事業	生涯
	再	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業	高等
	再	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革	再	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福
		再	校務支援システムの導入・活用促進	教政
		再	学校事務体制の強化	教福・教セ
(2)	業務の効率化・削減	再	校務支援システムの導入・活用促進	教政
		再	運動部活動の運営の適正化	保体
		再	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
		再	業務の効率化・削減	教福
(3)	専門スタッフ・外部人材の活用	再	I C T 支援員等の確保促進及び資質向上のサポート 【新規】	教政
		再	校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教福
		再	運動部活動指導員配置事業	保体
		再	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
		再	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権
		再	放課後等における学習支援事業	小中
		再	学習支援員事業	高等
		再	地域学校協働活動推進事業	生涯
		再	コミュニティ・スクール推進事業	小中
再	いじめ防止対策等総合推進事業	人権		

※「No」列の漢字表記について → 後：後掲、再：再掲

※担当課の略称について

教政：教育政策課、教福：教職員・福利課、学安：学校安全対策課、幼保：幼保支援課、小中：小中学校課
 高等：高等学校課、振興：高等学校振興課、特支：特別支援教育課、生涯：生涯学習課、文化：文化財課
 保体：保健体育課、人権：人権教育・児童生徒課、教セ：教育センター、心セ：心の教育センター

<6つの基本方針>

総事業数	157
うち再掲・後掲	40
再掲・後掲除く事業数	117

<横断的取組の事業数（再掲）>

不登校への総合的な対応	34
学校における働き方改革の推進	17

2 事業実施計画

事業名称	管理職等育成プログラム	事業 No,	1
		担当課	教育センター

概要	管理職のマネジメント力を強化するため、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした管理職等育成プログラムを実施する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 未)	各学校において、管理職のリーダーシップが発揮され、学校組織マネジメントが実践されている。 ・新任用校長を対象とした自身の力量を図るアンケート『「学校経営計画」に基づく学校運営』に係る項目：3.0 以上(4 件法)(R2：3.0)
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 未)	新任用校長を対象とした自身の力量を図るアンケート『「学校経営計画」に基づく学校運営』に係る項目は 3.0(4 件法)であり、学校運営に必要な研修を実施することができた。 事後の研修評価アンケートでは、校長研修による職務への影響度 3.8、学校運営への活用度 3.5 であり、校長の職責の理解等、研修の効果は十分にあるが、学校運営の工夫・改善等に生かされていない面も見られる。
--------------------	--

実施内容	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
	指導教諭研修 ・教育課題に関する専門的な理解を深めるとともに、学校組織マネジメントや人材育成等に関する研修を通して、組織的な校内研究・研修の推進者としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	新任用(3 日) 任用 2 年次(2 日) ・一部、オンライン研修を実施 ・2 年次は、教頭研修の一部を選択して受講 ・OJT により職責を理解し、自校の校内研究・研修の活性化に役立つ研修を実施
	主幹教諭研修 ・教育課題に関する専門的な理解を深めるとともに、学校組織マネジメントや人材育成等に関する研修を通して、学校運営の充実を目指す推進者としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	新任用(3 日) 任用 2 年次(2 日) ・一部、オンライン研修を実施 ・2 年次は、教頭研修の一部を選択して受講 ・OJT により職責を理解し、自校の組織マネジメントの充実に役立つ研修を実施
	教頭研修 ・人間の魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	新任用(7 日)〔希望研修 2 日〕 任用 2 年次(5 日)〔希望研修 2 日〕 ・一部、オンライン研修を実施 ・高知県教員育成指標に基づき、資質、マネジメント力、ガバナンス力の向上に資する研修を実施 ・若年教員からミドルリーダーまでの人材育成の内容を組み込む ・自校の課題への認識を深め、その課題を組織的かつ計画的に解決するための、校長の OJT による「課題解決研修」を実施 ・高知県教員育成指標に基づく力量形成アンケートの実施及び検証
	副校長研修 ・教育課題を把握し、学校組織を活性化するため、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	新任用(1 日) ・校長研修の一部を受講する。 ・若年教員から教頭までの人材育成の内容を組み込む。
	校長研修 ・学校経営におけるトップリーダーとして、職責の理解を深めるとともに、教育課題を把握し、その解決に向けて学校組織の活性化や OJT を通じた人材育成を行う校長としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	新任用(3 日) ・校長 OB 等による、トップリーダーとしての職責の理解と実践に資する研修を実施 ・若年教員から教頭までの人材育成の内容を組み込む。 ・高知県教員育成指標に基づく力量形成アンケートの実施及び検証

事業名称	学力向上のための学校経営力向上支援事業	事業 No,	2
		担当課	小中学校課

概要	全小・中学校において、学力調査等で明らかとなった学力課題を解決し、児童生徒の生きる力を育成するため、中長期的な視点に立った学校経営計画に基づく学力向上に向けた PDCA サイクルを確立し、学校の組織力向上を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	各学校において学校経営計画に基づき、PDCA サイクルによる取組の検証・改善が行われている。 ・児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立している学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合） 小学校：40%以上、中学校：40%以上 かつ全国平均以上 (R2 小学校：41.1% (R1：37.3%) 中学校：51.9% (R1：33.9%)) ()内は全国平均
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	高知県児童生徒学習状況調査(11月実施)において、「教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立している」について、「よくしている」と回答した学校の割合は、小学校が41.1%、中学校が51.9%で目標値を上回った。コロナ禍においても学校経営アドバイザーが各校を訪問し、教育課程の再編成や PDCA サイクルによる実施、評価、改善について、各校のニーズに応じた助言や指導を行ったことで取組が進んだ。 取組指標の結果に基づき、具体的に取組内容の修正を行っている学校がある一方で、結果の把握に留まったり、結果と具体的な取組を関係付けた検証でなかったりする学校が見られる。
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	「学校経営計画」の進捗管理 ・学校経営計画にシンプルなビジョンや数値目標を設定するよう促すことなどを通して、全学校で策定している学校経営計画の充実を図る。	「学校経営計画」の策定・実践 ・全公立小・中学校 5月:各学校で策定 県教育委員会へ報告 9月:各学校で中間検証実施 県教育委員会へ報告 3月:各学校で年度末検証実施 県教育委員会へ報告 ・地区別校長会における「学校経営計画」の策定のポイント等の周知
	学校経営力向上のための支援 ・全ての学校において、校長のリーダーシップのもとで教育目標の実現や課題の解決に向けた組織マネジメントが効果的・効率的に推進されるよう、学校経営アドバイザーによる訪問指導・助言等による支援を行う。	学校経営アドバイザーの配置 ・退職校長等7名を教育事務所に配置 (東部2名、中部3名、西部2名) 学校経営アドバイザーの学校訪問等による指導・助言 ・全小・中学校対象 年2回以上 学校経営アドバイザー連絡協議会の実施 6月:学校経営計画年度当初計画について協議 12月:学校経営計画中間検証分析結果について協議 3月:学校経営計画年度末検証分析結果について協議 市町村教育委員会との連携 ・指導事務担当者会における情報共有 ・指導事務担当者が学校経営アドバイザーに同行し学校訪問を行う。 全国学力・学習状況調査結果等説明会の実施 ・校長対象

事業名称	マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	事業 No,	3
		担当課	高等学校課

概要	<p>全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、PDCA サイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組む。この取組を支援するため、授業改善や学校経営に関する具体的な指導、助言を行う「学校支援チーム」による指導の充実・強化を図る。</p>
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>校長のマネジメント力が向上し、全ての学校において、チーム学校としての組織的な取組の充実が図られている。</p> <p>・学校経営計画の自校評価結果が B 以上 の学校の割合：100%（R2：86.2%） A：目標を十分に達成 B：目標を概ね達成 C：やや不十分 D：不十分</p>
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>カリキュラム・マネジメントに係る管理職対象の学校訪問では、学校経営の改善に役立っているという肯定的意見が多く聞かれている。</p> <p>各校において、マネジメントが効果的に機能しているかチェックし評価する機能に課題がある。学力向上に関する学校訪問においては、県全体の共通課題をテーマに協議を行っているため、各校の状況や課題に応じた協議の充実を図れていない。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	<p>学校経営計画の進捗管理</p> <p>・全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、シンプルなビジョンや数値目標を設定するなど、学校経営計画の充実を図る。</p>	<p>学校経営計画の策定・実践</p> <p>・全県立学校</p> <p>4月：各学校で策定 県教育委員会による確認</p> <p>10月：各学校で中間検証実施 県教育委員会へ中間報告</p> <p>3月：各学校で年度末検証実施 県教育委員会へ最終報告</p> <p>計画の様式や進捗管理の方法等については、適宜見直しを行う。</p>
	<p>訪問指導・助言等の充実・強化</p> <p>・学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するため、学校経営アドバイザーや高等学校課の企画監、学校支援チームが各学校を訪問し、指導・助言を行う。</p>	<p>学校経営アドバイザー、高等学校課企画監、課長補佐、学校支援チームによる学校訪問</p> <p><訪問校></p> <p>学力向上に係る訪問：36校【R2：35校】</p> <p>カリキュラム・マネジメントに係る訪問：36校</p> <p>・4月～2月 各学校3回（学力向上）</p> <p>・5月～3月 各学校3回（カリキュラム・マネジメント）</p>

事業名称	学校事務体制の強化	事業 No,	4
		担当課	教職員・福利課 教育センター

概要	学校事務に関する企画・調整を一元的に行うために、共同学校事務室の充実及び設置の促進を図る。また、事務職員が管理職のマネジメント体制を支え、円滑な校務運営に寄与することができるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>共同学校事務室の拡充が進むことで、事務処理の質の向上や効率化が図られるとともに、事務職員の校務運営への参画などにより働き方改革に向けた取組が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同学校事務室を設置した教育委員会数 20 教育委員会（14 共同学校事務室）(R2：14 教育委員会（11 共同学校事務室）) <p>学校において、学校事務機能が高まり、管理職のマネジメント体制を支える仕組みが充実している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ステージ 充実及び主事研修受講者アンケート結果の評価平均：3.8 以上（4 件法）(R2：3.8)
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>R3 年度から 1 教育委員会（1 共同学校事務室）が、事業を開始する予定である。（R3：15 教育委員会（12 共同学校事務室））</p> <p>小・中学校では事務職員の配置は基本的に各学校 1 名であり、事務処理機能の適正化・均質化、若手事務職員の育成など様々な課題があることから、教員の事務負担軽減への体制が十分整っていない。事務職員が主体的・積極的に校務運営に参画できるよう、事務職員の標準的な職務の明確化し、参画に向けた取組を推進する必要がある。</p>
--------------------	---

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
	事務職員の職務内容の見直しによる校務運営への参画推進のための取組	<p>事務職員の職務内容の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な職務内容についての協議及び明示 効果的な人事配置 総括主任及び事務長の計画的な昇任及び配置
	業務負担の軽減につながる事務職員体制の強化のための取組 ・市町村教育委員会と共同学校事務室の必要性等や成果などを情報共有し、共同学校事務室の充実と拡充につなげる。	<p>共同学校事務室設置に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村教育長会等で設置を要請 未設置市町村を訪問し、設置の必要性等の説明・設置に向けた支援 外部団体(公立学校事務研究会等)との連携した取組 事務職員を対象とした研修等において、共同学校事務室の役割や必要性についての研修を実施
	共同学校事務室機能の向上及び事務職員の育成等の取組 ・チーム学校の構築を目指し、事務機能の強化を図るための情報交換等を行う。また、事務職員の校務運営への参画などの先進的な事例を学び合うことにより、共同学校事務室の設置に向けた取組につなげる。	<p>共同学校事務室の全事務長及び総括主任を対象とした協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進的な取組事例の発表、グループ協議等（年 1 回） 業務の効率化・削減に関する実践研究の実施 実践報告会の実施（年 1 回）
	人事交流による人材育成に関する取組 ・学校事務以外の多様な業務を積み、幅広い視野を身につけ、校務運営に参画できる人材を育成する。	<p>若年期における県教育委員会や知事部局等への人事交流の実施</p>
	事務職員研修の充実（教育センター） ・管理職のマネジメント体制を支えるための取組を学ぶなど、事務職員の資質・能力の向上のための研修のさらなる充実を図る。	<p>研修の実施</p> <p>（公立小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象ごとに実施（延べ 15 日間） 対象：新規採用者、主査・主幹昇任者、採用 20 年目主幹、総括主任・事務長昇任者、事務長 <p>（県立学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象ごとに実施（延べ 11 日間） 対象：新規採用者、主事、主査、主幹・主任、新任用事務長 オンライン研修と集合研修を組み合わせた効率的な研修の実施

事業名称	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	事業 No,	5
		担当課	教職員・福利課

概要	<p>学校における働き方改革に向けた組織マネジメント力の向上を図るため、管理職等を対象とした研修の実施や、他の自治体等の好事例の周知とあわせて、市町村教育委員会や学校の取組の進捗管理を行うことにより、各学校における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日の設定等の取組をさらに促進する。また、個々の児童生徒への指導・支援の充実に向けた学校組織体制の改善・強化を図るため、効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実に要望を行う。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>管理職のマネジメントの実践により、在校等時間を意識したメリハリのある働き方が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間管理の徹底が図られている県立学校及び市町村教育委員会の割合：100% (R2：100% (41 県立学校、35 市町村 (学校組合) 教育委員会)) 学校閉校日、定時退校日、最終退校時刻を設定した学校の割合：100% (R2：義務 292 校 100%、59.2%、31.5%、県立 41 校 43.9%、31.7%、68.3%)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>統合型校務支援システムの導入等により、客観的な方法による勤務時間の把握ができる環境が整った。</p> <p>学校によっては、勤務時間の入力が行われていない状況にあることから、勤務時間管理の徹底が課題である。</p> <p>「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとする」という強い使命感からの働き方や、中学校及び高等学校における部活動指導などが長時間勤務を生む要因となっている。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	<p>管理職のマネジメントの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校現場における勤務時間管理の徹底を図るとともに、学校閉校日や定時退校日、最終退校時刻の設定等の取組を更に促進する。 	<p>勤務時間管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合型校務支援システムを活用し、勤務実態を把握進捗管理を調査分析 (年 2 回) 指導・支援 (小中学校は市町村教育委員会を通じて) 取組の徹底及びフォローアップ 進捗管理、調査、指導・支援 <p>(学校閉校日、定時退校日等の設定 目標設定や人事評価を活用した取組 学校経営計画で示した業務改善の取組 部活動ガイドライン等に沿った取組)</p>
	<p>意識改革のための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員一人一人の働き方に関する意識改革を図るため、管理職のマネジメント力向上のための研修や管理職と取組推進役となる職員との合同研修を実施する。 	<p>管理職を対象としたマネジメント研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 全校種の 2 年目教頭を対象 管理職と推進役の教職員との合同研修 (5～6 月) 研修結果を学校に持ち帰って実践、取組状況等を報告 実施 (小中 (義務教育) 学校：1 回、県立学校 (県立中除く)：1 回)、1 回あたり 20 校
	<p>他県や推進校等の好事例の紹介による取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村教育委員会及び各学校が行う取組の進捗状況を確認し、取組の成果と課題の検証を行うとともに、他県や推進校等での好事例についての周知を図る。 	<p>好事例の収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育長会・校長会やホームページ等での紹介 働き方改革通信の発行 (年 6 回程度)
	<p>1 年単位の変形労働時間制の導入に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期休業期間中の休日の確保のための一つの選択肢として、「1 年単位の変形労働時間制」を活用し、希望する教育職員が休日のまとめ取りができるよう環境を整える。 	<p>制度導入に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村 (学校組合) 教育委員会や学校等への制度の説明 条例・規則等の改正やシステム整備に向けた取組

事業名称	業務の効率化・削減	事業 No,	6
		担当課	教職員・福利課

概要	学校等への調査・照会、事業について削減や見直しを行うとともに、研修について精選により回数の削減等を図ることで、教員の負担軽減を図る。また、学校独自の行事について、地域や保護者の理解を得ながら、業務の明確化や適正化を図るとともに、学校徴収金の徴収・管理については、学校給食費等の公会計化や事務職員等への徴収業務の移譲に向け、好事例の周知など支援を行う。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>研修の精選がされたことなどにより、夏季等の長期休業中における休日を取得することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季の長期休業中において 10 日以上のお暇を取得した教職員の割合：100% R2 は新型コロナウイルス感染症の影響による夏季休業の短縮を踏まえた KPI に変更 夏季の長期休業中において 5 日以上のお暇を取得した教職員の割合：100% (R2:県立学校：71.4%) <p>学校徴収金の徴収・管理業務の移譲により、教員が授業改善のための時間や児童・生徒に向き合う時間を増やすことができている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金の徴収や管理業務の移譲に向けた取組を行った学校の割合：100% (R2 県立学校：82.9%、小中(義務教育)学校：68.8%)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>コロナ禍の中において、研修の精選やオンライン化及び行事や事業の削減・見直し等の取組が一定進んだ。</p> <p>教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つ必要がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	<p>学校の事務負担軽減に資する取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の調査や照会、事業等について、精選を行うとともに、削減や簡素化に取り組むことで、学校現場の負担軽減を図る。 ・県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行うとともに、遠隔教育システムの活用による教職員研修を拡充し、移動時間の短縮に取り組む。 	<p>調査等の重複の排除と整理・統合・廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施頻度・時期、対象、調査項目・様式等の精査 ・研修の精選 ・プログラムの再構築による管理職等研修の削減 ・学校の OJT への移行によるしっ皆研修の削減 ・遠隔教職員研修の拡充 ・集合研修とオンライン研修のベストミックスを図る。 ・事業等の見直し ・1校あたりの指定事業数の調整及び削減 ・事業内容や成果報告書等の見直し
	<p>業務の効率化及び削減のためのシステム導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の業務の効率化及び削減を図るため、事務処理等に係るシステムを導入する。 	<p>自動採点システムの導入及び活用促進(県立学校)</p> <p>諸手当・年末調整システムの整備及び活用促進(市町村立学校)</p>
	<p>学校の業務改善の取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金の徴収・管理について、学校給食費等の公会計化や事務職員等への徴収業務の移譲に向け、好事例の周知など支援を行う。 ・先進的な業務改善の取組等を参考にしながら、学校独自の行事や業務を見直すなど、業務の精選や効率化、縮減するための取組を推進する。 	<p>学校徴収金の徴収・管理業務の移譲に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組状況の調査 ・学校給食費等の公会計化や徴収業務移譲への事例紹介 ・学校行事(修学旅行、遠足、運動会等)の精選や見直しへの支援 ・先進的な業務改善の取組事例の収集、情報提供 ・渉外等の業務移管と地域ボランティアの活用

事業名称	組織力向上推進事業	事業 No,	7
		担当課	小中学校課

概要	小・中学校で急増する若年教員の育成や、中学校における課題である学力定着状況の解決に向けて、メンター制（小・中）及び教科のタテ持ち等の学び合いの仕組み（中）を取り入れ、組織的な人材育成及び授業改善や、授業力向上のための体制づくりについての研究を推進する。また、研修コーディネーターや主幹教諭等が中心となって、全教職員が主体的に学び合う仕組みを校内に構築し、日常的な OJT の活性化を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	各学校において授業改善を中心とした教育活動が組織的に行われている。 ・学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合） 小学校：50%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 (R2 小学校：49.5% (R1：47.9%)、中学校：56.5% (R1：42.0%)) ()内は全国平均
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	研修コーディネーターが支援を行い、各校のメンター長を中心にメンティーに主体性をもたせたメンター会が実施されている。また、拠点校の公開メンターチーム会には、本事業の指定校以外からも参加があり、メンター制への関心が高まってきている。 組織的な取組や、教科会・教科主任会の内容については、改善・工夫が必要な学校がある。特に高知市の学校の中には、教科によって取組の差が大きい状況が見られ、組織的な取組にまだ課題が残る。
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	【メンター制を活用した OJT システムの充実】 研修コーディネーターによる支援 ・メンター長等を通じて各校のメンターチームへ助言するとともに、研修ノウハウの提供や各校の研修交流の企画・運営を行う。	研修コーディネーターの配置 ・R2：24名（小学校19名、中学校5名） ・R3：33名（小学校19名、中学校14名）
	【メンター制を活用した OJT システムの充実】 拠点校による指定研究と県内への普及 ・各学校の実態に応じた OJT の仕組みづくりや校内での教員育成の在り方を研究し、その成果について普及に取り組む。	拠点校の指定 ・R2：小学校19校、中学校5校 ・R3：小学校19校、中学校14校 県教育委員会主催の会合における実践発表の実施 ・協議会や校長会、研究主任会等において適宜実施 メンターチーム会の公開 ・各拠点校において年1回以上
	【中学校組織力向上のための取組】 「タテ持ち」型中学校（指定校）への支援 ・中学校の授業改善に向けた組織的な取組や、教科会・教科主任会等の充実を図るため、「タテ持ち」型の中学校に主幹教諭を配置し、組織力向上エキスパートや学校経営アドバイザー等による訪問指導を行う。	「タテ持ち」型中学校（指定校）への主幹教諭の配置 ・R2：33校 R3：32校 県教育委員会における学校訪問 ・年2回 ・高知市：組織力向上エキスパート等による支援訪問 ・東・中・西部：学校経営アドバイザー等による支援訪問
	【中学校組織力向上のための取組】 学校組織におけるモデルリーダーの育成 ・ライン機能の強化や組織的な授業改善に向けて、主幹教諭のマネジメント力を高めるための支援を行う。	主幹教諭連絡会の実施 ・年1回 ・対象者：指定校の主幹教諭 研究協議会の実施 ・年1回 ・対象者：指定校の校長と主幹教諭

事業名称	主幹教諭の配置拡充	事業 No,	8
		担当課	高等学校課

概要	高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、主幹教諭の配置の拡充を進めるとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、OJT を通して組織的に人材を育成する仕組みを構築する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進され、教員同士が学び合う組織体制が構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主幹教諭の配置校数：24 校（R1：16 校 R2：18 校） 主幹教諭を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合：100%（R2：83.3%）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>人材育成の総括育成担当として、校内研修等の計画・実施の中心的役割を担っている。</p> <p>生徒指導部や進路指導部等の担当部署や学年団、教科会等の組織間の連携が十分でなく、大部分の教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられている。</p> <p>主幹教諭として職務の位置付けが不十分な場合、期待する効果を十分に発揮できない。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	<p>主幹教諭の配置拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校における組織的な人材育成の仕組みの構築に向けて、退職した経験豊かな管理職も活用しながら主幹教諭の配置を拡充する。 	<p>主幹教諭の配置校数</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度 2 校以上配置校を増やす予定（R2：18 校） 教頭複数配置ではない学校や教育課題の集中的解決を図る学校に優先的に配置
	<p>人材育成の取組の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 主幹教諭配置校において、主幹教諭を総括育成担当者としてどのように活用しているかを確認・協議するとともに、明確な位置付けを図り、OJT による人材育成の取組を強化する。 	<p>学校訪問等による確認・協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 全県立配置校：年 3 回（6 月、9 月、12 月） 教員同士が学び合う体制づくりの推進

事業名称	コミュニティ・スクール推進事業	事業 No,	9
		担当課	小中学校課

概要	平成 29 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これまで任意であった学校運営協議会の設置が努力義務となったことを受け、市町村に対し、所管の小・中学校への学校運営協議会の設置に関する効果的な支援を行うことで、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>全ての市町村において、管内の小中学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が導入される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している小・中学校の割合 ()内は全国導入率 : 100% (R2 : 30.7%) ・保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合(「よく参加している」と回答した割合) <ul style="list-style-type: none"> 小学校 : 70%以上、中学校 : 50%以上 かつ全国平均以上 (R2 小学校 : 56.3% (R1 : 64.6%) 中学校 : 41.7% (R1 : 38.2%)) ()内は全国平均 ・今住んでいる地域の行事に参加しているという児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合) <ul style="list-style-type: none"> 小学校 : 40%以上 中学校 : 40%以上 かつ全国平均以上 (R2 小学校 : 25.0% (R1 : 37.2%) 中学校 : 19.7% (R1 : 21.0%)) ()内は全国平均
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>研修会や市町村教育委員会への訪問により、コミュニティ・スクールに関する理解が進み、導入への意識が高まってきている。</p> <p>コミュニティ・スクール推進事業の趣旨(導入促進)について、十分理解されていない教育委員会がまだある。そのため、補助金を活用する市町村が十分広がらなかった。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容 (R2 末)	<p>コミュニティ・スクールの導入推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール導入・促進・充実に向けて研修会を開催する。 	<p>推進に向けての計画・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 月 : 研修会実施 ・ 対象 : 公立小・中学校管理職 指導事務担当者会における事業説明
	<p>コミュニティ・スクール推進事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール推進に向けて補助金活用の促進を行うため、市町村訪問を実施する。 	<p>コミュニティ・スクール推進事業費補助金活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R3 活用市町村 : 7 市町予定
	<p>市町村訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村訪問を行い、コミュニティ・スクールの推進状況や未導入の市町村に向けての説明を行う。 	<p>市町村訪問実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 月 ~ 12 月

事業名称	校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	事業 No,	10
		担当課	教職員・福利課

概要	<p>教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備するため、教員の専門性を必要としない業務（学習プリント等の印刷など）に従事する校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の効果的な活用を推進するとともに、配置校の拡充を図る。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>配置校において、校務支援員の配置により働き方改革の取組が進み、教員の時間外在校等時間が削減される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員一人あたりの時間外在校等時間を前年度比 3 %以上削減できた学校の割合：100% (R2：60.7% (17 校 / 28 校：R2 配置校 35 校のうち新規配置 7 校を除く))
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>配置校のアンケート調査において、「多忙化の解消につながっている」と回答した教員の割合が、R1.10 月の 79.7%から R2.10 月には 84.8%に上昇するなど、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>国の補正予算を活用して追加配置を行うことにより、新型コロナウイルス感染症対策により増加する教員の業務負担を軽減することができた。</p> <p>配置効果を発現するためには、勤務時間を意識し、限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行えるように教職員の意識を高める必要がある。</p> <p>各学校の実状を踏まえたより効果的な配置を行うため、市町村教育委員会と連携しながら、時間外勤務の要因等の分析が必要である。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	<p>校務支援員の効果的な活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援員が教員の専門性を必要としない業務（学習プリント等の印刷など）を代わって行うことにより、教員が本来業務に注力できる体制を整備する。 ・働き方改革の観点から、校務支援員の業務内容や教員の勤務時間の変化の状況などについて把握するとともに、成果指標を設定し、事業効果の検証を行う。 	<p>配置校の実践、進捗管理、調査・分析、指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の月別勤務時間の把握と時間管理の徹底 ・これまでの取組を継続、発展させるとともに、配置効果を検証 <p>配置校の教員を対象としたアンケート調査・分析 (年 2 回)</p> <p>市町村教育委員会との連携による訪問指導等</p>
	<p>校務支援員配置校の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における在校等時間の上限の遵守に向けた業務改善等の取組を推進するため、校務支援員の配置校の拡充を図る。 	<p>校務支援員の小・中学校への配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：小学校 23 校、中学校 12 校 <p>新型コロナウイルス感染症対策追加措置（7 月～）</p> <p>追加配置：小学校 30 校、中学校 8 校</p> <p>配置期間延長：小学校 3 校、中学校 2 校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3：小学校 48 校、中学校 17 校の 65 校（予定）

事業 名称	大量採用時代を見据えた教員の確保	事業 No,	11
		担当課	教職員・福利課

概要	大量退職大量採用時代にある中、本県が求める資質や能力を有する教員の確保に向け、教員採用候補者選考審査の受審者を増やすため、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県外での説明会等の開催など、広報活動を積極的に行う。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>教員採用候補者選考審査において、定年退職者等を踏まえて算出した採用予定数を確実に充足するとともに、人材の質を一定担保することが可能な採用倍率を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教諭 充足率：100%以上（R2：117%） 採用倍率：3.0倍以上（R2：7.1倍） ・中学校教諭 充足率：100%以上（R2：121%） 採用倍率：3.0倍以上（R2：9.3倍）
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>全国的に小学校の採用倍率が低下傾向（令和元年度の全国の平均採用倍率は2.7倍）にある中、本県では7.1倍と一定の倍率を維持することができた。</p> <p>本県の教職員の定年退職者数は、R3年度の約400人をピークにR7年度までは、毎年300名を超えるペースで推移する見込みであり、人材確保が大きな課題となっている。</p> <p>教員採用審査に採用とならなかったのち、講師を続けながら採用となることを目指す人材が減ってきており、全国的にも教員の確保が課題となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1年度実施の教員採用審査における全国の小学校受審者の倍率は過去最低（文部科学省調査結果）
----------------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施 内容	<p>受審者の拡大に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県が求める資質や能力を有する教員を確保するために、教員採用候補者選考審査の受審者の拡大を図る。 	<p>採用説明会等の実施</p> <p>3、4月：高知会場、東京会場、大阪会場</p> <p>4月：県内、中四国、関西地区の大学</p> <p>広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ番組での募集案内の放送（3～4月） ・コンビニ等へのポスター掲示 ・教員採用月刊誌への募集案内の掲載
	<p>審査方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の実施時期（日程）、受審資格要件、応募方法の簡素化など、対象者にとって受審しやすい審査方法の工夫を他県の動向を注視しながら継続して行う。 	<p>審査方法研究委員会における審査方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度実施の採用審査の結果及び次年度の他自治体の審査内容の分析 ・審査日程、審査内容の検討（全国一早い審査日の継続） ・1月1日付け（前倒し）採用の実施【R2～】
	<p>実践力を有する教員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現職で3年、元職で5年の通算職務歴がある方を対象とした採用審査を実施し、実践力を有する教員の採用を行う。 	<p>現職教員特別選考審査（小学校教諭、小中学校養護教諭）の実施（9、1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知会場に加え、東京・大阪会場でも実施 ・高知新聞の求人欄への募集案内の掲載：5月 ・SNSによる募集案内の発信：4～11月
	<p>任期付教員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業又は配偶者同行休業を取得する教員の代替として配置する教員の採用を行う。 	<p>任期付教員採用候補者選考審査の実施（6～8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校種（教員採用候補者選考審査の中で実施） ・本審査の実施について、採用説明会で周知（3～4月）

事業名称	採用候補者への啓発（採用前研修）	事業 No,	12
		担当課	教育センター

概要	早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施するとともに、臨時的任用教員等を対象とした研修を実施する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	採用候補者が、教育公務員としての自覚をもち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 ・採用候補者共通講座の受講者を対象としたアンケートの肯定的評価：平均 3.5 以上（4 件法） 臨時的任用教員が、教育公務員としての自覚をもち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 ・臨時的任用教員研修の受講者アンケートの評価：平均 3.5 以上（4 件法）(R2：3.8)
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	臨時的任用教員研修受講後のアンケート（「今後の教育活動に生かせる内容でしたか」等）評価平均は、第 1・2 回ともに 3.8（4 件法）であり、受講者の満足度の高さがうかがえる。 社会性やコミュニケーション力に課題が見られる者が増えている。 本県で初めて生活する初任者も増加しているため、教職に必要な内容のほか、生活等に関するアドバイス等、よりきめ細かな対応が必要である。
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	採用候補者共通講座 ・採用候補者を対象に、教育公務員としての意識を醸成するとともに、教員に求められる資質や指導力について理解を深めるための講座を実施する。	講座の実施 ・年間 1 日（2 月予定） ・主な内容 教員としての心構え（服務） 社会人として、児童生徒理解、先輩に学ぶ、初任者研修の概要 研修内容については、適宜見直しを行う。 生活等の相談窓口の設置 ・県外からの採用者に対する配慮等の周知（校長説明会）
	採用候補者課題講座 ・採用候補者を対象に、教育公務員としての意識の醸成を図るため、課題レポート及び自己研鑽のための教員研修や教材等を提供する。	レポートのポートフォリオ化 ・課題レポートをポートフォリオとして蓄積させ、初任者研修等での振り返りに活用 （内容）採用候補者となった思い 教育に対する使命・情熱・決意 教員研修・教材等の案内 ・初任者研修で活用する教材等の配付 ・NITS のオンライン講座 ・教科研究センター講座：3 回 採用候補者に文書で案内
	臨時的任用教員研修 ・該当年度に期限付講師及び時間講師等になった者を対象に、服務等に対する理解促進及び授業・学級経営等における基礎的・基本的な実践力を育成する研修を実施する。	研修の実施 ・年間 2 日 ・主な内容 第 1 回：「教育公務員としての心構え」、「教員に求められる資質・能力」等 第 2 回：「授業づくりの基礎・基本」等 研修内容については、授業実践状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

事業 名称	若年教員育成プログラム	事業 No,	13
		担当課	教育センター

概要	若年教員の実践的指導力及びマネジメント力を育成するために、初任者から 7 年経験者までの研修を「高知県教員育成指標」に基づき体系化した、若年教員育成プログラムを実施する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>全ての若年教員が、各年次に応じた実践的な指導力とマネジメント力を身につけている。</p> <p>・「高知県教員育成指標」に基づく自己評価票の達成状況（3 年経験者） <自己評価>：3.1 以上 <校長評価>：3.1 以上（4 段階評価） R2 自己評価：3.1 校長評価：3.2</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>実践や学びの積み上げによって若年教員の資質・能力が段階的に育まれ、自信をもって校務に取り組んでいる。また、組織的な人材育成への理解や取組の広がりが若年教員の資質・能力向上の支えとなっている。（3 年経験者 前期自己評価：2.9、後期自己評価：3.1）</p> <p>若年教員に対する組織的な人材育成の意識は高まっているが、実践的な指導力とマネジメント力を向上させるためには、OJT と Off-JT のさらなる連携強化が必要である。</p> <p>初めて本県で生活する初任者も増加しているため、生活等に関するアドバイス等、よりきめ細かな対応が必要である。</p>
----------------------------	--

実施 内容	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
	初任者研修 ・授業づくりや児童生徒理解、マネジメントの基礎・基本を学ぶとともに、教員としての使命感を養い、幅広い知見を習得する研修を実施する。	校外研修 13 日、配置校研修 220 時間以上実施 ・学習指導力の課題に対応した指導の充実及び ICT 活用指導力の育成 ・教科担当指導主事の訪問指導（全校種：年 1 回） ・若年教員育成アドバイザー（各教育事務所在中 4 名）による学校支援訪問（小中：年 3 回） ・一部、オンライン研修を実施
	2 年経験者研修 ・児童生徒理解に基づいた授業実践力や学級経営力を向上させるとともに、セルフマネジメント力の定着を図る研修を実施する。	校外研修 5 日、配置校授業実践研修 2 日実施 ・学習指導力の課題に対応した指導の充実及び ICT 活用指導力の向上 ・教科担当指導主事等による訪問指導（中高特：年 1 回） ・若年教員育成アドバイザー（教育センター在中 4 名）による学校支援訪問（小：年 1 回） ・一部、オンライン研修を実施
	3 年経験者研修 ・集団としての力や児童生徒一人一人の能力を高める学級経営力及び学習評価を生かした学習指導力並びにマネジメント力の向上を図る研修を実施する。	校外研修 3 日、配置校授業実践研修 2 日実施 ・学習評価を生かした授業改善及び ICT 活用指導力の定着 ・教科担当指導主事による訪問指導（高：年 1 回）
	7 年経験者研修 ・自己課題の解決に向けた実践的指導力及びチームマネジメント力の向上を図る研修を実施する。	校外研修 ・次期モデルリーダーとしての資質・能力の育成を図る。 ・単元全体を見通した ICT 活用指導力の定着 R3：1 日 共通課題研修（コーチング等） R4～：3 日 共通課題研修及び授業実践研修

事業名称	中堅教諭等資質向上研修	事業 No,	14
		担当課	教育センター

概要	県内の公立学校（高知市立学校を除く）の 9 年間の教職経験をもつ教諭等に対して、実践的指導力を高めるとともに、ミドルリーダーとして求められるチームマネジメント力の向上を図る研修を実施する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>10 年以上の教職経験をもつ教諭等が、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員や同僚に対して適切な助言ができるようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅教諭等資質向上研修の受講者アンケート評価平均（4 件法） 「学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて取り組むことができる」：3.0 以上（R2：3.0） 「必要に応じた若年教員への指導助言ができている」：3.0 以上（R2：2.8）
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>研修後のアンケート結果から、ミドルリーダーとしての自覚の向上が、中堅教諭として期待される実践につながっていることがうかがえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅教諭等資質向上研修の受講者アンケートの結果（肯定的評価の割合） 「学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて取り組むことができる」（約 8 割） 「必要に応じた若年教員への指導助言ができている」（約 7 割） <p>中堅教諭の中には、ミドルリーダーとしての役割を十分に果たすことができなかつたり、若年教員等に対する育成・指導の意識が弱かつたりする者が見られる。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	<p>共通課題研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ミドルリーダーとしての意識を高め、チームマネジメント力や実践的指導力の向上を図る研修を実施する。 	<p>年間 4 日</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒への理解及び今日的な教育課題の解決に向けて対応できる能力をさらに高める。 学校運営等を視野に入れた実践に取り組む中でミドルリーダーとしての意識を高める。 講義・演習 「ミドルリーダーとしての在り方」 「学校組織マネジメント」「コーチング」等 オンデマンド研修 「ミドルリーダーと服務」等
	<p>教科指導研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科指導における課題解決に向けて、専門的な知識や技能を習得し、基礎学力の定着と学力向上（及び自立と社会参加）につながる授業の工夫改善を通して、実践的指導力の向上を図る研修を実施する。 () 内は特別支援学校に該当 	<p>年間 2 日</p> <ul style="list-style-type: none"> 9 年間の教職経験における教科指導から得られた自己の強みや課題を意識させるとともに、教科指導の実践的指導力向上を図る。 講義・演習 「カリキュラム・マネジメント」等 オンデマンド研修 「教科等の指導における ICT の活用」等 校種別教科別研究協議 「教科の特性に応じた学習指導の在り方」等
	<p>チーム協働研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 初任者及び中堅教諭が、合同研修の中で協働して学ぶことを通して、実践的指導力を高めるとともに、協働性・同僚性を構築する研修を実施する。 	<p>年間 1 日</p> <ul style="list-style-type: none"> 模擬授業及び研究協議 東部、中部、西部及び特別支援学校の 4 会場で実施 校種ごと、教科横断でチームを編成 初任者が模擬授業を行い、中堅教諭が助言を行う
	<p>選択研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 9 年間の教育実践を振り返り、主体的に選択する研修を実施する。 	<p>年間 3 日</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅教諭が自己課題に応じた研修を選択する

事業名称	大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	事業 No,	15
		担当課	教育政策課

概要	<p>教員の資質・指導力の向上を図るため、教員養成を行う県内大学との協議の機会を設け、連携した取組を推進する。</p> <p>また、高知大学教職大学院派遣教員の修学の充実を図るため、高知大学と連携し、派遣教員への指導・支援を行う。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>県教育委員会と高知大学教職大学院の連携が強化され、派遣教員の資質向上が図られるとともに、派遣教員の実践研究等を通して各学校の教育課題解決が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣教員の実践研究が、学校の課題解決に資するものになっていると回答した管理職の割合：100% 大学院での研究成果を校内研修の講師、指導助言者、発表者等として普及・活用した派遣修了者の割合：100%（R2：100%）
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>大学院での修学を通じ、派遣教員には、専門性や中核教員としての意識の高まりが見られる。また、修了後は、研究成果の普及・活用を積極的に行い、学校や県全体に研究成果の還元が図られている。</p> <p>教職大学院への派遣においては、高知県の課題解決に資する研究が進められているが、より汎用性のある研究に深めていくため、県教育委員会と大学のさらなる連携が求められる。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>高知大学教職大学院に派遣する現職教員への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣教員の修学及び研究の進捗状況や、実習を効果的にサポートする体制を確保することにより、派遣研修の充実を図る。 派遣修了者が研究成果を普及・活用する場を効果的に設定し、派遣の成果を県全体に還元する。 	<p>各コースへの計画的な教員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年10名程度を計画的に派遣（R2：10名） R3：学校運営コース（2名）、教育実践コース（5名）、特別支援教育コース（3名） <u>合計10名</u> 派遣研修制度の一層の周知を図る。 高知大学教職大学院連携協議会・実習協議会の開催 各4回開催 第2回、第4回は、「土佐の皿鉢ゼミ」（院生の発表会）への参加として実施 実習コーディネーターの配置 専任の指導主事を配置し（1名）、派遣教員の研究の進捗状況への助言・指導や円滑な実習に向けた支援を実施 「高知県教育フォーラム」の開催 派遣修了者等の研究成果発表（R3：11月開催予定） 発表動画の配信
	<p>高知大学教職大学院派遣候補教員事前研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度派遣候補教員に対し、研究テーマの設定、研究計画書作成、修学の心構え等について指導を行い、大学院での研究活動の充実につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会及び学校長へのヒアリング 派遣候補教員や在籍校の課題等についてヒアリングを行い、研究テーマの方向性等を検討（4月～1月） 事前研修 指導訪問（年間3回程度） 「土佐の皿鉢ゼミ」への参加（8月、2月） 大学教員からの事前指導（大学合格後）
	<p>教師教育コンソーシアム高知</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知大学、高知工科大学、高知県立大学、高知学園短期大学、県教育委員会が連携して、高知県の教育課題に関する共同研究や情報共有等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営協議会（年1回程度） 事業部会（年1回程度） 共同研究事業部会（適宜） アンケート調査及び分析 共同研究テーマ「教員・保育士希望学生の職業選択における特性・属性のデータ分析」

事業名称	学校の力を高める中核人材育成事業	事業 No,	16
		担当課	教育政策課

概要	教育大綱や教育振興基本計画を効果的に推進するため、学力向上、生徒指導上の諸問題の改善、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、本県の教育が抱える様々な問題の解決に向けて取組の核となる教職員の育成の充実・強化を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 未)	<p>以下に関する知識・理論等を修得し、学校において組織の中核を担う人材が育成されている。</p> <p>生徒指導、学級経営、学校組織マネジメント等に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>いじめ・不登校、暴力行為等を減少させる学校体制を構築できる高い専門的知識・理論、実践方法</p> <p>「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>発達障害やその対応に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>小学校における英語の授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>デジタル化社会に対応するための情報教育に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>・帰任先において、修得した専門的知識等を普及するための研修会を開催した教員の割合：100% (R2：100%)</p> <p>先進的な取組や専門性の高い取組が実践されることで学力向上や生徒指導上の諸問題の解決等につながっている。</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 未)	<p>R1 年度大学院派遣修了者は、帰任後の研究成果を普及するための研修会の実施割合 (R2：100%) が前年度と比較し高く、各派遣分野で ICT 等を有効活用し研究成果の還元が取組が行えた。</p> <p>派遣における研究等の成果の活用・普及の機会を拡大していく必要がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	<p>大学院への派遣 < 重点ポイント推進事業 ></p> <p>・新学習指導要領への対応や本県の教育課題の解決のため、下記の人材を計画的に育成し、充実を図る。</p> <p>* 学校運営、学級経営・生徒指導、教科指導方法、道徳教育、特別支援教育等に関する理論と実践力を身につけ組織的な取組をリードできる中核教員</p> <p>* 児童生徒の心の問題への対応について、専門的知識と技術に基づく指導・助言を行える中核教員</p> <p>* 小学校英語科について、専科知識を持ち授業手法等の指導・助言を行える中核教員</p> <p>* 派遣修了者が研究成果を普及・活用する場を効果的に設定し、派遣の成果を県全体に還元する。</p>	<p>高知大学教職大学院 (新規派遣者数、派遣期間 2 年間)</p> <p>・学校運営コース (R2:2 名 R3:2 名)</p> <p>・教育実践コース (R2:6 名 R3:5 名)</p> <p>・特別支援教育コース (R2:2 名 R3:3 名)</p> <p>鳴門教育大学大学院 (新規派遣者数、派遣期間 2 年間)</p> <p>・心理臨床コース (R2:1 名 R3:1 名)</p> <p>・言語・社会系教科実践高度化コース (R2:2 名 R3:1 名)</p> <p>・生徒指導コース (R2:0 名 R3:1 名)</p> <p>その他大学 重点ポイント推進事業外</p> <p>・高知県立大学大学院 (新規派遣者数、派遣期間 2 年間)</p> <p>英語・領域教育コース (R2:1 名 R3:0 名)</p> <p>「高知県教育フォーラム」の開催【R2～】</p> <p>・派遣修了者等の研究成果発表 (R3:11 月開催予定)</p> <p>・発表動画の配信</p>
	<p>先進県への派遣</p> <p>・本県の教育課題をリードする先進地での勤務により、幅広い知識・技能を身につけ、指導力の向上を図る。</p>	<p>福井県：教科のタテ持ち実践校への派遣</p> <p>大阪市：情報教育の推進部署等への派遣</p> <p>「高知県教育フォーラム」にて先進県の取組報告</p>
	<p>教職員支援機構が実施する研修への派遣</p> <p>・組織マネジメントなど学校経営に必要な知識又は喫緊の教育課題に対応する専門的な知識の習得を図る。</p>	<p>教職員支援機構が実施する研修</p> <p>・管理職等 7 名、中堅職員等ステージに応じた研修 12 名</p> <p>学校事務職員研修 4 名、教育課題に対応する指導者養成研修 6 名</p> <p>マネジメント研修高度化推進事業 (派遣期間 2 年間)</p> <p>・教職員支援機構と連携した「マネジメント研修」の実施</p> <p>研修成果の活用レポート等による成果普及</p>

事業名称	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	事業 No,	17
		担当課	小中学校課

概要	これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点により、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善や、カリキュラム・マネジメントの推進を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>義務教育9年間における教育課程の一層の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合（「よく行った」と回答した学校の割合） 小学校：50%以上、中学校：50%以上かつ全国平均以上 （R2 小学校：36.8%（R1：22.2%）、中学校：42.6%（R1：20.8%）） ・授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと回答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した児童生徒の割合） 小学校：50%以上、中学校：50%以上かつ全国平均以上 （R2 小学校：33.9%（R1：33.0%）、中学校：38.2%（R1：29.3%）） ・話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできていると思うと回答した児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した児童生徒の割合） 小学校：50%以上、中学校：50%以上かつ全国平均以上 （R2 小学校：36.7%（R1：30.3%）、中学校：43.2%（R1：28.3%）） （ ）内は全国平均
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>コロナ禍で公開研究会の実施回数が減るなかでも、1回当たりの教材研究会及び授業研究会への参加者数は増え、資質・能力を育む授業づくりについての理解が進んできた。</p> <p>各教科等のガイドラインを作成したが、学校への普及が十分ではない。資質・能力を育む授業づくりの実践に向けて、具体的な授業のイメージを可視化し、ガイドラインとあわせて普及する必要がある。義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成が十分になされていない。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>実践研究協働校事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に示されている資質・能力を育成する実践研究の普及と、各校の持続可能な授業改善体制の構築を目指す。 	<p>指定校における実践研究【R3～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校6校（小3校、中3校：R3 予定） ・教材研究会及び授業研究会の実施（年各2回） ・授業動画とガイドラインの作成・普及 ・研究推進のためのプロセス動画の作成・普及担当者会の実施（年3回） <p>H30～R2 年度 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践研究事業 指定校における実践研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材研究会及び授業研究会の実施 ・授業づくり春季セミナーの実施
	<p>授業づくり講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が主体的・協働的に各教科等における授業づくりのプロセスを学ぶことができる講座を充実させ、教員が自ら学び続け、共に高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進する。 	<p>教材研究会及び授業研究会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7種類の講座を実施 国語、社会、算数・数学、理科、英語、特別の教科 道徳、複式授業 ・拠点校45校（R3 予定） 教材研究会及び授業研究会の実施（年各2回） ・ICTを効果的に活用した授業の提案等 授業づくり講座担当者会の実施（年3回）

事業名称	英語教育強化プロジェクト	事業 No.	18
		担当課	小中学校課 教育センター

概要	<p>小学校外国語活動・外国語では、研修協力校による研究実践を通して質の高い指導体制の構築を目指す。中学校外国語では、喫緊の課題である英語での発信力強化を図るため、言語活動を中心とした授業づくりについてチームで授業研究に取り組むことで教員の指導力や英語力を向上させる。また、県教育委員会作成の英語教育用教材と ICT を効果的に活用した授業実践を通して、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を高める。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>各小・中学校において、自校で授業研究を深め、言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業を行うことで、生徒の英語力、教員の指導力・英語力が向上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CEFR A2 以上の英語力を有する小学校教員及び CEFR B2 以上の英語力を有する中学校英語教員の割合 小学校：50%以上、中学校：50%以上 (R1 小学校：3% 中学校：30.7%) ・ CEFR A1 以上の英語力を有する中学校3年生の割合 中学校：50% (R1 中学校：36.6%)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>小学校では、拠点となる学校にリーダー教員を配置したことで、英語の教科化に向け、円滑な導入ができた。</p> <p>中学校の授業では、表現や語句を繰り返し使う練習に時間を費やし、4技能(聞く・話す・読む・書く)を統合した質の高い言語活動に至っていない。</p>
--------------------	--

実施内容	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
	<p>中学校学力向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 言語活動の充実を目指した授業改善を推進することを通して、学習指導要領の着実な実施を促進し、生徒の発信力向上を目指す。 	<p>英語科授業づくり講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校4校、中学校5校(R3 予定)を拠点とし、教材研究会及び授業研究会を年間各2回実施 ・ 中学校英語教員は講座へ参加(R3:年1回学校しっ皆)授業改善プランに係る指導主事訪問(R3:年1回以上)
	<p>英語教育改善プラン推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導要領の趣旨を具現化し、指導と評価の一体化が図られた授業づくりの研究を行うことで、教員の指導力向上を図るとともに、その研究成果を県内に広く普及し、英語教育の改善・充実を図る。 	<p>研修協力校(小学校4校)による実践研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開授業(年2回以上) ・ 集合研修の開催(年3回) ・ 先進校視察(年1回)
	<p>オンライン研修実証研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインによる英語での講座受講や授業体験をし、研修内容と授業をリンクさせることにより、英語による指導力向上を図る。 	<p>オンライン研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン研修(委託先専門機関の決定後に開始、約半年間) ・ 集合研修(中学校のみ12月に実施)
	<p>英語教育用教材活用推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教材の効果的な活用による英語力の定着を図る。 	<p>中学生用教材 印刷・配付(3月)</p> <p>県作成教材をデジタルドリル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1台タブレット端末で学習支援プラットフォームを活用し、授業と家庭学習のサイクル化を図る。【R3～】
	<p>英語教育拠点校事業</p>	<p>加配教員を配置し、近隣の小学校を巡回指導することで、県内小学校教員の指導力向上及び学校の指導体制の充実に取り組んだ。【H30～R2】</p>

事業名称	理科教育推進プロジェクト	事業 No,	19
		担当課	小中学校課

概要	児童生徒の理科の知識・技能の習得を図り、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し活用することで、授業の改善・充実を図る。また、生徒の科学への興味・関心等を高めるために、科学の甲子園ジュニア高知県大会を開催する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>小学校では児童が問題を科学的に解決する授業を、中学校では生徒が科学的に探究する授業を充実させることにより、児童生徒の理科に対する興味・関心や学習意欲を高めるとともに、思考力・判断力・表現力等を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査（R4 年度）における、知識・技能及び思考・判断・表現の観点での正答率 知識・技能：小・中ともに全国平均以上 思考・判断・表現：小・中ともに全国平均以上 ・全国学力・学習状況調査（R4 年度）における児童生徒質問紙での「理科の授業の内容がよくわかる」と感じる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答している児童生徒の割合） 小学校：60%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 （H30 小学校：56.8%（55.9%） 中学校：24.4%（26.6%）） （ ）内は全国平均 ・授業づくり講座（理科）参加者アンケートにおいて、以下の質問に「よく当てはまる」と回答した教員の割合 自ら考えた仮説をもとに観察，実験の計画を立てさせる 小学校：50%以上、中学校：50%以上（R2 小学校：21.5% 中学校：11.1%） 観察や実験の結果を整理し考察させる 小学校：50%以上、中学校：50%以上（R2 小学校：26.8% 中学校：26.5%） 観察や実験の進め方や考え方が間違っていないかを振り返って考えさせる 小学校：50%以上、中学校：50%以上（R2 小学校：10.5% 中学校：6.0%）
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>授業づくり講座への参加を通して、「探究的な単元構想について理解することができた」(実践・説明・理解できる)割合が、小学校 99.4%、中学校 100%となっており、視点を探究的な単元構想に絞って協議できた成果と考えられる。</p> <p>授業づくり講座の参加者アンケートの結果から、観察・実験の問題解決・科学的探究の過程を踏まえた授業実践が、十分に実態が見える。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>理科中核教員（CST）養成・育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理科の中核教員を養成・育成し、活用するとともに、研修会を実施することで、授業の改善・充実を図る。 	<p>CST の養成 R2：小 6 名、中 3 名 R3：小 4 名、中 1 名 シンポジウムの開催（年 1 回） 活動報告会の実施（年 1 回 高知大学主催） 授業づくり講座（理科）への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 1 校、中学校 4 校（R3 予定）を拠点とし、教材研究会及び授業研究会を年間各 2 回実施 ・参加対象：CST 認定者及び受講者 中学校理科教員（学校しっ皆 1 名）
	<p>科学の甲子園ジュニア高知県大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の科学への関心等を高めるために、理科・数学等の探究的な課題にチームで取り組む「科学の甲子園ジュニア高知県大会」を開催する。 	<p>科学の甲子園ジュニア高知県大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加対象、参加単位：中学 1，2 年生 1 チーム 6 人 ・7 月：予選（県内 5 会場） ・8 月：本選

事業名称	学力向上に向けた高知市との連携	事業No,	20
		担当課	小中学校課

概要	<p>県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市が平成 30 年度に設立した「学力向上推進室」に県から指導主事を派遣し、高知市のスーパーバイザー等とチームを編成して学校訪問を行うなど、県教育委員会と高知市教育委員会が連携した取組を進めている。</p> <p>高知市内の「タテ持ち」型の中学校や、小学校の継続的な訪問指導体制を強化するとともに、県教育委員会と高知市教育委員会との情報共有・協議の場として、学力向上推進室運営委員会を定期的に設けることで、学力向上推進室の取組について、進捗状況を確認し、充実を図る。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>高知市の各小・中学校において、教員の教科等指導力の向上が図られ、児童生徒の学力が向上している。</p> <p>・全国学力・学習状況調査の結果（国語、算数・数学）において、自校の正答率と全国平均正答率との比較を行い、その結果が上昇している、あるいは、維持している学校の割合が増えている。</p>
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>コロナ禍においても、授業づくり講座等の研修会への参加者は増えており、授業改善への意識は高まっている。(R1：549名 R2：1,013名 12月時点)</p> <p>R2年度高知県学力定着状況調査において、中学校の学力は、徐々に改善してきている。 中1国語：+0.6 数学：+3.0 中2国語：+1.4 数学：+3.1 (数値は、R1とR2の県平均正答率と高知市平均正答率との差の較差)</p> <p>指導主事の訪問指導回数は増えているものの、学力調査等において、高知市学力向上推進室が掲げる目標値には達していない。 運営委員会で協議した改善策や取組の方針が、学校に十分浸透していない。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	<p>高知市学力向上推進室による学校支援</p> <p>・高知市学力向上推進室へ指導主事を派遣し、県・市がより一層連携して、高知市内の小・中学校に対する戦略的・効果的な訪問指導を行う。</p>	<p>指導主事等の配置 13名【R2】</p> <p>・派遣 10名、兼務 3名</p> <p>・授業力の向上を目指した各学校の取組について PDCA を確実に回す体制を作り、学力向上につなげていく。</p>
	<p>中学校組織力向上のための実践研究事業</p> <p>・組織力向上エキスパート等により、高知市内のタテ持ち校に対して、戦略的・効果的な訪問指導等を行う。</p>	<p>「タテ持ち型」中学校 16校 (主幹教諭配置)【R2】</p> <p>・年間 2回訪問</p> <p>・管理職対象の研修会の開催 (年 1回)</p> <p>・主幹教諭対象の研修会の開催 (年 2回)</p> <p>・組織力の向上を目指した各学校の取組について PDCA を確実に回す体制を作り、学力向上につなげていく。</p>
	<p>高知市学力向上推進室運営委員会による進捗管理</p> <p>・高知市からの取組の報告を検証し、改善策等を協議して、取組の方針を示す。</p>	<p>高知市学力向上推進室運営委員会の実施</p> <p>・月 1回程度実施 (4月～3月)</p> <p>県教育次長及び小中学校課長、高知市教育次長及び学力向上推進室との合同学校訪問の実施 (学力向上推進室運営委員会による学校訪問)</p> <p>・小学校及び中学校を各年間 2回程度訪問</p>

事業名称	学力向上推進事業	事業 No,	21
		担当課	高等学校課

概要	各学校において、全国的に導入された「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合いを測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。あわせて、学校支援チームの定期的な学校訪問により、各学校における授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの強化を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>各学校において、「高校生のための学びの基礎診断」を活用した PDCA サイクルが構築されている。</p> <p>生徒に学習習慣が身につき、基礎学力が定着している。</p> <p>・県オリジナルアンケート（生徒対象）の下記項目における肯定的回答の割合</p> <p>高校 2 年 1 月：90%以上</p> <p>「学校の授業では、学習のねらいが示されている」</p> <p>「学校の授業では、学んだ知識をもとに自ら考え、まとめたり発表したりする機会がある」</p> <p>「学校の授業では、学習活動を自ら振り返る場面が設定されている」</p> <p>(R2 高校 2 年 6 月： 79.5% 75.1% 67.9%)</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>各学校において、生徒の現状分析に基づく基礎学力の定着・学力向上の取組が進みつつある。学校支援チームの訪問により、各校の教員の授業改善への意識が高まってきている。</p> <p>各学校において、効果的な指導方法の確立や PDCA サイクルを意識した学校の組織的な指導体制について、さらなる充実が必要である。</p> <p>学習のねらいの提示や振り返りの場面設定について、不十分な授業がある。また、各教科における授業改善の取組が校内で十分に共有されていない傾向にある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	<p>「高校生のための学びの基礎診断」の実施</p> <p>・「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合いを測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。</p>	<p>「高校生のための学びの基礎診断」の実施</p> <p>・H31 年度の入学生から学年進行で導入（記述式、英語 4 技能）</p> <p>< 検査の種類（国・数・英 3 教科セット）></p> <p>基本タイプ、標準タイプ ・（+GTEC）</p> <p>・基本タイプの実施時期 [R2～R5]</p> <p>1 年生：4 月、11 月 2 年生：6 月、1 月</p> <p>3 年生：4 月【R2 のみ】</p>
	<p>学校支援チームによる支援</p> <p>・基礎力診断テスト実施校（29 校）を指導主事、授業改善アドバイザーが定期的に学校訪問を行い、授業参観・研究協議による支援を実施する。</p> <p>・学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するため、企画監・学校経営アドバイザーが全ての学校（36 校）を訪問し、各校の取組に対する指導・助言等を実施する。</p> <p>・先進的な県外の事例や県内各校の授業改善の取組等を共有するため、研究協議会を実施する。</p>	<p>授業改善に係る学校訪問</p> <p>・国語・数学・英語</p> <p>R2 : 各校を年間 4～6 回程度訪問</p> <p>R3～: 各校を年間 3～4 回程度訪問</p> <p>・地歴公民・理科：各校を年間 3 回程度訪問</p> <p>学力向上プラン等を協議する学校訪問</p> <p>・学校支援チームによる学校訪問を各校年間 3 回実施（4 月、7 月、1 月）</p> <p>カリキュラム・マネジメントに係る学校訪問</p> <p>・5～3 月の期間に、各校を 3 回程度訪問</p> <p>研究協議会の実施</p> <p>・年間 2 回（6～7 月、2 月）</p>

事業名称	学習支援員事業	事業 No,	22
		担当課	高等学校課

概要	個々の生徒の実態に応じたきめ細かな指導を充実させるため、学習支援員の配置を拡充し、放課後の補力補習等の充実を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>生徒に学習習慣が身につく、基礎学力が定着している。</p> <p>学習支援員が必要とされる学校に適切に配置されている。</p> <p>・配置率：100%（配置を希望する学校）(R2：82.9%)</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>各学校において、基礎学力定着のための学び直し等に活用できているため、今後の成果に期待できる。</p> <p>中山間地域の小規模校などで、地域内で学習支援員を確保することができず、必要とされる人数の配置や時間数の確保ができない場合がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>学習支援員による基礎学力に定着に向けての支援（放課後等の補力補習等）</p> <p>・実施教科は、原則として国語、数学、英語のうち校長が必要と認める教科とする。</p>	<p>実施教科</p> <p>・原則として国語、数学、英語のうち校長が必要と認める教科</p> <p>・県教育委員会が作成したつなぎ教材等を活用</p> <p>・1 単位時間を 50 分とし、1 日 1 教科につき原則 2 単位までとする。</p> <p>・3 教科合わせて 150 単位時間を上限とする。</p> <p>実施校</p> <p>・県立 29 校、市立 1 校 計 30 校</p>
	<p>学習支援員の確保</p> <p>・人事担当と連携し、学習支援員となりうる「時間講師」を各学校に配置する。</p> <p>・学習支援員確保に向け、大学等への働きかけを行う。</p>	<p>学習支援員 70 名（県立 69 名、市立 1 名）を配置</p> <p>◆人事担当との連携</p> <p>・会計年度任用職員（時間講師）等と連携をとり、配置校の拡大を検討</p> <p>◆大学等との連携</p> <p>・各県内大学と連携をとり、学生の確保実施</p> <p>・大学生による支援員 10 名配置</p>

事業 名称	21 ハイスクールプラン	事業 No,	23
		担当課	高等学校課

概要	地域の実情や生徒の実態に即した魅力ある学校づくりを推進するため、各校において、探究的な学習活動の充実を図るために地域と連携・協働した活動や、専門的な技能や豊かな人間性を身につけさせ、将来の進路実現の可能性を広げる取組を支援する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 未)	<p>全ての県立学校において、魅力ある学校づくりに向けて、地域と連携して充実した取組が実践されている。</p> <p>・21 ハイスクールプランを活用している学校の割合：100% (R2：100% (32校))</p>
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2 未)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に活動できなかったものもあるが、各校が工夫して地域協働学習などに取り組んできた。</p> <p>21 ハイスクールプランにおける各校の取組が、教職員が目標や課題を共有し、それぞれの目標や経営計画に沿った特色あるものとなっていない場合がある。</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施 内容	<p>魅力ある学校づくりの推進</p> <p>・各学校における地場産品を活用した食品開発、物づくりの推進地域や企業、大学等と連携した体験学習等の取組を支援する。</p>	<p>各校における特色ある取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流活動 (海外リサーチ・短期留学) ・地域課題解決学習 (商品開発) ・地域環境保全活動 ・部活動活性化対策 ・防災教育 ・コンテスト、展覧会への出場、出展
	<p>資格取得の推進</p> <p>・産業教育等の専門性の高い資格の取得や英検などの受験対策講座の開講などに対して支援する。</p>	<p>各校において、資格取得や受験対策講座等に対して講師の派遣などに対する支援</p> <p>職業に関する学科における資格試験等の受検者数及び合格率調査の実施</p>
	<p>●21 ハイスクールプランの進捗管理</p> <p>・各学校における 21 ハイスクールプランの取組が、計画どおりに実践できているか検証を行う。</p>	<p>◆21 ハイスクールプランの検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書の提出 (各学校 県教育委員会：2月) ・実施報告書の提出 (各学校 県教育委員会：3月) ・次年度事業計画書 (要望書) の提出 (各学校 県教育委員会：7月) ・取組状況の確認 (企画監・学校経営アドバイザーの学校訪問等)

事業名称	教科指導力向上事業	事業 No,	24
		担当課	高等学校課

概要	<p>新学習指導要領の趣旨を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、教科指導力向上研修等を通して、教員の指導力を向上させ、学校における学習指導、生徒支援体制を充実させることで、生徒の多様な学力や進路希望に応じた効果的な指導につなげる。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>教員の指導力が向上し、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語の授業における言語活動時間の割合：75%以上（R2：56.0%） ・公立高等学校卒業生の国公立大学現役進学者数：15%以上（R1 年度卒業生：12.1%）
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業の実施が困難であったが、高吾地域での大学進学チャレンジセミナーや安芸高校での研修会（英語）を実施することができ、それぞれの事業において、教科指導力の向上につなげることができた。</p> <p>ICT を効果的に活用した学習場面が増え、「主体的で深い学び」や「思考力・判断力・表現力」の育成を目指した授業改善が進んでいる。</p> <p>英語による5領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り・発表]」「書くこと」）の統合的な言語活動や発信能力の育成強化を図るため、教員のさらなる指導力向上が求められている。</p> <p>公立高等学校卒業生の国公立大学等への進学希望を実現させるため、教職員の指導力をさらに高める必要がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>英語指導力向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習到達目標を CAN-DO リストの形式で設定・公表し、その達成状況の把握や指導・評価の見直しを行うことで課題を明らかにし、課題の改善に向けて積極的・継続的に取り組む教員を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習到達目標の CAN-DO リスト形式での設定・公表及び活用（生徒との共有） ・生徒の到達状況を定期的に把握し、日々の授業や評価に反映 ・パフォーマンステストの実施 ・言語活動と学習評価の充実 ・4 技能を活用した言語活動の充実 ・観点別学習状況評価に基づく総合評価 ・授業改善研修 ・アクションリサーチや授業公開を通じて協働できる教員集団の育成 ・ICT を活用した効果的な授業の在り方の検証
	<p>教科指導力向上研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科指導に優れた力量のある県外教員（スーパーティーチャー）による研究授業及び教科指導法等についての研究協議会を実施することにより、県内教員の教科指導力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究授業参観 ・高知県進学協議会主催の「大学進学チャレンジセミナー」の参加生徒（ブロック大学以上の難関大学への進学を希望する高校2年生）を対象に実施 ・研究協議会での協議等 ・研究授業の授業者による講義（授業のねらいや方法について） ・教科指導法等に関する研究協議
	<p>教科指導力向上研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の教科指導力や進学に関する指導力の向上を図るため、県外講師等を招へいして授業研究を実施するとともに、学校の進路指導体制の充実を図る。 ・近隣校へ案内することで、協議の活性化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望校における研修会の実施 ・県外講師による研究授業及び研究協議（難関大学に向けての指導方法、学力中位層・下位層の生徒の学力向上に向けた指導方法、「主体的・対話的で深い学び」等の授業改善に向けた取組等）

事業名称	就職支援対策事業	事業 No,	25
		担当課	高等学校課

概要	<p>生徒の就職支援のために、就職対策連絡協議会を運営し、就職状況の情報収集や分析を行い、よりよい支援策を検討する。また、就職アドバイザーを配置し、事業所訪問による求人開拓や生徒への個別指導による就職受験先のマッチングを図るとともに、離職率の改善に向けて、就職者の定着指導もあわせて行う。</p>
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>進路未内定者に対するきめ細かな就職支援が全ての学校で行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職アドバイザー配置校の就職内定率：99%以上（R1：99.2%） ・県内企業就職者の1年目の離職率：10%以下（H30年度卒業生：11.3%）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>就職アドバイザーの活動や関連機関との連携等により、前年度より就職内定率が向上している。離職率は、前年度より2.5ポイント改善している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職内定率（H30：99.0% R1：99.2%） ・就職アドバイザー配属校の就職内定率（H30：98.7% R1：99.1%） ・1年目の離職率（H29年度卒業生：13.8% H30年度卒業生：11.3%） <p>就職対策連絡協議会や就職アドバイザーの活動により、企業との連携も深まり、就職後の早期離職率は確実に改善しているが、目標値には達していないため、今後も離職状況の分析や、ミスマッチを防ぐための支援体制のさらなる充実を図る必要がある。</p> <p>各学校と就職アドバイザーがハローワークなど関係機関との連携を密にし、支援体制をつくる必要がある。</p> <p>離職状況調査結果をもとに、離職の原因等を分析し、定着のための施策につなげる必要がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>就職対策連絡協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生の就職対策について、各関係機関との連携を図り、一体となって協議・支援を行う。 	<p>就職対策連絡協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催 6月：前年度の就職状況報告 2月：当年度の就職課題（離職含む）検証
	<p>就職アドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校に就職アドバイザーを配置し、企業への求人開拓、就職希望者への個別指導支援、就職者の定着指導を実施する。 	<p>就職アドバイザーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18校に9名配置【R2～5】 ・就職アドバイザー情報交換会の開催（年2回）
	<p>教員・就職アドバイザーの事業所訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員及び就職アドバイザーによる事業所訪問を計画的に実施し、継続的な求人要請、卒業生の職場定着指導を継続的に実施する。 	<p>教員・就職アドバイザーの事業所訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> 5～7月：求人要請・卒業生の職場定着指導 9～12月：2次募集確認等 ・教員・アドバイザー事業所訪問：1,500事業所訪問 ・状況に応じてリモートで対応
	<p>離職状況調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立高等学校に対して、卒業後1年目の離職者について調査を実施するとともに、離職状況や原因等の分析を行う。 	<p>離職状況調査及び分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月：調査依頼 7月：調査回収・結果分析 2月：就職対策連絡協議会での協議

事業名称	グローバル教育推進事業	事業 No,	26
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>郷土を愛し、その発展に貢献できる人材や高い志をもち、高知から世界へチャレンジするグローバル人材の育成を図るため、有識者によって構成するグローバル教育推進委員会の助言を受けながら、山田高等学校、高知南中学校・高等学校、高知西高等学校及び高知国際中学校・高等学校を本県のグローバル教育の推進校として、地域振興や産業振興に資する人材の育成に向けた取組の推進とともに、その取組成果の県内他校への普及などを図っていく。</p> <p>また、高知国際中学校・高等学校においては、国際バカロレア認定校として、全校で国際バカロレア教育の学習指導方法や学習評価方法に基づく探究的な学習を推進する。</p>
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>生徒の論理的思考力や判断力、表現力を育成し、英語運用能力を高めることで、将来、本県の地域振興や産業振興を担うグローバル人材を育成する。</p> <p>高知南中学校・高等学校と高知西高等学校を統合した高知国際中学校・高等学校において、国際バカロレアの MYP（中学校段階のプログラム）認定を R2 年度に、DP（高等学校段階のプログラム）認定を R3 年度に受ける。（R2：MYP、DP 認定）</p>
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>高知国際中学校・高等学校は、グローバル教育推進委員会の助言等を受けながら進めてきた国際バカロレアの認定について、国際バカロレア機構の審査を経て、MYP 認定と DP 認定を受けた。</p> <p>高知国際中学校・高等学校は、国際バカロレア認定校として、全校で探究的な取組を推進するとともに、高知国際高等学校 DP コース選択生徒全員が IB 資格取得できるように取り組む必要がある。</p> <p>グローバル教育推進委員会の助言を受けながら進めているグローバル教育推進校 4 校における取組の改善や、その成果とノウハウの県内の県立高等学校への普及が課題となっている。</p> <p>R2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため、全ての海外派遣プログラムを中止せざるを得なかったが、状況を見ながら可能な取組を実施し、高校生の留学への機運を高めていく必要がある。</p>
--------------------	--

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
	グローバル教育推進校の取組等の進捗管理 ・外部有識者による各推進校への指導、助言及び PDCA サイクルに基づくその反映・活用の確認 ・教員研修や各学校における成果発表会などを通じた県内の県立高等学校への普及	グローバル教育推進委員会の開催 ・会議を 7 月と 2 月に実施 ・講師招へい グローバル教育推進校（4 校）の取組の普及 ・推進校の取組成果の公開発表会等を開催
	国際バカロレア教育充実に向けての取組 ・高知国際中学校・高等学校の国際バカロレア教育充実に向けての教員研修の充実 ・高知国際中学校・高等学校や国際バカロレア教育についての広報活動の実施	教員研修の実施 ・国際バカロレア公式ワークショップへの教員派遣 ・大学の国際バカロレア教員養成コースへの派遣 ・先進校からの講師招へい 広報活動の実施 ・県広報誌や県広報番組を活用した広報活動の実施 ・オープンスクール等を通じた小中学生への広報実施
	海外留学や異文化等の理解促進 ・教育委員会主催海外派遣プログラム ・高校生国際交流促進費補助金による生徒負担への支援 ・留学フェアの開催	教育委員会主催海外派遣プログラムの実施【R2～5】 ・プログラムに参加した県立高等学校生徒数 R2：0 名 R3：30 名 R4：30 名 R5：30 名 各学校が実施する海外派遣プログラムに参加する生徒への支援【R2～5】 ・学校プログラム実施校数、参加生徒数 R2：0 校 0 名 R3：5 校 100 名 R4：5 校 100 名 R5：100 名 留学フェアの開催【R2～5】 ・11 月実施予定（フェアの参加者数） R2：52 名 R3：90 名 R4：90 名 R5：90 名

事業名称	産業教育指導力向上事業	事業 No,	27
		担当課	高等学校課

概要	本県の産業教育の充実を図るため、高知県産業教育審議会との連携のもと、今後の産業教育の方向性や目標を明示し、各校における取組の充実につなげるとともに、産業教育に携わる教職員の資質・指導力の向上を図るため、新技術について教科の枠を超えて研修を実施するなど、研修内容の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>情報化やグローバル化の進展に伴う急速な時代の変化に対応できる産業教育担当教員の指導力が向上している。</p> <p>・計画した研修の実施率：100%</p>
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>内地留学に4名、産業教育短期現場研修に1名の教員を派遣したことで、教員個々の指導力向上及び専門力を高めることができた。</p> <p>高知県産業教育課題対応合同研修を開催し、産業教育に携わる教員22名が参加。本県産業界の現状把握とともに、教科横断的な視点を持つことや今後の本県産業教育の在り方について協議し、資質・指導力の強化を図ることができた。</p> <p>高知県産業教育審議会答申（R3.3月予定）を受け、今後、時代に即した各産業専門分野の研修や教科の枠を超えた本県の全体的な産業教育を発展・充実させる取組が必要である。</p>
--------------------	--

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
	産業教育審議会答申を受けての取組 ・これからの本県産業教育の在り方についての答申を受けて、各産業で具体的な取組について検討協議を行い、実践する。	<p>産業教育審議会答申を受けての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会からの答申を受け、産業系専門高校における生徒の資質能力の育成、教員の指導力向上、関係機関との連携、魅力化を図る事業・方策を協議、設備整備の充実や各種事業の展開 ・産業系高校など多様な高等学校の魅力発信 ・各専門教科・学校での方向性や取組目標を設定し、進捗管理を行う。
	産業教育内地留学の実施 ・学校現場を離れ、大学、専門学校、民間企業等への内地留学の実施	<p>産業教育内地留学の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業：農業担い手育成センター、高知大学、農業技術センター等 ・工業：早稲田大学、高知工科大学、高知職業能力短期大学校等 ・商業：土佐情報経理専門学校、高知工科大学等
	産業教育短期現場研修の実施 ・学校や各教員の課題等を解決するために大学、専門学校、高等学校、民間企業等における短期的な研修を実施	<p>産業教育短期現場研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業期間等を利用し、各専門分野（農業、水産、工業、商業、情報）について、大学、専門学校、民間企業等における研修を実施（1～10日間）
	高知県産業教育課題対応合同研修の実施 ・産業教育担当者が、今後の産業教育の在り方を検討するために合同で研修を行うことや、産業界の現状を把握するために企業見学を行うことにより、資質向上、指導力の強化、授業改善を図る。	<p>高知県産業教育課題対応合同研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：8月（2泊3日程度） ・対象：各産業教育担当者10名程度 ・企業見学（IoT、AIなど最先端企業） ・高知県産業振興計画勉強会 ・大学教授等のコーディネータを配置

事業 名称	道徳教育協働推進プラン	事業 No,	28
		担当課	小中学校課

概要	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、家庭・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>各学校で児童生徒の道徳性を養うため、特別の教科 道徳の授業を工夫している。</p> <p>・特別の教科 道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「よくしている」と回答した児童生徒の割合）</p> <p>小学校：60%以上、中学校：60% かつ全国平均以上 （R2 小学校:43.9%（R1:42.1%） 中学校:51.5%（R1:34.0%）） （ ）内は全国平均</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>R2年度高知県児童生徒学習状況調査において、「特別の教科 道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」の質問に対し、「よくしている」と回答した児童生徒の割合が上昇した。コロナ禍においても各学校において、指導方法を工夫しながら取組を進めてきた成果だと考えられる。</p> <p>コロナ禍により研究発表会が中止になったり縮小されたりしたため、指定校における研究の成果の普及が十分にできなかった。また、道徳教育パワーアップ研究協議会がオンライン開催となったため、地域ぐるみの道徳教育の在り方についても、十分な取組や発信ができなかった。</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施 内容	<p>道徳教育パワーアップ研究協議会</p> <p>・実践交流や情報交換、講話等を聞くことを通して、地域ぐるみの道徳教育の在り方や道徳科の指導方法及び学習評価について理解を深め、本県の道徳教育の一層の充実を図る。</p>	<p>道徳教育パワーアップ研究協議会</p> <p>・6月開催</p> <p>・地域ぐるみの道徳教育について協議</p> <p>道徳教育パワーアップ研究協議会</p> <p>・7～8月各事務所開催</p> <p>・地域ぐるみの道徳教育についての取組の改善・充実</p>
	<p>「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進</p> <p>・学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実を図る。</p>	<p>「家庭で取り組む 高知の道徳」</p> <p>・4月上旬：新小学1年生・各校教員への配付</p> <p>・道徳教育パワーアップ研究協議会において活用事例を収集</p> <p>・随時：効果的な活用事例について、学校訪問や地区別協議会等において紹介</p>
	道徳教育推進拠点校事業	<p>「特別の教科 道徳」の実践研究を行う拠点校を10校指定し、「考え、議論する道徳」の授業の推進と、それに伴う評価の研究を行い、普及することで、全ての小中学校において授業の質的転換を図った。【H30～R2】</p>

事業名称	人権教育推進事業	事業 No.	29
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高：100%（R2 小：55.8%、中：69.4%、高：59.2%） ・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小・中・高：70%（R2 小6：57.0% 中3：53.0% 高3：60.4%）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルによる取組・評価を行い、人権教育の推進に取り組んでいる学校の割合は、小：97.4%、中：91.7%、高：97.9%と定着しつつある。</p> <p>個別の人権課題に関する校内研修の実施が定着してきている。小：99.5%、中：100%、高：93.8%</p> <p>授業研究の取組の定着には課題が見られる。小：56.3%、中：69.4%、高：67.3%</p> <p>学校において課題意識の高いいじめや虐待、インターネットの問題についての校内研修を実施する学校は多いが、その他の人権課題についての研修や、人権学習に関する授業研究を実施していない学校があり、指導資料集等の活用を促すとともに具体的な取組例を示し、組織的な取組の充実を図る。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>組織的・計画的な人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルを用いて、年間指導計画や校内研修、人権学習を適切にコーディネートできるように、人権教育主任のマネジメント力を向上させ、各校の取組の充実を図る。 	<p>人権教育主任対象の連絡協議会・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別集合研修の実施（5月） ・オンデマンド研修の実施（12月） ・各校の組織的・計画的な取組の推進 人権学習学校支援事業 ・学校の校内研修や市町村主催の研究会等における研修や研究授業等への支援
	<p>人権教育研究推進事業（文部科学省研究指定校事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校の人権教育の推進を図るため、基幹となる研究推進校を指定し、継続的な学校支援訪問を実施し、人権教育を基盤とする学校経営・学級経営・授業づくり等の研究を行う。その成果を県内に普及し、各校の取組の充実を図る。 	<p>研究推進校の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：5校 R3～5：3校 ・学校支援訪問 アドバイザー：1校の訪問回数2回 指導主事等：1校の訪問回数10回 ・人権教育推進委員会を中心とした校内の研究の推進（校内研修や授業研究等の企画・運営、研究のまとめ等） ・研究発表による取組の普及
	<p>指導資料の改訂と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に身近な11の人権課題についての実践事例等を盛り込んだ人権教育資料集等（乳幼児教育編・学校教育編・社会教育編）の活用を図るとともに、情報モラル教育ハンドブックの作成を行い、各分野における人権教育や情報モラル教育の取組の充実を図る。 	<p>作成・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育ハンドブックの作成 人権教育担当及び関係部署が作成・検討 ・人権教育・人権啓発資料の作成【R2～5】 <p>普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育担当者連絡協議会及び年次研修、校内研修、授業研究等における情報提供や活用

事業名称	キャリア教育強化プラン	事業 No,	30
		担当課	小中学校課 高等学校課

概要	<p>社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の成長や変容を自己評価できる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図る。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>教員のキャリア教育指導力の向上を目指した校内の研究体制が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育に係る校内研修を実施している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% (R2 小学校：94.2%、中学校：96.3%) 児童生徒のキャリア発達を促すため、キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している。 ・キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100% (R2 小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100%)
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会を開催したことで、キャリア・パスポートの引き継ぎについて確認することができた。本協議会をきっかけに、高等学校においてキャリア・パスポートの効果的な活用について校内研修を行う学校が出てきた。</p> <p>全ての学校種において、キャリア・パスポートの作成が行われているが、その趣旨を理解したうえでの効果的な活用は十分でない。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	<p>●キャリア・パスポート の効果的な活用の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が作成したキャリア・パスポート(キャリアシート)を活用し、生徒の変容を見取することで、各校のキャリア教育を検証するとともに、小・中・高等学校の連携したキャリア教育を実践する。 <p>小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと</p>	<p>公立小・中・高等学校におけるキャリア・パスポート活用の周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会 (中・高等学校キャリア教育担当教員対象) ・各学校でキャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の伝達講習の実施 ・小学校及び中学校における学校訪問や校内研修等での指導・助言(キャリア・パスポートの効果的な活用や引き継ぎの好事例の紹介等) ・高等学校における各学校への周知・徹底(中学校から引き継いだキャリア・パスポートを生徒理解等に活用する。また、年度末に取組内容をまとめ、次学年に引き継ぐ。) ・中学校から高等学校へのキャリア・パスポートの円滑な引き継ぎ
	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なロールモデルの提示 ・生徒が将来の目標を早期に認識できるよう、多様なロールモデルを副読本等を通して示す。 	<p>「中学生のためのキャリア教育副読本『みらいスイッチ』」の配信・活用推進</p>

事業名称	キャリアアップ事業	事業 No,	31
		担当課	高等学校課

概要	高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学・企業見学等の機会の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>全ての県立学校において、生徒にキャリアデザイン力を身につけさせるための取組が組織的・体系的に進められている。</p> <p>・県オリジナルアンケート集計結果 「将来の夢や目標を持っている」肯定的な回答 3年：95% 2年：90% 1年：80%以上 (R2 3年：87.0%、2年：75.6%、1年：73.8%)</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により体験的な事業を中止したり縮小したりしたが、企業 DVD を制作、学校に配付することで、企業情報を生徒に提供することができた。 (R2 企業学校見学：19校、インターンシップ：9校 287人、ものづくり総合技術展：見学中止)</p> <p>自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力を育成するため、各校における体験的な学習が、効果的なものとなるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じたうえで体系的・系統的な取組にする必要がある。 地域や企業、大学等と連携して取組のさらなる充実を図る必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	<p>企業・学校見学や就業体験等の実施</p> <p>・生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計して行くことができるよう、県内の上級学校や企業の見学及び就業体験等を実施する。</p>	<p>企業・学校見学の実施：27校</p> <p>就業体験・インターンシップの実施：17校 800人</p> <p>ものづくり総合技術展 参加者：2,000人以上</p> <p>・DVD配付による企業情報の提供【R2】</p>
	<p>大学の学び体験</p> <p>・生徒が大学の講義を受講したり、学校が大学との協働で授業プログラムの研究や実践を行ったりすることで、生徒の学習意欲や進路意識を高める。</p>	<p>大学の講義の受講</p> <p>・課題探究実践セミナー</p> <p>大学教員による講座</p> <p>・「自然科学概論」</p> <p>大学との協働による授業プログラム</p> <p>・「自律創造型地域課題解決学習」</p>
	<p>学校経営計画による目標の共有、進捗管理</p> <p>・学校経営計画（補助シート）に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。</p>	<p>学校経営計画（補助シート）の提出・確認</p> <p>・学校経営計画の提出（目標値等の記載） 各学校 県教育委員会（6月）</p> <p>・学校経営計画の提出（当年度の状況を記載） 各学校 県教育委員会（3月）</p> <p>各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言 県オリジナルアンケートの実施（年2回）</p>

事業名称	主体的・探究的な学びの充実（主権者教育、地域協働学習）	事業 No,	32
		担当課	高等学校課

概要	社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	各学校において主権者教育や地域協働学習の取組が効果的に推進されている。 ・学校経営計画（補助シート）に記載された評価（自校評価）：総合評価 B以上の学校が80%以上 評価項目：計画 実行 検証 総合評価 の項目で4段階評価
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	主権者教育研究指定校（窪川高校、宿毛工業高校）においては、2年間の研究成果や課題を踏まえた実効性のある取組ができている。 地域等と連携した効果的な取組になっていない場合がある。 学校経営計画の指標は、年度末の最終評価のみで、年度途中の進捗管理ができていない場合がある。
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	各学校における主権者教育の実践 ・生徒が主体的に社会に参画する意識や態度を育むため、各学校における主権者教育に関する取組の充実を図る。	各学校における主権者教育の実践 ・選挙管理委員会による出前授業 ・県議会議員との意見交換会 ・各教科（公民、家庭など）における授業実践 主権者教育の充実のための実践研究 ・指定校による実践的な教育活動の研究 ・取組や成果の普及
	各学校における地域協働学習の実践 ・探究的な学習活動の充実や地域との連携・協働した活動を充実させるため、各学校における地域課題解決学習等の活動の充実を図る。	各学校における地域協働学習の実践 ・地域おこし活動 ・防災教育 ・地域課題解決学習 ・商品開発
	学校経営計画の評価方法の見直し ・学校経営計画における地域協働学習等の取組の評価方法について見直しを行う。	学校計画計画、評価方法の改善 ・学校経営計画補助シートの改善（年度末評価結果に加え、中間評価結果の記載など） ・副校長・教頭研修会での周知

事業名称	ソーシャルスキルアップ事業	事業 No,	33
		担当課	高等学校課

概要	<p>社会で人と人とが関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実に努める。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。</p> <p>・県オリジナルアンケート集計結果 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答：95%以上 (R2 3年：92.3% 2年：85.1% 1年：87.7%)</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>学習記録ノートを27校で導入しており、教員と生徒が常時関わりを持ち、双方向でやりとりを行うことで、生徒理解が促進されるなど効果的な活用ができています。</p> <p>仲間づくり合宿は、新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんどの学校が校内でのオリエンテーション等に切り替えて実施したが、本来の目的を達成することができなかったという声が聞かれた。</p> <p>対人関係を構築するための力やコミュニケーション能力の育成に向けた組織的、体系的な取組が必要である。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	<p>仲間づくり合宿の実施</p> <p>・入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした「仲間づくり合宿」を実施する。</p>	<p>仲間づくり合宿及び体験活動</p> <p>・2校(28校は校内オリエンテーション等で代替【R2】)</p> <p>・宿泊合宿、体験活動の実施：30校</p>
	<p>学習記録ノート(キャリアノート)の活用</p> <p>・教員と生徒が常時関わりをもち、双方向でやりとりを行うことができる学習記録ノートを効果的に活用し、生徒の情報収集や看取り、コミュニケーション能力等の向上を目指す。</p>	<p>学習記録ノートの活用促進</p> <p>・27校30課程で活用【R2】</p> <p>・26校29課程で活用予定【R3】</p>
	<p>学校経営計画による目標の共有、進捗管理</p> <p>・学校経営計画(補助シート)に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。</p>	<p>学校経営計画(補助シート)の提出・確認</p> <p>・学校経営計画の提出(目標値等の記載) 各学校 県教育委員会(6月)</p> <p>・学校経営計画の提出(当年度の状況を記載) 各学校 県教育委員会(3月)</p> <p>各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言</p>

事業名称	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	事業 No,	34
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	小・中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、教育活動の中に生徒指導の視点を位置付け、PDCA サイクルに基づく開発的な生徒指導（子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組めるよう学校等を指定し、未然防止の観点（不登校等の未然防止につながる市町主体の取組、課題改善に向けた組織的な学校の取組、よりより集団、支持的風土をつくる学級活動、学級経営の充実）に基づく実践研究を推進するとともに、その成果の県内小・中・高等学校への普及を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 未)	<p>開発的な生徒指導が組織的に推進され、児童生徒の自尊感情や自己有用感が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合：40%（R2：33.9%） ・「自分はまわりの人の役に立っている」と回答した児童生徒の割合：30%（R2：25.9%） （指定2年目校の児童生徒意識調査で「そう思う」と回答した割合） <p>不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍児童生徒数に対する新規不登校児童生徒数の割合が前年より減少（R1:1.27 R2.12月:0.96） （魅力ある学校づくり調査研究事業推進地域全体の割合）は参考値（12月末新規不登校傾向の割合）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 未)	<p>教職員の協働性が高まった学校では、生徒指導の機能を働かせた組織的な授業改善や特別活動の充実が図られ、児童生徒の主体的な取組が実施されたことで、児童生徒の自己有用感の向上がみられた。</p> <p>推進地域・学校では、PDCA サイクルに基づく施策展開と点検システムが定着しつつあるが、依然として活動の取組方は教師主導に偏る傾向がみられ、児童生徒の主体的な取組の充実に課題がある。</p> <p>教育活動の大半を占める授業の改善と、基盤となる学級経営の充実は重要な課題であり、推進リーダーと研究主任等が連携し、生徒指導の視点を位置付けた授業・学級経営の改善を組織的に進める必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	魅力ある学校づくり調査研究事業 ・不登校等の未然防止につながる取組の検証改善を、市町教育委員会が主体的に推進し、新たな不登校が生じにくい魅力ある学校づくりを推進する。	<p>推進地域、拠点校の指定【R2～3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1市、1校 市町教育委員会による調査研究の推進体制構築 ・調査研究委員会（年4回）各校担当者会（年3回） ・公開授業研修会による成果普及（指定2年目）
	学校活性化・安定化実践研究事業 ・児童生徒意識調査を指標として、学校の課題に応じた未然防止の取組の実施と継続した検証改善により、人権教育・開発的な生徒指導の取組の浸透を図る。	<p>推進校の指定【R1～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：7校 R3：5校 R4：5校 R5：5校 いじめや不登校の未然防止に向けた取組の推進 ・推進会議（年4回） ・講師招聘による校内研修（年2回） ・授業研究会（年2回） 校内支援会に対する支援訪問（年4回）
	夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 ・学級活動を基盤とした話し合い活動や児童生徒が主体的に活躍できる場の充実することで、よりより集団、支持的風土をつくる学級活動、学級経営を推進する。	<p>推進校の指定【H29～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：5校 R3：2地域、2校 R4：2地域、2校 R5：2地域、2校 学級運営アドバイザーの支援訪問（年3～4回） ・研究授業、研究推進等に対する指導・助言 公開授業研修会による成果普及（指定2年目） 校内支援会に対する支援訪問（年5回）
	生徒指導主事会（担当者会）における周知 ・指定校の研究成果を生かした報告等を行い、実践の普及啓発を図る。	<p>生徒指導主事会（担当者会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド研修（5月、校種別） ・地区別集合研修（10月、小中、高等学校合同実施）
	推進リーダーのマネジメント力向上 ・推進リーダーのマネジメント力等の向上を図る研修会を実施し組織的な研究を推進する。	<p>推進リーダー会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年4回（うち1回は、管理職対象の学校支援会議を合同開催）

事業名称	校内支援会サポート事業	事業 No,	35
		担当課	人権教育課 心の教育センター

概要	生徒指導上の諸課題の早期解決を図るために、各学校において定期的実施している校内支援会が、支援を必要とする児童生徒に対して組織的かつ計画的な支援が充実するよう支援する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	校内支援会において、スクールカウンセラー（以下、SC）等からの助言を取り入れた見立てに基づいた支援方法が決定されている。 ・重点支援校での支援会において、SC 等の見立てに基づいた支援の方向性が決定された割合：80% R1：78.5% R2：79.7%（2月末）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	SC 等の見立てに基づいた組織的な支援、未然防止や早期対応を視野に入れた協議が定着してきている。 定期的な訪問だけでなく、日常的な連携、支援の在り方を検討する必要がある。 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、訪問支援を中止したケースがあった。新しい生活様式の観点から、Web 会議システムを活用した支援会も検討し実施する必要がある。
--------------------	--

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
	重点支援校への支援 ・校内支援体制の確立及び運営の充実を図るため重点支援校を指定し、継続的な学校支援訪問を実施する。	重点支援校の指定【R2～】 ・毎年 15 校程度 心の教育センター指導主事、SC 等の支援訪問 ・1 校当たり訪問回数：4 回程度
	学校等からの依頼による支援 ・校内支援体制の確立及び運営の充実を図ることを目的に、学校等からの校内支援会への参加、研修の依頼に対して、学校支援訪問を実施する。	心の教育センター指導主事、SC 等の支援訪問【随時】 ・指導主事、SC 等が校内支援会に参加 ・指導主事、SC 等が校内研修等の講師として参加 ・重点支援校、校内支援会参加依頼校への訪問 SC、SC スーパーバイザーによる訪問
	学校配置 SC の育成（配置校） ・心の教育センターSC、SC スーパーバイザーが、校内支援会に参加した際に、スーパーバイズを実施する。 ・毎月 2 回土曜日に、心の教育センターでのスーパーバイズを実施する。	配置校、配置教育支援センターでの研修 ・SC 配置校、配置教育支援センターに心の教育センターSC、SC スーパーバイザーが訪問し、支援会等に参加しアセスメントの実施 採用 3 年次までのしっ皆研修、希望者に対する研修 ・毎月 2 回土曜日に心の教育センターにおいて、SC スーパーバイザーによる個別面接 ・若手 SC のスーパーバイズ活用促進
	Web 会議システムを活用した支援体制 ・学校配置・アウトリーチ型 SC 等への支援や、校内支援会での助言、緊急事案発生時等において、Web 会議システムを活用し、SC スーパーバイザー等からの迅速、タイムリーな支援を行う。	Web 会議システムの活用 ・学校配置、アウトリーチ型 SC 等への支援【随時】 ・学校等での校内支援会への助言【随時】 ・緊急事案発生時 ・東部、西部地域におけるサテライト機能【各地域：週 1】 Web 会議システムの活用方法 ・心の教育センターSC スーパーバイザー、SC と配置 SC、支援会等を Web 会議システムで結び、助言等の実施 ・Web 会議システム活用のためのマニュアル作成

事業名称	生徒指導主事会（担当者会）	事業 No,	36
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している学校の割合：小・中・高 100%（R2 小学校：99.5%、中学校：99.1%、高等学校：95.9%） ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小中高 40%以上（R2 小学校：50.5%、中学校：52.8%、高等学校：53.1%） ・生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 35%以上（R2 小学校：34.7%、中学校：37.0%、高等学校：30.6%）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>令和2年度は集合研修を中止したが、不登校への対応に焦点化した取組の依頼とオンデマンド研修の実施を行ったことで、管理職・生徒指導主事の取組への理解は一定程度図ることができた。</p> <p>生徒指導上の課題や兆候が見られ始めた初期段階の情報共有や対応が、十分に組織的に行われていない学校があるため、校務支援システムの活用や生徒指導担当者と不登校担当者が連携した取組の充実が必要である。</p> <p>小中、高等学校を見通した児童生徒の育成の視点が弱く、開発的・予防的な生徒指導の取組の浸透が必要である。また、個別支援でも効果的な支援方法等が十分に引き継がれていないなど、生徒指導の視点で、高等学校を含めて校種間連携を充実する必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>組織的な生徒指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組や課題についての協議、先進校の事例紹介等に関する研修を通して、生徒指導主事等の実践力・マネジメント力の向上を図り、PDCA サイクルに基づく組織的な生徒指導を推進する。 	<p>生徒指導主事会（担当者会）（小・中・義・高・特）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校種別オンデマンド研修を実施（5月） ・11月の地区別の集合研修までの実践について共有を図り、各校の組織的な取組を強化
	<p>校種間で連携した生徒指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校区における生徒指導の充実を図るとともに、小・中学校、高等学校で情報共有し、生徒指導における校種間連携を充実させる。 	<p>高知県地区別生徒指導主事・担当者会（小・中・義・高）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別（4地区）集合研修を実施（11月） ・不登校等への初期対応や、個々の状況に応じた適切な支援について校種間での情報共有や協議を実施
	<p>不登校に対する対応・支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校についての認識や対応に関する研修を各学校で実施するとともに、不登校担当教員（者）を中心とした組織的な支援体制の強化を図る。 	<p>校種別・地区別生徒指導主事会での周知（年2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ予防等プログラム」の活用を徹底 ・校務支援システムを活用した早期の情報共有の強化 ・不登校担当教員（者）を中心とした支援体制の確立 ・SC、SSWの校内支援会への確実な参加
	<p>開発的・予防的な生徒指導の取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業指定校や不登校担当教員配置校の研究成果普及を図り、各校の取組の充実を図る。 	<p>校種別オンデマンド研修と地区別集合研修を通じた取組内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校等の効果ある取組や「開発的・予防的な生徒指導事例集」を活用した取組のポイント等の周知 ・集合研修での実践交流 ・両研修会を通じた実践の振り返りと改善

事業名称	不登校担当教員配置校サポート	事業 No,	37
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、指導主事等で構成する「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、不登校担当教員が中心となった校内支援会をはじめとする組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>全ての小・中学校において、不登校担当教員（者）が位置付けられ、未然防止と早期対応も含めた校内支援体制が構築されるとともに、不登校担当教員配置校においては、支援体制の強化や不登校等の未然防止・早期対応が組織的に推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。</p> <p>・不登校担当教員の配置校の中で、不登校児童生徒の出現率が前年より減少した学校の割合：100% 長期欠席出現率の減少した学校の割合：70% は参考値（R2.12 月末の 20 日以上欠席）</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>3 日連続欠席等の早期情報の正確な把握に努めた学校では、学期ごとの取組の検証・改善を通じて「早期対応・早期支援の強化」や「校内支援会の質的向上」などの改善すべき点が明確になり、不登校担当教員を中心とした組織的な取組が進み、学校の対応力が向上しつつある。</p> <p>研修を通して、教職員の不登校に対する一定の理解は進んだが、系統立った対応をしていくためには、多岐にわたる知識・理解が必要であり、継続して学ぶことが重要である。</p> <p>校務支援システムによる初期対応が効果的に実施できるようになってきたが、十分に活用できていない学校もある。</p> <p>SC や SSW が校内支援会に参加する仕組みができてきた。今後は見立てに基づいた校内支援会の実施を推進し、組織的支援の質的向上を図ることが必要である。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	不登校担当教員（者）の役割の周知と配置 ・学校規模が大きく不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。	不登校担当教員の配置【R2～4】 ・学校規模が大きく不登校の出現率が高い学校（20 校） 評価訪問【年間 2 回】 ・学校の取組に対する指導と評価
	「不登校対策チーム」による支援 ・「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、取組の進捗を把握するとともに支援・助言を行う。	「不登校対策チーム」の定期的な訪問【R2～4】 ・人権教育課、心の教育センターの指導主事、SC 等の支援・助言
	不登校対応に関する研修の充実 ・教職員の不登校についての認識や理解を深めたり、具体的な対応方法に関する知識を深め実践力を身につけたりする内容を各種集合研修や校内研修において実施する。	不登校担当教員スキルアップ研修【R2～4】 ・不登校担当教員対象（年間 2 回） 校内研修の実施【毎年】 ・「校内研修用 DVD」、「不登校の予防・対応のために」（第二次改訂版）を活用した効果的な研修の実施
	初期対応と支援体制の強化 ・不登校担当教員（者）を中心とした、早期の情報共有に基づく初動体制の確立と校内支援会の強化を図る。	校務支援システムを活用した早期の情報共有（随時） ・欠席、遅刻、早退情報、児童生徒の気付き情報の共有 ・早期情報の把握に基づく組織的な初期対応 モデルとなる効果的な初期対応、支援体制の周知 ・生徒指導主事会・担当者会等の各種研修会での県内各校への取組の周知 SC や SSW の校内支援会への確実な参加 不登校担当教員（者）を中心とした校内支援会の運営と専門的なアセスメントに基づく組織対応の実施

事業名称	いじめ防止対策等総合推進事業	事業 No,	38
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	高知県いじめ防止基本方針に基づき、各学校で策定した学校いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施していくことの充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が「高知家」いじめ予防等プログラムを活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合 教職員：100%、保護者・地域：80%以上 (R2 教職員：96.3%、保護者・地域：90.2%) ・学校いじめ防止基本方針を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合 小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100% (R2.2 月 小：98.9% 中：100% 高：100% 特支：100%)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>各学校におけるいじめ防止等の取組が進んでおり、いじめの早期発見・早期対応につながっている。</p> <p>いじめ防止等の取組において、保護者や地域と連携した取組は十分とは言えない。</p> <p>今後は、学校の組織的ないじめ防止対策や、子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	「高知家」いじめ予防等プログラムの活用 ・いじめ予防等のため作成されたプログラムを学校や保護者、地域、関係機関において活用し、取組の充実を図る。	「高知家」いじめ予防等プログラムを活用した取組を実践【R2～】 ・プログラムの内容や活用方法についての研修を実施 ・より効果的ないじめ予防の取組に資するため、プログラムの改訂を検討
	校内研修の充実への支援 ・教職員が生徒指導上の諸課題に関する正しい認識をもち、対応できるようにするため、各学校の校内研修の充実を図る。	各学校の校内研修等で活用する研修資料を作成・配付 ・全小中高・特別支援学校に配付 ・活用状況について把握し、活用が不十分な学校については、働きかけを強化し、徹底を図る。 校内研修担当者への支援 ・学校からの要請に応じて指導主事を派遣し校内研修の充実を図る。
	スクールロイヤー活用事業 ・いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、スクールロイヤー（弁護士）が、その専門的知識・経験をもとにいじめ予防教育や法的相談の対応を行う。	学校における法的相談への対応【R2～】 ・訪問による相談に加え、オンラインによる相談も実施 法令に基づく対応の徹底 ・校内研修の講師や校内支援会の助言者として参加 校内研修の講師・学校組織委員会へ参加 ・児童生徒に対するいじめ予防教育の実施
	高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会 ・県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用を図る。	高知県いじめ問題対策連絡協議会（年2回） ・本会議の時間を延長するなどして、協議内容のさらなる充実を図る。 ・高知県いじめ防止基本方針の点検・見直し ・「高知家」いじめ予防等プログラム改訂に向けた協議 いじめ問題調査委員会（適宜） ・県教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

事業名称	こうちの子ども健康・体力向上支援事業	事業 No,	39
		担当課	保健体育課

概要	運動好きな子どもを育てるため、体力課題の解決に向けた外部人材の派遣や、指導主事等による学校訪問での助言、「体力・運動能力向上プログラム」の取組を推進するとともに、こうちの子ども健康・体力支援委員会において子どもの運動機会の充実や体力向上に向けた効果的な対策等を健康対策も含めて総合的に検討し、学校での実践につなげる。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>県内全ての小中学校が「体力・運動能力向上プログラム」の活用により、体力・運動能力が向上する。</p> <p>全ての公立小学校で「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」が実施されて、子どもの運動する機会が増える。(R2:11校(5.8%))</p> <p>全国体力・運動能力、運動習慣等調査において50m走の記録が全国平均を上回る。 (高校は高知県体力・運動能力、生活実態等調査での50m走の記録がR1年度を上回る)</p> <p>R1:小男 9.56(全 9.42)小女 9.72(全 9.64)、中男 8.09(全 8.02)中女 8.96(全 8.81)、高男 7.51 高女 9.16</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>課題校への訪問により、各学校が課題に対する意識付けができ、課題解決に向けた取組ができた。</p> <p>学校における臨時休業等の影響で運動の機会が持てない期間があり、体力向上を十分に図ることができなかった。</p> <p>児童生徒数の減少や学校の統廃合、放課後の習い事等により、外遊びの仲間・時間・場所が減少している。</p> <p>高等学校ではスポーツクラブや運動部の加入率が中学校と比べて大きく減少する傾向にあり、運動をする生徒としない生徒の二極化が進んでいる。</p> <p>全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、調査開始以降、小・中学校ともに走能力に課題がある。各校種の学校経営計画では全国調査(高校は県調査)での課題に基づくPDCAが十分に回っていない。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	<p>「体力・運動能力向上プログラム」の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の取組との連携も踏まえた小・中学校9年間を見通した体力・運動能力向上プログラムを作成し、県内に周知する。 ・本県の体力課題である走能力の向上に向けて学校に外部指導者を派遣する。 ・運動習慣の定着を図るため、こうちの子ども体力アップチャレンジランキングを活用する。 	<p>体力・運動能力向上プログラムの作成・周知【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム冊子及び動画の作成【R3】 ・体育主任研修会等での説明・活用の周知【R3～5】 ・公開授業での活用、研究協力者によるモデル実践【R3】 <p>小学校に「かけっこ先生」「なわとび先生」を派遣【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2:13校20クラス <p>実施要項を作成し、小学校を対象に配付・実施</p>
	<p>体力・健康課題のある学校への訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等から、体力や健康について支援が必要と思われる小学校を訪問し、体育授業や健康教育等の取組に対する助言を行うとともに、学校の組織力の向上を図る。 	<p>訪問校(小学校)の指定【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2:22校(小・中学校) ・年10校程度 <p>指導主事等による支援訪問【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問回数:1校当たり3～5回 ・要請訪問の積極的な活用を促す。
	<p>こうちの子ども健康・体力支援委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の運動・スポーツ活動の充実に向けた各種取組をより効果的に展開するために、取組の内容や運営方法をはじめ、進捗状況や成果の検証を行うなど、子どもの体力・健康対策を総合的に支援する。 	<p>こうちの子ども健康・体力支援委員会【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回(予定) ・委員11名(予定) ・当課の事業実施状況等の検証及び本県の健康・体力課題の改善に関する助言

事業名称	体育授業の質的向上対策	事業 No.	40
		担当課	保健体育課

概要	体育・保健体育授業の質的な向上に向けて、各学校における教科会の充実、校内研修や年次研修の工夫・改善を図るとともに、先進的な取組を推進する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>小・中学校において、これまでの体育・保健体育の授業で「できなかったことができるようになったことがない」児童生徒の割合が全国平均を下回っている。(R1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査)</p> <p>小：男 5.4% (全国 3.9%) 女 2.9% (全国 2.0%) 中：男 7.0% (全国 5.3%) 女 4.1% (全国 3.3%)</p> <p>高等学校において、これまでの保健体育の授業で「運動の仕方がわかるようになったりできるようになったりしたことがない」生徒の割合が R3 年度と比較して下回っている。</p> <p>(高知県体力・運動能力、生活実態等調査)</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>小・中学校の県調査において「体育・保健体育の授業が楽しい」児童生徒の割合は前年度を上回った。(61.3% (R1:60.7%)) 連絡協議会や要請訪問等を通じて、授業改善への理解を深めることができた。</p> <p>各校種において、児童生徒が自己の課題に気付き、その解決に向けて試行錯誤しながら運動に取り組むような学習経験が少ない。</p> <p>運動が「できる・わかる」ようになるための多様な運動との関わり(する・みる・支える・知る)の経験が少ない。</p>
--------------------	---

実施内容	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
	<p>小学校での授業改善に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業改善に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、「授業協力者」の指定や小学校体育専科教員の配置を行い、実践研究を継続的に進め、その成果を全学校に普及する。 各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、「体力・運動能力向上プログラム」や ICT の活用による授業改善に向けた取組を推進する。 	<p>小学校体育における授業協力者の指定【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部、中部、西部、高知市：各 2 名 計 8 名 小学校体育専科教員を活用した実践研究の推進【R3】 ・県内 1 校 学校や市町村主催の研修会等への指導主事等による要請訪問の実施【R2～5】 ・5 月：学校からの申請 6 月～2 月末：訪問
	<p>中学校での授業改善に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、タテ持ちや教科間連携、「体力・運動能力向上プログラム」や ICT の活用による授業改善に向けた取組を推進する。 	<p>中学校における保健体育の授業実践及び外部協力者を活用した授業改善の推進【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの要請により指導主事が訪問 ・外部協力者の活用(主として武道) 学校や市町村主催の研修会等への指導主事等による要請訪問の実施【R2～5】 ・5 月：学校からの申請 6 月～2 月末：訪問
	<p>高等学校での授業改善に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業改善に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、「協力校」を指定し、実践研究を継続的に進めその成果を全県立学校に普及する。 ・R4 年度から始まる新学習指導要領実施に向けて趣旨の徹底を図る。 	<p>協力校の指定【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年 3 校程度(予定) ・年間 4 回の訪問 高等学校教育課程研究協議会における新学習指導要領の趣旨説明【R2～3】 ・年間 5 回程度
	<p>研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業の質を高めるため、近隣の小規模校が連携した授業研究や、小・中合同の研修会を実施するとともに、校内研修の充実を図る。 	<p>体育主任研修会(小・中・高等学校)【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期：4～5 月 ・年間 1 回の開催(R3 小学校は「中・四国小学校体育研究大会」を含む 2 回) 体育・保健体育指導力向上伝達講習会の開催【R2～5】 ・開催時期は 8 月 対象は保幼小中高特支の教職員 ・7 講座(予定) 高知県学校体育保健研究大会への参加 ・開催時期：11 月 ・小・中・高等学校の体育・保健体育の授業公開

事業名称	令和4年度全国高等学校総合体育大会推進事業	事業No.	41
		担当課	保健体育課

概要	<p>全国高等学校総合体育大会は、通称「インターハイ」と呼ばれ、学校対抗で行われる高校生スポーツの総合体育大会であり、令和4年夏に四国で夏季大会が開催される。</p> <p>高知県では8競技10種目（水泳：競泳・飛込・水球、ソフトボール、相撲、剣道、レスリング、テニス、ボクシング、少林寺拳法）が開催される。</p> <p>選手、監督あわせて約1万人が高知県で熱く競い合うこの大会は、高校生のスポーツ実践と技能の向上とともに、高校生自身が運営を支えるなどの活動を通じて青少年健全育成を目的とする。</p> <p>さらに、地元の高校生が、高校生トップレベルの競技大会に出場「する」、開催準備・運営で大会を「支える」、大会を「みる」など様々な関わりを通して、スポーツに触れ関わりを増やす機会ともなる。</p>
----	--

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>約1ヶ月間にわたる令和4年度全国高等学校総合体育大会が、安全安心と一定の競技品質が確保されながら円滑に開催され、後催県への引継ぎや情報提供が完了している。(R4末)</p> <p>今回の大会を総括し、今後の開催に向けて全国高等学校体育連盟へ提案や情報提供ができています。</p> <p>高知県で開催された競技だけでなく、運動部活性化事業全体を推進する機運の醸成が進んでいる。</p> <p>中・高校生の技能の向上、夢や目標の実現に向けた創造性やチャレンジ精神が育まれる。</p> <p>高校生が大会補助員、会場を彩る草花栽培、県外からの選手等のおもてなし活動、広報活動への参加、選手への手作り記念品づくりなどの活動を通じてスポーツに触れ、競技スポーツや生涯を通じた健康スポーツなどへ参加する意欲が喚起され、また、様々な活動を支える機運が醸成されている。(R5末)</p>
-----------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>限られた期間（夏休み中の約1ヶ月間）と競技施設で10種目を開催するには多くの課題がある。</p> <p>前回の平成10年大会は6種目（うち登山は本山町等で開催）</p> <p>競技規模や熱中症対策から競技会場に限られ、高知市で9種目、南国市で1種目の開催となり、宿泊場所の確保、駐車場や移動手段の確保などインフラ面での調整は困難度が高い。</p> <p>県内の競技者が少ない種目については、審判や役員等について他競技以上に他県からの協力が必要</p> <p>また、医師・看護師などのスポーツ大会に欠かせない専門職の確保や衛生関係の識者のサポートが必要</p> <p>厳しい財政状況の中で競技品質や安全性の確保、感染症対策等については適正な配慮を行う必要がある。</p> <p>大会への選手としての参加だけでなく、高校生活動を通じた大会への参画により、生徒が達成感や成就感などの体験ができる機会となるような仕組みづくりが必要</p>
------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	関係団体との協力実施体制の構築 ・高知県準備委員会（R2）、高知県実行委員会（R3）と専門委員会等の開催 ・全国高等学校体育連盟、競技団体、四国他県の実行委員会事務局との連携	会議の開催と取組の推進 ・高知県準備委員会【R2】 ・高知県実行委員会【R2～4】 ・専門委員会（競技、輸送・警備、宿泊・衛生、高校生活動、広報・報道）等の開催【R2～4】 関係団体への情報提供や協力依頼等【R2～4】 ・医療、衛生、宿泊、交通、警備等各関係者、団体等からの助言等を運営に反映、開催期間中の実働等を依頼 ・全国高体連、競技団体、四国他県との会議参加等
	競技開催準備 ・円滑な競技開催に向けた会場等準備	競技実施準備等【R2～4】 ・各競技別実施要綱作成、名簿、対戦表、プログラム作成 ・審判、競技役員、補助員等の依頼と参加調整 ・会場設備、審判・役員等の準備・調整、感染症対策等
	高校生活動の推進 ・大会に出場「する」、大会を「支える」、「みる」ステージづくり	校長会等での情報提供や協力依頼【R2～4】 ・校長協会、県立校長会、私立中学高等学校連合会校長会、中学校・高等学校PTA連合会等での協力依頼や広報 高校生活動の実施【R3～4】 ・高校生活動推進委員会の設置 ・北信越大会、四国大会開会式への高校生委員の参加 ・会場を飾る花の育成、カウントダウンボードの作成、手作り記念品作成、競技別ポスター原画作成 ・広報活動企画参加、100日前イベントの実施 ・大会期間中の補助員参加

事業名称	健康教育充実事業	事業 No,	42
		担当課	保健体育課

概要	健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に考え、健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、がん教育や性教育、食育など、家庭や地域と連携した健康教育の充実を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>健康教育の中核となる教員の資質の向上と、外部講師による効果的な指導等を実施することにより、望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のアンケートにおいて、「実践に十分生かせる」又は「実践に生かせる」と回答する教員の割合の合計：80%以上（R2：96.1%） ・外部講師を活用したがん教育の実践により、「健康に良い生活習慣が大切だと思う」と回答する児童生徒の割合：80%以上（R2：98.5%）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>高知県体力・運動能力、生活実態等調査の結果（R2 は参考値）から、朝食を毎日食べる児童生徒の割合が小中で微増した（R1 R2：小5 男 84 87%、小5 女 85 86%、中2 男 80 81%、中2 女 77 78%）。健康教育副読本やがん教育教材、外部講師等を活用し、効果的な健康教育に取り組んでいる学校が増加してきた成果と思われる。</p> <p>がん教育や性教育など、児童生徒を取り巻く健康課題に対応する教員の資質向上をさらに図る必要がある。</p> <p>がん教育や食育など、児童生徒に対する健康教育は進んできたが、まだ十分とは言えず、児童生徒の実践につながるような効果的な指導をさらに推進する必要がある。</p> <p>スマートフォンやインターネット等の利用について、依存症等による健康課題が心配される。</p> <p>児童生徒の家庭環境が多様化・複雑化しており、健康教育推進のための連携が困難な家庭がある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>健康教育の中核となる教員のさらなる資質向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の中核となる教員（保健主事、養護教諭、栄養教諭等）を対象とした研修の実施 	<p>研修の実施【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育推進研修会（保健主事研修会） ・学校保健推進研修会（養護教諭研修会） ・食育・学校給食推進研修会（栄養教諭等研修会）
	<p>児童生徒の実践につながる健康教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育副読本を効果的に活用し、子どもの実践につながることを目的とした健康教育を充実させる。 ・がん教育などにおいて、外部講師を活用した効果的な健康教育を充実させる。 ・改訂版「性に関する指導の手引き」を活用し、発達段階に応じた性に関する指導を実施する。 ・スマートフォン、インターネット利用に関する調査結果から依存症等を予防するために効果的な対策を検討する。 	<p>健康教育副読本の活用による健康教育の推進【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等における事例集も含めた効果的な活用の普及 ・活用状況調査の実施（年3回） <p>がん教育の推進【R2～4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師の活用による効果的な指導の実施、普及啓発 ・モデル地域の指定（R2～3：1地域、R3～4：1地域） <p>教員の指導力向上のための研修</p> <p>性に関する指導の推進【R3～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手引きの改訂【R2】 ・モデル校の指定（R3：東部・中部・西部：各1校） ・手引きを活用した効果的な指導の周知、活用状況調査 ・スマートフォン、インターネット利用に関する調査【R2～5】 ・依存症予防のための対策の検討及び実施【R3～5】 ・学校訪問等による指導・助言
	<p>家庭や地域と連携した健康教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育副読本を活用する等、家庭と連携した取組を充実させる。 	<p>健康教育副読本を活用し、家庭や地域と連携した健康教育の実践及び普及・啓発【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育副読本の活用 ・がん教育や食育等、家庭や地域への取組の普及啓発

事業 名称	県立学校運動部活動活性化事業	事業 No,	43
		担当課	保健体育課

概要	本県の県立学校の運動部活動を学校運営や地域づくりの核とし、運動部活動の充実及び競技力の向上を図るため、県立学校に運動部活動活性化推進部及び強化推進部を指定し活動費の支援を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>運動部活動活性化推進部における部員数が増加する。</p> <p>四国高等学校選手権大会及び全国高等学校体育大会において、強化推進部の指定を受けた学校が団体・個人ともに入賞数が増加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国高等学校選手権大会 団体：45 種目 個人：100 名 ・全国高等学校体育大会 団体：3 種目 個人：7 名 <p>上記の大会に該当種目がない競技は、これらに準ずる規模の大会での入賞を指標とする。</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>学校における臨時休業等の影響により、事業の開始が7月下旬となったことや新型コロナウイルス感染症拡大に伴い活動が制限されたため、計画どおりの活動ができなかった。</p> <p>活性化推進部：各学校において、学校運営や地域づくりの核として、部活動をしっかりと位置付け、部員数の確保や今後の展望まで取り組んでいる部活動が少ない。</p> <p>強化推進部：競技力を向上させるためには、長時間の練習や日数が必要であると考えている教員が多く、限られた時間内での効率的・効果的な運動部活動の指導を行っていくための意識改革が必要である。</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>支援の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化推進部：学校として適正な運営を推進する学校で、地域と連携した活動等を通して部員数の増加や競技成績の向上を期待する部 ・強化推進部 A：学校として適正な運営を推進する学校で、特に全国規模の大会で優秀な成績を収めた実績のある部 ・強化推進部 B：学校として適正な運営を推進する学校で、特に四国ブロックの大会で優秀な成績を収めた実績のある部 <p>支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技用具の購入や遠征・練習試合に要する経費など 	<p>運動部活動活性化推進部及び強化推進部の指定・実践【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校が対象 4月：各学校から実施計画書を提出 内容確認 5月：活動開始 3月：各学校で年度末検証実施 県教育委員会へ報告

事業名称	運動部活動の運営の適正化	事業 No,	44
		担当課	保健体育課

概要	「高知県運動部活動ガイドライン」、「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>運動部に加入している公立中学校、県立学校の全ての生徒が、成長期に必要とされる適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。</p> <p>・「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に明記した休養日及び練習時間を遵守している部活動の割合：100%</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>1 週間の運動部活動が占める総運動時間は減少傾向にあり、全国平均との差が縮まってきている。 (R1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査) 中学校：男子 833.8 分(全国 812.8 分) 女子 833.6 分(全国 821.1 分)</p> <p>適正な運営ができていない部活動の数は、全体の約 85% (練習時間：87.6% 休養日：84.5%) となっており、改善が必要である。(R2 県立学校実態調査)</p> <p>R5 年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組む必要がある。</p> <p>各学校では「運動部活動に係る活動方針」が策定され、適正な運動部活動の運営に向けた取組が進んでいるが、生徒引率に要する時間など運動部活動における指導時間の捉え方が異なっている事例があったことから、適正な部活動の運営に向けて、改めて部活動時間と教員等指導者の指導時間の整理を行う必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	<p>「これからの部活動の在り方検討委員会」の開催</p> <p>・運動部活動の運営の適正化及び活動の充実、今後の部活動運営の在り方等について、総合的に支援することを目的として設置する。</p>	<p>検討委員会【R2 ~ 5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月：委員委嘱 ・会の開催：年間3回(6月、10月、2月を予定) ・委員は7名程度(予定)
	<p>部活動の適正化に関する調査の実施</p> <p>・県立学校においては、統一した年間活動計画の様式により、管理職が年間を見通した適切な練習時間・休養日等の設定及び毎月の計画に沿った活動を実績により確認する。</p> <p>・市町村立中学校においても、市町村教育委員会を通じて県立学校での取組を紹介し、同様の取組が進むよう依頼する。</p>	<p>調査の実施【R2 ~ 5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各県立学校からの報告 中間確認：活動状況(10月上旬) 最終確認：1年間の活動実績(翌4月初旬) ・市町村教育委員会(対象：運動部活動指導員配置校)からの報告 中間確認：活動状況(10月中旬) 最終確認：1年間の活動実績(翌4月中旬)
	<p>「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づく取組</p> <p>・地域部活動に向けて、拠点校(地域)において実践研究を実施する。</p> <p>・合同部活動の取組を推進する。</p>	<p>地域運動部活動推進事業の実践【R3 ~ 4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村(中学校)が対象 4月：検討・運営会議(年3回) 5月：活動開始 3月：市町村で年度末検証実施 県教育委員会へ報告 <p>中学校の合同部活動(運動部)の推進【R3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知縣市町村教育委員会連合会から意見集約 ・「これからの部活動の在り方検討委員会」での協議 ・規程改正、条件整備

事業 名称	運動部活動指導員配置事業	事業 No.	45
		担当課	保健体育課

概要	各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>運動部活動指導員を配置することにより、配置がされた部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動指導員を配置した部において、指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合：50%以上
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>運動部活動指導員を配置した部において、指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合は、中学校で 36.4% (R1：29.6%)、高等学校で 43.6% (R1：31.0%) となっており、昨年度を上回っている。 (12 月末現在)</p> <p>運動部活動指導員の配置拡大のための人材確保が必要である。</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施 内容	<p>運動部活動指導員の配置への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立中学校、高等学校に運動部活動指導員を配置する。 ・市町村立中学校に運動部活動指導員を配置するために必要な経費を補助する。 ・運動部活動指導員の資質向上のための研修を行う。 	<p>運動部活動指導員の配置【R2 ~ 5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：69 名 R5：100 名 (予定) ・スポーツ課の地域スポーツハブとの連携を図る。 <p>研修の実施【R2 ~ 5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任用前研修及び指導力向上研修を年間各 1 回

事業 名称	文化部活動指導員・支援員の活用	事業 No,	46
		担当課	高等学校課 小中学校課

概要	文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制を整備し、望ましい文化部活動の推進を図る。また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の文化部活動にかかる負担を軽減するために、文化部活動支援員の派遣や文化部活動指導員の配置を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>希望する学校に支援員・指導員が適切に配置され、生徒への効果的な指導に生かされている。</p> <p>文化部活動における生徒の専門的な技術が改善されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化部活動支援員：合計 400 回以上の派遣（R3.2 月末：232 回）
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>生徒に対してより専門的な技術の指導や支援が行われた。</p> <p>教員に代わり部活動の指導を行う指導員の配置を行うことにより、教員の負担軽減にもつながっている。</p> <p>文化部活動は部の種類や教育配置の関係から専門としていない教員が担当することも多く、専門的な技術力の向上等の面で、生徒や保護者の要望に十分応えられていない。</p> <p>茶道部、華道部を中心に専門的指導者を必要とする学校が多いが、文化祭などの行事の前などに集中する傾向があり、年間を通した指導ができていない場合がある。</p>
----------------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施 内容	文化部活動支援員の派遣（高等学校） ・専門的な指導力を有した支援員を各学校のニーズに応じて派遣する。 ・年間を通した指導に生かせるよう派遣回数の上限を増やす方向で取り組む。	文化部活動支援員の派遣 ・R2 派遣回数：232 回（2 月末） ・新型コロナウイルス感染症の影響で活動が縮小された部活動を基の水準まで戻すことができるよう支援 R3 目標：360 回（21 校 35 部）
	文化部活動指導員の配置（中学校） ・中学校の文化部活動に単独での指導や引率ができる文化部活動指導員を配置することにより、文化部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。	文化部活動指導員の配置（市町村への運営補助） ・R2：県立中 1 部（1 名）、2 市町 2 部（2 名） ・R3：県立中 3 部（3 名）、2 市町 2 部（2 名）
	地域人材の確保・育成、休日の文化部活動の地域移行の可能性の検討	地域人材の確保・育成、休日の文化部活動の地域への移行の可能性の検討 ・中学校の意向把握 ・市町村教育委員会との検討
	●高知県文化部活動ガイドライン等に基づく体制の整備 ・生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定等、望ましい文化部活動体制の整備を促進する。	◆各学校における文化部の活動計画の見直し ・ガイドラインに基づく見直し・改善 文化部活動の運営状況の確認及び指導・支援

事業名称	多機能型保育支援事業	事業 No,	47
		担当課	幼保支援課

概要	地域ぐるみの子育て支援を充実させるため、保育所等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など様々な交流事業が展開されることを支援する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>保育所等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放又は子育て相談の実施率：100% (R2：96.6%) ・多機能型保育支援事業の実施：40 か所以上 (R2：20 か所)
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>R1 年度から公立施設を多機能型保育支援事業の補助対象とするとともに、要件を3段階に細分化するなど、保育所等の負担感が軽減されるよう見直したことを R1 年度中に周知したことにより R2 年度の実施か所数の増加につながった。</p> <p>子育て相談、園庭開放等、要件となっている事業の実施回数などで保育所等の負担感が大きい。多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	<p>多機能型保育支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等において、子育て相談や子育てに関する教室の開催など様々な交流事業が展開されるよう支援する。 ・子育て相談、園庭開放等を実施していない園に対して、多機能型保育支援事業を活用して実施することを個別訪問や園長会等で周知する。 ・業務の事務負担等の軽減や保育士等の人材確保と定着のための取組を推進する。 	<p>多機能型保育支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等個別訪問 ・実施園等による交流会の開催：年2回 ・子育て支援イベント等の周知・広報 ・経営者を対象とした保育士等の処遇改善と定着につながる研修等の実施 (内容：働き方改革・業務改善等)

事業名称	保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	事業 No,	48
		担当課	幼保支援課

概要	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度の かん 養等を行う保育士を配置する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における家庭支援の計画と記録の作成率：100%（R2：93.9%）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>家庭支援推進保育士等に対して研修等の場で指導・助言等をしたことにより、保育所等における家庭支援の計画と記録の作成率が向上した。（R1：89.6% R2：93.9%）</p> <p>厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援を充実するには、各園において支援が必要な家庭に、家庭支援の計画と記録が作成される必要がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>保育所等への家庭支援推進保育士の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を行う保育士を配置する。 	<p>家庭支援推進保育士の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：60人 R3：58人 R4～：配置数の増
	<p>家庭支援推進保育士の資質向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各園において、支援が必要な家庭ごとに家庭支援の計画と記録が作成されるなど、厳しい環境にある家庭の状況に合わせた適切な支援が行われるよう、研修等の充実により保育士のスキルアップを図る。 	<p>研修の実施（家庭支援推進保育講座）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2～5：2回 ・家庭支援の計画と記録を作成するにあたっての課題や厳しい環境にある家庭への対応事例などを基にした演習の実施

事業 名称	特別支援保育・教育推進事業 (親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	事業 No,	49
		担当課	幼保支援課

概要	特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。</p> <p>・保育所等における家庭支援の計画と記録の作成率：100% (R2：93.9%)</p>
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>市町村が配置した親育ち・特別支援保育コーディネーターが、家庭支援の計画と記録が作成されていない保育所等に対して個別指導等を実施した結果、家庭支援の計画と記録の作成率の向上と支援内容の充実につながった。(作成率 R1：89.6% R2：93.9%)</p> <p>親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施 内容	<p>親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置</p> <p>・小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。</p>	<p>親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置</p> <p>・R2：10市11人 R3：10市12人 R4～：11市13人</p> <p>・行政経験者など、コーディネーターが務まる人材を市町村に紹介</p>
	<p>親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施</p> <p>・コーディネーターの質向上のための研修や、コーディネーターの役割・園との関わり方や支援の進め方等についての情報交換等を行うことにより、各市町村における支援の質の向上を図る。</p>	<p>親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施</p> <p>・R2～5：2回</p> <p>各園の取組状況のコーディネーターへの情報提供(随時)</p>

事業名称	スクールソーシャルワーカー活用事業 < 就学前 >	事業 No,	50
		担当課	幼保支援課

概要	<p>厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に 5 歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を、保育者とスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）が連携して行う仕組みを構築する。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SSW の配置市町村数：35 市町村（学校組合含む）(R2：19 市町村組合)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>SSW の就学前児童を対象とした活動の拡大により、子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながった。また、園と学校との間で支援を要する児童の情報共有が行われる市町村が増えてきた。</p> <p>園と学校との間で支援を要する児童の情報共有が進む市町村が増えつつあるが、学校における SSW の活動が多忙で、就学前まで活動を広げることが困難な市町村もある。</p> <p>SSW の専門性や求められる役割について、十分な周知ができていない。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	SSW の配置拡充 ・市町村に配置している SSW を就学前の子どもにも対応できるよう委託契約を締結	市町村への段階的な SSW の配置拡充 ・ R2：19 市町村組合 29 人 R3：19 市町村組合 30 人 R4～：配置市町村の増
	就学前における SSW の役割理解 ・ SSW の連絡会を実施し、就学前の子どもへの対応の重要性、保育所等との連携等についての説明を行うとともに、SSW 間の情報交換を行い、就学前における役割の理解を促す。	SSW 連絡協議会 ・ R2～5：1 回 ・ SSW 及び親育ち・特別支援保育コーディネーター等、家庭支援に携わる専門人材との情報交換等の実施
	SSW の専門性の向上 ・初任者を対象に、協力関係機関や支援の方法、内容の具体例、実践事例等に関する研修を実施する。	SSW 初任者研修 ・ R2～5：2 回 人権教育・児童生徒課が実施する福祉に関する専門講座を受講

事業名称	放課後等における学習支援事業	事業 No,	51
		担当課	小中学校課

概要	小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して財政的な支援を行うことで、市町村や学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に対応できるよう充実強化する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>学力面で課題を抱える児童生徒に、放課後や長期休業期間等において、学習のつまずきに早期に対応した個別指導や家庭学習の指導など、一人一人の状況に応じた学習機会が全ての学校で提供されている。</p> <p>・下記 ~ による学習支援の実施校率：100% (R2：98.3%)</p> <p>放課後等学習支援員の配置、放課後児童クラブや放課後子ども教室等の「学びの場」の実施、地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等での学習支援</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>当初配置に加え、新型コロナウイルス感染症対応の国の補正により学習支援員を追加配置することができた。</p> <p>中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材の確保も見込めないケースがある。</p> <p>放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	放課後等学習支援員の配置 ・人材確保支援	放課後等学習支援員の配置 ・R2：478 名配置 うち国の補正 126 名 ・R3：429 名配置 (予定) ・市町村への運営費補助 (4 月) 人材確保 ・退職予定教員の在籍校に人材募集案内チラシを送付 (2 月) ・市町村教育委員会への情報提供
	放課後等学習指導の質的向上 ・指導主事による学校訪問の実施 ・「学習支援プラットフォーム」の活用	放課後等学習指導の質的向上 ・各種学習状況調査結果や実績報告等を基にした訪問校の選定 (8 月) ・学習支援員の活用に関する助言・情報提供 R2：小学校 5 校、中学校 5 校 R3：小学校 5 校、中学校 5 校 (予定) ・「学習支援プラットフォーム」の活用促進

事業名称	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	事業 No,	52
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下 SC）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）を配置して、相談支援体制の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 未)	<p>児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 90 日以上欠席している不登校児童生徒が SC や SSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100% ・ SC や SSW を活用した校内支援会を年 10 回以上実施している学校の割合 小学校：90%以上、中学校：95%以上、高等学校：100% (R2.2 月 小学校：66.3%、中学校：75.7%、高等学校：63.9%)
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 未)	<p>校内支援会での SC や SSW の活用が進み、専門的な見立てに基づいた組織的な支援体制が、徐々に充実してきている。</p> <p>SC や SSW の専門性を児童生徒の支援に十分に活用できていない学校がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内支援会等で SC や SSW を活用しなかった割合 (R2.7 月 小学校：26.6%、中学校：17.3%、高等学校：31.4%) <p>心理や福祉の高い専門性を有する人材を安定して確保することが困難な状況にある。 各学校からの SC や SSW の配置希望時間に対し、十分な配置時間を確保できていない。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	<p>SC 及び SSW の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての公立学校に SC や SSW を配置し、心理や福祉の専門的な支援を受けられる体制を確立する。 	<p>全ての公立学校への SC 及び SSW の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SC 全公立学校に配置 アウトリーチ型 SC を 11 市に配置 ・ SSW 全市町村・学校組合に配置 全県立学校に配置または派遣 ・ 事業推進と雇用に係る事務の担当者を分け、円滑な雇用等に係る事務及び効果的な配置の充実
	<p>支援力の向上や効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SC や SSW の専門性の向上を図るとともに、市町村教育委員会担当者や各学校のコーディネーター等、SC、SSW を効果的に活用できるよう研修等を実施し周知する。 	<p>SC を対象とする研修 (年 6 回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心理に関する専門講座 ・ SSW を対象とする研修 (年 6 回) ・ 福祉に関する専門講座 ・ 相談支援体制の充実 (チーム学校) に向けた連絡協議会の実施 (毎年 8 月、2 ブロックずつ 3 年サイクル) ・ SC や SSW 等専門人材の効果的な活用に係る研修 ・ 学校が求める SC、SSW の役割の周知
	<p>校内支援会の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校で実施する校内支援会で、SC や SSW の専門性を活用し、的確な見立てや手立てを策定する取組を推進する。 	<p>校内支援会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年 10 回以上を目安に、各学校で実施 ・ SC や SSW と連携して背景要因の見立てや支援の手立てを協議
	<p>SC 及び SSW の常勤化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性の高い人材を段階的に常勤雇用できるよう財源の確保や制度設計をする。 	<p>国への提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SC 及び SSW の常勤化に向けた予算措置について提言 ・ 常勤化に係る制度設計の協議 ・ 雇用条件や財源等について検討

事業名称	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの アセスメント力向上研修	事業 No,	53
		担当課	人権教育課 心の教育センター

概要	スクールカウンセラー（以下 SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）の支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施する。心の教育センターに配置されている特に高い専門性を有する SC 及び SSW が各学校、教育支援センターに配置されている SC 及び SSW の指導や助言に当たる。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>経験の浅い SC 及び SSW がスーパーバイズを受けて、各学校、教育支援センターで相談対応することによって、アセスメント力が向上している。</p> <p>・採用 3 年目までの SC 及び SSW がスーパーバイザーから年間 2 回以上スーパーバイズを受ける割合：100%</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>来所してのスーパーバイズが増加している。グループでスーパーバイズに参加する SC も出てきて、積極的な姿勢が見られるようになった。</p> <p>SC の見立てに基づいた組織的な支援、未然防止や早期対応を視野に入れた協議が定着してきている。</p> <p>SC のニーズに応え、SC の育成をさらに進める必要がある。</p> <p>定期的な訪問支援だけでなく、日常的な連携、支援の在り方を検討する必要がある。</p> <p>SSW については、スーパーバイザーによる配置校等での訪問支援があまりできなかった。</p>
--------------------	---

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
	心の教育センターでのスーパーバイズ（土曜日） ・毎月 2 回土曜日に、心の教育センターでのスーパーバイズを実施する。	採用 3 年次までのしっ皆研修（年 3 回）・毎月 2 回土曜日に心の教育センターにおいて、SC スーパーバイザーによる個別面接 ・若手 SC のスーパーバイズ活用促進 希望者に対する研修（随時予約）
	勤務校、配置教育支援センターでのスーパーバイズ ・SC 及び SSW の勤務校、配置教育支援センターへ、スーパーバイザーが出向いてスーパーバイズを実施する。	配置校研修 ・SC 及び SSW 勤務校に心の教育センター SC、スーパーバイザーが訪問し、校内支援会等に参加しアセスメントの実施 市町村教育支援センターでの研修 ・心の教育センター SC、スーパーバイザーが教育支援センターを訪問し、ケースごとにアセスメントの実施
	心の教育センターにおける他の事業を活用したスーパーバイズ ・心の教育センター SC スーパーバイザーが、校内支援会に参加した時や教育支援センターを訪問した時に、スーパーバイズを実施する。	心の教育センター相談支援事業、校内支援会サポート事業における重点支援校等でのアセスメント研修、心の教育センターでの支援会の実施や各学校の校内支援会に参加
	高知県 SC 等研修講座の開催 ・SC 等の資質向上、相談活動充実のため、県外講師等を招へいした講義や事例検討を実施する。	実施回数 ・年間 6 回程度（日曜日） 研修講師 ・大学、大学院教授等

事業名称	心の教育センター相談支援事業	事業 No,	54
		担当課	心の教育センター

概要	心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下 SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。県東部・西部地域で心の教育センターの相談活動を定期的に行うとともに、心の教育センターを日曜日に開所し、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。教育支援センターを訪問し、支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率：100%（R2：95.5%） ・心の教育センター東部・西部地域相談活動、土曜日・日曜日開所相談対応率：100%
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	R2 年度より東部、西部相談室の開室、8 月から新センターでの業務がスタートし、11 月より土曜日の試行開所（月 2 回）を始めたこともあり、受理件数、延べ件数ともに増加している。相談体制、利便性の向上に取り組んだ成果と考える。 （受理件数 R1：394 件、R2：512 件 延べ件数 R1：1,376 件、R2：1,704 件 R1,R2 とも 2 月末） 教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率が向上した。（R1：72.7%、R2：95.5% 2 月末） 新型コロナウイルス感染症対応、コロナ禍での児童生徒理解と支援についての研修、支援の依頼が多くあった。コロナ禍においても厳しい環境にある子どもたちの支援がさらに必要とされている。今後もより多くの相談ニーズに対応するため、専門性の向上に努めるとともに、継続的な広報活動、土曜日の開所に取り組んでいく必要がある。
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	心の教育センター相談活動の実施 ・来所相談、メール相談、24 時間電話相談、出張教育相談、こうち高校生 LINE 相談、東部西部地域での相談活動、土曜日・日曜日開所を実施する。	来所等相談への対応 ・ SC スーパーバイザー 1 名、SC 4 名、SSW 未定、相談支援員 3 名、指導主事 5 名（R3 予定の配置人数） ・ 東部西部地域相談活動担当者（SC 各 1 名） 広報用チラシの作成及び全児童生徒、関係機関への配付
	学校の支援体制の充実に向けた支援 ・各学校における支援体制（校内支援会）等の充実に向け、指導主事及び SC スーパーバイザー、SC、SSW 等の訪問支援を実施する。	依頼のあった学校等に対応 ・ 校内支援会への参加、研修依頼に対して随時対応 心の教育センター指導主事、SC 等の支援訪問 ・ 指導主事、SC 等が校内支援会、研修等に参加
	教育支援センターの相談支援体制の強化 ・心の教育センター指導主事等が、教育支援センターを訪問し、支援会、ケース検討会等を実施し助言、支援を行う。	教育支援センター訪問支援の実施 ・ 各教育支援センター年間 2 回程度訪問 ・ 指導主事訪問（SC、SSW 等が参加する場合あり） ・ Web 会議システムを活用した支援
	関係機関との連携 ・協議会・連絡会等の機会や訪問支援を通して、医療・福祉・警察など、児童生徒に関わるあらゆる関係機関との連携を図る。	教育相談関係機関連絡協議会（年間 2 回） ・高知県中央児童相談所などの県内 10 の関係機関が一堂に会し、支援に対する課題の共有や連携の強化について協議

事業名称	不登校支援推進プロジェクト事業	事業 No,	55
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	<p>不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要と考えられる児童生徒への支援について、校内適応指導教室を設置し、学習支援等による不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実を図る。</p> <p>また、不登校児童生徒や家庭において学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保のために市町村教育支援センターを拠点とした ICT を活用した自主学習について研究し、不登校児童生徒の自立支援に向けた重層的な支援体制を強化する。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>各学校において、不登校児童生徒等が安心して過ごせる居場所として、校内適応指導教室等が確保されている。また、個に応じた学習支援の充実のために、学習支援プラットフォーム等を積極的に活用するなどして、ICT を活用した自主学習の仕組みが充実している。</p> <p>90 日以上欠席している不登校児童生徒が SC や SSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100% 1,000 人あたりの新規不登校児童生徒数：全国平均以下</p>
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>校内適応指導教室の仕組みの必要性に対する教職員の理解の個人差が大きく、適切な運用方法等が確立されていない。また、校内適応指導教室として活用できる教室が確保できないこともある。</p> <p>不登校等児童生徒の状況に応じた支援のために、ICT 活用のための設備整備や機器の活用を進めるとともに、学習支援プラットフォーム等、自主学習教材の効果的な活用について研究する必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	<p>校内適応指導教室における支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内適応指導教室モデル校を指定し、教室での集団学習に適応しづらい児童生徒への支援の充実を図る。 指定校に校内適応指導教室コーディネーターを配置し、効果的な運営方法等について研究する。 	<p>校内適応指導教室モデル校の指定【R3～】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募等により、毎年 4 校程度、モデル校を決定する。 モデル校教職員に対し、校内適応指導教室を設置する目的、研究内容等について周知 <p>校内適応指導教室コ-ディネーター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル校の実践交流及び研究協議や県外講師による講演（年 2 回） 県外先進校視察 先進校の視察及び研究協議（年 1 回）
	<p>「学習支援プラットフォーム」を活用した自主学習の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒等への学習の機会の確保のために「学習支援プラットフォーム」を活用した自主学習について研究する。 	<p>モデル地域の指定【R3～】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募等により、毎年 4 地域程度、モデル地域を決定する。 <p>「学習支援プラットフォーム」活用推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進モデル地域の実践交流及び研究協議 教育支援センター連絡協議会 教育支援センターの実践交流及び研究協議
	<p>研究成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内適応指導教室モデル校及び「学習プラットフォーム」活用モデル地域指定における研究成果を県内に普及する。 	<p>研究成果のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果をまとめたリーフレットや研修資料等の作成 研究成果の普及

事業 名称	食育推進支援事業	事業 No,	56
		担当課	保健体育課

概要	朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできる力を育成する等、実践力をつけるために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>家庭や地域と連携した取組を行うことにより、朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に事業を実施するボランティア団体及び実施校の増加 (R2 : 1 団体・2 校)
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>高知県体力・運動能力、生活実態等調査の結果 (R2 は参考値) から、朝食を毎日食べる児童生徒の割合が小中で微増した (R1 R2 : 小 5 男 84 87%、小 5 女 85 86%、中 2 男 80 81%、中 2 女 77 78%)。事業を活用し、家庭や地域と連携して朝食摂取をはじめとする食育に取り組んでいる学校が増加してきた成果と思われる。</p> <p>取組を行うボランティア団体や学校は徐々に増えてきているが、まだ児童生徒の実践に十分つながってはいない。</p> <p>家庭環境が多様化・複雑化しており、活動への参加が困難な児童生徒がいる。</p> <p>早朝からの取組となるため、学校・家庭・地域 (ボランティア団体) の連携が必要不可欠である。</p>
----------------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施 内容	<p>朝食に関する知識や技術を身につけさせる取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援する。 	<p>食事提供活動の実施【R2 ~ 5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援するボランティア団体及び実施校の決定 R2 : 7 団体・9 校 うち新規 : 1 団体・2 校 R3 : 6 団体・8 校 うち新規 : 1 団体・1 校 (予定) R4 ~ 5 : 6 団体 (8 校) (予定) ・食育資料の提供 (年 2 回) ・県教育委員会による各団体及び学校の実情に応じた支援 (新型コロナウイルス感染症対応等) 及び訪問による指導助言

事業名称	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業	事業 No,	57
		担当課	高等学校課

概要	公立高等学校に就学する生徒の保護者等の教育に係る経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、授業料相当額の支給や低所得世帯への授業料以外の支援のための定額支給や奨学金の貸与などにより、実質的な教育の機会均等を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	対象者全員に制度が周知されている。 要件を満たす対象者全員に支給や貸与等が実施されている。
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	要件を満たす希望者全員に支給や貸与等が実施されている。 制度について、対象者への周知徹底をさらに図る必要がある。
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	<p>高等学校等就学支援金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費の負担軽減を図る。 ・中途退学した後、再び学び直す生徒に対して就学支援金の支給期間経過後も 1 年間学び直し支援金が支給される（定時制通信制は 2 年間）。 ・就学支援金が受けられない生徒でも、家計が急変した場合には、次年度、支援金の受給資格を審査するまでの間、授業料を免除する。 ・国の就学支援金の対象とならない既卒者や留年生などには、所得制限はあるが、本県独自の就学支援金を支給する。 	<p>要件を満たす希望者への支給</p> <p>R2 実績：11,223 名</p> <p>制度の周知・徹底</p> <p>各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導する。</p> <p>(対象者への周知方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへ掲載 ・学校へ案内文書配付（6 月、3 月） ・対象の生徒全員に受給の意思確認を行う。
	<p>高校生等奨学給付金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に支援を行う。 	<p>要件を満たす希望者への支給</p> <p>R2 実績：2,296 名</p> <p>制度の周知・徹底</p> <p>各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導する。</p> <p>(対象者への周知方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへ掲載 ・学校等へ案内文書配付（6 月） ・受給資格がありながら申請していない保護者がいないよう、個別に申請書の提出を促す。
	<p>高知県高等学校等奨学金の貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与している（卒業後 6 ヶ月後から、要返還）。 ・平成 24 年度以降の貸与対象者について 150 万円を超える収入が得られるまでの間、返還を猶予することができる所得連動型猶予制度を導入している。 	<p>要件を満たす希望者への支給</p> <p>R2 実績：467 名</p> <p>制度の周知・徹底</p> <p>各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導する。</p> <p>(対象者への周知方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへ掲載 ・学校等へ案内文書配付（11 月、2 月） ・テレビ・ラジオ等での広報（11 月、3 月）

事業名称	多子世帯保育料軽減事業	事業 No,	58
		担当課	幼保支援課

概要	子どもを産み育てやすい環境の実現に向けて、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、3人以上の子どもがいる家庭に対し、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化を実施する市町村（中核市除く）への助成を行う。
-----------	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	全ての市町村で、多子世帯の保育料の負担軽減が行われている。 (R2 : 33 市町村)
-------------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	3人以上の子どもがいる家庭に対し、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化を実施する市町村に対して助成を行うことにより、多子世帯の経済的負担を軽減した。 子どもを産み育てやすい環境の整備に向けて、引き続き、多子世帯の保育料の負担軽減を図っていく必要がある。
---------------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	多子世帯の保育料軽減又は無料化への補助 ・18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援する。	多子世帯の保育料軽減又は無料化への補助 ・R2～5：33市町村で実施（うち県補助30市町村） ・市町村に対象世帯への制度の周知徹底の働きかけ

事業名称	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	事業 No,	59
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>特別な支援を必要とする子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。</p> <p>・特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成率：100%（R2：61.9%）</p>
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>特別な支援を必要とする子どもの理解を深めることをねらいとした研修を全ての保育者が受講したことにより、特別な支援を要する子どもへの対応力は向上した。</p> <p>保育所・幼稚園等において、特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成ができていないために、子どもやその保護者への支援が組織的に行われず、小学校への引継ぎも十分でない場合がある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>発達障害に関する研修の実施</p> <p>・県内全ての保育者を対象に、発達障害の特性や支援方法など、特別な支援を要する子どもの理解のための研修を実施する。</p>	<p>発達障害に関する研修の実施</p> <p>・集合研修(遠隔システム活用含む)又はオンデマンド研修 R2：オンデマンド研修6回、その他集合研修等（しっ皆研修） R3～5：研修継続</p> <p>・出前研修</p>
	<p>各園への訪問指導の拡充</p> <p>・外部専門家(言語聴覚士・作業療法士など)、親育ち・特別支援保育コーディネーター等による各園への訪問指導を拡充する。</p>	<p>各園への訪問指導</p> <p>・外部専門家の派遣</p>

事業名称	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	事業 No.	60
		担当課	特別支援教育課

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身につけることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目なく実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 小学校、中学校ともに 100% (R2 小学校: 94.7%、中学校: 89.8%) 通常の学級に個別の教育支援計画の作成が必要な児童生徒が在籍しており、1 名以上作成済みの学校 小学校、中学校ともに 100% (R2 小学校: 74.7%、中学校: 57.1%)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響がある中でも、オンデマンド配信や Web 会議システムも活用しながら研修や学校への支援を実施し、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成件数が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の学級に在籍する児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画作成人数 (個別の指導計画) R1 R2 小学校 1,580 人 1,848 人、中学校 383 人 460 人 (個別の教育支援計画) R1 R2 小学校 594 人 795 人、中学校 168 人 217 人 <p>特別支援教育の推進に関して、校長会等で口頭による周知と啓発を行う機会が減少しており代替の方法が必要</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	<p>教育事務所指導主事、外部専門家による訪問支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育地域コーディネーター や特別支援学校教員、外部専門家等が各小・中学校を訪問し、校内支援体制や個別の指導・支援の内容について指導・助言を行う。 <p>各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事</p>	<p>特別支援教育地域コーディネーターによる訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 要請に応じて特別支援教育地域コーディネーターが学校等を訪問し、校内支援体制の充実や教職員の実践力向上に向けて支援 医師、言語聴覚士、作業療法士等外部専門家の訪問支援 小・中学校からの要請に応じて外部専門家が学校を訪問し、発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する効果的な指導支援の内容について助言
	<p>通級による指導担当者間のネットワーク構築及び専門性向上のための会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 通級による指導担当者間における OJT 機能推進のための会議を開催する。 	<p>通級による指導担当者連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間 2 回 (オンデマンド配信と集合を 1 回ずつ実施) 通級による指導を実施するにあたっての課題の共有、解消に向けた協議
	<p>すべての学校の知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任を対象とした研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 各障害種特別支援学級担任として、必要な専門性を向上させるための研修会を実施する。 	<p>知的障害特別支援学級実践研究集会【R2】 自閉症・情緒障害特別支援学級実践研究集会【R2】 知的障害特別支援学級専門研修【R3~】 自閉症・情緒障害特別支援学級専門研修【R3~】</p> <ul style="list-style-type: none"> いずれもオンデマンド配信による勤務校での研修
	<p>市町村、学校に対する周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別の教育支援計画の共有等、家庭や福祉と連携した切れ目ない支援の取組推進へ向けて、市町村、管理職等への周知を図る。 	<p>教育と家庭や福祉との連携推進に関する周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校向け啓発動画の配信及び市町村へ周知文書を送付【R3~】 シート等を活用した引き継ぎの実施に関する周知 市町村へ保護者向けリーフレットを送付【R2~】 学校向け啓発動画の配信及び市町村へ周知文書を送付【R3~】 特別支援連携協議会 文書による市町村間での情報共有【R2】 東部、中部、西部圏域ごとに集合し、ライブ配信による情報共有と圏域ごとの協議を実施【R3~】

事業名称	高校学校における特別支援教育の推進	事業 No,	61
		担当課	特別支援教育課

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身につけることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導支援の実施モデルが確立され、各学校の特色を生かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校：100% (R1: 70.6% R2: 78.0%) 個別の教育支援計画の作成が必要な生徒が在籍しており、1名以上作成済みの学校：100% (R1: 61.5% R2: 42.1% 必要な生徒が在籍している高等学校 R1: 13校 R2: 19校)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>通級による指導の制度や取組の周知等を通じて、高等学校における特別支援教育の必要性が理解され、学校経営計画へ特別支援教育の推進に向けた取組を具体的に位置付ける学校が増加している。</p> <p>個別の教育支援計画に基づいた支援が必要な生徒が在籍する学校に確実に定着するよう、作成のノウハウ等を伝達する手立てが必要である。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	<p>通級による指導担当者間ネットワークの構築及び充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠隔教育システムも活用しながら、通級による指導担当者間で情報共有し、OJT が機能する体制の構築、充実を図る。 	<p>遠隔教育システムを活用した「高等学校における通級による指導研究協議会」の実施【R2 ~】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校において通級による指導を実施するうえでの課題の共有、解決策の検討 校務支援システム上に教材等の共有システムを構築
	<p>教職大学院と連携した通級による指導に関する研究推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職大学院と共同で事例分析等を行い、通級による指導内容の充実を図る。 	<p>遠隔教育システムを活用した教職大学院教授への相談室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職大学院教員による生徒の実態や効果的な指導方法に関する助言
	<p>高等学校における通級による指導実践事例の蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> 通級による指導を中心に高等学校における実践事例を収集し、高等学校における発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援モデルの具体化を図る。 	<p>センター校の指定 (高知北高等学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連書籍等の配備 高等学校教職員に対する公開研修会の実施 指導主事等による通級による指導実施校への訪問 実施校における指導内容に関する情報収集及び助言の提供
	<p>高等学校の特別支援教育学校コーディネーターに対する研修会を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校における特別支援教育推進に向けて、特別支援教育学校コーディネーターが家庭や関係機関との連携等に中核的な役割を果たすために必要な研修を実施する。 	<p>高等学校生徒支援コーディネーター研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間 2 回 (オンデマンド配信と集合を 1 回ずつ実施) オンデマンドで発達障害に関する理解啓発や個別の教育支援計画作成のための研修動画などを配信

事業名称	特別支援教育セミナー	事業 No,	62
		担当課	教育センター

概要	インクルーシブ教育システムの構築を目指して、発達障害等のある児童生徒に対し、障害特性等を理解して実践的指導力につながる指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>保育士及び教職員として、発達障害等のある児童生徒の実態を見取り、特性に応じた効果的な指導・支援ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害等のある児童生徒の指導・支援に関するアンケート評価平均（4件法） 「所属校で具体的な支援に生かすことができる」：3.0 以上 ・「追跡調査」：在籍校で実践に生かし、成果が上がったと思われる項目：80%以上（R2：73%）
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>発達障害等のある児童生徒の指導・支援に関するアンケートにおける「今後の業務・実践に生かせる内容であったか」の項目（4件法）の平均は3.8であり、研修の効果は上がっていると思われる。特に、追跡調査では、「個別対応だけでなく、クラスや学校全体で共有しながら、指導・支援に生かした」との結果が得られた。</p> <p>追跡調査では、「実践に生かし成果が上がったと思われる項目」は73%であった。「基本的な障害特性の理解」、「子どもの強み・弱みなどの実態把握」、「環境の整備」、「教材・教具の工夫」、「視覚支援」、「ICT活用」などは成果が上がっているが、自身の意識の変容のみに止まっている教員もおり、より実践に生かせる効果的な研修を実施していく必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>特別支援教育セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての校種及び特別支援学校教育相談担当者、市町村就学等事務担当者を対象に、発達障害等のある児童生徒の見取りに関する研修を実施する。 	<p>年間1日（7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達検査の結果を見取るために必要な内容を理解し、適切な評価に基づいた子どもへの指導・支援を実践できる力を養う。 「検査結果を学校現場で生かす」 ～適切な評価に基づいた子どもへの指導・支援～
	<p>特別支援教育セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての校種及び学校コーディネーターを対象に、ICT活用に関する内容や校内支援体制の構築に向けた研修を実施する。 	<p>年間1日（7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育におけるICT活用の意義や考え方等について学び、実践に生かすことができる。 「特別支援教育における『一人一台端末時代』のICT活用」～その子にあった支援を考える～ ・誰もが過ごしやすい学校づくりのために、校内の支援体制をどのように構築していくのか事例を基に考える。 「みんなでつくる過ごしやすい学校づくり」 ～どの子どもも安心できる居場所のために～
	<p>特別支援教育セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校及び小学校・中学校・義務教育学校の特別支援学級担当教員（知的障害）を対象に、知的障害者である児童生徒に対する授業づくりに関する研修を実施する。 	<p>年間1日（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害教育における学習評価について考え、実践的指導力の向上を図る。 「学習指導要領に基づいた知的障害教育における学習評価」～特別支援学級にも生かせる授業づくり～

事業名称	学習指導要領の理念に基づいた学校経営力アップ事業	事業 No,	63
		担当課	特別支援教育課

概要	学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、各特別支援学校が、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「ICTを活用した教育の実践力向上」「キャリア教育の視点を踏まえた文化・芸術・スポーツ活動の推進」の3つの柱に沿った取組を重点化し、組織的・計画的な取組を進める。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>特別支援学校において、子どもたちの実態に応じた育成すべき資質・能力を明確にした「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業実践が行われている。</p> <p>児童生徒の学習意欲の向上や、「分かる」「できる」授業づくりのために、障害の特性に応じた ICT 機器の日常的な活用と環境の整備ができています。(児童生徒の ICT 活用率：毎日1回以上100%)</p> <p>全ての特別支援学校において、2020のオリンピック・パラリンピックや全国高等学校総合文化祭を踏まえ、授業やクラブ活動等で積極的に障害者スポーツや文化的な取組が実施されている。</p>
-----------------------	---

取組の成果と課題 (R2末)	<p>研究指定校においては、障害特性に応じた「主体的・対話的で深い学び」を授業改善の視点とした組織的な取組が行われ、授業改善のためのシステムが構築できた。</p> <p>特別支援学校の児童生徒がICTを活用する場面は少ない。一人一人の自立と社会参加を実現していくために、今後児童生徒がICTを日常的に操作し活用することが必要である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、地域と協働した探究活動や文化芸術・スポーツ活動の多くが中止又は延期されており、「キャリア教育の視点を踏まえた文化・芸術・スポーツ活動の推進」のためには、新たに ICT を活用した取組も含め、特別支援学校の生徒が成果を発表する場の設定や、地域や他校種の生徒との交流や文化的な取組の拡大が必要である。</p>
-------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善・学習指導要領に示されている資質・能力の育成と関連付けながら、各校で障害特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家と連携した校内研修会 年間2回程度 教育課程研究集会 障害種別で開催(視覚・聴覚・肢体不自由・病弱・知的は各校)年1回
	ICTを活用した教育の実践力向上事業 ・特別支援学校において、個々の実態に応じてICTを有効活用する新たな授業スタイルへの転換を目指し、大学等と連携した研修や外部人材の活用により教員のICT活用力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ICTを日常的に活用し、個々の実態に応じた新たな授業スタイルの推進 ICTに関する情報共有会等の実施：年間3回以上 個別の指導計画にICT活用について明記 GIGAスクールサポーターによる学校訪問 職業教育におけるICT活用の推進
	特別支援学校児童生徒の文化・芸術・スポーツ活動の推進 ・2020のオリンピック・パラリンピックなどを好機と捉え、特別支援学校児童生徒の文化・芸術、スポーツ活動を一層推進し、自己表現の場の拡大や自己肯定感を高め豊かな生活につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> 全国高等学校総合文化祭を踏まえた取組 文化・芸術の取組の継続 スポーツ活動充実の取組 障害者スポーツ大会(5月) ICT活用を含めたスポーツ交流の実施

事業 名称	特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	事業 No,	64
		担当課	特別支援教育課

概要	<p>児童生徒の障害の重度・重複化や教育的ニーズの多様化に対応するため、特別支援学校の免許保有率の向上とともに、より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協力し、特別支援学校における専門性の向上を図る。あわせて、専門家と特別支援学校が協働して小・中・高等学校への支援を行うセンター的役割を果たすことなど、チーム学校として組織的に取り組み、本県の特別支援教育の一層の充実を図る。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>対象となる県立特別支援学校教員が5つ全ての特別支援教育領域の特別支援学校教諭二種免許状以上の免許状を保有する割合が100%となる。(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)(R2:59.8%)</p> <p>特別支援学校における外部専門家等の活用が進み、教職員の専門性が向上することにより、小・中学校等への専門性の高い支援が行われるようになり、自立活動等の授業が充実している。</p> <p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒に合理的配慮が適切に提供されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の学校評価結果における保護者の教育内容(授業等)に関する満足群の割合:100% (R2:90.9%)
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため、認定講習は受講者の制限があるなど計画どおりの取得が難しかったが、各学校において組織的に取得に向けた取組を行い、5領域の免許保有率(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)は少しずつ伸びている。(R1:58%参考値 R2:59.8%)</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、特別支援学級等サポート事業の開始は遅れたが、周知等が進み活用実績は伸びている。また、活用した新任担当者の報告書からは、障害の理解と支援、自立活動についてサポートができており、特別支援学校がセンター的役割を果たしている。</p> <p>5つ全ての特別支援教育領域の特別支援学校教諭二種免許状以上の免許状を保有する県立特別支援学校教員(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)の割合が十分でない。交流人事や新規採用教員の増加による免許保有率の伸び悩みがある。</p> <p>小中学校特別支援学級の新任担当者の特別支援学級等サポート事業の活用が少ない状況がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新任の特別支援学級等サポート事業活用率:49.1%(R2.2月末)
----------------------------	---

	内 容	具体的な取組(R2~5年度)
実施 内容	<p>特別支援学校教員の5領域の免許保有に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 免許取得計画による進捗管理 認定講習の実施及び通信教育の周知・受講促進 	<p>免許取得に向けた認定講習及び通信教育の受講</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校から個々の教員の免許取得計画の提出(計画提出:4月 取得状況提出:3月) 県認定講習、国立特別支援教育総合研究所通信認定 講習を最大限活用し、対象教員の免許取得を促す。
	<p>小中学校特別支援学級の新任担当への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級等サポート事業 	<p>特別支援学級等サポート事業の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 要項の送付(実施要項等に外部専門家の活用ができることを明記):4月 新任特別支援学級担当者会(教育センター研修)での説明:5月
	<p>特別支援学校への外部専門家派遣事業による専門性・センター的機能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立活動充実事業 合理的配慮充実事業 	<p>各学校の研究テーマに沿った、外部講師による研修会等を実施</p> <p>外部専門家を活用した自立活動等の指導に関する教員への指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画提出:4月 事業実施後 報告書提出

事業名称	特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業	事業 No,	65
		担当課	特別支援教育課

概要	特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校において、地域で共に生活する児童生徒として、交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進し、卒業後の居住地域での生活や活動等へのスムーズな移行につなげる。また、居住地校交流を活性化及び充実させるために、副次的な籍(副籍)の仕組みを定着させる。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>居住地校交流を活性化及び充実させることにより児童生徒の社会参加に向けた意欲が醸成されるとともに、社会性が育まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学部での実施率：90%以上 (R2：52.9%) <p>副次的な籍(副籍)の仕組みが定着し、市町村教育委員会と連携した居住地校交流がスムーズに実施できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学部1年生実施率：100% (R2：63.2%)
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>市町村教育委員会への副籍に対する周知が進み、地域において障害に対する正しい理解が促進されている。</p> <p>特別支援学校の児童生徒や保護者は、交流実施にあたって、新型コロナウイルス感染症対策について不安をもっている場合がある。Web 会議システムを活用した実施を含め、間接交流を充実させていくなど、安心して実施できる環境を整えていく必要がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	<p>小学部1年生全員実施への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会が居住地校交流について、居住地校や保護者にわかりやすい説明を行えるよう支援する。 	<p>市町村に向けたリーフレットの作成や説明</p> <p>4月：就学等事務及び教育支援に関する高知県連絡協議会で説明</p> <p>9月：高知県障害者教育支援委員会教育相談委員等連絡会での説明</p>
	<p>居住地校の副次的な籍(副籍)の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や各市町村教育委員会等へ、居住地交流の理解を促す。 ・Web 会議システムを活用した交流の実施を含め、新しい生活様式に対応した、交流の実施を促進させる。 	<p>居住地校交流(副籍)の要項等の発送</p> <p>5月～8月：市町村教育委員会を訪問し、説明</p> <p>11月：市町村に要項とリーフレットを発送(リーフレットに Web 会議システムを活用した好事例を追加)</p>
	<p>継続率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教員と居住地校の担当教員との綿密な事前協議により、交流内容等の充実を図る。 	<p>校長会で居住地校交流の充実について依頼及び説明</p> <p>4月：県立特別支援学校校長会 地域別小・中学校長会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教員と居住地校の担当教員との事前協議の実施

事業名称	キャリア教育・就労支援推進事業	事業No,	66
		担当課	特別支援教育課

概要	学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携・協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じた自立と社会参加が実現できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的特別支援学校就職率（A型事業所を含めた一般就労）：全国平均以上 ・公立特別支援学校就職希望者の就職率：100%（R2.4月：92.7%）
-----------------------	---

取組の成果と課題 (R2末)	<p>コロナ禍においても感染拡大防止の対策を行い、進路支援推進会議や技能検定を実施することができた。特別支援学校の職業教育や就職について協力企業等の登録制度「特別支援学校就職サポート隊こうち」を立ち上げ、企業と学校をつなぐシステムを構築することができた。（R2.12月）</p> <p>進路決定時に職業のマッチングに課題が生じ離職となるケースが見られる。 一般就労を希望する生徒全員が希望する進路に進めるよう、企業側に特別支援学校の生徒について理解啓発を図る必要がある。</p>
-------------------	---

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
	キャリア教育の視点での授業改善 ・特別支援学校へキャリア教育アドバイザーを派遣し、作業学習・生活単元学習等の授業改善を図る。	各学校で技能検定の取組をもとにした、授業改善の取組の実施 知的障害以外の障害種の特別支援学校でのキャリア教育アドバイザーの活用を推進
	進路支援推進会議の実施 ・特別支援学校、就職アドバイザー、関係機関、企業等による情報交換・共有を行うなど、就労等支援のためのネットワークづくりを行うとともに、特別支援学校を応援してくれる企業の登録及び公表を行う。	進路支援推進会議への新規企業の参加を要請 事業者団体、就職アドバイザーと連携し、「特別支援学校就職サポート隊こうち」の登録企業を開拓 ・企業等へのリーフレットの配布、周知
	高知県特別支援学校技能検定の実施 ・技能検定を実施し、生徒の学習意欲の高揚を図るとともに、労働局の主催する雇用促進セミナーにおいて企業への理解啓発を行い、特別支援学校卒業生の雇用の促進を図る。	技能検定の実施 ・2会場で実施 高知市（情報、清掃、接客部門） 四万十市（情報、接客、清掃部門） ・雇用促進セミナーの同時開催
	就職アドバイザーの活用 ・特別支援学校に就職アドバイザーを配置し、就職を希望している生徒の就職支援体制の強化を図り、進路保障の充実を図る。	特別支援学校2校に2名配置 ・全ての特別支援学校で活用 ・生徒の実態に応じた現場実習先及び就労先の新規開拓
	就労体験・職場実習・施設体験等の支援 ・卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるため就労体験や施設体験学習を実施する。	就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ・体験や実習先に、生徒の障害の特性等の実態を十分に把握してもらう ・就職アドバイザーと連携し就労のマッチング
	早期からのキャリアガイダンス ・各学校において、卒業後を見通した進路指導や就労支援セミナー、地域相談会等、早期からのキャリアガイダンスを実施する。	各学校の状況に応じて、できるだけ早期から保護者や生徒へのガイダンスを実施
	職場定着支援 ・卒業生のアフターケアの情報や就労状況調査等から、職場定着のための手立て・支援の充実を図る。	外部機関と連携し職場定着を支援 ・卒業生の就労状況についてアンケート ・卒業生のアフターフォロー

事業名称	病弱特別支援学校の再編振興に向けた取組の推進	事業 No,	67
		担当課	特別支援教育課

概要	病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、平成 27 年に策定した高知県特別支援学校再編計画【第二次】に基づき、病弱特別支援学校の再編振興の取組を推進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>県内唯一の病弱特別支援学校として、病弱教育の充実とともにセンター的機能をしっかり果たす専門性の高い学校が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の整備：移転開校（R3.4 月）に向けた新校舎、新寄宿舍施設整備工事等の完了（R2 完了） <p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒に合理的配慮が適切に提供されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病弱特別支援学校の学校評価結果における保護者の教育内容（授業等）に関する肯定的な評価の割合：100%（R2：87.9%）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>新校舎新築工事及び盲学校寄宿舍改修工事がほぼ完了した（外構工事一部繰り越し）。遠隔授業に係る環境整備が進み、入院している児童生徒は原籍校との交流など、共に学ぶ機会をもてたことや、化学物質過敏症の生徒に対し校内で遠隔授業を行い、他の生徒と同様の学びを保障できた。</p> <p>病弱教育における教職員の専門性の向上 多様な教育的ニーズに応える教育内容や施設設備の充実 校種を超えて遠隔授業を実施するための環境整備</p>
--------------------	--

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
	<p>新校舎及び新寄宿舍施設整備（盲学校寄宿舍の改修を含む）の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の建築工事総合定例会において、進捗状況・工程の確認及び調整事項についての協議を行う。 ・工事完了後の工損調査を速やかに実施する。 	<p>新校舎及び新寄宿舍施設整備</p> <p>R2：校舎建築及びグラウンド工事完了 寄宿舍建築工事（盲学校寄宿舍改修工事含む）完了</p> <p>R3：移転開校、工損調査</p>
	<p>病弱教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病弱教育対象の実態に応じた教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントを適切に実施する。 	<p>実態に応じた教育課程の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会への報告（年 1 回） ・生徒の実態等を踏まえた職業コースの教育内容の充実に向けた取組 カリキュラム・マネジメントの実施 ・学校訪問等により、より良い教育課程編成に向けた助言
	<p>病弱教育における遠隔授業システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔教育システムを活用した、遠隔授業の実施 	<p>遠隔授業に係る環境整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔教育システムの導入 ・無線 LAN 環境の整備 ・校種を超えた遠隔授業
	<p>再編計画に基づく病弱教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導の充実及び周知 ・訪問教育の充実及び周知 	<p>通級による指導及び訪問教育についての各市町村教育委員会及び関係機関等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの作成及び配付 ・ICTを活用した授業システムの活用及び研究 <p>高知若草特別支援学校国立高知病院分校を病弱特別支援学校分校へ再編【R3】</p>

事業 名称	知的障害特別支援学校の狭あい化等への対応 (新知的障害特別支援学校整備事業)	事業 No,	68
		担当課	特別支援教育課

概要	<p>県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数増加傾向による学校の狭あい化等の課題に対し、「高知県における知的障害特別支援学校の在り方について(意見のまとめ)」に基づく対応策を講じる。</p> <p>特別支援学校のみならず、多様な学びの場における知的障害教育の充実を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>各知的障害特別支援学校の規模の適正化が図られ、安心・安全な教育環境の確保ができています。</p> <p>連続性のある多様な学びの場において、それぞれの専門性が高まり、それぞれの教育が充実している。 (人事交流を行った本人、学校、市町村教育委員会に対して事後アンケートを実施し、肯定的な回答 : 80%以上)</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>新しい知的障害特別支援学校の設置場所を選定し、施設整備に係る実施設計に取りかかることができた。</p> <p>施設整備に係る進捗管理や関係各所との調整が必要である。</p> <p>連続性のある多様な学びの場における教員の専門性を高めていく必要がある。</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施 内容	<p>施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県における知的障害特別支援学校の在り方について(意見のまとめ)」に基づいた施設整備を実施する。 ・旧高知江の口特別支援学校校舎を改修し、R4 年 4 月の開校に向けた準備を進める。 	<p>施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R2 : 場所の選定、関係各所との調整、設計 ・ R3 : 施工、備品等の準備 <p>開校準備室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R3 : 教育課程の編成、校名・校区等の設定、関係市町村との調整
	<p>知的障害教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校を含めた多様な学びの場における知的障害教育の充実を図る。 	<p>専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校と小中学校との人事交流 山田、日高、中村の各特別支援学校と小中学校教員との人事交流(1校1人) ・教育課程研究集会の充実 オンデマンド配信により、知的障害特別支援学級担当教員の自校研修をしつ皆化 ・センター的機能の強化(Web 会議システムの活用)

事業名称	遠隔教育推進事業	事業 No,	69
		担当課	教育センター

概要	地域間格差を解消し多様な進路希望を実現するために、小規模高等学校等において、難関大学への進学等を希望する生徒のニーズに応じた授業や補習等を教育センターから配信する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>難関大学への進学等を希望する生徒に対応できる難易度の高い授業等を配信し、生徒が希望する進路が実現できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔授業・補習受講生徒の希望進路実現割合（現役） R5 年度：60%以上 ・学校のニーズに応じた遠隔授業の講座数 R5：19 校のべ 44 講座（週のべ 126 時間）
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>複数校同時配信の拡充に向けて、各校との調整が進み、校時及び教育課程等について統一化が図れた。</p> <p>受講生徒アンケート結果（4 件法）では、音声や表情・反応については 3.7 と高評価だったが、応答・質問や学習意欲の高まりについては 3.3 であり、特に 1 年生には遠隔授業を受講する意義について説明することが必要である。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	<p>遠隔教育推進事業の環境整備 小規模高校等 15 校：室戸・中芸・嶺北・吾北分校・佐川・窪川・橋原・四万十・大方・西土佐分校・清水・城山・高岡・高知海洋 高知江の口特別支援学校高等部 ・複数校同時配信に係る校時及び教育課程等を統一する。</p>	<p>遠隔教育システムの整備 R2：教育センター内に遠隔授業配信センター（以下、「配信センター」という。）を R2 年に設置し、管理職を含む教員を配置する。 小規模高校等 15 校のうち下線の 4 校に整備（他の 11 校は R1 までに整備済） 受信校間の校時及び教育課程等の統一 R3：7 校の校時を統一、分校 2 校で統一 R4：教育課程（1,2 年数・理・英）を統一</p>
	<p>高知版 CORE 遠隔教育ネットワークの構築 ・幡多地域等の高等学校間で相互に授業配信できる環境を整備する。 高知版 CORE 9 校：幡多農業・中村宿毛工業・宿毛・窪川・四万十・大方 西土佐分校・清水</p>	<p>遠隔教育システムの整備 R3：9 校のうち新規の 4 校（波線の学校は整備済）</p>
	<p>遠隔授業・補習等の実施 ・難関大学進学に対応する授業等を実施する。 単位認定を伴う遠隔授業を配信 大学進学補習 ・上記以外の補習、特別講座を実施する。 補習：英検対策、公務員試験対策 グループワーク型入試対策 特別講座：本県出身者等によるキャリア教育講演</p>	<p>正規カリキュラムにおける遠隔授業の講座数の拡充 R2：10 校のべ 14 講座（週のべ 40 時間） R3：11 校のべ 20 講座（週のべ 53 時間） R4：15 校のべ 27 講座（週のべ 81 時間） R5：19 校のべ 44 講座（週のべ 126 時間）</p> <p>補習等の受信校 R2：11 校 R3～：19 校</p> <p>講演等の実施回数 ・生徒の進路希望の視野を広げる遠隔講演等の実施 R2：1 回 R3：2 回 R4：3 回 R5：3 回</p>
	<p>遠隔授業に係る指導方法の研究 ・配信センターにおいて、ICT を活用した授業スタイルの工夫とその効果について研究し、成果を発表する。</p>	<p>研究及び研究成果の周知 R2：配信センターの専任教員による実践研究 R3：1 人 1 台タブレット端末を活用した実践研究</p>

事業名称	ICT活用による個別学習プログラムの研究	事業 No,	70
		担当課	高等学校課

概要	生徒一人一人のつまづきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、ICT 教育拠点校を中心に、エドテックを活用した指導方法の実践研究を行うとともに、その研究成果を県内全域に展開し、ICT を効果的に活用した授業改善を進める。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 未)	<p>全ての学校において、個々の学習状況や理解度に応じて、ICT を活用した個別最適な学習が実践されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT を活用した個別最適化学習が実践されている教員の割合：80% (R2：11.4%)(目標 R3：40% R4：60% R5：80%)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 未)	<p>ICT 教育を実践していくための環境(プロジェクタ、タブレット、ネットワークなど)の整備を計画的に行うことができた。</p> <p>AI 教育推進事業拠点校を中心に、ICT 活用による個別学習プログラムの研究が進み、報告会では多くの学校に研究成果等を共有することができた。</p> <p>ICT 機器や AI ドリル等の効果的な利用を行うための教員の指導力が不十分である。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	<p>ICT 教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教室のプロジェクタや生徒が活用できるタブレットなど、ICT 教育を実践するための環境について整備する。 	<p>全普通教室のプロジェクタ・スクリーンの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> R4 までに県立高校の全普通教室に整備予定 生徒用 1 人 1 台タブレット端末の整備 R2：1 校 40 台以上 R3 年度中に全ての県立高校に導入予定 全ての教室の高速ネットワーク環境の整備 R2：全ての県立高校で整備完了 R3 から干渉等障害・不具合の対応 教育システムの整備 R4 までに、教員及び生徒が効率よく活用できるシステム(学習支援プラットフォーム等)を導入
	<p>教職員の指導力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT 教育を推進していくために、各地域の拠点校(安芸、嶺北、高知小津、佐川、窪川、清水)を中心とした研修や、AI 教育指導員などの外部講師を活用した校内研修等を通して、教職員の ICT を効果的に活用するための指導力向上を図る。 	<p>各地域、各ブロックでの研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点校を中心として、各ブロックにおいて、ICT を効果的に活用した研究授業などを実施 成果発表を動画でまとめ、全学校に共有 外部講師による研修(校内研修、指導助言)等の実施 AI 教育指員を派遣し、ICT 教育の推進に向けた校内研修を実施
	<p>ICT を活用した個別最適化学習の研究、実践</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点校を中心に、民間業者の AI ドリルなどのシステムを活用して、生徒個々の学習状況に応じた教材を提供し、その成果を検証する。 	<p>個別最適化学習の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> R2：民間業者の AI ドリルなどを活用した個別最適化学習について実践・検証 R3 以降は、各学校や生徒の状況に応じた個別最適化学習について研究・実践 研究成果を全学校に共有

事業名称	学習支援プラットフォームの活用促進	事業 No,	71
		担当課	教育政策課

概要	1人1台タブレット端末の活用に不可欠となる良質なデジタル教材や、個々の学習理解の状況を可視化できるスタディログ機能を備えた県独自の学習支援プラットフォームの活用により、個々の学ぶ力を引き出し主体的・対話的で深い学びを実現する「学校の新しい学習スタイル」の実現を目指す。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>県教育委員会が作成した既存の良質な学習教材を組み合わせ、基礎から応用まで体系的に学べるデジタルドリルや、学校現場で多く活用されているテスト問題集、学習支援動画などから、学力向上につながる質の高いデジタル教材を作成し、全校の教員が利用可能な教材バンクにおける共通利用を図れている。</p> <p>子どもたちのデジタル教材による学習履歴から、一人一人の学力の伸びやつまずきなど学習理解の状況を各教科の単元ごとに可視化できる分析シートを作成し、教員がポイントを押さえた個別指導や授業改善等に活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村の定めた ICT 活用計画に基づき、1人1台タブレット端末を活用し児童生徒が日常的に学習支援プラットフォームでの学習に取り組んでいる割合：100%
-----------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>学習支援プラットフォームの活用を徹底するため、1人1台タブレット端末を児童生徒が文房具同様、日常的に活用できる環境の構築が必要である。</p> <p>県及び市町村教育委員会が作成したデジタル教材のみならず、教員等が作成したデジタル教材を共有し活用できる仕組みをプラットフォーム内に整備する必要がある。</p> <p>蓄積したスタディログを効果的に活用できるよう、ICT 活用推進プロジェクトチームによるデジタル教材の紐づけ及び分析データの検証、機能改善等の検討が必要である。</p>
------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	<p>学力向上に資するデジタル教材の充実及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の理解の状況に応じて、基礎問題や応用問題を段階的に進め、学力の向上を図る。 	<p>学習支援プラットフォームの構築【R2】</p> <p>学習支援プラットフォームの本運用開始【R3～】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人1台タブレット端末等による授業、朝学習、放課後学習、家庭学習等での活用 デジタル教材の充実【R3～】 デジタル教材の新規作成（県及び市町村等） 学校等が作成したデジタル教材の共有（教材バンク化） ICT 活用推進プロジェクトチームによる検討【R3～】 教材間及び校種間での紐づけの検証、機能改善
	<p>スタディログの学習指導への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル教材での学習履歴を蓄積し、個々の学習指導のポイントを可視化する。 	<ul style="list-style-type: none"> データ活用に関する検討委員会の開催【R3：4回】 分析データの活用方法等の検討 スタディログの蓄積及び活用【R3～】 教員が単元及び教科ごとの学習指導にデータを活用 分析シートによる児童生徒の学習理解状況の可視化 ICT 活用推進プロジェクトチームによる検討 分析データの活用及び学習指導方法の検証
	<p>キックスタートプログラムによる実践研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学習支援ツールの基本操作、活用方法を習得し、デジタル教材等の ICT を基盤とした授業づくりの方法など、教員の ICT 活用指導力の向上を図る。 	<p>各ブロック別に協働学習支援ツール開発事業者による実践研修の実施【R2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局職員対象研修 (R2.9月) 市町村教育委員会対象研修 (R2.12月) 東部ブロック 6回 (1月～3月) 中部ブロック 10回 (1月～3月) 西部ブロック 8回 (1月～2月) 協働学習支援ツール開発事業者による、発展的な実践研修の実施【R3】 東、中、西部ブロック (9～11月) 高等学校(高等部)情報担当者を対象に協働学習支援ツール開発事業者による実践研修の実施【R3】 東、中、西部ブロック別に実施予定

事業 名称	教員の ICT 活用指導力の向上	事業 No,	72
		担当課	教育センター

概要	教員の ICT 活用指導力を向上するため、教育の情報化に関する研修を実施するとともに、体系的な研修プログラムを開発し、全ての教科において、ICT を活用した授業実践に関する研修を実施する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>教員が、児童生徒の情報活用能力を育むために、ICT を効果的に活用した授業実践ができるようになる。</p> <p>・若年前期までの教員を対象としたアンケート「あなたは、児童生徒がコンピュータなどの ICT 機器を使用した授業をどの程度行いましたか」において、「週 1 回以上」又は「ほぼ毎日」と回答する教員の割合 「週 1 回以上」: 100% (R2 : 20.4%) 「ほぼ毎日」: 60%以上 (R2 : 5.9%)</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>「新しい時代の ICT を活用した学びフォーラム」の実施により、1人1台タブレット端末を活用した新しい学習スタイルの理解につながった。</p> <p>ICT を効果的に活用した授業実践が十分ではなく指導方法の習得が課題である。 1人1台タブレット端末の整備を受け、多様な ICT 活用方法に関する研修の要望が多い。</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施 内容	<p>教育の情報化に関する研修</p> <p>・GIGA スクール構想を踏まえ、教員の ICT 活用指導力の向上を図るため、「新しい時代の ICT を活用した学びフォーラム」において、先進校の実践発表や民間企業の協力による教材及びアプリケーションの体験等を実施する。</p>	<p>「新しい時代の ICT を活用した学びフォーラム」の実施</p> <p>・R2 : 10 月にオンライン開催 講演、事例発表、協力企業による教材紹介</p> <p>・R3 ~ 5 : 対面とオンラインによる実施を検討</p>
	<p>ICT を活用した授業実践に関する研修</p> <p>・体系的な研修プログラムを開発するとともに、キャリアステージに応じた研修を実施する。</p>	<p>体系的な研修プログラムの開発</p> <p>R3 : 民間教育事業者等と連携し、体系的な研修プログラムを開発</p> <p>キャリアステージに応じた研修の実施</p> <p>R2 : 校種や教科の特性に応じた研修実施 指導主事対象の ICT 活用研修実施 (5 日間)</p> <p>R3 : 若年教員研修や中堅教諭等資質向上研修のオンデマンド研修動画 (ICT 活用の必要性、 ICT の効果的な活用、 ICT 活用の充実) を、すべての教員の自己研修用として公開</p> <p>R4 ~ : 体系的な研修プログラムによる教科研修実施</p>

事業名称	ICT 支援員等の確保促進及び資質向上のサポート	事業 No,	73
		担当課	教育政策課

概要	ICT 支援員及び GIGA スクールサポーターを必要とする市町村のニーズを把握し、サポート人材のマッチングや ICT 支援員及び GIGA スクールサポーターとしてのスキルアップ講座、学校現場で働く際の心構え等を共有する研修など、市町村に対する中間支援を実施することで、学校現場における ICT の積極的な活用を推進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	各市町村において、教育分野の ICT に関する専門知識と経験を有した ICT 支援員及び GIGA スクールサポーターが配置され、1 人 1 台タブレット端末や学習支援プラットフォーム等のデジタル技術を活用した「学校の新しい学習スタイル」へのサポートが実践されている。 ・文部科学省「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画（2018～2022 年度）」に示されている ICT 支援員の配置目標水準（4 校に 1 人配置）を達成している市町村の割合：100%
------------------------	---

目標達成に向けた課題	GIGA スクール構想により、各校に高速大容量ネットワーク環境及び 1 人 1 台タブレット端末の整備が完了し、各自治体においては、デジタル技術を活用した授業へのサポートを担う人材配置が求められている。 各市町村では ICT 支援員等の人材確保に困難を極めており、これらの人材を市町村が確保しやすい仕組みや、サポート体制を整備する必要がある。 配置された人材の ICT に関する知識やスキルの格差を是正しつつ、学校で働くうえでの子どもの関わり方など教育現場でのルール・マナーを身につける必要がある。
------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	ICT 支援員等の資質向上への支援 ・ICT 支援員及び GIGA スクールサポーターとしての ICT に関する技術力や子どもとの関わり方など、学校現場での活動に関するスキルアップを支援する。	ICT 教育スーパーバイザー（有識者）によるサポート【R3】 ICT 支援員及び GIGA スクールサポーターの心構え ・高知県の教育行政 ・学校現場におけるサービス規程 ・教育情報セキュリティポリシー スキルアップセミナー、ワークショップの開催 ・全国の ICT 支援に関する事例紹介 ・授業等での ICT 機器の活用及びサポート例 ICT 支援員及び GIGA スクールサポーター間での情報共有 ・成功事例等を共有しノウハウを蓄積 ・ナレッジサービスの提供
	ICT 支援員の確保に向けた支援 ・ICT 支援員及び GIGA スクールサポーターを市町村が確保しやすい仕組みを構築し、市町村のニーズ把握やサポート人材とのマッチング、ICT に関する技術的な相談等の支援を行う。	ファシリテーター（促進者）によるサポート【R3】 ・関係する企業や団体、大学等への協力要請 ・県が支援する NPO 法人ウェブサイトにて人材登録 ・ICT 支援員及び GIGA スクールサポーターからの技術的な相談等への対応

事業名称	学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）	事業No.	74
		担当課	教育政策課 高等学校課

概要	ICTを活用した効果的な授業実践や、AI等の先端技術を活用した個別最適化学習の推進など、次世代型のICT教育に対応するため、県立学校におけるPC端末の整備や、普通教室及び特別教室において高速かつ大容量のネットワーク通信が可能な学習環境を整備する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」に沿って、県立学校において、1人1台タブレット端末が整備され、学習支援プラットフォーム等で提供するデジタル教材をどの教室でも日常的に活用できる通信ネットワーク環境が整っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校における1人1台タブレット端末の整備 R2：1校あたり40台以上整備 R3：全県立高等学校（高等部）に1人1台タブレット端末導入 ・県立中学校及び県立特別支援学校（小・中学部）における1人1台タブレット端末の整備 R2：全県立中学校及び県立特別支援学校中学部の全学年の児童生徒（R2完了） ・普通教室及び特別教室の無線LAN整備率（移転及び統合校を除く） R2：全県立学校 普通教室100%、特別教室100%（R1：普通教室59.6%、特別教室37.2%）
-----------------------	--

取組の成果と課題 (R2末)	<p>全国的な需要により、1人1台タブレット端末の確保が困難化している状況の中、県内統一の仕様書を作成し各市町村との合同入札を実施するなど、R2年度中に市町村立小中学校への整備が完了するよう支援することができた。また、校内無線LAN環境の整備も計画的に実施することができ、R3年度より普通教室及び特別教室での日常的なWi-Fi環境の利用が可能となった。</p> <p>県立高等学校及び特別支援学校（高等部）への1人1台タブレット端末導入についても、全国的な需要過多により、納品に遅延が生じる恐れがあり、迅速な業者選定と契約手続きが必要である。1人1台タブレット端末を有効に活用するために、校内外の安定的な通信環境の確保が不可欠である。</p>
-------------------	---

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
	<p>県立学校学習系ネットワークの接続環境の円滑化（教育政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校のインターネット回線を教育ネットワークシステムを介さず直接インターネット接続する方式に改修する。 	<p>ローカルブレイクアウトへの移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校：44拠点【R3】 ・市町村立学校【R3～4】 R3：23市町村 R4：24市町村 10市町村1学校組合【未定】 <p>移行後のセキュリティ対策（クラウドフィルタリング）</p>
	<p>ローカルブレイクアウト移行後のセキュリティ対策（高等学校課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安心・安全なインターネット環境の利用及びセキュリティの確保をクラウド上にて実施する。 	<p>クラウドフィルタリングの導入【R3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台タブレット端末への対策 市町村との合同入札により県立中学校及び特別支援学校（小・中学部）に導入（4月） ・高等学校及び特別支援学校（高等部）（9月予定）
	<p>県立高等学校及び特別支援学校（高等部）等における1人1台タブレット端末の整備（高等学校課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校及び特別支援学校（高等部）等においてICTを活用した「新しい学習スタイル」を継続的に実践できるよう、1人1台タブレット端末を整備する。 	<p>1人1台タブレット端末の計画的な整備【R2～3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 県立35校・市立1校 計12,093台 ・特別支援学校（高等部） 県立13校・市立1校 計445台 ・県立中学校及び特別支援学校（小・中学部）【R2完了】
	<p>効果的な情報通信基盤の整備に向けた検討（教育政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台タブレット端末を活用した学習が、トラブルなく日常的に実践できるよう、教育ネットワークシステムを含めた効果的な情報通信基盤の整備について検討を行う。 	<p>教育系ネットワークシステム等の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校LANシステム【R3～4】 国の動向等を踏まえクラウド環境への移行も検討 ・教育ネットワークシステム【R3～5】 学習系の廃止等を踏まえクラウド環境への移行も検討
<p>セキュリティ対策等への対応（教育政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等において安全にインターネット及びクラウド環境等を利用するためのセキュリティ対策を実施する。 	<p>学習情報の取扱ルールの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台タブレット端末の利用ルールの周知 R2：学習支援プラットフォームの利用規約等の策定 R3：タブレット端末利用手引きの周知及び活用（教員、児童生徒、保護者、市町村教育委員会等） 	

事業名称	校務支援システムの導入・活用促進	事業 No,	75
		担当課	教育政策課

概要	全ての公立小・中・高等・特別支援学校に共通の校務支援システムを導入し、教職員の出欠管理・成績管理・保健情報管理等の事務的業務に伴う負担軽減と効率化を図り、児童生徒と向き合う時間を創出するとともに、児童生徒情報の確実な共有と円滑な引き継ぎなど、教育の質の向上に向けたシステムの活用を促進し、各学校における学習指導や生徒指導の一層の充実を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>システムの導入により全公立学校の教職員の業務負担の軽減が図られるとともに、校内での学習指導や生徒指導への有効な活用に加え、校種間及び学校間での児童生徒情報の確実な共有が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校及び市町村立学校における共通の校務支援システムの整備率：100%（統廃合校を除く） （R2 市町村立小中高等学校：72%、県立中高等学校：100%、R3 市立及び県立特別支援学校：100%） ・システムへのアクセス権限を持つ教員のログイン率：80%以上 （R2.12月 市町村立小中学校 グループウェア機能：69.4%、校務支援機能：32.8%） （R3.2月 県立学校 グループウェア機能：81.6%）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>システムの効果的な活用を促すため、各ブロック別に操作研修を開催し、具体的な取組の周知徹底が図られた。</p> <p>システムによる出欠状況の登録から、初期段階での不登校兆候の把握が迅速に行えるよう、ホーム担任以外からも出欠登録が可能となる機能を実装する必要がある。</p> <p>各学校における日常的な校務支援システムの活用を定着させる必要がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>特別支援学校における校務支援システムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小・中・高等学校にシステム導入が進む中、特別支援学校においても共通の校務支援システムを導入し、教職員の業務負担の軽減とともに、児童生徒へのきめ細かな支援の充実を図る。 	<p>特別支援学校校務支援システムの整備【R2完了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教職員との仕様協議 ・県立学校校務支援システムの改修によるシステム構築システム運用に伴う操作研修の実施【R3～】 ・個別支援・指導計画担当者研修（7月） ・事務担当者研修（8月） ・管理者研修（R4.2月） ・中学校進路担当者研修（R4.11月）
	<p>市町村立学校における校務支援システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2年4月より全市町村にて運用する校務支援システムの効果的な活用を図るため、全小・中学校の新任担当者等への操作研修を引き続いて実施し、日常的なシステム活用の定着を促す。 	<p>日常的な活用が低迷する学校等への働きかけ【R2～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な活用(ログイン率)が低い学校の設置者に対し、教員のシステムへのログイン状況等を定期的に報告し、さらなる活用を促す。 システムの効果的な活用方法の周知【R2～】 ・各種操作研修及びグループウェア等にて他自治体でのシステム活用によるグッドプラクティスを周知 各ブロック別操作研修の実施【R3】 ・新任管理職研修（4月） ・中学校進路担当者研修（11月） 支援を必要とする児童生徒への早期対応【R3～】 ・児童生徒の出欠状況等からホーム担任以外の教員も不登校対応及び支援が可能となるよう、健康観察簿と出席簿を連携した個人カルテ機能の運用を行う。

事業名称	プログラミング教育における授業力向上	事業 No,	76
		担当課	教育政策課 小中学校課

概要	小学校におけるプログラミング教育の必修化に対応し、模擬授業等による実践的な研修を推進するとともに、各学校の多様な実践事例の情報発信や、情報教育推進リーダー教員の養成などを通じて、効果的なプログラミング教育の普及徹底を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>プログラミングに対する教員の理解が促進され、全ての小学校においてプログラミング教育の授業づくりが進み、各学校での効果的な実践が普及する。</p> <p>・「高知県 ICT ハンドブック」に掲げた発達段階の目標を踏まえ、プログラミング教育を実践した学校の割合：100% (R2：60.6%)</p>
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染症対策により、オンライン研修会を開催することで、遠隔でのプログラミング学習や協働学習支援ツール等の有効性を実感してもらうことができ、「新しい学習スタイル」に対応した研修を実施することができた。</p> <p>情報教育推進リーダー養成プログラムを受講する教員の「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」の結果数値が全項目において向上している。特に「授業に ICT を活用して指導する能力」「児童生徒の ICT 活用を指導する能力」の向上率が大きくなっている。</p> <p>「授業に ICT を活用して指導する能力」2.6 (R2.5 月調査) 3.2 (R3.2 月調査)</p> <p>「児童生徒の ICT 活用を指導する能力」2.7 (R2.5 月調査) 3.2 (R3.2 月調査) 4 件法</p> <p>R2 年度からの必修化とあわせて GIGA スクール構想の実現や新型コロナウイルス感染症対策等により、学校の ICT 化が急速に進展したことから、小学校プログラミング教育を含めた「新しい学習スタイル」に対応した学習支援の方法について研究していく必要がある。</p> <p>実践事例が少なく教材の準備不足も見られることから、「高知県 ICT 活用ハンドブック」を活用した授業プランや教材の使用方も含めた実践的な研修に加え、多様な教材を活用できる環境整備を進めていく必要がある。</p> <p>コロナ禍の影響により、リーダー養成の集合研修の回数を縮小することとなり、プログラミング教育の理論を踏まえた授業実践に弱さが見られる。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	<p>全小学校における 1 名しっ皆研修 (教育政策課)</p> <p>・情報教育担当者を対象に、プログラミング体験や協働学習支援ツールを用いた実践的な研修を行い、教員の ICT を活用した授業力の向上を図る。</p>	<p>情報教育担当者会の開催【R2～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラミング教育・ICT 活用推進チームを設置し、情報共有及び研修内容の検討 (5 月、7 月) ・東部、中部 (土長南国、吾川)、中部 (高岡)、西部ブロック別でのオンラインによる研修会の実施 (計 5 回) ・タブレット端末の活用事例の紹介や協働学習支援ツール等の ICT 活用を促進 ・研修内容 (模擬授業等) を踏まえた指導案の作成 ・2 学期以降に各校で実践し、レポートを提出
	<p>情報教育推進リーダーの養成 (小中学校課)</p> <p>・小学校におけるプログラミング教育の充実を図るために、情報教育の推進役となるリーダー教員を養成する。リーダー認定後は、活動指針に基づき、ICT の活用及びプログラミング教育の普及に努める。</p>	<p>養成計画【R2～4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：14 名 R3：12 名 R4：12 名 3 年間で各市町村に 1 名以上 養成プログラム (1 年目) ・模擬授業、教材体験、指導案検討、授業実践、実践報告、先進校視察 等 活動指針に基づく普及活動 (2 年目以降) ・授業実践の公開、研修会等の講師、家庭・地域への発信各種協議会等への参加 等

事業 名称	プログラミング教育の体制整備	事業 No,	77
		担当課	教育政策課 教育センター

概要	小学校におけるプログラミング教育の必修化に対応し、プログラミング教育をはじめとする ICT 活用教育に関する研修を実施するとともに、授業に必要な教材を学校に貸し出すことで、現場で速やかに実践できる環境を整える。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>プログラミングに対する教員の理解が促進されるとともに、プログラミング教材の活用が促進されることにより、全ての小学校においてプログラミング教育の授業づくりが進み、各学校での効果的な実践が普及する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内4カ所の拠点におけるプログラミング教材の貸出回数：計120回（1拠点：年30回） R2.6月から貸出の実施（R3.2月末：44回）
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染症対策により、集合研修は実施することができなかったが、オンラインによる研修を開催することで、プログラミング学習や協働学習支援ツール等のオンライン上での有効性を実感してもらうことができ、「新しい学習スタイル」に対応した研修を実施することができた。</p> <p>R2年度からの必修化とあわせてGIGAスクール構想の実現や新型コロナウイルス感染症対策等により、学校のICT化が急速に進展したことから、小学校プログラミング教育を含めた「新しい学習スタイル」に対応した学習支援の方法について研究していく必要がある。</p> <p>実践事例を継続的に収集し、授業プランや教材の使用方法も含めた実践的な研修に加え、学習支援プラットフォーム等を活用し、多様な教材を即時に利用できる環境整備を進めていく必要がある。</p>
----------------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施 内容	<p>市町村教育委員会連合会における研修 (教育政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村の教育長に対し、プログラミング教育や学習支援プラットフォーム等のICTに対する理解を深めていただき、デジタル技術の活用を促すための研修を実施する。 	<p>有識者による講演会の開催【R2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のため中止
	<p>プログラミング教材の貸出 (教育政策課・教育センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラミングの授業で活用できるロボット教材等を県内4カ所の拠点に備え、各学校等に貸し出すことで、教材未整備の学校でも授業実践や校内研修が可能な環境を確保する。 	<p>プログラミング教材の貸出【R2～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育センター及び各教育事務所内の「教科研究センター」にて、各学校に教材の貸出を実施 ・情報教育担当者会等の各種講座において、教材の活用を促す。 ・高知みらい科学館「プログラミング体験講座」への貸出実践事例の収集 ・教材返却時に実践報告書を提出 ・報告書を実践事例としてストックし、校務支援システムのグループウェア及び学習支援プラットフォームに掲載して全校に情報発信

事業 名称	高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	事業 No,	78
		担当課	高等学校課

概要	高度なデジタル技術を活用し、AI やデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向け、モデルとなる高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の魅力を深め、専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できる環境を整備する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 未)	<p>生徒が、次世代に対応した資質や能力を身につけ、AI やデータサイエンス分野で活躍できるよう高大連携した教育システムが構築されている。</p> <p>R2：大学との協議、目標の設定</p> <p>R3：具体的な学習内容を協議、教育課程（高校）の編成</p> <p>R4：新教育課程での実践</p> <p>R5：大学の講座を活用した学習活動を開始</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 未)	<p>データサイエンス分野など、次世代に対応した資質や能力について、大学と連携した教育システムを検討し、具体的な方策等について協議を行うことができた。</p> <p>大学と高等学校の具体的な連携方法等の検討</p> <p>必要な資質・能力及びそれらを身につけさせるための教育方法の検討</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施 内容	大学と連携した教育システムの構築 ・高等学校及び大学等と連絡・調整を行いながら生徒がデジタル社会に対応した能力を身につけるための学習システムについて検討する。	大学と連携した教育システムの研究 ・システムの方向性についての検討【R2】 ・新学習指導要領における教科「情報」の指導内容等に関する研究
	高等学校、大学等との連携・検討 ・県内大学と連携方法等について協議を行い、高等学校で必要とされる学習内容や方法等について検討する。	高等学校、大学等との連携・検討 ・年3回 ・データサイエンス分野の現状等の情報交換 ・県内大学と連携方法等について定期的な情報交換及び協議

事業名称	中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	事業 No,	79
		担当課	小中学校課

概要	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを目指す市町村教育委員会に対して支援を行うことで、学校と地域との連携・協働によりチーム学校として教育活動を充実させるとともに、社会に開かれた教育課程の実現を目指す。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 未)	<p>中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、魅力と特色ある学校づくりを推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（「よく参加している」と回答した割合） 指定校：100%（R2：66.7%） 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるという児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 指定校：40%以上 かつ全国平均以上（R2：38.2%（R1 全国平均：小 18.9%、中 11.5%））
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 未)	<p>コミュニティ・スクールを導入した指定校においては、地域学校協働活動との一体的な取組により、生活科・総合的な学習の時間を柱とした9年間のカリキュラムの作成及び実践の充実が図られてきている。</p> <p>コロナ禍の影響により、指定校の取組の発信が十分できていない。</p> <p>コミュニティ・スクールの導入は進んできているが、学校運営協議会が形式的な会になっている学校が多い。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>指定地域及び指定校への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や、特色ある学校づくり及び教育課程の編成などの体制整備の支援を行う。 	<p>指定地域及び指定校</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定期間：2年 指定終了後は、各市町村が主体となって取組を推進 【R1～2】6市町村（小学校6校・中学校6校） 【R3～4】6市町（小学校7校・中学校6校） 専任アドバイザーによる学校支援訪問 1校当たり訪問回数：指定1年目の学校 5回程度 指定2年目の学校 3回程度 連絡協議会の開催（年2回） 先進校視察研修の実施（指定1年目の学校のみ） 義務教育学校でコミュニティ・スクールを導入している学校を視察

事業名称	高等学校の魅力化・情報発信の推進	事業 No,	80
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>中山間地域等の高等学校の魅力化に向けて、次の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元市町村や企業と連携した探究学習や課題研究など学習内容の充実 ・優秀な指導者の招へいや練習環境の充実などによる部活動の充実・強化 ・学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信 ・市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組への支援
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>中山間地域等の高等学校が、ICT の活用等による学習環境の充実、地元市町村や地元中学校とのさらなる連携向上などにより魅力化が図られ、地域内外から入学を希望される学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の高等学校のうち、R1 年度と比較して入学者数が増加した学校数：10 校中 10 校 (R2：10 校中 0 校)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>中山間地域の小規模校 10 校への遠隔システムの導入とともに教育センターを拠点とする授業や補習等の配信実現により、生徒のニーズに応じた進路実現を図ることができる学習環境を整えた。また、学校の魅力を全国に発信することにより、県外からの入学者数も増加している。</p> <p>教育振興施設整備事業費交付金を活用して、梶原町及び本山町(土佐町との共同事業)が各々の地域の教育力向上や活性化を目的として整備していた施設が完成した。</p> <p>中山間地域等の高等学校においては、人口減少に伴い中学校卒業生数も減少していく中、高等学校としての教育の質の確保していくため、地元中学校からの進学率向上をはじめとした生徒確保に向けた取組が必要である。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	<p>中山間地域等の高等学校の振興に向けた具体的計画の策定支援・実施支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元市町村などと連携して学校の振興に向けた事業実施を支援する。 	<p>中山間地域等の高等学校の振興に向けた具体的計画の策定【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的計画を策定した中山間地域等の高等学校数 R2：10 校 (R1：2 校、R2：8 校) ・具体的計画に基づく事業実施 コンサルタントを県立高等学校に導入し、その助言を高等学校の魅力化につなげる。【R3～4】 ・コンサルタントを導入する高等学校数 R3：2 校→R4：4 校
	<p>小規模校の入学者数の増加を目指し、学校の魅力を全国に発信する事業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域教育魅力化プラットフォーム主催の「地域みらい留学フェスタ」への参加を支援する。 	<p>小規模校の魅力を全国に発信し、県外からの入学者数の増加につなげる。【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外から県内の県立高等学校へ入学した生徒数 R2：11 名
	<p>国の指定事業などの活用に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」など学習内容、学習環境の充実や学校の魅力化につながる国の指定事業などの採択や事業実施にあたって学校への支援を行う。 	<p>地域との協働による高等学校教育改革推進事業などの指定・採択【R2～4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：2 校 R3：2 校 R4：3 校
	<p>教育振興施設整備事業費交付金による地域の教育力向上及び活性化への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う高等学校を核とした地域の教育力向上や活性化のための施設整備に教育振興施設整備事業費交付金により支援を行う。 	<p>教育振興施設整備事業費交付金【R2～4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定累計件数 R2：2 件 R3：2 件 R4：3 件

事業名称	施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	事業 No,	81
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を推進する。また、山田高等学校の学科改編に伴う教室改修等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合する学校の施設について、現在の安芸桜ヶ丘高等学校の敷地に整備する。（本校舎・体育館改築、実習棟等改修） ・清水高等学校を土佐清水市内の高台に移転し、新たな校舎を設定する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校とを統合した学校を R5 年 4 月に開校するとともに、清水高等学校を R5 年度をめどに移転する。</p> <p>山田高等学校では、R2 年 4 月の学科改編に伴い、教室改修等の教育環境の充実を図る。(R2 完了)</p>
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>山田高等学校の学科改編に伴う教室改修等が完了し、必要な学習環境を整えることができた。</p> <p>安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校とを統合する（新）安芸中学校・高等学校の施設整備の実施設計が完了した。</p> <p>清水高等学校の高台移転については、必要な用地を取得し、委託により基本設計に着手できた。</p> <p>（新）安芸中学校・高等学校については、引き続き施設整備の取組の円滑な推進を図るとともに、施設整備完了時期の先送りに伴う対応を検討する必要がある。</p> <p>清水高等学校の高台移転については、設計委託業者や関係課、関係者と緊密に連携するとともに地域の理解を得ながら、設計、工事をはじめとする高台移転の取組を円滑に進めていく必要がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>安芸中学校・安芸高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合した学校の施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5 年 4 月に統合した学校が開校できるよう施設整備に取り組む。 	<p>安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合した（新）安芸中学校・高等学校の開校【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：基本設計及び実施設計の完了 ・R3：先行工事・実習棟等の改修工事完了、本校舎等の改築工事に着手 ・R4～5：本校舎等の改築工事（目標：R6.3月完了）（R5.4月（新）安芸中学校・高等学校の開校）
	<p>清水高等学校の高台移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5 年度をめどに移転できるよう新校舎の整備に取り組む。 	<p>清水高等学校の高台移転【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：移転先用地取得、基本設計着手 ・R3：実施設計着手、一部先行工事の実施 ・R4～5：校舎等の整備工事（目標：R6.3月完了）
	<p>山田高等学校の教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2 年 4 月の学科改編に伴い、教室改修等教育環境の充実を図る。 	<p>山田高等学校の教室改修等の実施【R2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：教室改修、関係備品の導入等の完了

事業名称	県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	事業 No,	82
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づき、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校との統合完了に向け、高知国際中学校・高等学校等における取組を推進するとともに、須崎総合高等学校の施設整備等を推進する。</p> <p>高知国際中学校・高等学校の国際バカロレア認定に向けた取組や、R3年度の高知国際高等学校開校に向けた準備を推進するとともに、国際バカロレア教育や学校への理解を促すため、積極的な広報に取り組む。</p> <p>須崎工業高等学校と須崎高等学校を統合し開校した須崎総合高等学校において、一部残っている施設整備工事等について着実に推進する。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>R5年度における高知国際中学校・高等学校の円滑な運営による統合完了</p> <p>須崎総合高等学校における施設整備工事等の完了</p>
-----------------------	--

取組の成果と課題 (R2末)	<p>高知国際中学校・高等学校が、国際バカロレア機構の審査を受け、MYP(中学校段階のプログラム)及びDP(高等学校段階のプログラム)の認定校として認定された。</p> <p>高知国際中学校・高等学校における国際バカロレア教育のさらなる充実など着実な取組を進める必要がある。</p> <p>高知南中学校・高等学校、高知西高等学校及び高知国際中学校・高等学校による連携・融合に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>関係者、関係機関等と連携した須崎総合高等学校の施設整備等を円滑に進める必要がある。</p>
-------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	<p>高知国際中学校・高等学校における教育内容の充実等に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年度卒業生のうちDPコース選択生徒全員がIB資格を取得する。 	<p>高知国際中学校・高等学校の教育内容の充実に向けた各取組の推進【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：国際バカロレアMYP・DP認定校として認定 ・R3.4月：高知国際高等学校の開校 (R6.3月：高知国際高等学校第1期生卒業)
	<p>高知南中学校・高等学校、高知西高等学校及び高知国際中学校・高等学校の連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校関係者の意識の共有や国際バカロレアの理解促進を図る。 	<p>高知南中学校・高等学校、高知西高等学校及び高知国際中学校・高等学校の連携促進【R2～4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル推進教育委員会等を通じた各校の連携促進 (R5.4月：統合終了)
	<p>須崎総合高等学校における施設整備工事等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡り廊下等整備工事を着実に推進する。 ・須崎市との連携による関連市道整備等に向けた取組を推進する。 	<p>須崎総合高等学校における施設整備工事等の推進【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：渡り廊下等整備工事の実施 須崎市による関連市道設計業務の推進、須崎市との協議 ・R3～6：須崎市による関連市道整備の取組推進、須崎市との協議

事業名称	市町村教育委員会との連携・協働	事業 No,	83
		担当課	教育政策課

概要	<p>県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や高知県市町村教育委員会連合会等との情報共有・協議のための機会を設ける。</p>
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>本県の教育の振興、様々な教育課題の解決に向けて、県と市町村の教育行政が目標や課題を共有し、方向性を合わせた取組を実施している。</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、集合型での情報共有の機会の確保は困難であったものの、適宜 Web 会議等を導入することで、必要に応じた情報共有を行うことができています。</p> <p>本県の教育課題や県・市町村の施策の実施状況等について、県教育委員会と市町村教育委員会との定期的な情報共有の機会を引き続き確保するとともに、課題に対し適時に連携・協働して対応するための協議等の機会を積極的に設ける必要がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	<p>市町村教育委員会連合会等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 県と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、市町村教育委員会の連合会や協議会等との定期的な情報共有・協議のための機会を設ける。 	<p>市町村教育長会議及び合同研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間 8 回 (予定) 市町村教育長会議 : 1 回 市町村教育委員会連合会研修会 : 3 回 都市教育長協議会意見交換会 : 2 回 町村教育長会研修会 : 2 回
	<p>教育課題に応じた連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の児童生徒の約半数を抱える高知市との連携や、全市町村に共通する ICT 環境等の整備など、時機を捉えた教育課題について協議を行い、目標の実現に向けて連携・協働した取組を推進する。 	<p>高知県・高知市 知事・市長及び教育長連携会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 年 1 回開催 「GIGA スクール構想」の実現に向けた取組【R2~】 県内統一での調達を実施するため、共通の仕様書を提示【R2】 県及び 17 市町村での端末導入合同入札の実施【R2】 県及び 19 市町村でのクラウドフィルタリング合同入札を実施 (R3.4 月)

事業 名称	教育版「地域アクションプラン」推進事業	事業 No,	84
		担当課	教育政策課

概要	<p>県の第2期教育大綱や第3期高知県教育振興基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方針などを踏まえ、教育課題の解決に向けて推進される各市町村の自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議したうえで、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行う。</p>
----	--

到達 目標	<p>県と市町村が教育施策に関する方針や課題等を共有し、両輪となって事業を実施することで、地域の子どもたちの実情に応じた取組が行われている。</p>
めざす姿 (R5 末)	<p>市町村の施策マネジメント力がより一層向上し、実効性の高い事業が展開されている。 ・各市町村が実施する事業検証において目標を達成できた割合が100% (R1:100%)</p>

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部の取組をオンラインによる実施に切り替えるなど、「地域アクションプラン」推進事業における ICT の活用が進み、各市町村等においても事業内容を見直す契機となった。</p> <p>事業を計画するに当たって、県の基本目標や各対策に定める指標の達成に向けた関連付けが十分でない事例も見られ、適切な指導・助言を行う必要がある。</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2~5 年度)
実施 内容	<p>高知県地域教育振興支援事業費補助金 ・県の教育大綱や基本計画に定められた方向性を踏まえた取組のうち、下記の要件に該当する事業を補助対象とする。</p> <p><事業要件> チーム学校の推進 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実 デジタル社会に向けた教育の推進</p>	<p>市町村の自主的・主体的な取組の推進 ・事業を活用する市町村等 (34 市町村、1 学校組合、1 団体) ・主な取組 チーム学校の推進 R2: 36 市町村等 R3: 34 市町村等 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実 R2: 17 市町村等 R3: 16 市町村等 デジタル社会に向けた教育の推進 R2: 9 市町村等 R3: 13 市町村等</p>
	<p>市町村の進捗管理及び施策マネジメント力の向上のための支援 ・各教育事務所に配置した担当指導主事等による事業内容への積極的な指導・助言の実施により PDCA サイクルを確立する。</p>	<p>事業計画策定時に目標値 (KPI) を設定 ・ヒアリング時に確認 各教育事務所の担当者による指導・助言のための事業ヒアリング ・年2回 (予定) 進捗管理表による学期ごとの自己検証の実施 ・年3回</p>

事業名称	地域学校協働活動推進事業	事業 No,	85
		担当課	生涯学習課

概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働本部の設置率（小・中学校） R4 までに 100%（R2：94.1% 小学校 171 校、中学校 100 校、義務教育学校 2 校） 高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合：100%（R2：68.3%）
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>地域学校協働本部の設置は R1：92.4%から R2：94.1%と順調に進んでおり、コロナ禍における見守り活動や学習支援が不安を抱える子どもたちの心の安定につながったという声もあった。</p> <p>市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。</p> <p>各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	<p>地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校と地域との一層の連携・協働に向け、市町村や学校、地域の方等に地域学校協働本部の意義や取組等について、周知・啓発を行う。 	<p>学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 名配置（3 教育事務所と高知市に各 1 名） 地域学校協働本部実践ハンドブックや取組状況調査の結果などを活用し、訪問活動による学校等への助言を実施 PTA や社会福祉協議会等関係機関との連携体制の強化 「事業状況調査票」を活用した進捗管理 全公立小・中学校 高知県地域学校協働活動研修会の開催 全体会 年 1 回 R2：中止 ブロック別（東・中・西部）年 1 回ずつ 地域コーディネーター研修会の開催 東・中・西部 年 2 回ずつ R2：1 回ずつ
	<p>高知県版地域学校協働本部への展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働本部の取組を、下記の要件を満たす「高知県版地域学校協働本部」への発展を図る。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「高知県版地域学校協働本部」の要件 充実した地域学校協働活動の実施 学校と地域との定期的な協議の場の確保 民生・児童委員の参画による見守り体制の強化</p> </div>	<p>民生・児童委員との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 参画要請と学校訪問等による参画状況の確認 市町村毎に設定した設置計画に基づき、地域や学校において資源や特色を生かした協働活動を推進 H29 モデル校・事例集や H30 市町村推進校の取組等を参考に各地域や学校で主体的に取組展開 取組状況調査の実施 各市町村の取組が円滑に進むよう、県全体の設置計画に基づき、指導主事を中心とした学校訪問等を通じた助言等個別支援

事業名称	新・放課後子ども総合プラン推進事業	事業 No,	86
		担当課	生涯学習課

概要	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学び場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等の活動を支援する。 また、家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行う。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。 ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率（小学校）：100%（R2：96.3%） 「放課後学びの場」において子どもたちが学ぶ力を身につけることができている。 ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率（小学校）：100%（R2：98.8%）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	全小学校区の 96.3%（182/189 校）に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率は R1：98.1%から R2：98.8%と増加している。 待機児童及び国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。 各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識・技能の向上などが求められる。
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置及び活動内容の充実 ・「新・放課後子ども総合プラン」を実施する市町村等に対し財政的な支援を継続するとともに、放課後等における補充学習・体験活動の実施や学び場の充実を図る。	設置促進と活動内容の充実 ・市町村への運営補助 ・放課後補充学習（学校管理下）の取組と連携した一体的な実施 ・全市町村訪問、取組状況調査の実施（8～10 月） ・児童クラブ施設整備への助成
	人材育成、人材確保 ・放課後児童支援員認定資格研修など、活動に携わる方々が必要な専門知識を習得するための研修を充実させ、資質向上を図る。	放課後児童支援員認定資格研修の開催 ・4 日間×年 1 回 子育て支援員研修（放課後児童コース）の開催 ・2 日間×年 1 回 放課後児童支援員等の資質向上研修の開催 ・年 10 回程度（ICT の活用を検討） 市町村に研修の年間計画（案）を提示 児童クラブの人材確保のため効果的な広報を検討・実施
	厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備 ・家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすいよう、補助金の活用や利用要件を満たす対象者への制度等の周知について市町村に働きかけを行う。	利用しやすい環境整備 ・利用料減免や開設時間延長等にかかる財政支援 ・児童クラブの利用要件を満たす対象者への声かけや補助事業の活用を市町村に周知徹底
	学び場人材バンクによる支援 ・人材紹介や出前講座の普及・活用により、多様な学びの機会を提供する。	学び場人材バンクの運営 ・ボランティア等の地域人材の発掘・登録 ・人材紹介や出前講座の実施、人材育成等への支援

事業 名称	PTA活動振興事業	事業 No,	87
		担当課	生涯学習課

概要	<p>教育行政、学校、保護者が、協働して地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区において PTA の研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTA の具体的な活動につなげる。また、保幼小中高の連携した活動が多くの保護者の参画を得て活性化するように、関係者の取組を支援する。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的な PTA 活動が推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上 (R1：75.4%) ・ PTA・教育行政研修会で学んだことを単位 PTA の取組につなげた割合：100% (R1：96%)
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため、開催できたのは高知地区だけであったが、研修会に対する肯定的評価の割合は91%と高く、「子どもとの関わり方を客観的に見直す機会」や「PTA での新たな取組を考えるヒントを得た」など肯定的な意見が多く見られた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を講じ、参加者が安心して意見交換できる研修会の開催が必要である。</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施 内容	<p>PTA・教育行政研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内7地区で、地域ごとの教育課題に応じたテーマを PTA や県・市町村教育委員会関係者が議論し、地域での活動につなげていくための研修会を開催する。 ・ 計画に掲げる指標の達成に向け、研修において、基本的な生活習慣の確立や、良好な親子関係構築に向けた家庭内の会話の重要性について、啓発・情報提供を行う。 ・ 研修会実施後は、次年度に向け、アンケートを基に改善点等について分析したうえで県小中学校 PTA 連合会の役員と協議を行う。 	<p>PTA・教育行政研修会の開催</p> <p>毎年度県内7地区で順次開催</p> <p>R2：高知地区のみ開催(全7地区中6地区中止)</p> <p>R3の開催予定</p> <p>安芸地区 (5月)</p> <p>香美・香南地区 (7月)</p> <p>土長南国地区 (8月)</p> <p>吾川地区 (7月)</p> <p>高岡地区 (7月)</p> <p>幡多地区 (6月)</p> <p>高知地区 (R4年1月～2月)</p> <p>各教育事務所と次年度の各地区 PTA・教育行政研修会についての検討会(12～1月)</p> <p>R2：未実施</p> <p>高知県小中学校 PTA 連合会と高知県教育委員会の教育研修会の開催(2月)</p> <p>R2：2月実施</p>

事業名称	家庭教育支援基盤形成事業	事業No.	88
		担当課	生涯学習課

概要	<p>保護者を対象とした子育て講座など市町村が行う家庭教育支援の取組を支援する。</p> <p>県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣する。</p>
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭の教育力が向上している。</p> <p>多くの家庭が、よりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに、規則正しい睡眠や食事などの基本的な生活習慣が確立されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズム名人認定率：50%以上 (R1：43.1% R2：44.8% (1月末現在)) ・「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合：85%以上 かつ全国平均以上 (R1 小学校：81.1% (81.4%) 中学校：79.6% (78.0%)) ()内は全国平均 ・「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合：95%以上 かつ全国平均以上 (R1 小学校：90.3% (91.6%) 中学校：92.8% (92.8%)) ()内は全国平均
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>家庭教育支援基盤形成事業未実施の市町村及び地区 PTA へ事業説明の訪問を行ったことにより、3市が新たに事業を行うこととなった。(3市増1町減)</p> <p>より多くの地域に取組を広げていくためには、それぞれの地域に家庭教育支援の核となる人材を育成していく必要がある。</p> <p>全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	<p>市町村の家庭教育支援の取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を推進する。 	<p>家庭教育支援への助成</p> <p>R2：16市町村</p> <p>R3：事業実施予定市町村：18市町村 (うち家庭教育支援チーム：6市町6チーム)</p>
	<p>「親の育ちを応援する学習するプログラム」の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「親の育ちを応援する学習プログラム」を各地域で実践できるファシリテーターを養成し、県内全域でプログラムの活用促進を図る。 	<p>認定ファシリテーター養成研修会実施</p> <p>R2：ステップアップ研修</p> <p>R3～：ファシリテーター養成研修会</p> <p>認定ファシリテーターの派遣</p> <p>R2：7箇所9名のファシリテーターの派遣</p> <p>R3～：ファシリテーターの派遣</p> <p>各地区入門講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部、西部、中部地区で学習プログラムを体験する講座を実施(各地区1回)
	<p>早寝早起き朝ごはん県民運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早な早起き朝ごはんフォーラムを開催し、よりよい生活習慣の啓発を図る。 ・基本的な生活習慣などの状況を親子で点検する生活リズムチェックカードの活用促進を通じて、よりよい生活習慣の定着を促す。 	<p>生活リズムチェックカードの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全保育所・幼稚園等の4～5歳児及び全小学生にチェックカードの配付 「高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム2021」の開催 R2：オンデマンド配信 R3：オンラインと会場の同時開催

事業 名称	園内研修支援事業	事業 No,	89
		担当課	幼保支援課

概要	<p>保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善を行った園の割合：100%（R2：74.2%）</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>ガイドライン等を活用し、保育の振り返りや職員間の話し合い等を行ったことで、保育の見直し・改善を行った園が増加した。</p> <p>保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、各園でガイドライン等を活用して保育を振り返るとともに、各自の振り返りを基に話し合いを行い、園の保育を語り合うことの意義を引き続き周知していく必要がある。</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施 内容	<p>園内研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的・計画的な園内研修の実施から、組織的・計画的な研修体制を確立し質の向上が図られるよう、幼保支援アドバイザー、幼保支援課指導主事等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修等の支援を行う。 	<p>園内研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知・実施 ・教育センターとの連携支援 ・幼保支援アドバイザー等の派遣 各園の研究テーマや課題に基づいた研修支援 ガイドラインを活用した研修支援
	<p>ブロック別研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック内における主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と、園内研修の企画・立案・運営を行うミドル職員を育成するために、県内13ブロックにおける「ブロック別研修会」を開催する。 	<p>ブロック別研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な園内研修の実施に向けた年間を通じた研修支援

事業 名称	園評価支援事業	事業 No,	90
		担当課	幼保支援課

概要	管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有したうえで、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、園評価に関する研修の実施や幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 未)	園経営計画に基づく園評価が各園で実施され、質の高い教育・保育を目指した園運営の組織的・継続的な改善が進められている。 ・園評価の実施率 幼保連携型認定こども園・幼稚園・保育所：100% (R2 幼保連携型認定こども園・幼稚園：100%・保育所：89.7%)
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 未)	園評価に関する研修の実施や幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を実施したことにより園評価に取り組む保育所が増加した。 園評価への正しい理解に基づく実施と、よりよい実践に向けた評価の PDCA サイクルの確立を促す必要がある。
----------------------------	--

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
	園評価の手引き研修会の実施 ・各園の特性を生かした組織的・計画的な教育・保育の実施や改善が行われるよう、正しい理解と地域における実践交流等を図るための研修会を実施する。	園評価の手引き研修会の実施 ・ R2 : 2 回 (2 地域) ・ R3 ~ : 教育センター研修の中で実施
	評価計画等の PDCA サイクルに基づく園評価の実施に向けた支援	幼保支援アドバイザー等による相談支援・園内研修支援 ・ 市町村単位の相談会、個別相談会の実施
	園評価等の実施状況の把握 ・園評価 (学校評価) の実施状況調査を行い、各保育所等における園評価の実施を促す。	園評価等の実施状況調査 ・ R2 ~ : 1 回 (12 月) ・ 園評価等を実施していない園への個別支援の実施

事業名称	基本研修	事業 No,	91
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、保育者のキャリアアップ研修を教育センターを中心として実施し、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組む。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>保育者として専門性が高まり、基礎的な保育の実践力が身についている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修受講率 新規採用保育者研修：80%以上 (R2：50%) <p>管理職がリーダーシップを発揮することにより、人材育成や園組織の改善が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修受講率 主任・教頭等研修：80%以上 (R2：74.5%) 所長・園長研修：80%以上 (R2：69%)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>所長・園長研修、主任・教頭等研修の受講率は年々上昇し、研修受講者が増加することにより、保育者としての専門性の向上と基礎的な保育の実践力の向上につながった。また、受講者が研修内容に概ね満足できる研修となっていた。</p> <p>主任・教頭等研修受講率 (R1：67% R2：74.5%) 所長・園長研修受講率 (R1：65% R2：69%)</p> <p>研修代替の保育者が確保できないことや、複数の保育者を研修に参加させることが困難といったことから、新規採用保育者の研修への参加が十分でない。新規採用保育者研修受講率 (R1：56% R2：50%) 研修受講率は上昇しているが、所長・園長研修、主任・教頭等研修ともに十分な参加とはいえない。</p>
--------------------	---

実施内容	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
	基本研修 (新規採用保育者研修) の実施 ・保育士・幼稚園教員・保育教諭として専門性を高め、基礎的な保育の実践力を身につけさせるための研修を行う。	新規採用保育者研修 ・日数 7日 センター研修 5日 園内研修 2日
	基本研修 (主任・教頭等研修、所長・園長研修) の実施 ・リーダーシップを発揮し、園経営の責任者として、人材育成や組織改善などの経営的資質の能力を身につけさせるための研修を行う。	主任保育士・幼稚園教頭等研修の充実 ステージ センター研修 3日 (内、遠隔2日) ステージ センター研修 2日 (内、遠隔1日) ステージ センター研修 1日 ・人材育成や保護者対応に関する内容の充実 高知県教育・保育の質向上ガイドラインの活用 ・基本研修全般において、キャリアステージごとに活用 ・講義・グループ協議の実施
	研修実施に係る代替保育者の確保 ・保育者が研修に参加しやすくするため、代替保育者の配置に対して支援するとともに、研修代替要員等として配置可能な子育て支援員を養成する研修を実施する。	研修代替保育者の配置に対する補助 ・補助制度の活用について施設設置者への広報を実施 子育て支援員を養成する研修の実施 ・5～8月実施 子育て支援員等の資質向上のためのフォローアップ・現任研修の実施 ・2月実施

事業名称	保育士等人材確保事業	事業 No,	92
		担当課	幼保支援課

概要	潜在保育士の就職支援等を行う保育士再就職支援コーディネーターを福祉人材センターに配置するとともに、新規卒業者の確保・就業継続支援研修等の実施を委託する。また、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育補助者の雇い上げに必要な費用等を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	保育所等において、年度途中の入所や、障害児保育、延長保育等の保育ニーズに対応するために必要な保育人材が確保できている。
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>保育所等において、年度途中の入所や、障害児保育、延長保育等の保育ニーズに対応するために必要な保育人材は一定数確保できた。</p> <p>施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、0歳児などの途中入所児童の把握が難しいこと等の要因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する正規職員を採用しにくい状況にある。</p> <p>高知市等において待機児童が発生している。</p> <p>求職者の中には、臨時職員やパート職員を希望している有資格者もいるが、勤務時間帯や賃金面での希望が合わず、雇用につながらない状態となっている。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	潜在保育士の就職支援 ・福祉人材センターに保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士の活用支援等を行う。	保育士再就職支援コーディネーターの配置 ・保育所等に関する採用募集状況の把握 ・就職説明会等で求職者のニーズに合った就職先の提案 ・職場見学・体験のコーディネート等 ・潜在保育士向け就業前研修の企画・実施
	保育士資格の取得のための修学支援 ・保育士資格の新規取得者の確保のため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。	保育士修学資金貸付の実施 ・R2 : 新規 26 人 ・R3~5 : 新規 40 人 ・保育士職業紹介用 DVD を中学校・高等学校へ配付 (修学資金貸付制度の紹介)

事業名称	保幼小連携・接続推進支援事業	事業 No,	93
		担当課	幼保支援課

概要	「高知県保幼小接続期実践プラン」を基に各市町村教育委員会が開催する小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者を対象とした研修会や、保幼小の連絡会・交流活動により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実施・改善されるよう支援する。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に普及する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>接続期カリキュラムを作成・実施することにより、子どもたちを健やかに育てていくための就学前の教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保幼小の連絡会等実施率（年 3 回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2：連絡会等実施率：保育所・幼稚園等：49.5%、小学校：55.7%） ・保幼小の子どもの交流活動実施率（年 3 回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2：保育所・幼稚園等：42.6%、小学校：50.6%）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>モデル地域については、アドバイザー等が重点的に支援することにより、保幼小連携・接続の取組が充実し、子どもの発達に応じたカリキュラムの実施・改善につながった。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためモデル地域の取組を全ての地域に普及することや、ねらい（目標）を明確にした交流活動等を充実させることは計画どおり進まなかった。</p> <p>小学校への引継ぎを意識した、幼児の主体的な生活や遊びを大事にした保育実践が十分でない保育所・幼稚園等が見られる。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	<p>モデル地域への支援と取組成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保幼小連携・接続の取組のモデル地域（田野町・越知町・黒潮町）に対し、保幼小連携アドバイザー等による重点的な訪問支援等を行う。 ・保幼小連携・接続をテーマとしたシンポジウム等の開催により、モデル地域の取組成果を普及し、市町村等による組織的な取組の重要性の理解を促す。 	<p>保幼小連携・接続推進シンポジウムの開催（R2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職研修（園長・校長）等での保幼小連携・接続の理解と啓発のための講義を実施（R2～） ・接続期カリキュラムの理解・作成に向けた講話や演習の実施（R2～） モデル地域の取組やモデルとなる実践例を県全域に普及 ・ホームページへの掲載 ・指導事務担当者会等で実践につながる具体例等を周知 ・保幼小連携・接続に関する研修の中で実践発表等を実施
	<p>各地域・校区への支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の保幼小連携・接続の取組状況を把握し、保幼小連携・接続プロジェクトチームや保幼小連携アドバイザー等が、各地域の課題に応じた支援を積極的に行うことにより、各地域における接続期実践プランに基づく、接続期カリキュラム等の継続的な実施・改善を促進する。 	<p>合同研修会等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保幼小連携アドバイザー等の派遣 保幼小連携・接続取組状況調査 ・R2～：1回（7月） 各市町村の保幼小連携・接続の取組を強化するための仕組みの検討 プロジェクトチーム会の実施 ・R2：6回 ・R3～：継続実施

事業名称	親育ち支援啓発事業	事業 No,	94
		担当課	幼保支援課

概要	<p>保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各園における親育ち支援担当者の配置率：100%（R2：100%） ・親育ち支援研修計画の作成率：100%（R2：48.5%）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>全ての園に親育ち支援担当者が配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行うための体制が整備され、保護者支援の充実につながった。</p> <p>（家庭支援の計画と記録作成率（R1：89.6% R2：93.9%）</p> <p>保育者が組織的・計画的に保護者支援を行うためには、全ての園で親育ち支援研修計画を作成する必要があるが、各園での取組が進んでいない。（R1：53.9% R2：48.5%）</p> <p>日常的・継続的に親育ち支援を行うためには、正規職員だけでなく臨時職員も含めてスキルアップを図る必要があるが、研修の機会が十分保障されていない。</p> <p>研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>保育者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者を対象に事例研修や講話、保護者の保育者体験の啓発を行うことにより、親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める。 	<p>園内研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 市町村単位の合同研修の支援
	<p>保護者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園等において講話やワークショップ等を行い、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深める。 	<p>園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施</p> <p>就学時健診等の機会を活用した講話の実施</p> <p>保護者会、PTA を対象とした研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー等の派遣

事業名称	親育ち支援保育者スキルアップ事業	事業 No,	95
		担当課	幼保支援課

概要	親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域内で学べる仕組みづくりを支援する。また、親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各園における親育ち支援担当者の配置率：100%（R2：100%） 親育ち支援研修計画の作成率：100%（R2：48.5%）
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>親育ち支援講座や地域別交流会・連絡会等の実施により、親育ち支援担当者や地域リーダーの親育ち支援のスキルアップにつながった。</p> <p>親育ち支援担当者が自園における役割や研修計画等の作成について、中心となって取り組む必要がある。研修の内容が園内で共有されていない園や、園内での親育ち支援の研修が実施されていない園がある。親育ち支援地域交流会やそれぞれの地域の親育ち支援が充実するためには、地域リーダーや親育ち支援担当者の学びや情報共有の場が必要である。</p>
--------------------	---

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
	<p>親育ち支援講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等についての研修を実施し、保育者（親育ち支援担当者）の親育ち支援力の向上を図る。 各園の研修実施状況等を確認し、取組が不十分な園には訪問等し、個別支援を行う。 	<p>親育ち支援講座（3地域）</p> <p>親育ち支援担当者研修会（R3：3地域）</p> <ul style="list-style-type: none"> 親育ち支援担当者の役割等についての講義・演習を実施 <p>各園の親育ち支援の取組状況調査の実施</p> <p>R2：2回（6月、12月）</p> <p>R3～：1回（1月）</p>
	<p>親育ち支援地域別連絡会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 親育ち支援地域リーダーが地域の親育ち支援の課題に向けた取組の検討や実践交流を行い、親育ち支援の充実につなげる。 	<p>親育ち支援地域別連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村での親育ち支援推進に向けた取組の協議 親育ち支援交流会の計画・実施について協議 <p>6地域で実施</p> <p>（年3回以上）</p>
	<p>親育ち支援地域別交流会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 各園の親育ち支援担当者が近隣市町村の園とのネットワークをつくり、地域の課題に応じた研修や実践交流を行うことにより、自園の取組の充実につなげる。 	<p>親育ち支援地域別交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村の親育ち支援地域リーダーを中心とした研修を6地域で実施 <p>（年1回以上）</p>
	<p>親育ち支援地域リーダー研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 親育ち支援地域リーダーのスキルアップやコーディネート力の向上を図り、各園や地域における親育ち支援の内容の充実につなげる。 	<p>親育ち支援地域リーダー研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> 6地域のリーダーを対象とした研修の実施 <p>（年1回：1月）</p>

事業名称	基本的な生活習慣向上事業	事業 No,	96
		担当課	幼保支援課

概要	乳幼児期からの望ましい生活習慣や保護者の関わり方の重要性についての保護者理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげるため、保育所・幼稚園等において、基本的な生活習慣の定着を促すための取組を実施する。
----	---

到達目標	食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について保護者の理解が深まり、子どもたちの基本的な生活習慣が定着している。
めざす姿 (R5 末)	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合：100% (R2：100%) ・午後10時までに寝る幼児の割合(3歳児)：95%以上 (R2：95.1%)

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>幼児期の基本的な生活習慣パンフレット等を活用した取組が浸透したことにより、午後10時までに寝る3歳児の割合が増加した。(R1：81.9% R2：95.1%)</p> <p>多くの園で生活リズムカレンダー等を活用した親子の取組が行われているが、未提出の家庭もあり、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	<p>基本的な生活習慣の定着に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園等において、基本的な生活習慣の定着を促すための取組を実施するとともに、保護者への啓発を進める。 	<p>幼児期の基本的な生活習慣パンフレット・リーフレットの配付(5月、9月)による保護者の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：パンフレット・リーフレット改訂 ・基本的な生活習慣の確立、メディア機器とうまく付き合うこと等を保護者に啓発 ・基本的な生活習慣取組強調月間の取組状況調査を実施 R2：2回(6月、11月) R3～：1回(11月)
	<p>保護者を対象とした学習会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各園において、保護者を対象とした基本的な生活習慣に関する学習会を、親育ち支援保護者研修に位置付けて実施する。 	<p>学習会等の実施支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー等の派遣

事業 名称	社会教育振興事業	事業 No,	97
		担当課	生涯学習課

概要	社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図る。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 未)	<p>社会教育主事の養成及び社会教育担当者の資質向上により、社会教育の推進体制が強化されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事を配置している市町村数 26 市町村 (R2 : 13 市町村) <p>社会教育関係者の活動の活性化や交流の促進により、地域の交流や活性化が進んでいる。</p>
----------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R2 未)	<p>社会教育主事等研修では「社会教育について知識が深まり新しい学びがあった」との回答は 93.1%であり、市町村の社会教育担当者の職務の参考に供した。</p> <p>市町村における社会教育行政の優先度が必ずしも高くないため、各地域で社会教育を活性化していく推進力となる人材が不足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会が開催する年間 3 回の研修会に一度も担当者が出席していない町村数 : 7 町村 (R2)
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施 内容	<p>市町村社会教育担当者の人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社会教育担当者が社会教育に関する専門的な知識・技能を習得するための研修会を開催する。 	<p>社会教育主事等研修会の開催</p> <p>R2 : 延べ 3 回</p> <p>R3 ~ : 3 回</p>
	<p>社会教育主事の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事の資格取得を促進し、社会教育に関わる助言・指導を行う社会教育主事を養成する。 	<p>四国地区大学社会教育主事講習への派遣</p> <p>R2 : 2 名 (愛媛大学)</p> <p>R3 : 6 名 (高知大学)</p> <p>国立教育政策研究所主催の社会教育主事講習への派遣</p> <p>R2 : 1 名 (愛媛大学サテライト)</p> <p>R3 : 1 名 (愛媛大学サテライト)</p>
	<p>社会教育関係団体の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTAをはじめとする社会教育関係団体の活動に対し助成する。 	<p>社会教育関係団体への助成を通じた活動支援</p> <p>R2 : 補助先 7 団体</p> <p>R3 : 補助先 7 団体</p> <p>社会教育関係団体主催事業の広報等の支援</p>
	<p>社会教育関係者間の交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体や関係者が多様な実践事例に学ぶ機会を提供し、関係者間の交流を深めるとともに、社会教育の活性化につなげる。 	<p>社会教育実践交流会の開催 (年 1 回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会の開催 (年 3 回) ・各地区社会教育実践交流会開催への支援 ・オンライン配信の検討

事業名称	自然体験活動の推進	事業 No,	98
		担当課	生涯学習課

概要	<p>子どもの生きる力を育成するために、小学校や民間団体等が、青少年教育施設や公民館等を活用して行う森林環境学習や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援する。</p> <p>学校林等、森を使った活動を行う際に、利用する森林の環境整備や保全、活動の補助を行うことのできる地域人材を育成する研修を開催する。</p>
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>本県の豊かな自然環境を活用した森林環境学習や体験活動を経験したことのある児童生徒が増加している。(R1 宿泊体験活動実施校：16校)</p> <p>事業実施校全てにおいて、参加児童生徒の「生きる力」が育成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施後アンケート結果が実施前に比べて向上している学校の割合：90% ・森林や木を活用した体験活動や環境学習が行える環境を整えるための人材育成が進んでいる。 ・R3 からの研修受講者：60人以上
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>市町村教育長会、校長会、市町村教育委員会訪問等で、事業説明を行うことで、前向きに事業実施を検討していただいた。</p> <p>学校における行事の精選や働き方改革、新型コロナウイルス感染症の影響により、1泊以上の集団宿泊体験の機会が減少している。</p> <p>より魅力的な体験プログラムの開発が必要である。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	<p>市町村教育委員会や関係団体への事業周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容とともに既実施市町村や学校の事例をもとに効果等を説明し、明確なねらいを持った事業実施を促す。 	<p>「事業実施例」の作成及び訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会・学校への実施希望調査 4～5月：当年度実施校、10～12月：次年度実施校 ・要綱、チラシの送付及びホームページへの掲載 4月：民間団体(福祉施設や青少年教育団体等)へ周知 「研修案」の作成及び訪問 ・市町村、市町村教育委員会、校長会で説明 4～5月：参加者募集 6～1月研修実施(4日程度) ・チラシの送付及びホームページへの掲載等による広報 森林体験活動を実施する学校への訪問による事例紹介 ・地域人材を活用した取組を実施している学校等を取材し、事例を紹介 関係団体への周知 ・小学校等の地域学校協働本部事業の協力者に対して、学校やPTAから参加を促進 ・子どもを対象とした事業を行っているNPO法人、青少年教育団体・社会福祉法人等に向け、幅広く事業を周知
	<p>森林環境学習及び体験活動プログラムの検討(実施校と青少年教育施設、森林関係団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容に応じて、指導者を講師として派遣 	<p>青少年教育施設や学校での事前検討に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後に学校へのヒアリングやアンケート結果を派遣した講師にフィードバックする。
	<p>児童生徒へのアンケート(事前・事後)、保護者アンケート、学校アンケートの実施</p>	<p>市町村教育委員会を通して、各学校へアンケートの実施依頼。結果について分析し、市町村教育委員会を通して各校へフィードバックする。</p>

事業名称	青少年教育施設振興事業	事業 No,	99
		担当課	生涯学習課

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立青少年教育施設の青少年（25歳未満）の利用者数：172,000人以上 （R1実績：159,182人 R3.2月末実績：81,952人）
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず中止した事業はあったが、日帰り日程への変更など内容を見直しながら、工夫して事業を進めることができた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながらも、効果的に実施できる事業内容や受入方法を確立する必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
実施内容	<p>魅力的な体験プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子参加型プログラムや授業の理解促進につながるプログラムなど、魅力的でかつコロナ禍においても参加しやすい主催事業の充実を図る。 	<p>主催事業の実施 通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズを踏まえた新規事業の開発・実施 ・アンケート結果による既存事業の見直し ・年間を通じた主催事業の実施
	<p>効果的な広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を通じて、事業内容とともに、身近な場所で安心して体験活動が楽しめる施設であることなどをPRし、利用促進を図る。 	<p>事業チラシの配布や事業説明の実施 通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送、メール、ホームページ、SNSの活用 ・プロスポーツキャンプとの連携 ・プロスポーツキャンプと連動した企画の検討（青少年センター）
	<p>不登校の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、中1ギャップの解消、不登校の防止につなげる。 	<p>中1学級づくり合宿事業の実施（青少年センター・幡多青少年の家）</p> <p>実施時期 4～6月</p>
	<p>不登校児童・生徒の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培や野外炊飯、スポーツの体験等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。 	<p>不登校対策事業の実施（青少年センター・幡多青少年の家）</p> <p>実施時期 4～3月</p> <p>実施回数 各施設5～6回</p>

事業名称	高知みらい科学館運営事業	事業 No,	100
		担当課	生涯学習課

概要	県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図るため、高知市が設置する高知みらい科学館の運営費を負担するとともに、県として積極的に運営に参画する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>県内全域の理科教育・科学文化振興の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間入館者数：200,000 人以上（うちプラネタリウム観覧者数：50,000 人以上） ・利用学校数：180 校以上 <p>（R3. 1 月時点実績）</p> <p>入館者数：93,517 人（うちプラネタリウム観覧者数：15,708 人）</p> <p>利用学校数：147 校</p>
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染症について科学的な視点から解説したリーフレットを作成し展示、ネット配信するとともに、高知市等の小中学校などに配付することで学習支援の機能も果たした。また、コロナ禍の中でも予防措置を講じたうえで、出前教室及び東部と西部での高知サイエンスフェスタ WEST・EAST を実施し、県内全域に科学の楽しさを伝えることができた。</p> <p>子どもから大人まで、何度でも来館したくなる、また、科学への関心をより高め、ひいては理系分野の科目にも興味を持ってもらえるよう、設置者である高知市と連携して事業内容のさらなる充実を図る必要がある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興に向けた科学館運営への参画	<p>事業内容の充実に向けた検討【R2～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学館事業検討会による進捗管理（月 1 回） ・プログラミング教育など科学館の特徴を生かした教材開発に向けた科学館指導主事と県教育委員会職員（教育政策課・生涯学習課）との協議（随時） ・サイエンスショー及びプラネタリウムプログラムの検討会（随時） ・科学館スーパーバイザー等外部有識者からの意見聴取 ・中長期計画策定に向けた支援

事業名称	志・とさ学びの日推進事業	事業 No,	101
		担当課	教育政策課

概要	高知県教育の日「志・とさ学びの日」(11月1日)の趣旨に沿って「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人一人が学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていく」ため、県民の皆様が教育の現状について知り、考えるためのきっかけづくりなどの取組により教育的な風土を醸成する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>県民に教育について理解と関心を深めていただき、生涯にわたり学び続ける喜びや意欲を育むことで教育的な風土がつけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育の日関連行事の実施件数 市町村：300件以上、県：140件以上（R1市町村：280件、県：120件） 教育・文化週間の前後（11月1日～7日の本週間及び前後2週間程度）に実施された件数
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、集合型の啓発イベントは中止となったものの、インターネット環境を活用した啓発活動や、学校教育に関する県の重点的取組等のPR活動を行うことができた。 (R2については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国による「教育・文化週間」の行事件数調査の実施が見送られたため、同期間に実施する「教育の日」関連行事件数調査未実施)</p> <p>教育関係者を中心に周知が着実に進んできているが、県民全体における認知度は十分でない。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施内容	<p>高知県「志・とさ学びの日」の取組の協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校及び教育関係機関等の代表者による協議会を開催して取組に関する検討・協議を行う。 	<p>高知県教育の日「志・とさ学びの日」推進県民協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 年1～2回
	<p>教育の現状に関する周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種媒体を活用し、子どもたちの現状や課題などを広く県民に周知・広報することで、高知県の教育について考えるきっかけとする。 	<p>教育関係データの公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 県：教育関係データや取組状況を県政広報番組や県広報誌にて公表 市町村：地域の教育関係データや取組状況を市町村広報誌や各種媒体にて公表
	<p>啓発行事・関連行事等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県や市町村、学校などが行う教育文化行事を教育の日関連行事と位置付けるとともに、趣旨の浸透を図り、生涯学習につながる風土を醸成する。 	<p>関連行事における周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 11月1日前後に実施する関連事業として位置付けた行事において、ロゴマーク等を活用しPRを行う。 啓発事業の実施 各年の重点的取組(保護者等の関心も高い分野)について、「教育の日」と関連付けた啓発活動を行う。 R2：歴史・文化施設の「学び」を紹介する特設ポータルサイトの開設 R3：ICTを活用した新しい時代の学びフォーラム(予定)

事業名称	生涯学習活性化推進事業	事業 No,	102
		担当課	生涯学習課

概要	<p>県民一人一人がニーズや希望に応じて学び、その成果を発揮できるよう、市町村や民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談を NPO 法人に委託して行う。</p> <p>H28 県民世論調査設問「生涯学習をもっと盛んにするために力を入れるべきこと」 最も多い回答「生涯学習に関する情報提供の充実」：30.3%</p>
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>R2. 4 月からの事業実施場所（県立公文書館 3F）が、県民にとって生涯にわたって学び続けるための情報拠点となっている。</p> <p>・生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数（ページビュー数）：55,000 件 / 年 以上 （R2. 2 月末 ページビュー数：50,758 件 サイト掲載数：620 件）</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>11 市町村広報誌にサイトの情報を掲載したり、データ連携していない機関から情報を収集しサイトへ掲載したりすることにより、多くの県民へ情報提供することができた。</p> <p>より多くの県民に利用されるために、今後も講座等実施機関との円滑な連携により、できるだけ多くの情報を掲載するとともにサイトの PR が必要である。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	生涯学習ポータルサイトの運用【R2～】 ポータルサイトの新たな情報提供元の開拓 データ連携機関の拡大	<p>情報提供元（高新文化教室、放送大学、ココプラ、県立大学等 10 機関）と連携した情報掲載及び PR の実施 訪問等による新たな情報提供元（市町村等）の開拓 ホームページへの年間掲載数が多い機関や、ポータルサイトでの情報量が少ない分野に関する機関を掘り起こし、年間 2 機関程度連携関係を構築する。（R2:1 機関） 県内市町村広報誌にサイト情報の掲載を依頼し、より多くの県民に活用していただけるよう、周知を行う。</p>
	県民からの生涯学習に関する相談への対応	<p>生涯学習ポータルサイトの管理、及び大幅な増加が見込まれる県民からの多様な相談に対応するため、NPO 法人の体制を強化（1 名 2 名）【R2～】</p>
	高知県視聴覚ライブラリー及び塩見文庫の管理	<p>県が所有する貴重 16mm フィルムを管理するとともに、順次デジタル化（DVD 化）を進める。 ふるさと納税型クラウドファンディングなど、多様な方法で DVD 化ができるよう、DVD 化が可能なフィルムの選定等を行う。 学校や民間団体に活用可能な教材を購入し、貸し出す。 塩見文庫の閲覧希望に対応する。</p>

事業名称	図書館活動事業	事業 No,	103
		担当課	生涯学習課

概要	<p>県民の知的ニーズに応え、課題解決の支援ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供、関係機関と連携したサービスの提供に取り組むとともに、広報誌等を通じてサービス等の周知を図り、図書館の利用を促進する。また、協力貸出や人材育成の支援などにより、市町村立図書館等への支援を強化する。</p>
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>県内の図書館が住民の日常的な学習・文化活動を支援し、仕事や暮らしの中で生じる様々な課題の解決を支援する「知」の拠点、情報の拠点となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民一人当たりの図書貸出冊数（私立含む）：4.9 冊以上（H30：4.4 冊 R1：4.4 冊） ・市町村、県立学校等への協力貸出冊数：35,000 冊以上 （H30：22,567 冊 R1：32,301 冊 R3.2 月末：30,043 冊） ・オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数：30,000 件以上 （H30：30,041 件 R1：37,914 件 R3.2 月末：24,447 件）
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>オーテピア高知図書館の R3.2 月末の 1 日当たりの個人貸出冊数は 3,765 冊で、昨年度同時期（3,695 冊）に比べ増加しており、図書館が県民の知的ニーズに応えた成果であると思われる。</p> <p>課題解決支援のため、司書のさらなる専門性の向上と、専門機関等と連携したお互いの強みを生かした講座の開催や、利用者自らが課題を解決できるよう様々な情報源から必要な情報を収集し活用する能力向上への支援が必要となっている。</p> <p>県民がそれぞれの地域で読書し、役立つ情報を得られる環境を整えるため、市町村立図書館等の課題等に適切な助言をするとともに、運営に役立つ研修の開催やニーズに沿った資料の貸出しが必要である。図書館のサービスが十分に認知されていないため、分かりやすい「プッシュ型」の広報と、対象を絞った図書館サービスの周知、利用促進が必要である。</p>
--------------------	---

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
	<p>地域を支える情報拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多様なニーズに応えられる幅広い、新鮮な資料（紙・電子）の収集、保存、提供・所蔵する歴史的価値のある資料のデジタル化による文化・学問・芸術・産業等での活用促進 	<p>資料の充実とデータベースの整備による情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙資料（一般図書、雑誌・新聞）の収集 ・電子資料（電子書籍、データベース）による情報の提供 歴史的価値のある資料の保存・提供 ・貴重資料の目録作成及び資料のデジタル化及びホームページへの掲載
	<p>課題解決支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門講座などの県外研修への派遣や館内研修による司書の専門性の向上 ・図書館資料による調べもの支援（レファレンス・サービス）の利用促進や各関係機関と連携した課題解決支援の実施 	<p>司書の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外で開催される外部研修への派遣、館内研修の実施 様々な課題解決支援 ・パスファインダーやブックリストの作成 データベース講習会等の開催 ・アウトリーチ職員を核とした関係機関担当者会の開催 ・関係機関と連携した相談会等の開催 ・出前図書館の実施
	<p>県内の読書・情報環境の充実に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館等のサービス充実に向けた助言及び協力貸出や研修の実施による支援 ・特に、新たな図書館の整備が予定されている市町の円滑な開館に向けた支援を実施 	<p>協力貸出の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村支援用資料の収集、貸出用セットの作成・提供 市町村職員等研修の実施 ・体系的研修、ブロック別研修、非来館型研修 巡回訪問、電話、メールによる助言・サポートの実施
	<p>オーテピアの様々なサービスの周知、PR 等</p>	<p>「プッシュ型」の広報と対象を絞った図書館サービスの周知、利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、施設等への訪問による図書館サービスの周知 ・「図書館活用講座」動画の作成・公開 ・非来館型サービスの提供 ・サービスチラシ等の作成 ・ブログ、フェイスブック、メールマガジンの配信等

事業名称	読書活動推進事業	事業 No,	104
		担当課	生涯学習課

概要	県内全域の図書館等の振興に向け、「高知県図書館振興計画」に基づき、市町村に図書館の有用性を周知するとともに、子どもたちに小さい頃から読書に親しむ習慣を身につけてもらうため、「第三次高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティア講座などに取り組む。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>子どもの自発的な読書活動が行われ、家庭や地域での読書時間が増加している。</p> <p>発達段階に応じた読書活動が定着し、家庭での読書が習慣化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が家や図書館で普段（月～金）に全く読書をしない割合 全国平均を3ポイント以上下回る（R1 小学校:16.1%（全国 18.7%） 中学校:31.0%（全国 34.8%）） <p>地域における図書館の需要を拡大し、本県の読書・情報環境の改善につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館の年間入館者数：950,000人（H30：997,592人）
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>読書ボランティア養成講座により、地域で読書活動推進を担う人材育成が進んでいる。</p> <p>本県の子どもは、全国と比較して授業時間以外での読書をする割合が高い一方、市町村立図書館の蔵書冊数や専任職員数等は、県内の約1/3が全国平均の1/2以下にとどまっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業時間以外での読書時間が10分以上の割合 R1 小学校：67.0%（65.7%） 中学校：54.0%（50.4%） （ ）内は全国平均
--------------------	--

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
	「高知県子ども読書活動推進計画」の推進 ・高知県子ども読書活動推進協議会による進捗管理を行い、必要に応じた施策等を実施する。	<p>高知県子ども読書活動推進協議会における計画に定める取組の進捗状況の点検・評価</p> <p>「第四次高知県子ども読書活動推進計画」の策定・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：第三次計画の成果、課題等の検討 ・R3：第四次計画の策定（策定委員会を4回実施） ・R4～：第四次計画の施行
	子どもが本に触れる機会の提供 ・推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」を配付し、保育所・幼稚園、図書館等での読み聞かせ活動を充実させる。	<p>ブックスタート応援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村に推薦図書リストを配付 ・R3：リスト内容の改訂
	読書ボランティアの養成 ・子どもの読書推進に関わる人材を育成するため、読書ボランティアの養成及び資質向上のための講座を開催する。	<p>読書ボランティア養成講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別講座、全体講演会、出張講座 <p>読書ボランティア【R2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の読み聞かせ活動のネットワーク化に向け、H29に作成した「読書ボランティア登録簿」を更新するとともに、市町村等へ周知し活用を促す
	「高知県図書館振興計画」の推進 ・高知県市町村図書館等振興協議会による進捗管理 ・計画に定める取組の実施 ・図書館の価値・施策の優先度を高めるための働きかけ ・モデルとなり得る成功例をつくるための新たな図書館の整備を予定している市町村等に対する支援	<p>高知県市町村図書館等振興協議会における進捗状況の点検・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年ごとに進捗管理を実施（R2、R4実施） ・R5：中間検証の実施 <p>市町村に向けた支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首長部局、教育委員会双方への機会を捉えた働きかけの実施 ・新たな図書館の整備を予定している市町村等への重点的な支援（図書館サービスの企画支援等） <p>R3：事業モデルの展開（2市町村）</p>

事業名称	中学校夜間学級教育活動充実推進事業	事業 No,	105
		担当課	高等学校課 小中学校課

概要	さまざまな背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保するため、個々の生徒の学習状況に応じた教材の選定や指導方法の工夫を行い、学ぶ喜びを実感できる教育環境を整備するとともに、公立中学校夜間学級（夜間中学）の教育活動の充実を図る。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>中学校夜間学級を開校し、様々なニーズに応じた学びが実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する広報・周知活動の実施 ・個別ニーズに応じた教育課程の編成 ・円滑で持続可能な学校運営及び教育活動の実施
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>「高知県立高知国際中学校夜間学級」を高知江の口特別支援学校の校舎を利用して R3 年 4 月に開設することが決定した。</p> <p>R2 年 10 月から生徒募集を行い、11 名の入学予定者（R3.2 月現在）が決定した。</p> <p>夜間中学の運営や教育活動の充実改善、就学に対する生徒支援に向け、生徒が在住している市町村と協議の場を設けた。</p> <p>生徒の様々な学びのニーズに応え、生徒が学ぶ喜びを実感できる中学校夜間学級の運営、教育環境の整備を推進する必要がある。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	<p>教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の状況に合わせた教育環境の充実・改善を図る。 	<p>教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置及び教育課程等の決定【R2】 ・教育課程や指導計画などの改善 ・備品や教材等の整備 ・日本語指導等の研修への教員の派遣（年 1 回）
	<p>生徒募集に向けた広報周知活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の充実により、夜間中学の周知を図り、入学生の確保につなげる。 	<p>広報周知活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間学級のホームページの充実 ・ポスターや学校案内を作成・配布 ・県の広報や新聞への記事掲載 ・入学説明会の実施（9 月頃） ・生徒募集の開始（10 月～）
	<p>開校後の円滑な学校運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒のニーズに合わせた授業づくりを推進する。 	<p>教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学習状況に合わせた教材の選定や工夫によるわかる授業の実践 ・授業計画や教材の工夫・改善
	<p>市町村教育委員会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会と県教育委員会との連携を図るため協議の場を設ける。 ・教育活動や生徒の支援のための情報共有を図る。 	<p>連絡協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が在住する市町村教育委員会との連絡協議会を開催（年 2 回） 市町村教育長会議等で夜間中学の運営について報告

事業名称	若者の学びなおしと自立支援事業	事業 No,	106
		担当課	生涯学習課

概要	中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、ニートやひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代（概ね 40 歳代）のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方などに対し、若者サポートステーションを中核とした修学・就労支援を行うことで社会的自立を促進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>社会的自立に困難を抱える若者を一人でも多く支援機関につなぐことにより、修学・就労などによる社会的な自立が実現している。</p> <p>・若者サポートステーション利用者の進路決定率（単年度）：40%以上（R2.1 月：37.6%）</p>
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>若者の特性に応じた効果的な支援が行えるように、支援関係者の質的向上を図るため「若者はばたけプログラム」活用研修会や地区別連絡会を実施することにより、支援関係者のスキルアップ向上や事業周知を行うことができた。</p> <p>支援に結びついていない社会的自立に困難を抱えた若者をより多く若者サポートステーションにつなげる必要があるが、学校や職場を離れた若者の把握が困難である。</p> <p>多様な若者に対し効果的な支援が行えるよう支援関係者のさらなる資質向上に努める必要がある。</p>
--------------------	---

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
	社会的自立に困難を抱えた方に対する支援 ・こうち、なんこく、はた若者サポートステーション（すさき・あきサテライト含む）による修学・就労支援を実施する。	<p>週 5 日開所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談支援 ・アウトリーチ型支援 ・高卒認定等を目指した学習支援 ・学校と連携した早期支援 ・就職氷河期世代（40 歳代）への就労支援【R2～4】
	関係機関との連携強化 ・連絡会を開催し、各市町村関係課、支援機関、学校等との連携強化を図り、支援につなげるための情報交換等を実施する。	<p>地区別連絡会、高等学校担当者の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内 6 カ所にて開催（6 月） ・「若者はばたけネット」等、事業周知依頼
	若者支援関係者の資質向上 ・支援プログラムの活用研修会を開催し、若者サポートステーションスタッフ及び県内若者支援員の資質向上を図る。	<p>若者はばたけプログラム活用研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間 3 回開催（6 月～11 月） ・就職氷河期世代に対する支援者を対象【R3～4】
	より多くの支援が必要な者を若者サポートステーションにつなげるための取組 ・地区別連絡会や高等学校担当者会等の場を活用し、市町村教育委員会や高等学校、関係機関等に対し、若者サポートステーションへつなげるための働きかけを行う。	<p>各県立学校や関係機関等への事業周知及び誘導依頼</p> <p>市町村教育委員会への聞き取り調査：年 3 回</p> <p>私立学校への事業周知及び聞き取り訪問調査：年 1 回</p>

事業名称	定時制教育の充実	事業 No,	107
		担当課	高等学校課

概要	定時制教育において、社会的自立を目指し、就学・就労に向けたきめ細かな支援と拡充、リカレント教育の充実、聴講生の受け入れ拡充など、社会人で学び直しを希望する人や、多様な学びのニーズに対応する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>リカレント教育の充実：専門的な知識や技術の習得、資格取得など、自身のキャリアアップを図ることができる。(R2：高知工業高校定時制電気科専修コースの開設)</p> <p>聴講生の受け入れ拡充：生涯にわたって学び続けることのできる多様な学びの場を充実させる。 (R1 実績 県立定時制高校：12 校中、聴講生受け入れ校：6 校、実人数：62 名)</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>高知工業高校定時制電気科専修コースを開設し、社会人 5 名の入学生を迎えることができ、リカレント教育の充実につながった。</p> <p>様々な課題を抱える生徒一人一人に対するきめ細やかな指導が求められる中、多様なニーズに応えられる環境の整備が必要である。</p> <p>聴講生の受け入れについては、各校で多様な講座が実施されているが、在生徒で特別な支援を必要とする生徒もいることから、一般の方との学習が難しく、受入体制が整わない学校もあり、全ての学校での実施は難しい。</p>
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5 年度)
実施内容	<p>学習指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒が「わかる」「できた」という達成感を得られる授業や生徒の学びに向かう力、主体的に学習に取り組む態度の育成につながる学習活動の充実に向けた取組を推進する。 	<p>学校訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導を充実させるための計画的な学校訪問の実施(授業等の視察): 各地区 年 2 回程度 教員の指導力向上に向けた支援の充実
	<p>リカレント教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたり学習の機会を持つことができるよう、学習のニーズを捉え、今後必要とされる実施可能な教育に対して前向きな検討を促すとともに、地域の担い手として、さらなる成長の手助けとなる学習につなげる。 	<p>実践校の取組事例の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気科専修コースの開設【R2】 実践校の生徒の現状、資格取得状況や卒業後の状況や課題について共有し、教育環境の充実、改善を図る。 専修コースの広報周知活動の継続
	<p>聴講生の受入体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 各校における聴講生受入の促進を図る。 開設する教科の充実や見直しを行うとともに、実施校の拡充に向けた取組を推進する。 	<p>今求められる学びの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴講生実施校間での情報交換 各校の現状や課題の洗い出しを行い、受入可能な教科科目の充実や見直しについて検討 聴講制度のない学校に対する制度拡充に向けた啓発活動の実施

事業名称	文化財の保存と活用の推進	事業 No,	108
		担当課	文化財課

概要	文化財の保存と活用の取組を進めていく共通の基盤となる高知県文化財保存活用大綱を策定するとともに、市町村に対し、地域社会総がかりで文化財の継承に取り組む体制が整うよう、アクションプランである文化財保存活用地域計画の策定を促す。また、大綱・計画を基に、文化財的価値の向上に資する文化財の保存と活用を推進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	県内各市町村において文化財保存活用地域計画が策定され、個々の文化財の実情に応じた保存と活用の取組が継続的に行われている。 ・「高知県文化財保存活用大綱」の策定（R2） ・市町村「文化財保存活用地域計画」の策定（着手を含む）(R5：34 市町村)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	本県の現状・課題等を踏まえ、関係者の意見も聴きながら、大綱を策定することができた。 文化財の価値を維持・拡大し、後世に伝えるための対応が十分ではない中、過疎化・少子高齢化など文化財を取り巻く環境は、厳しさを増している。 文化財の保存と継承を図るため、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が増してきており、大綱の策定を受け、各市町村への働きかけを行う必要がある。
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	計画的な文化財の保存・活用の推進 ・地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むため、文化財保存活用大綱を策定する。また、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けた取組を支援する。	「高知県文化財保存活用大綱」の策定【R2】 ・大綱の配付及び周知 市町村「文化財保存活用地域計画」の策定支援 ・「文化財保存活用地域計画」の策定のポイント等の周知 ・「文化財保存活用地域計画」策定予定市町村に対する助言 旧陸軍歩兵第 44 連隊の保存 ・旧陸軍歩兵第 44 連隊関係者証言記録作成事業【R2】 ・旧陸軍歩兵第 44 連隊跡地の取得と登録有形文化財への登録【R3～】
	文化財の調査及び指定 ・文化財を保存し後世に伝えとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行う。	文化財管理調査事業の推進 ・文化財保護審議会による計画的調査 ・民俗芸能緊急調査【R2～3】(R1 から実施中)
	文化財の維持管理の推進 ・国・県指定文化財の保存と活用を図るため、市町村教育委員会と連携して文化財の巡視活動や南海トラフ地震対策等、文化財の保存上必要な事業を進めるとともに所有者等への支援を行う。	文化財巡視事業の推進 ・文化財保護指導員への調査依頼 ・対策が必要な文化財の専門家調査の実施 文化財保存事業費補助金による保存・活用に対する支援 文化財の南海トラフ地震対策 ・建造物等の地震対策の促進

事業名称	高知城の保存管理と整備の促進	事業 No,	109
		担当課	文化財課

概要	次世代に高知城(国史跡・重要文化財)を良い状態で引き継ぐため、適正な管理や計画的な修理とあわせて、継続的な景観の改善に取り組む。また、文化財的価値についての理解を広げるため、高知城歴史博物館と連携した取組や重要文化財建造物の調査を推進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	高知城の保存と活用の好循環がさらに充実し、小・中・高校生を含めた県民や観光客に対して高知城の文化的価値の理解を広げるための取組が進められている。 ・高知城の入場者数 年間 280,000 人以上(うち小・中・高校生 36,000 人以上) (R1 年度入館者数: 314,894 人 うち「チームラボ高知城光の祭」入館者 39,320 人、小中高生 33,449 人)
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	R2 年度入館者数: 90,227 人(R3.2 月末現在、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅減) 高知城の価値を維持・拡大し、後世に伝えるためには適切な修理・修繕や魅力向上のための整備が必要となるが、十分とは言えない状況である。 過疎化・少子高齢化など文化財を取り巻く環境が厳しさを増している中、次世代に良好な状態で受け継ぐためには高知城の文化的価値についての理解を広げる取組の強化が必要である。
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	高知城建造物の維持 ・高知城は、多くの建造物が建築後 250 年を超え、昭和の解体修理からも 60 年が経過しており、保存のため修理が必要な箇所が増加している。このため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、火災や南海トラフ地震に備えるための取組を進める。	高知城緊急防災対策事業の実施【R2 ~ 5】 ・R2: 基本・実施設計 ・R3 ~ 5: 緊急防災対策工事 石垣カルテ作成【R2 ~ 4】 ・H30 年度から 5 カ年で、本丸周囲の石垣を調査 ・計画的な石垣の保存対策 南海トラフ地震対策 ・斜面防災工事の実施 (R2 西ノ丸北側斜面) ・建造物の耐震診断及び耐震対策工事【R4 ~】
	高知城の文化財的価値の理解促進 ・城郭らしい景観を保全することにより、高知城を訪れる方々の満足度の向上を図るため、継続的な景観対策等を行う。 ・高知城の文化財的価値についての理解を広げるため、高知城歴史博物館と連携して現地講座の開催を図るとともに建造物内の説明看板の改修(多言語化)などの取組を行う。 ・史跡等の計画的整備 ・重要文化財建造物の調査を行う。	樹木伐採 ・専門家の指導を受け、計画的に景観管理及び文化財保全のための剪定や伐採を実施 高知城の魅力向上の取組 ・プロモーションビデオ制作及び活用 ・案内板製作 ・現地講座の開催 ・看板の多言語化 史跡等の計画的整備 内堀跡西側地区の整備【R3 ~】 重要文化財建造物調査 ・他城の文化財調査の情報収集等

事業名称	埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用の推進	事業 No,	110
		担当課	文化財課

概要	開発事業により影響を受ける埋蔵文化財について、事業者と緊密な連携を取りながら適切に記録保存を行う。また、埋蔵文化財を活用して県民に地域の歴史や文化を知る機会を提供する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に行うため、関係機関と十分に連携し事前の試掘確認調査を実施する。</p> <p>埋蔵文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査で出土した遺物は、高知県立埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに各種講座や市町村と連携した地域展等の開催など地域教育や歴史教育を充実させるために活用する。</p>
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>試掘確認調査は、概ね計画どおり実施し、開発事業との調整を図った。</p> <p>各種講座や市町村と連携した地域展等の開催により、埋蔵文化財への関心度は向上してきている。</p> <p>発掘調査の有無を判断する事前試掘確認調査を実施する条件整備が不十分な場合がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該計画区域の用地買収、境界確定、工程、方法、手続き等埋蔵文化財のさらなる周知と活用が必要である。 ・各種講座や企画展等の内容のさらなる充実と工夫、さまざまな広報ツールを活用した情報提供
--------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	<p>「試掘確認調査」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と十分に連携し、発掘調査実施の有無を判断するために行う事前試掘確認調査を円滑に実施する。 	<p>高知東部自動車道建設に伴う試掘確認調査</p> <p>佐賀大方道路建設に伴う試掘確認調査</p> <p>県道建設に伴う試掘確認調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高田遺跡、東野遠山遺跡に係る報告書の刊行
	<p>埋蔵文化財に関する各種講座や市町村と連携した地域展等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財についての理解促進を目的として公開講座の充実及び情報の周知を図る。 	<p>企画展等展示会</p> <p>公開講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡説明会 ・古代ものづくり体験教室 等 出前考古学教室 地域展 まいぶんセンターまつり
	<p>「発掘調査現地説明会」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出土された多くの遺構や遺物について、発掘調査現場において説明会を開催し、情報発信と地域の埋蔵文化財への理解を深める。 	<p>各発掘調査現場で開催される遺跡説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若宮ノ東遺跡 ・森山城跡 ・新堀川護岸

事業名称	防災教育推進事業	事業 No,	111
		担当課	学校安全対策課

概要	児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進する。
----	--

到達目標 めざす姿 (R5 末)	発達の段階に応じて設定した、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能を身につけている。 ・発達の段階に応じて設定した、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能を身につけ、それを確認できる授業や訓練が実施されている学校の割合 小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100%、特別支援学校：100%
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	各学校において、防災教育の取組は一定定着してきた。Web 研修によりコンテンツを充実させ多くの教職員が受講でき、自校の防災教育の改善につながった。 ・防災教育の取組の年間数値目標（防災の授業：小中学校で全学年 5 時間以上、高等学校で全学年 3 時間以上実施、避難訓練：全ての学校で 3 回以上実施） R2 防災授業 小：98.4%、中 97.2%、高 88.2%、特 71.4%（速報値） R2 避難訓練 小：96.3%、中 93.5%、高 79.4%、特 100%（速報値） 新型コロナウイルス感染症の影響等により実施できなかった学校があった。 各学校における、児童生徒等の安全に関する資質・能力の育成を目指した、取組の質的な向上を図る必要がある。 各学校において、管理職のリーダーシップのもと、学校安全担当教員が中核となって組織的な取組を推進する体制を構築する必要がある。
--------------------	---

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施内容	防災教育研修会の実施 ・防災教育の質的向上及び教職員の危機管理能力を向上させるため、安全教育プログラムに基づく指導方法や先進事例等を周知し演習等によって実践力の向上を図る。 ・研修内容を各学校の防災教育及び安全管理に確実に反映させる。 ・対象：学校の管理職や学校安全担当教員等	研修会の実施【R2～5】 ・県内 3 地域（東部・中部・西部）で開催 ・各学校 1 名以上参加のしつ皆研修（Web・集合半日） ・災害対応を経験した学校管理職や有識者による講演、先進事例の共有、防災教育・防災管理の改善に資する演習等を実施 ・研修内容の活用に向けた働きかけ（年度末調査で実績を確認）
	高知県実践的防災教育推進事業 ・モデル地域において、拠点校を中心に防災教育に連携して取り組み、学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内への取組の普及・啓発を図る。	モデル地域、拠点校の指定【R2～5】 ・モデル地域（市町村）R2:5 R3:4 拠点校 R2:9 校 R3: 8 校 モデル地域の市町村及び拠点校による研修会・発表会の実施及び推進委員会やホームページ等による実践の普及・啓発【R2～5】
	「高知県高校生津波サミット」の開催 ・実践校及び実践委員（R3～）を募り、各学校や個人で作成したアクションプラン等による高校生の主体的な防災活動を支援する。 ・県内全ての高等学校及び特別支援学校を対象とした県版サミットの開催により、実践校及び実践委員の取組成果の発表とともに、防災リーダーとしての意識の向上を図る学習や実践交流を行い、県内各校の防災に関する取組の向上を図る。	「高知県高校生津波サミット」の取組【R2～5】 ・実践校の取組への支援 ・実践委員の育成 ・学習会の開催 ・被災地訪問の実施 ・『『世界津波の日』高校生サミット』への参加 ・「高知県高校生津波サミット」の開催（11 月予定）
	学校防災アドバイザー派遣事業 ・大学教授等の専門家を学校等に派遣し、避難経路や避難場所等の点検、防災学習等を実施することにより安全対策や安全管理の強化を図る。	学校防災アドバイザー派遣【R2～5】 ・アドバイザー：大学教授等 16 名登録（R2 現在） ・派遣回数 R2:11 回 R3:26 回程度予定（R4、5 継続） ・アドバイザー活用の働きかけ

事業名称	登下校の安全対策の促進	事業 No,	112
		担当課	学校安全対策課

概要	登下校時の安全確保に向けて、児童生徒等自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関等と連携・協働した学校安全の取組の充実・強化を図る。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>児童生徒等が自らの命を守るため、危険を予測し、回避するために必要な知識・技能を身につけている。</p> <p>全ての学校において、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した安全の取組が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード（学校安全ボランティア）や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全対策について家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができていない学校の割合 小学校：100%（R2 小学校：100%）
------------------------	--

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>小学校を中心に登下校時の子どもを見守る活動が実施されている。</p> <p>様々な自然災害や、事件・事故など、児童生徒等を取り巻く安全上の課題が複雑化・多様化する中で、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い連携・協働した取組が必要であるが、そうした連携体制を構築するためには関係者の理解と協力を得るための一定の時間が必要である。</p> <p>安全教育は教育課程上明確な授業時間の位置付けがなく、意図的に教育計画に組み込まなければ十分に実施されないことが懸念される。</p> <p>登下校時の子どもを見守る活動が、地域や保護者、関係機関等と連携した組織的な取組には至っていないケースがあり、地域ぐるみの見守り活動を促進していく必要がある。</p>
--------------------	--

実施内容	内 容	具体的な取組（R2～5年度）
	<p>学校安全教室推進講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全教室の講師となる教職員の育成や、事件・事故発生時の初期対応等における教職員等の資質向上を図る。 ・研修内容を各学校の安全教育及び安全管理に反映させる。 ・対象：各学校の管理職や学校安全担当教員、市町村の学校安全担当者等 	<p>講習会の開催【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：効果的な安全教育の指導法や事件・事故に係る安全管理体制の在り方の研修、高知県安全教育推進事業のモデル地域・拠点校による実践発表等 ・各学校において、研修内容を確実に実践に反映させるよう働きかけ（アンケート調査で実績を確認） ・Web研修の継続
	<p>高知県安全教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域において、拠点校を中心に安全教育（交通安全・生活安全）に連携して取り組み、学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内への取組の普及・啓発を図る。 	<p>モデル地域、拠点校の指定【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：（交通安全）モデル地域 1 市 2 拠点校（生活安全）モデル地域 2 市町 2 拠点校 ・R3：（交通安全）1 拠点校（予定）（生活安全）モデル地域 1 市 1 拠点校（予定） <p>推進委員会やホームページ等による取組の普及・啓発【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域及び拠点校の取組を県内全体に普及 ・「登下校防犯プラン」「市町村通学路交通安全プログラム」に基づく取組の促進
	<p>地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード・リーダーによる巡回指導と評価 ・スクールガード（学校安全ボランティア）養成講習会開催の促進 ・組織的な学校安全活動への支援 	<p>登下校時の見守り活動の促進【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード・リーダーの増員、活動日の拡充（未配置市町村に対する、事業活用の働きかけ） ・スクールガード（学校安全ボランティア）養成講習会開催への働きかけ及び支援 ・組織的な学校安全活動への支援
	<p>原動機付自転車安全運転講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の実態に応じて、資格指導員による原付運転の安全実地講習、自転車交通安全教室を実施し、交通安全ルール、マナーの徹底を図る。 	<p>原動機付自転車安全運転講習の実施【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：県立学校において毎年 12 校程度予定 ・講習や交通安全教室の実施に向けた働きかけ

事業 名称	自転車ヘルメット着用推進事業	事業 No,	113
		担当課	学校安全対策課

概要	<p>発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 31 年 4 月施行）」に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を推進するなど登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>県内の小・中・高校生の自転車の安全利用の意識が高まり、自転車通学時に自主的にヘルメットを着用する児童生徒が増えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成制度の活用件数：県立学校 2,615 件、市町村（学校組合）立学校 2,200 件【R3】 <p>全ての中学校及び高等学校において、交通安全教育教材「Traffic Safety News」を活用した取組が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県警察と連携して作成している交通安全教育教材「Traffic Safety News」を活用した取組を行っている学校の割合 中学校：100%、高等学校：100%（R2 中学校：100%、高等学校：100%）
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>これまでの取組により、少しずつではあるがヘルメットを着用している生徒の姿が見られるようになった。</p> <p>生徒のヘルメット着用に対する先入観や抵抗感を軽減する取組と、みんなで着用する仕組みづくりのための保護者や生徒への働きかけが必要である。</p> <p>18 歳以下の自転車ヘルメット着用は保護者の努力義務と条例で規定されているが、条例の趣旨が十分に浸透しておらず、保護者及び生徒に条例の趣旨について周知するさらなる取組が必要である。</p>
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施 内容	<p>自転車ヘルメット購入に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校：販売店での購入費補助（定額補助、1 人 2,000 円） ・市町村（学校組合）立学校：ヘルメット購入に係る助成制度のある市町村への補助（定額補助、1 人 1,000 円） ・私立学校・国立学校は、県立学校と同様の補助（担当：私学・大学支援課） 	<p>自転車ヘルメット購入に係る補助・助成【R1～3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校：委託事業 ・市町村立学校：市町村への補助事業 ・県立学校へのヘルメット着用に向けた取組の依頼 ・市町村への助成制度の活用に向けた働きかけ
	<p>自転車安全利用に係る交通安全教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」を活用した学校の取組を促進する。 ・指導用資料等を提供し、各学校の取組を支援 ・交通安全教育に取り組み拠点校を中心とした、自転車ヘルメット着用推進に係る生徒の自主的な活動を支援する。 	<p>自転車交通安全教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」を隔月 1 回、県警と連携して、全ての中学校及び高等学校に配付【R2～5】 ・講演会 DVD 等の教材の提供【R2～】 ・生徒の自主的な交通安全活動を支援し、広げるための高校生自転車シンポジウムの開催【R3】
	<p>自転車ヘルメット着用推進に係る啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着用への抵抗感が和らぐよう生徒がヘルメットを「目にする、手に取る、被ってみる」体験の機会を設定する。（県立学校の取組の強化） ・PTA や警察等関係機関との連携 ・各種広報誌、メディア等を活用した啓発 ・街頭啓発（のぼり旗・くろしおくん等を活用） 	<p>自転車ヘルメット着用推進に係る啓発【R2～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の実態に応じた着用等体験の設定等 ・各学校の取組の発信（「かぶっとこ通信」発行） ・PTA の組織的な取組に対しての働きかけ ・講演会やパレードの実施等関係機関と連携した取組 ・校長会、教育長会、PTA の会等における説明、協力依頼（4 月～適宜） ・自転車マナーアップキャンペーン（5 月）、春（4 月）・秋（9 月）・年末年始（12 月～1 月）の交通安全運動、月 1 回の街頭啓発

事業 名称	学校施設の安全対策の促進	事業 No.	114
		担当課	学校安全対策課

概要	学校施設内における児童生徒の安全・安心を確保するため、また、発災時の避難所機能を維持するため、学校施設の耐震化や防災機能強化を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	<p>発災時に避難所となる県立学校体育館について、発災後、地域住民等が安全に避難生活を送ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校体育館の非構造部材等の耐震化（対象 40 校）：100%（R2：90.0%（R3.3 月末予定）） 市町村立学校の耐震対策や防災機能の強化等により施設の安全が確保されることで、地震による建物の倒壊等から児童生徒の命が守られる。 市町村立学校の耐震化率：100%（R2：98.3%（R2.4.1）） 市町村立学校の室内安全対策の実施率：100%（R2：52.2%（R2.4.1））
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>県立学校体育館の非構造部材等の耐震化については、対象 40 校のうち 36 校（R3.3 月末予定）の工事が完了。また、市町村立学校施設の室内安全対策の実施率については、35.3%から 16.9 ポイント上昇した。</p> <p>県立学校体育館の非構造部材等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の完了が R3 年度へ繰り越しとなる学校について、早期完了に向けた進捗管理が必要となる。 市町村立学校施設の耐震化、室内安全対策の促進 国の財源を活用し、計画的に推進していく必要がある。
----------------------------	--

	内 容	具体的な取組（R2～5 年度）
実施 内容	<p>県立学校体育館の非構造部材等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井材落下防止や窓ガラス飛散防止等の非構造部材等の耐震工事の実施 対象：40 校 	<p>工事の実施（設計は R1 全完了）</p> <ul style="list-style-type: none"> R2：19 校（R3.3 月末予定。未完了工事を R3 へ繰越） R3：繰り越し工事の完了（R3 全完了予定）
	<p>市町村立学校施設の耐震化、室内安全対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村に対して、国からの情報や県における対策内容等を伝達し、あわせて国の財源活用を促す。 	<p>耐震化の促進、室内安全対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国からの情報、県における対策内容等の伝達 国の財源（交付金、起債等）を活用した早期対策実施の働きかけ

事業名称	保育所・幼稚園等の施設整備の促進	事業 No,	115
		担当課	幼保支援課

概要	南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への財政的支援を行う。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5 末)	<p>施設の耐震化が推進され、乳幼児の安全が確保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断実施率 R5 年度末：100% (R3.3 月末見込：98.3%) ・耐震化率 R5 年度末：100% (R3.3 月末見込：96.9%) <p>高台移転等により、南海トラフ地震で発生が予測される津波から安全に避難することが困難な全ての保育所・幼稚園等の乳幼児の安全が確保されている。</p>
------------------------	---

取組の成果と課題 (R2 末)	<p>耐震化、高台移転が計画どおり進んでおり、保育所・幼稚園等の乳幼児の安全が確保されている。</p> <p>各市町村においては計画的に耐震化等の整備を行っているが、児童数の減少に伴う統廃合などをあわせて検討している施設が多く、移転・改築にかかる整備計画の具体化に時間を要している等、残る施設についての耐震化が進みにくい状況にある。</p>
--------------------	--

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施内容	<p>保育所・幼稚園等の耐震化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震の強い揺れに備え、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の耐震化に係る経費に対して補助を行う。 	<p>耐震診断への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断実施率：98.3% (R4.3 月末見込) <p>耐震化工事への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化率：97.3% (R4.3 月末見込) ・R5 年度末耐震化完了に向けて、未実施の施設に対して、早期の耐震化を要請する。
	<p>保育所・幼稚園等の高台移転、高層化への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震で発生が予測される津波から、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の高台移転及び高層化に係る経費に対して補助を行う。 	<p>施設整備への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2：2 園実施 ・R3～4：2 園実施の見込 ・高台移転を希望しながら移転時期が決まっていない市町村を訪問等し、早期の対応を要請する。

事業 名称	学校施設の長寿命化改修による整備の推進	事業 No,	116
		担当課	学校安全対策課

概要	老朽化が進行する学校施設を長く使い続けながら、児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」(平成29年12月策定)に基づき、施設の機能を維持・改善するとともに予防保全的な改修を行う長寿命化改修等を進める。また、これにより、財政負担の平準化や施設あたりのライフサイクルコストの縮減を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	築40年を経過している109棟(計画策定時点)について、教育振興に係る施策や県立高等学校再編振興計画等との整合を図りながら、優先順位付けの基準に基づき長寿命化改修等を実施していく。 (R2:設計3棟)
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>安芸桜ヶ丘高等学校の3棟の設計が完了</p> <p>施設の老朽化は年々進行していることから、計画に沿った確実な改修の実施が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐力度調査等により老朽化の状態を把握し、改修・改築等対応方針の決定を順次行う必要がある。長寿命化改修や改築等による財政負担が大きく長期にわたることから、効率的に進めることが必要 ・施設の利用方法や児童生徒数の減少等による減築・集約等を考慮し、実施時期、実施内容を決定することが必要 ・施工実績を蓄積しながら、採用する工法や実施内容等について再検討し、財政負担を軽減するための見直しを随時行っていく必要がある。 ・既存施設を授業等で使用しながら数ヶ月から1年程度かけて工事を行うため、教室の割り振り等について事前に学校との十分な調整が必要となる。
----------------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2～5年度)
実施 内容	<p>築40年を経過している学校施設の長寿命化改修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棟ごとの改修内容、実施時期等を決定する基本設計(学校単位で実施) ・長寿命化の可否を検討する耐力度調査 ・将来的な学校施設の安全性や快適性、耐久性等を見通した整備水準による設計書の作成 ・構造体の長寿命化対策、水道・電気・ガス等ライフラインの更新、耐久性に優れた材料等への取り替え、多様な学習内容・形態に対応する環境整備などの改修工事の実施 	<p>基本設計の実施【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3:2校 R4:6校 R5:6校 <p>工事等の実施【R2～5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計:R2:3棟 R4:2棟 ・工事:R3:3棟 R5:2棟

事業 名称	青少年教育施設の整備	事業 No,	117
		担当課	生涯学習課

概要	老朽化が進む青少年教育施設について、利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、優先度の高いものから計画的に改修や修繕を進める。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5 末)	安全で快適な環境の中で、様々な体験活動・集団活動を行うことができるようになり、利用者の満足度が向上し、利用者数も増加している。
----------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R2 末)	<p>各施設の状況を随時把握しながら、優先度の高いものから対応することができた。</p> <p>優先度の高いものから対応しているものの、施設・設備の老朽化が進んでいる。</p> <p>幡多青少年の家 昭和 52 年建築</p> <p>香北青少年の家 昭和 53 年建築</p> <p>高知青少年の家 昭和 63 年建築</p>
----------------------------	---

	内 容	具体的な取組 (R2 ~ 5 年度)
実施 内容	<p>計画的かつ効果的な整備の実施</p> <p>・利用者に安心・安全に利用していただけるよう、優先度の高いものから順に修繕・改修等を進める。</p>	<p>施設整備台帳・長期修繕計画の作成</p> <p>各施設の施設整備台帳を作成し、これまでの修繕・改修状況や課題を整理するとともに、長期修繕計画を作成する。</p> <p>修繕箇所等の把握と整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設からの要望の集約 ・優先度の検討 ・修繕・改修等の実施

參考資料

高知県教育振興基本計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 高知県教育振興基本計画(以下「計画」という。)を効果的かつ着実に推進するため、計画の進捗状況の点検、検証その他計画に関する審議を行うため、高知県教育振興基本計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の進捗状況の点検、検証に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) その他計画に関すること。

(委員)

第3条 推進会議は、県内の教育関係者及び有識者10名程度で組織する。

2 推進会議の委員は、教育長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 必要があると認められるときは、委員以外の者に推進会議の会議への出席を求めることができる。

(組織)

第4条 推進会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は、委員の互選によって定める。

3 副議長は、議長が指名する。

4 議長は、会務を総理する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、高知県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

高知県教育振興基本計画推進会議 委員名簿

任期：R2.10.1～R4.9.30

氏名	所属・役職	分野	備考
ありた 有田 尚美	高知県幼保支援スーパーバイザー	就学前教育	
いしはら 石原 文子	高知県商工会議所女性会連合会 監事	民間	
おかたに 岡谷 英明	高知大学教育学部 教授	教育学	
かどわき 門脇 由紀子	高知県社会教育委員連絡協議会 監事	社会教育	キャリアコンサルタント
くぼた 窪田 やすゆき 泰行	高知県小中学校長会 会長	小中学校教育	南国市立後免野田小学校 校長
これなが 是永 かな子	高知大学教職大学院 教授	特別支援教育	
なかむら 仲村 たかゆき 貫介	高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 会長	保護者	高知県小中学校PTA連合会 会長
はまかわ 濱川 ひろこ 博子	臨床心理士	臨床心理	
ふくもと 福本 まさひろ 昌弘	高知工科大学情報学群 教授	ICT教育	
ふじなか 藤中 ゆうすけ 雄輔	高知県高等学校長協会 会長	高等学校教育	高知県立高知追手前高等学校 校長
ほそぎ 細木 ただのり 忠憲	高知県市町村教育委員会連合会 会長	市町村教育委員会	須崎市教育長
やの 矢野 ひろみつ 宏光	高知大学教育学部 教授	スポーツ	

(50音順)
所属・役職は委員就任時点

第3期高知県教育振興基本計画 改訂のポイント

コロナ禍においても子どもたちが安定した学校生活を送りながら、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を身につけるために、ICTを活用した学習活動の充実による一人一人の多様性に応じた個別支援や、厳しい環境にある子どもたちへの支援などの一層の充実・強化を図る

ポイント1 デジタル技術を活用した「学校の新しい学習スタイル」の構築

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた改訂

新型コロナウイルス感染症への対応にも有効なGIGAスクール構想により整備したタブレット端末を活用し、個々の学力を引き出し主体的・対話的で深い学びを実現する「学校の新しい学習スタイル」の実現を目指すとともに、ICTを活用した「学校における働き方改革」を推進

【1人1台タブレット端末等を活用した「新しい学習スタイル」の実践】 【「新しい学習スタイル」の確立に向けた環境整備】

全公立学校が利用できる「学習支援プラットフォーム」の活用をスタート
ICTを効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現
(授業づくり講座、情報教育推進リーダー(小学校)の養成及び普及活動等)
ICTを活用した授業と家庭学習のサイクル化による英語教育の強化
県立高等学校拠点校における次世代AI・ICT教育の推進
特別支援学校におけるICTを日常的に活用した学習の推進
県立高等学校における遠隔授業の充実と配信校の拡大

高等学校及び特別支援学校高等部における1人1台タブレット端末の導入
タブレット端末を安定的に利用できるネットワーク環境の整備とセキュリティ確保
教員のICT活用指導力の向上のための体系的な研修や専門人材による支援体制の確保
保育活動や教育課程に位置付けた情報モラル教育の推進
高大連携によるデジタル社会に対応した教育の推進

学校における働き方改革の推進【ICTの活用による業務負担の軽減】

教職員の業務負担軽減に向けたシステム導入(県立学校、市町村立学校)
市町村ICT支援員の確保促進及び資質向上の支援
ICTを活用した効率的な研修の推進

業務改善に不可欠なICT活用

「学校の新しい生活様式」に沿った教育活動



ポイント2 多様な子どもたちの社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実

コロナ禍において、さらに厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するなど、多様な課題を抱える子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、社会的自立に向けた支援を強化

中・高が連携したキャリア・パスポートの活用や進路指導の充実
産業系専門高校の魅力向上と高等学校から中学校への情報発信の強化
福祉部門など関係機関と連携した支援の充実

ポイント4 系統的な体力・運動能力の育成に向けた取組強化

系統的に児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、就学前からの計画的・継続的・合理的な取組を推進

小中9年間で段階的に体力要素を高めるためのプログラムの作成・活用推進
令和4年度全国高等学校総合体育大会に向けた準備と体制整備

ポイント3 不登校への重層的な支援体制の強化

不登校等の児童生徒の学校や社会とのつながりを確保するとともに、学校復帰、社会的自立を実現する不登校支援を推進

校内適応指導教室の設置による不登校児童生徒の支援の研究
指定地域の教育支援センターにおけるICTを活用した自主学习等の研究支援

ポイント5 きめ細かな指導体制の整備と学校における働き方改革

「学校の新しい学習スタイル」を支えるきめ細かな環境を整備
市町村教育委員会や学校・地域と連携し、学校における働き方改革を推進

令和2年度の取組成果を踏まえた少人数学級編制の拡充
「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づく取組の推進
(地域部活動・合同部活動等)

第3期高知県教育振興基本計画1年目の成果や課題を踏まえ、
教育の「質」を向上させる取組を推進、強化

ポイント1 デジタル技術を活用した「学校の新しい学習スタイル」の構築

取組の
方向性

新型コロナウイルス感染症への対応にも有効なGIGAスクール構想により整備したタブレット端末を活用し、個々の学ぶ力を引き出し主体的・対話的で深い学びを実現する「学校の新しい学習スタイル」の実現を目指す

現状・課題

「学校の新しい生活様式」に沿った活動を実施していくためには、タブレット端末の機能の活用により感染症対策と日常の学習活動の充実とを両立し、子どもたち一人一人の学ぶ意欲や力を引き出すことが必要である。

教育環境に飛躍的な変革をもたらすタブレット端末を日々の学習活動で最大限に活用し、学びのバージョンアップにより、さらなる学力向上を図るとともに、ICTを活用した「新しい学習スタイル」への転換を通じて、学校における働き方改革につなげる必要がある。

実施内容

タブレット端末で利用できる学習支援ツールの様々な機能を効果的に組み合わせ、子どもたち一人一人の学ぶ力を引き出し、主体的・対話的で深い学びを実現する「新しい学習スタイル」を实践

教室と校外を結ぶ オンライン学習

ビデオ会議ツール

ビデオ通話機能の活用により、場所を選ばずに双方向で通信できるオンライン学習指導が可能

学校

教室にしながら、校外との交流が実現

校内での非対面学習も可能



家庭

再度の感染拡大時には、家庭学習に活用可能

不登校や病気療養中でも、授業の視聴が可能

主体性や意欲を引き出す 協働学習の充実

協働学習ツール

子どもたち一人一人が主体性を持って参加し、協働して学び合う効果的なグループワークが実現

意見の共有

一人一人の意見や考えをクラス全員がリアルタイムで画面共有



協働作業

グループワークで相互に意見を書き込みながら、共同編集で資料を作成

一人一人の学習進度や学習定着状況に応じて学ぶ力を引き出す 最適な個別指導の実現

教材バンク

教材作成機能

教材自動配付・採点

個々の理解に合わせて段階的に学習を進められる教材や、一人一人の学習定着度を把握し学習指導に活用できるスタディログ等を組み合わせた「学習支援プラットフォーム」により、個々の強みを伸ばし、つまづきをサポートする個別指導を实践

デジタルドリル教材

一人一人の理解に合わせた学習が可能

- ・個々の理解の状況に応じて、基礎問題や応用問題に段階的に進めていける
- ・県教育委員会が本県の学力課題を踏まえ作成した教材をデジタル化して使用



スタディログ

デジタル教材での学習履歴を蓄積し、個々の学習指導のポイントを可視化

- ・教員が個別指導や授業改善に活用



教員の働き方改革

タブレット端末と学習支援プラットフォーム機能の徹底活用により、学習指導の大幅な効率化を実現

- ・学習課題の配付、回収、採点の自動化などによる業務の負担軽減

個別支援への活用

個々の特性に応じたデジタル教材の充実

教材バンク

学習支援動画や単元テストなど良質な教材を全校で共同利用

さらに、1人1台タブレット端末が個に応じた使いやすい学習ツールとなり得ることを踏まえ、厳しい環境にある子どもたちや、多様な発達や障害などの特性のある子どもたちへの個別支援に活用していくことが可能となる

取組の方向性

コロナ禍において、さらに厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するなど、多様な課題を抱える子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、社会的自立に向けた支援を強化

現状

学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などにより厳しい環境に置かれた子どもたちの支援を充実するため、福祉部門とも連携し「高知家の子どもの貧困対策推進計画」に沿って、**就学前から高等学校まで各段階に応じた切れ目のない支援を推進**

【具体策】保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携充実、放課後等における学習の場の充実、相談支援体制の充実・強化、地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進、経済的負担の軽減

経済的に厳しい家庭の子どもたちの状況

生活困難世帯 () の割合：約33% <H28高知県子どもの生活実態調査>
「等価世帯所得135.3万円未満」「生活必需品非所有」「公共料金等の支払困難経験」のいずれかの該当世帯

被保護世帯の子ども数(0～19歳)：2,060人 <H29高知県生活保護統計年報>

就学援助率 (公立小中学校の要保護・準要保護児童生徒)：26.0%【全国1位(全国平均14.7%)】 <H30文科省調査>
要保護 (生活保護世帯等) 903人、**準要保護** (市町村民税非課税世帯等) 11,105人

ひとり親世帯率 (20歳未満の子ともと母又は父)：2.11%【全国5位(全国平均1.57%)】 <H27国勢調査>
母子世帯の年間就労収入：100万円未満20.0%、100～200万円未満56.8%、200～300万円未満22.1%、300～500万円未満14.6%、500万円以上6.4%

生徒の進路等の現状 (令和2年3月卒業生)

中学校卒業生 (進学以外の者の状況) <R2学校基本統計調査、私立学校含む>
就業 (自営・臨時等) 13人 **進路未定** 35人 (参考：高等学校進学率98.8%)

公立高等学校卒業生 <R2県高等学校課調査>
【進学】 3,159人 72.6% (4年制大学1,624人、短期大学240人、専修・各種学校1,295人)
【就職】 988人 22.7% (県内646人、県外342人)
【その他進路未定】 204人 4.7% (パート・アルバイト等も含む)

<参考> 普通科：進学82.1%、就職12.2%、その他進路未定5.7%
 その他：進学61.3%、就職35.2%、その他進路未定3.5%

取組強化に向けた視点 (現在の取組に対する各方面の専門家等の意見)

キャリア教育の充実

- 【経済的自立の視点を取り入れたキャリア教育】**
 ・学力のみで貧困の世代間連鎖を断ち切ることは困難、各校種が連携したキャリア教育の充実が必要【SSW】・中学校段階で社会人としての素養の育成が重要【キャリアコンサルタント】
- 【多様なロールモデルの提示】**
 ・地域と連携し多様な体験をすることが生きる力につながる、子どもたちにとってより実感がわく身近なロールモデルが必要【有識者】・保護者以外にも良い生活モデルが必要【SSW】
- 【キャリアパスポートの活用】**
 ・できたことやできなかったこと、次の目標等を日常的に書き込み振り返る習慣をつけるなど、キャリア・パスポートを上手く活用する取組が必要【企業経営者、学校関係者】

進路指導の充実

- 【具体的な進路情報の早期提示】**
 ・子どもにも多様な進路情報や経済支援制度等を伝える具体的な進路指導が必要【商工団体代表】・保護者も様々な支援制度をよく知らないケースがある【有識者】
- ・職種に特化して就職に直結する役立つ資格の取得が必要、進路決定に関しては保護者から自立させることも重要【就職アドバイザー】

外部専門人材との連携

- 【確実に連携できる仕組みの構築】**
 ・心理士と保育士など、専門職同士の連携体制づくりが必要【幼保支援SV】・学校をプラットフォームに多様な専門人材が支援できる体制が必要【キャリアコンサルタント】
- ・学校とSCの連携が十分でなく踏み込んだ支援ができない事例もある【商工団体代表】・教育が最前線で取り組むには限界があり、福祉との連携が必要【有識者】
- ・学校と関係機関との「情報提供」に終わり「連携」までに至っていない側面もある【学校関係者】

保護者への支援

- ・保護者の子育て課題もあり、就学前からの取組が必要【SSW】
- ・社会福祉士や民生児童委員、保健師など福祉・保健分野の支援が必要【幼保支援SV、有識者】

「取組強化に向けた視点」を踏まえた総合的な検証に基づく今後の取組

分野	項目	保育所・幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	
子どもへの支援	キャリア教育の充実	<p>実感できるロールモデルの提示</p> <p>家庭への支援を通じ子どもの生活環境を整え、安定した生活リズムや豊かな心を育む</p>	<p>職業体験等の機会が地域や学校ごとに異なっており、社会的体験の機会が少ない子どもたちに対し、地域や企業と連携した体験的な活動を充実する取組が必要</p> <p>多様な人材が参画する地域学校協働活動の充実</p>	<p>職業目標を早期に認識するためには、より生徒の実感がわく身近なロールモデルの提示が必要</p> <p>目標に向かって学ぶ高校生や自立した新卒者等のPR動画の制作 (学習支援プラットフォーム等に掲載)</p>	<p>企業と連携した活動等の充実</p>	
			<p>キャリア・パスポートの活用</p>	<p>R3年度から高等学校へのキャリア・パスポートの引継がスタートするにあたり、高校1年生から具体的な進路目標の実現に向けた知識・技能の習得や資格取得に取り組みめるよう、中学校と高等学校間でキャリア・パスポートの効果的な引継及び活用の仕組みを構築することが必要</p> <p>中高連絡協議会における引継内容や活用方法の検討・協議</p>	<p>【長期的取組】 教員による自己成長に向けた助言に加え、「将来設計」の視点で助言できる専門人材(就職アドバイザーやキャリアコンサルタント等)の活用</p>	
	進路指導の充実	生徒と保護者への情報提供			<p>中学校の段階から、将来の自立に向けた進路選択に必要な能力や資格、進学や就職時の経済支援制度などを保護者も含めて情報提供することが必要</p> <p>保護者向けの経済支援制度一覧等を教員間で共有し情報提供</p>	
		中学校と高等学校との連携			<p>生徒の進路選択の幅を広げるために、生徒や教員が高等学校の詳細な情報にアクセスしやすい環境整備が必要</p> <p>ハイスクールガイド等を学習支援プラットフォームに掲載</p>	
家庭への支援	専門人材関係機関との連携	校内の連携	<p>支援実態のより詳細な把握が必要</p> <p>SSWや親育ち・特別支援保育コーディネーター等による支援状況の確認</p>	<p>教員がSSWとの連携をより一層意識し、学校が組織的にSSWの専門性の活用を徹底することが必要</p> <p>校内支援会の活用徹底による教員とSSWとの情報共有の強化</p> <p>県教育委員会に新設する専門企画員によるSSWへの助言・指導</p>	<p>【長期的取組】 専門性を持つSSWの人材確保 (県雇用のSSWの増員等)</p> <p>効果的かつ効率的な配置の推進 (エリア配置や重点配置等への段階的な移行等)</p>	
		校外の連携	<p>【長期的取組】 支援状況に応じた専門人材の配置拡充</p> <p>地域福祉部が拡大を進める「高知版ネウボラ」との連携</p>	<p>学校では発見できない厳しい家庭状況にある児童生徒の早期把握と支援</p> <p>SSWと市町村児童福祉担当部署(子ども家庭総合支援拠点含む)との相互連携による支援体制の強化 (定期的な情報共有の場の設置、気になる家庭への同行訪問等)</p>	<p>【長期的取組】 各市町村が段階的に拡充する子ども家庭支援機能との連携強化</p>	

厳しい環境にある子どもたちへの支援 <キャリア教育・進路指導における中・高連携の強化>

ポイント コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中、子どもたちが「経済的な自立」を意識した将来の進路目標をできるだけ早期に認識し、そのために必要な学力や職業能力、社会性等を身につけて希望の進路を実現できるよう、キャリア教育や進路指導の充実を図る。

現 状

キャリア教育

- 発達段階に応じて各学校が工夫した取組を実施
- 取組内容は、学校ごとに濃淡がある

進路指導

- 中高が連携し高校進学のための指導を実施
- 生徒の家庭状況等の情報共有は限定的

高知のキャリア教育

<p>豊かな心を育てる</p> <p>保育所・幼稚園等</p> <p>がドラインに基づく非認知能力の育成生活モデルとなる保護者の親育ち支援</p>	<p>関わり合い自ら学ぶ力の育成</p> <p>小学校</p> <p>地域の仕事・産業を学び働くことに理解を深めるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動で地域の大人と関わる</p>	<p>見通しを持ちやり抜く力の育成</p> <p>中学校</p> <p>職場体験学習で希望する分野の職業人と活動し具体的なモデルを実感職業調べで職業の種類や必要な資格、得られる収入などを把握</p>	<p>自らの将来を切り拓く力の育成</p> <p>高等学校</p> <p>著名な職業人の進路講演会などによるロールモデルの提示企業・学校見学やインターンシップ等を通じた職業観・勤労観の醸成</p>
---	---	---	--

R3年度より、小・中・高の活動内容を記録したキャリア・パスポートの引継ぎがスタート キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会で協議

<p>中学校</p> <p>進路面談、進路説明会、高校説明会、体験入学等を通じて生徒に高校進学のための情報を提供高校入学時に特別な配慮を要する生徒の状況等を引継</p>	<p>情報共有</p> <p>中高連絡会</p> <p>出身中学の教員が卒業生の高校生活の状況を確認</p>	<p>高等学校</p> <p>中学校に出向く高校説明会や、中学生を招く体験入学の実施家庭通信による支援金や奨学金等の支援制度の情報提供進路面談、進学説明会や就職アドバイザーによるサポート</p>
---	--	--

課 題

公立高校卒業後の進路未定者（パート・アルバイト含む）は減少傾向にあるが、R元卒業生では4.7%（約200人）

キャリア教育 将来の目標を早期に認識するためには、より多くの体験機会や共感できる身近なロールモデルに出会うことが必要。また、生徒が高校入学時から具体的な目標の実現に活用し、教員も進路指導に生かせるよう、キャリア・パスポートを高等学校に効果的に引き継ぐ仕組みづくりが必要。

進路指導 中学校の段階から職業に必要な能力や資格、進学・就職時の経済支援制度や各高等学校の学習活動などの情報を生徒と保護者が十分に理解し、将来の自立に向けた進路を選択できるよう、高等学校からのさらなる情報発信と中学校・高等学校が連携した情報共有が必要。

今後の取組

特に、生徒の進路選択の重要な時期を抱える中学校と高等学校との連携を強化し、生徒が将来の経済的な自立を意識して学べる環境を整える

1 キャリア教育の充実

多様なロールモデルの提示

- 目標に向かって学ぶ高校生や自立した新卒者などのPR動画の制作
- 地域や企業と連携した多様な体験活動の機会の充実

キャリア・パスポートの効果的な活用の仕組みづくり

- キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会において引継の成果と課題を踏まえ、効果的な活用方法等を協議



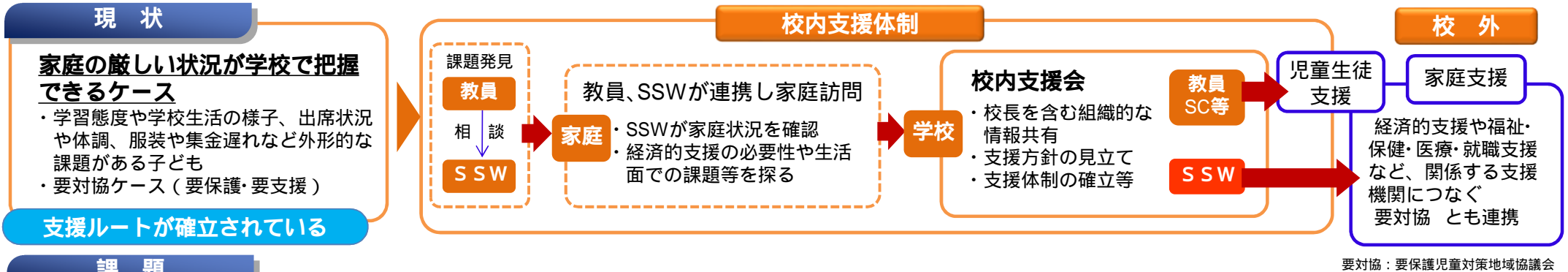
2 進路指導の充実

- ◀ **進学・就職に関する経済支援制度等の情報提供**
 - 経済支援制度を一覧にまとめ、保護者への情報提供や、生徒への進路指導に活用
- ◀ **産業系高校など多様な高等学校の魅力発信**
 - ハイスクールガイド等の情報を学習支援プラットフォームに掲載し、教員や生徒がいつでもアクセスできる環境を整備

厳しい環境にある子どもたちへの支援 < 専門人材や関係機関との連携強化 >

ポイント

経済的に厳しい家庭の子どもの中には、具体的な支援につなげていないケースや、保護者の養育力に課題があり保護者も含めた家庭生活のサポートが必要なケースもある。
 こうした家庭の子どもたちを支援につなげ、社会で自立できる進路に導いていくために、校内支援体制の強化とともに、福祉保健部署との連携強化を図る。



課題

家庭の厳しい状況が学校で把握できないケース

・家庭の生活状況は、保育所・幼稚園や小学校段階ではある程度把握できるが、成長とともに外形的には課題が見えにくくなる傾向もあり、学校では十分なサポートができない状況にある

進路決定時に課題が発覚し手遅れとならないよう、早期に支援につなげる必要がある

<例> 保護者の失業や離別等で収入が途絶しアルバイト生活
 家族の介護や障害のケア等で生活に余裕がない
 養育放棄などにより生活に意欲が持てる環境にない など

キャリア教育・進路指導時

- ・家庭からの独立が見通せない
- ・将来のイメージが持てない

中学・高校の進路決定時

- ・進路選択にあきらめ
- ・自立のための準備不足

貧困の世代間連鎖

今後の取組

厳しい家庭環境にある児童生徒を早期に発見し支援につなげることで、将来の社会的な自立に向けた進路を選択できる環境を整える

1 校内支援体制の強化

校内支援会とSSWの活用徹底

- ・SSWの役割を全教員に周知徹底し、情報共有を推進
- ・校内支援会へのSSWやSCの参画を徹底

SSWの資質向上と効果的配置

- ・R3から県教育委員会に配置する専門企画員による助言・指導
- ・（将来的には）エリア配置による人材確保

2 関係機関との連携

SSWと市町村児童福祉担当部署との連携強化

- ・SSWのカウンターパートに各市町村の児童福祉担当課（子ども家庭総合支援拠点を含む）を位置付け、定期的な情報共有の場を設置
- ・気になる家庭への同行訪問など、子どもの自立と就労に向けた具体的な支援に関する相互連携の強化

モデル事例：日高村「元気創造拠点づくり」カルテット・プロジェクト

ポイント3 不登校への重層的な支援体制の強化

取組の方向性

不登校等の児童生徒の学校や社会とのつながりを確保するとともに、学校復帰、社会的自立を実現する不登校支援の推進

学習の機会が十分でない子どもたちの自立支援に向けた重層的な支援体制の強化

不登校児童生徒・不登校傾向の児童生徒の状況に合わせた支援体制

初期

人間関係のトラブルや集団が苦手などの理由から教室に居られない

初期段階での支援強化

本格期

学校に登校することができない
教育支援センター等に通所できる

回復期

学校や教育支援センターに定期的に通える

始動期

学校だけでは支援が難しい

NEW

校内適応指導教室
モデル校の設置

校内適応指導教室

教室での集団学習に適応できない児童生徒の校内での学習支援等が可能
初期の段階からの支援開始により、児童生徒の登校・学習意欲を持たせた自立支援の実施
不登校が本格化、長期化しないための予防的支援の実現

連携

学校だけでは
支援が難しい

連携・交流

連携・交流

医療・福祉等
関係機関

連携

「学習支援プラットフォーム」
活用モデル地域指定

教育支援センター

ICTを活用した学習支援の実践研究

連携

助言
支援

助言・支援

支援センターだけでは支援が難しい

心の教育センター

SCやSSW等の専門的なアセスメントに基づく児童生徒理解や
支援について学校、教育支援センターに指導助言

校内支援会の質的向上や教育支援センターにおける支援強化のため、訪問による指導・助言
東部・西部地区及び土日開所による相談活動や、SC・SSWの専門性向上のためのスーパー
パイプの実施

1. 学校の自立支援体制の強化

NEW

校内適応指導教室モデル校の設置 (R3: 4校)

- 支援の対象を不登校傾向の児童生徒にまで拡充
- 遠隔授業、タブレット等を活用した学習支援の実践研究
「学習支援プラットフォーム」を活用した自主学習の研究
- 教室復帰に向けてより柔軟な対応が可能
- 教室運営等コーディネーターする教員の配置
- 校区内等の児童生徒の柔軟な受け入れ

2. 教育支援センターの支援強化

教育支援センターにおける支援の充実

- 支援を必要とする児童生徒への学習機会の保障と一人一人の心理状態や学習進度に応じた学習支援
- 支援員の資質向上に向けた研修会等の実施
- 遠隔授業、タブレット等を活用した学習支援の実践研究
「学習支援プラットフォーム」を活用した自主学習の研究

NEW

「学習支援プラットフォーム」活用モデル地域指定
(R3: 4市)

- 不登校児童生徒や家庭学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保のために「学習支援プラットフォーム」を活用した自主学習の研究

3. 心の教育センターの機能強化

心の教育センターの機能を生かした学校・教育支援センターへの支援の充実

- 専門的なアセスメントに基づく子ども理解や支援内容等について、校内適応指導教室及び教育支援センターに指導・助言の実施

社会的自立・教室復帰・学校復帰・進路実現

目標

1,000人あたりの新規不登校児童生徒数の減少 小: 2.0人以下 中: 20.0人以下
90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等の相談や支援を受けている児童生徒の割合100%



	R3	R4	R5
校内適応指導教室設置校	4校	8校	11校
「学習支援プラットフォーム」活用モデル地域	4市	6市	11市

取組の方向性

系統的に児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、就学前からの計画的・継続的・合理的な取組を推進

事業概要

幼児期は身体を動かす遊びを通して、多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うことから、就学前の取組との連携を図りながら、小学校・中学校の9年間を通じて計画的・継続的・合理的に体力・運動能力向上の取組がどの学校においても行われるよう、それぞれの体力要素を段階的に高めることができる指導資料を作成する。また、体育・保健体育の授業や体育的活動など、学校教育全体を通して計画的に資料の活用を促すことにより、包括的に体力・運動能力の向上を図る。

小中9年間で段階的に体力要素を高めるためのプログラムの作成・活用推進

期待される効果

体育・保健体育の学習内容と発達段階に応じた体力・運動能力の向上とを関連付けた指導資料の活用を通して、全ての学校において計画的・継続的・合理的に児童生徒の体力・運動能力が向上する。

現状・課題

小・中学校の体力・運動能力は全国水準を維持しているものの、全国平均を継続的に上回るまでには至っておらず、体力総合評価DE群の増加が見られる。
コロナ禍における長期間の臨時休業及び外出の自粛に伴い、活動量の低下による児童生徒の運動不足や体重増加、運動習慣等生活リズムの乱れが見られる。

【参考】体力総合評価DE群の割合を前年度の県平均と比較すると、小学校では男子が4.4%、女子が0.1%、中学校では男子が4.4%、女子が2.9%上回っている。（「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」スポーツ庁）

事業目標

「学校経営計画」における「体」の目標達成に向け、本資料の活用を行う学校の割合 小学校・中学校ともに100%
各小中学校の体力向上
県の体力合計点が小・中学校ともに継続的に全国平均を上回る。
体力総合評価DE群の児童生徒の割合の減少
H28～R元年度の平均値から3ポイント以上減少させる。
(平均値・・・小学校：男子32% 女子24% 中学校：男子29% 女子14%)

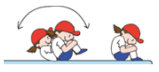
実施内容

令和2年度の取組

プログラム(メニュー)の作成
・体力・運動能力を包括的に向上させるために発達段階に応じて行ってほしい運動(動き)を、「こうち子ども体力・運動能力向上プログラム」としてまとめる。
プログラム(メニュー)の公開
・ホームページで公開するとともに、市町村教育委員会及び各小中学校に配付し、授業での活用を促す。
学校経営計画「体」の取組への位置付け
・全ての学年で活用するよう、市町村教育委員会を通じて各学校に依頼する。

令和3年度

1. プログラム作成委員会の開催(3回)
構成員(9名) 大学関係者、小学校・中学校・高等学校の各体育連盟、県スポーツ科学センター
・内容の検討、動画作成及び活用周知の協力
2. こうち子ども体力・運動能力向上プログラム解説書及び運動動画の作成
・運動の行い方や指導のポイント、運動の工夫例、関連する体力要素といったプログラムの詳細を説明する。
・撮影した動画をホームページで公開することにより、1人1台タブレット端末での視聴を可能にする。
3. プログラムの説明・活用の推進
・体育主任研修会での周知
・学校訪問時の公開授業における活用
・体育授業改善プロジェクト研究協力者によるモデル実践



令和4年度

- 体力・運動能力向上プログラム普及・定着事業(新)
1. 授業等でのプログラムの活用
・学校体育推進リーダーによる授業実践の公開
 2. 教職員研修
・体育主任会での周知及び実技研修、校内伝達
・夏季実技研修会、センター年次研修、要請訪問
 3. 体力・運動能力向上推進モデル校(2校)
・体力課題校を対象に、年間を通じた取組の実施
・プログラムを活用した組織的な取組
・指導主事の訪問等による授業改善の支援
 4. 運動習慣形成に向けた取組との連携
・「こうち子ども体力アップチャレンジランキング」への位置付け

令和5年度

- プログラム普及・定着事業
1. 実践モデルの構築
・授業実践の公開
・3つの資質・能力の育成及び1人1台タブレット端末の効果的な活用も踏まえた実践
 2. 教職員研修
・プログラム未実施の学校での校内研修等の実施
 3. 推進モデル校
 4. 運動習慣形成に向けた取組との連携

取組の方向性

市町村教育委員会や学校・地域と連携し、「学校における働き方改革」を推進

事業概要

国がR2年9月にとりまとめた「『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュール」（「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」）に沿って、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校における働き方改革の両立を実現するための取組を推進する。

方策 ・ 休日の部活動の段階的な地域移行（学校部活動から地域部活動への転換）、合理的で効率的な部活動の推進（合同部活動の推進）

現状・課題

「高知県部活動ガイドライン」に基づく部活動が進められているが、部活動に係る教員負担は依然大きい。国は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、R5年度以降に休日の部活動を段階的に地域移行することを示した。少子化等の影響により、学校単位での部活動が成り立たない状況となってきた。全市町村へのアンケート調査（「これからの運動部活動の在り方について」）において、他校と合同チームを作り、運動部活動に取り組みたいと考えている市町村の割合は県全体で97%となっている。合同チームの取組を推進していくためには、現行の中学校体育連盟の合同チーム編成規程では対応できない状況が生じ始めている。

- ・ 新入部員が入り、人数が揃えば合同チームは組めない。
- ・ 原則、地区（県内5地区）をまたぐ合同チームの編成は認められていない。
- ・ 大会出場は原則学校単位であるため、地域単位のチーム編成では大会に出場できない。等

市町村単位だけではなく、近隣市町村との連携を含め、合同チーム編成での課題を明らかにし、解決を図ることが必要である。



実施内容

地域部活動への移行（令和5年度以降）

合同部活動の実践も踏まえつつ、中学校における地域部活動の在り方について県教育委員会と各市町村教育委員会において検討

- ・ R3年度から地域部活動の実践研究（スポーツ庁委託「地域部活動推進事業」）の実施
- ・ 県スポーツ課、スポーツ協会と連携して、総合型地域スポーツクラブ等、地域スポーツ団体との取組を推進

県教育委員会と市町村教育委員会連合会で協議を行い、制度設計実施

R5年度以降に、各地域の実態に応じて段階的に休日の部活動を学校部活動から地域部活動へ移行

中学校の合同部活動（運動部）の推進

課題解決に向けて、学校及び市町村の意向を集約して協議

- ・ 各学校、市町村の意向を集約し、各地区の市町村教育委員会連合会で協議

- ・ 市町村教育委員会連合会役員会で集約

- ・ 「これからの部活動の在り方検討委員会」（大学教授、総合型地域スポーツクラブ関係者ほか）にて協議

中学校体育連盟との協議、編成規程の改正

該当市町村が連携した部活動の運営



第3期高知県教育振興基本計画（改訂版）

令和3年3月発行

発行 高知県教育委員会
編集 高知県教育委員会事務局教育政策課
住所 〒780-0850
高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号
電話 088-821-4731
FAX 088-821-4558
URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/>
E-mail 310101@ken.pref.kochi.lg.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



高知県は持続可能な開発目標（SDGs）に向けて取り組んでいます。

